

使用職工七萬人、投資額約一億五千萬圓を算し、最早動かすことの出来ない一大勢力を成すに至つた。かく日本人紡績の發展顯著なるものがあり、支那人經營紡績も亦相當の發達を遂げたのである。之に英國人紡績を加へ、日英支三國紡績の發展と共に労働階級も亦擴大した。一時労働不安に襲はれたこともあつたが、國民革命軍は労働階級の擴大によつて戰鬥力を増大し、労働者農民を驅り立て戦線に参加せしめ、封建軍閥の掃滅に突進したのである。

國民革命軍の進展と共に、また一方資産階級の利害を強く考慮しなければならなくなつた。軍費の支出、建設事業の遂行等に於て資産階級の援助を必要とした。労働階級の利害のみに依て國民革命軍の進路を決する譯には行かなかつた。共同の敵であつた封建軍閥討伐の進行と共に、資産階級と労働階級とは各々の階級的な立場に據つた。軍政費を負擔することに依て、また建設事業費を分擔することに依て、資産階級は漸次南京政府と接近し、労働階級の活動を制限するに至り、一時襲はれた労働不安も徐々に薄らいで來た。またその反面に南京政府の統治勢力の構成に於て資産階級が重要な一役を演じ、その組成の一要素となつたのである。それはまた一般工業の發展を招來するものであつた。紡績業はそれに依て益々發展し、紡績以外の各種工業も亦發展することが出來た。工業のみでなく一般商業も航運業も、銀行業も、その他鐵道の敷設もすべて一様に發展の軌條に乗つた。上海銀行公會加盟の銀行だけでも一九二八年末の數字に於て加盟の新式銀行二十五行で、資本金二億三千万圓を算し資産實に十四億元に達した。かくして一般的なる支那それ自體の資本主義が發展することになり、資産階級の勢力を加ふるに至つた。南京政府は強大なる資産階級の支持を受け、一九二八年には一先づ北伐を完成することが出來た。そうした北伐完成は支那資本主義が南京政府の名に於て封建的割據の局面を打開し、統一的近世國家の建設とその維持に發展して來たことに外ならない。

自由且つ廣大なる市場の獲得を要求し、封建軍閥を掃滅して割據の狹隘性を打破する資産階級は内に總ての封建勢力を排除するとともに、外に支那資本主義の發展を阻止する外國の既存勢力を驅逐せなければ止まない。一九二八年北京を攻略して國內統一の荒削りを終つた南京政府は外國に向つて不平等條約の廢棄を要求した。そして一九二八年から一九二九年にかけて着々と舊條約の改訂交渉に成功した。茲に第一次歐洲戰爭を契機として發展の軌條に乗つた支那資本主義は國民革命軍の封建勢力掃滅を支援し、そこに資本主義の據て立つ自由且つ廣大なる市場を獲得、更にそれが一段の發展への推進基底を成し、外支資本の相剋摩擦を醸生するに至つたのである。

### 第五節 南京政府の國內産業保護と外資工場の發展

南京政府は成立以來關稅自主を高調し、一九二八年十二月六日、各關係國に對して一九二九年二月一日より關稅自主を實行するに決定した旨の照會を發し、同時に新稅率表を一部添付して上海の各國領事に送附して來た。かく支那側は關稅自主を通知して來たのであるが、實際には先の北京關稅特別會議（一九二五年十月より一九二六年七月に至る間北京に於て時々開會）に於ける日英米三國案たる七種差等稅率に據るものであつた。此の改訂輸入稅率に對して日本は一九二九年一月三十日承認を與へ、支那側は豫定通り同年二月一日より新輸入稅率を實施した。尙ほ又此の新稅率は國定稅率實施に至るまでの過渡的なものであつた。

當時日支間には未だ支那の關稅自主權を承認する取極めを見てゐなかつたから、之れまで各國との間に締結された關稅自主權回復の條約も、すべて規定する最惠國條款に阻まれて實際には國定稅率が實施できなかつた。支那が關稅

自主權を回復して國定稅率を實施せんためには勢ひ日本との間に關稅協定を締結せなければならなかつた。かくて一九三〇年一月以來、日支外交當局の間に關稅協定に就て會議され、同年三月十一日假調印を了し、次いで五月六日正式の調印を見た。之に依て支那は完全に關稅自主權を回復、翌一九三一年一月一日新國定輸入稅率を實施した。右新稅率制定の主要なる目的は固より財政收入の増加に在つたが、それと同時に國內産業及び交通の開發企圖をも織り込むところがあつた。それは支那資本主義の要求に應じたもの、また資産階級統治の關稅政策の表はれでもあつた。かくて支那は日支關稅協定を最後として、一八四二年の英清南京條約締結以來、八十餘年間に亘る關稅上の束縛を解除することゝなつた。

南京政府は一九三一年右に見る國定輸入稅率の實施に次ぎ同年六月一日新國定輸出稅率を實施した。元來支那の輸出稅は一八五八年の英清天津條約に依據して制定せられたる以來、未だ一回も改訂されず（輸入稅のみ改訂）、從量稅の方は問題ないにしても從價稅の方は從價二、三分の低率となつてゐた。それで新輸出稅に於ては現實從價七分五厘を標準として全稅率の改訂を行つた。これが改訂も亦財政收入の増加を主眼とし、別に國內産業の保護政策を加味したものである。かく支那資本主義は南京政府の名に於て自らの發展の桎梏である片務的協定關稅の束縛を解き、關稅自主權を回復し、直ちに國定輸出入稅率を實施するに至つたので、支那の國內産業は關稅障壁の保護を受け、之に依つてまた支那向商品を製造する外國の工場も高率關稅の負擔を回避してその工場を支那に移すことゝなつた。殊に一九二九年末以來の世界銀價の低落から、支那に於ける工場の經營を有利とし、茲に支那の諸工業は急速なる發展を示現したのである。紡績業に就て見るに、一九二九年運轉錘數三百六十九萬九千四百一錘、据付中十八萬九百十四錘であ

つたものが、一九三〇年には運轉錘數三百九十萬五千二百十四錘に増加し、据付中のものは二十萬六千三百四錘となつた。日本人紡績の發展特に著るしきものがあり、一九三〇年末現在を同年六月末のそれと比較すれば、精紡機錘數十六萬七千錘、捻絲機錘數二萬餘錘、織機臺數一千九百餘臺を各増加した。在支日本人紡績の全設備は一九三〇年末現在に於て、精紡機リング百五十八萬九千六百四十錘、ミューール三千三百六十錘、捻絲機錘數十七萬二千五百六十四錘、織機臺數一萬二千八百四十五臺であつた。また英國人紡績としては僅かに怡和紡績が怡和、公益、揚樹浦の三工場を上海に置き、精紡機十五萬三千三百二十錘、織機一千九百臺を維持して變化なく、餘の日支兩國人紡績の優勢なるに比すべくもなかつた。

支那人紡績中には創業四十餘年の三新紡績が操業を停止せる以外、厚生紡績その他操業難に陥れるものあれど、全體として見れば依然たる發展の歩を持してゐた。是等内外紡績業以外の各種工業も大に發展した。上海に就て言ふも資本金二千元内外から四、五萬元程度の小工場が一九二九年以來の新設のみで化粧品五工場、懷中電燈九工場、日傘及び傘骨十二工場、調味粉三工場、電球三工場、絹織物一工場、球炭五工場、合計三十八工場を數へられた。また比較的大資本を擁するものには印刷用品製造の新聞報館工廠の資本金百二十萬元を初めとして、資本金八十萬元の鴻章毛織廠、五十萬元の大成紡織の染色工場及び民豐造紙の製紙工場、その他十五萬元内外のものには製粉、各種織物等の工場がある。これ等はいづれも支那人工場であり、またその數は新聞雜誌に現はれたものゝ集計であつて、實數は決して此の程度のものでなく、一九二九年末設立された護謨製品工場に就て言ふも三十工場を概算され、製品の種類も前記の外に化學用品や陶磁器を初めとして帽子類、砂糖、洋酒等あらゆる品目に及んでゐる。新設以外に工場の

擴張も續いて行はれたこと言を俟たない。同時にまた外國人工場、特に日本人工場の進出も目覺しきものがあつた。此の期間に於ける日本人工場の上海に進出したものは二十以上に達し電線、魔法瓶、アルミ靴型、モーター類、紡績用品、ネクタイ、メリヤス機、染料、帽子、蠟燭詰、オーバシユース、醬油、ネオン燈、金屬精鍊、傘骨、澱粉、ランプ口金類、グンスホールバツキングケース、醬油原料等の諸製造工場であつて、資本金は二、三千圓から十萬圓程度のものであるが、推定の資本總額は百五十萬圓となる。更に上海に工場を移さんとするもの及び新しく製造に着手せんとするものに木管、石鹼、蒲鉾、諸罐詰、帽子材料、蚊取線香等が數へられた。こうした支那工業の勃興は單に上海のみでなく廣東、南京、青島、天津、大連、奉天、安東その他各地も同様の氣運に在つた。かくて支那の關稅引上げと銀價の低落は支那工業勃興の氣運を醸生し、この氣運に乗じて外支工場が續々支那に創設せられた。その結果各工場に於ける販賣戰を尖鋭化し、支那人工場製品と外國人工場製品との間に漸次激烈なる販賣競爭が起つて來た。

國產獎勵と國貨提唱は常に支那人工場の販賣戰に押し立てる旗じるしであつた。特に封建軍閥を掃滅し、資産階級が統治勢力を獲得し、統一的中央集權の出現によつて、國產獎勵と國貨提唱の主張と運動が全國的に徹底的に、而も迅速に行はれるようになった。一九三一年春には外國人工場の進出を阻止すべく、各地の支那人商會議所、所謂商會を主體とする國貨提唱の運動が起された。各商會に屬する實業團體が此の運動に参加することになつた。さうした商會及び商會に屬する各地の實業團體が外國人の對支工場進出を排阻し、支那人工場の繁榮を招來すべく國產を獎勵し國貨を提唱する事は、資産階級の支持する南京政府及びそれに隸屬する地方政府をして同じように外國人工場製品の排斥政策を採用せしむるものであつた。南京政府實業部は一九三一年五月支那人所有の工場を外國人關係筋へ賣却

することを禁ずる命令を發布、若し工場主が營業繼續の意思なく、又は財政困難のため營業繼續に苦しむ時は中央若くは地方政府に於て同營業を引繼ぐことあるべきこと及び場合により低利資金を融通し應急方法を科學的に改善するよう指導することあるべしと規定した。此の事は外國人工場の對支移動を阻止せんとするものであつた。日本人紡績の支那への發展は前にも觸れたように經營難に陥つた支那人紡績を買収することに依ても實現された。實際に一九三一年初めから二三支那人紡績の日本人紡績への賣却説が傳へられ、利權外溢と稱して支那人の猛烈な反對が起つてゐた。實業部の右禁止令はこうした反對も直接の動機となつてゐる。斯かる外國人の對支工業投資に於ける南京政府の抑制は支那資本主義の發展を語るもの、また南京政府が此の新興勢力を基礎として統一的中央集權を樹立しようとするものでもあつた。従つて南京政府の政治勢力に於ける發展方向は國內一切の封建勢力の掃滅に在つた。此處に東北封建王國の解體を餘儀なくする客觀情勢が醸生されるに至つた。

### 第六節 滿洲に於ける國際資本の對立と滿洲事變の勃發

支那資本主義は發展の途上に横はる總べての力を排除し、總べての物を打破せざれば已まなかつた。一八四二年の英清南京條約以來支那に課せられた從價五分の正稅とその半額の附加稅より成る片務的關稅協定を廢棄して關稅自主權を回復した。此の事成るや自らの經營し投資する國內工業を保護する輸入稅を制定し、輸出稅を減免した。その餘勢を驅つて東北封建王國の堅城に突入した。即ち一九三〇年には東北黨部を設け、東北の外交、交通、財政及び軍事を南京政府統轄下に移し、南方資本が東北の鐵道に入り、上海に本店を置く支那銀行が東北の金融に手を染めた。東

北はまたその内部から新事業に對する南方資本の協助を求め、その商人も上海との間に取引關係を設けて南方經濟と密接に結び付いたのである。かくて南方資本の擴大と強化のために大きな障礙であつた東北封建王國はその據る足場を奪はれ、遂にその獨存性を喪つて了つた。かくて支那資本主義の發展から、内に利害の相對立した封建割據の局面を打開し、地方と中央の利害を共通とする近世國家建設の進行が起り、必然的に外に地方と利害關係をもつ他國との關係の上に重大なる變化が生じて來た。斯かる客觀情勢の下に一九三一年九月十八日の午後十時半奉天北方柳條溝附近で北大營の支那兵が滿鐵線路を破壊したことに端を發する滿洲事變の勃發となつたのである。

僅か數米の滿鐵線路爆破から滿洲事變への發展は右に見る緊迫せる客觀情勢の爆發であり、また從つて支那資本主義の要求を盛り、南京政府によつて指導された利權回收運動の所産でもあつた。それは更に南京政府を操る外國資本が支那人の利權回收運動に便乗した產物であり、當時外國資本は國際金融恐慌による彼等の利潤激減の故に支那人の利權回收運動を煽揚したものである。かくて滿鐵線路の爆破が直ちに滿洲事變へ發展する一觸即發の危機線にまで、南京政府を操る外國資本とそれに隸屬して育成された支那自體の民族資本との要求を盛り利權回收運動が強化され加速化されたのである。其處に滿洲事變の經濟的根據を認められた。當時の列強の對滿投資額を表示せんか次の如くである(東洋經濟新報社編「日本經濟年報」第六輯八二―五頁の收録による)。

(一) 日本以外列強對滿投資

國	投資額	割合
露	四六五、〇一五	八四・一
英	三九、五九〇	七・二
米	二六、四〇〇	四・八
佛	二一、〇八六	三・八
瑞	八五〇	〇・二
丁	一五七	〇・〇三
合	五五三、〇九八	一〇〇・〇

(二) 滿蒙に於ける世界各國の投資額概數(單位千)

國別	露	英	米	佛	瑞	典	丁	抹	計	同上割合
事業	三九、六三〇	一、五〇〇	—	—	—	—	—	—	四八、四三〇	七・四
鐵道	四、五〇〇	二、五〇〇	—	—	—	—	—	—	四、五〇〇	〇・八
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鑛業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 一、以上の大部分は一九一七年以前の投資にかゝるが故に、留、銀元は總て金圓等價とし、磅は我が一〇圓、弗は金二圓の割を以て換算せり。

二、本表の數字は借款、現存合辦事業、商社及主なる個人企業投資額を骨子とし之に多少の推定を加へた概數である。

(三) 滿蒙に於ける日本の投資(一九三〇年十二月末現在)

事業別	所在地	會社數	資本	
			公稱資本	拂込資本
農業	大連	一六	一、二二八、〇〇〇	六、二八二、〇〇〇
	其他各地	二二	三〇、三〇五、〇〇〇	一三、八四五、〇〇〇
計		三八	四二、五八七、〇〇〇	二〇、一二七、〇〇〇
水産業	大連	七	三、二〇九、一〇〇	三、二〇九、一〇〇
	其他各地	一	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
計		八	六、二〇九、一〇〇	六、二〇九、一〇〇
商業	大連	四三三	六、六〇八、八〇〇	二九、三一六、八〇〇
	其他各地	二六六	七九、〇八四、四〇〇	三八、七三三、三〇〇
計		六八九	一四〇、六九三、二〇〇	六八、〇五五、一〇〇
工業	大連	一六三	七四、四四四、三〇〇	五三、七一七、八〇〇
	其他各地	一六八	二五、九一〇、七〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇
計		三三一	一〇〇、三五五、〇〇〇	七四、七二二、八〇〇
鑛業	大連	一七	一、六八九、三〇〇	一、二三七、三〇〇
	其他各地	一六	四三、三九五、〇〇〇	三一、五七〇、〇〇〇
計		三三	四五、〇八四、三〇〇	三二、八〇七、三〇〇
運輸業	大連	七六	四六四、三九五、三二〇	四〇九、七七一、三二〇
	其他各地	三二	四六九、八七二、三二〇	四三一、九六五、八二〇
計		一〇八	九三四、二六七、六四〇	八四一、七三七、一四〇

小計	滿蒙借款	其他借款	合計	
			公稱資本	拂込資本
鐵道借款	二九件	二二件	一、四九八、二六一、三〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
林業借款	二二件	四件	一、三五五、四九三、〇〇〇	一、四三三、六五八、二〇〇
電氣借款	四件	二二件	六七、一五二、〇〇〇	一、三三五、四九三、〇〇〇
其他借款	二二件	二二件	四、三三五、〇〇〇	六七、一五二、〇〇〇
合計			一、七〇五、六九六、三〇〇	一、三五一、〇九三、二〇〇

(備考) 一、本表中農業とは林業、牧畜、果樹、養蠶等、水産業とは漁業、養殖等、商業とは輸出入業の全般、工業とは紡績、金屬、機械、窯業、化學、食料品、電氣瓦斯其他諸工業、鑛業とは鑛物採掘、製鐵業等、運輸業とは鐵道業、陸海運輸業を各包含す

二、本表の公稱資本及拂込資本は株式、合資、合名の本店のみを記載す、但し本店が日本に在りて滿洲に支店を有する會社は其の支店中の一個を本店と見做し内地本店の資本を計上せり

三、會社數及資本金拂込金額は昭和五年十二月末現在(關東廳統計年報作成材料に據る)とし滿蒙に於ける借款は昭和四年十二月末日現在とす

(四) 日本を含めた列強對滿投資

國	投資額	割合
日本	一、五一〇、七五五	七三・二%
露國	四六五、〇一五	二三・五%
英國	三九、五九〇	一・九%

第三章 利權回收熱を喚ぶ近代工業の移植

米	二六、四〇〇
佛	一一・三
瑞	二一、〇八六
丁	八七〇
抹	一五七
計	二、〇六三、八五三
	一〇〇・〇

(註) 右表(一)及び(二)は一九二九年十月、太平洋會議に際して滿鐵が資料として提供したもの、(三)も同じく滿鐵の調査である。(四)は他國が凡べて一九二九年の數字であることから日本のものも矢張同時の調査に據つたものである。

滿洲事變勃發の直前に於ける日本の對滿投資は右掲の諸表に徴せられる如く斷然他國を押へて壓倒的優勢を示してゐる。即ち右第四の總括表によるも、一九二九年末現在の數字で日本を含めた列強の對滿投資二十億六千三百八十五萬三千圓のうち七割三分二厘に當る十五億一千七十五萬五千圓が日本の投資に依て占められたのである。而も日本の右對滿投資額は全對外投資額の主要部分を占むるものであつた。従つて日本としては南京政府に依て先導される利權回收運動の對滿攻勢に決して沈黙し得るものではなかつた。北大營の支那兵に依て點火された口火が忽ち燃え擴がり遂に滿洲事變にまで發展することとなつた。滿洲事變は更に上海事件に飛火した。即ち滿洲事變の突發から上海の支那人の侮日抗日事件が相踵ぎ、遂に一月二十八日(一九三二年)午後我が陸戰隊の上海上陸となり、同夜半より上海市街に日支兩軍の交戦起り、次いで日本軍の總攻撃となり支那軍の全面的敗退を以て三月三日(一九三二年)日本陸海軍司令官の停戰命令下り、五月五日の日支停戰協定の調印となつて上海事件も落着を告げたのである。

滿洲事變や上海事件の底流を成す支那人の利權回收運動は我が國防經濟の生命線たる滿蒙に於ける日本の特殊權益を否定するに至り、遂に東亞全民族の生存と繁榮とを實力に依て確保すべき日本の決意を固めしむることとなつた。

かくて此の確保への重要な礎石として滿洲事變の發展過程のうちに滿洲國の建國を見た。即ち滿洲事變勃發の翌一九三二年三月一日、緒度上海事件の進行により日本軍が江灣鎮占據(二月二十七日)、大場鎮眞茹占據(三月二日)、吳淞砲臺占據(三月三日)、慘じめな支那軍の大敗退といふ破竹の進撃を續けてゐるとき、滿洲國の建國を表明する獨立宣言が中外に發表され、越えて一九三四年三月一日佳日を下して國民待望の帝制が實現し、樂土安住の理想郷の基礎が定められたのである。かくて支那人の利權回收運動は英米帝國主義の使喚に依て排日抗日運動に轉化し、日本の對外投資に於て最も重要な地歩を占むる滿蒙に於ける特殊權益を否定するに至り、更に支那側は武力抗争に依て野望の達成を企圖する重大局面に日本を引込み、日本は遂に已むなく、その國防經濟の生命線を守護するために立ち、端なくも東亞再建の端緒をつくる滿洲事變に發展し、更に滿洲事變は日本と固く手を握り東亞經濟圏の重要な一環たる滿洲國の建國となつて實を結んだのである。

滿洲國は世界經濟の變革による東亞經濟圏の確立といふ客觀情勢の必然的要請に基づいて建國されたものである關係上、この客觀情勢が少しも後退せず、従つて右必然的要請が益々昂揚される現段階に於て、滿洲國の育成とその發展との方向は世界經濟の變革に對應して起る東亞全民族大行進の進路である。同時にまた、滿洲事變から更に滿洲國建國への發展は日本資本の支那に於ける活動に對して加へ來つた英米資本の攻勢に對抗、これを完全に克服する態勢を整へたものでもある。世界恐慌は一九二九年より一九三二年に至る期間に最も激化し、一九三二年の底入れ後稍々恢復し、一九三四年には恐慌期を脱して所謂特殊の不景氣時代に入つたが、それは金本位制度下の貨幣金を基調とする自由主義的資本主義經濟機構に於ける價值關係の攪亂から生じて來たのである。即ち自由主義的資本主義經濟機構

の基調たる貨幣金の價值總和と生産物の價值總和との間の均衡が、不斷の發展による生産物の價值總和の増大から遂に攪亂されるに至り、貨幣金の存在が生産一段の發展に於ける桎梏と化したところに世界恐慌といふ經濟異變が生起するのである。自然的に限定の量たる貨幣金の不變の價值總和と不斷に増大せらるべき生産物の可變の價值總和との間に於ける價值關係の常道的な均衡攪亂は原と再生産行程を確保できる限度に於て許容される兌換銀行券(次の段階には紙幣に發展的解消を遂げる)の發行による貨幣金の價值總和の増大及び市場(貿易)の不斷の増大を以て緩和され、またそれを以て均衡回復を見るもの、従つてその破綻は窮極に於て市場増大の行詰りから生じ、また此の行詰りは世界的な一般水準への諸國の生産力發達から起るのである。故に世界市場分割の形に於て經濟圏が生まれ、其處に東亞經濟圏の確立も客觀情勢による必然的な要請としての根據がある。

東亞經濟圏の確立に於ける重要な礎石たる滿洲國の建國はまたそれ故に客觀情勢の轉變による必然的な要請となり、その發展方向も之に規定されて貨幣金に基礎を置く英米資本の重壓排除への線を邁進するものとなる。貨幣金の存在を否定する方向への經濟機構に於ける根本的な變革から、英米資本の據る基礎の動搖を來たし、愈よ支那市場を堅持する重要性が加はつたのである。茲に於て東亞新秩序建設を内包とし、東亞經濟圏の確立を外延とする東亞全民族の前進と、これを阻み世界舊秩序の中に全人類を閉ぢ込めんとする英米との間に自らなる相剋摩擦が起り、それが滿洲事變を生み滿洲國の建國に結實更に支那事變に發展させた。滿洲國建國となつて結實した東亞經濟圏確立の軌條は當然英米資本の重壓に悩む支那に通ずるもの、従つて支那事變の發展は英米帝國主義攻勢を克服、東亞再建の重要な過程としての色彩を濃厚にするものである。

## 第四章 歐米依存に狂ふ南京政府の經濟建設

### 第一節 概 説

廣東に於て初めて國民政府を組織した一九二五年七月一日から滿洲事變を誘發した一九三一年九月十八日までの間に、先に民國革命のために斷ち切られた國民結合の政治的な結びの紐が一個の紐帯に再統合され、實質的には兎も角も形式的には全支那統一の軌道に乗つて來た。即ち廣東に成立した國民政府は對外的には反帝國主義政策、聯露政策を採り、對内的には軍閥及び一切の反革命派討伐の方針を樹て、郷紳地主及び官僚資本家、買辦資本家を排撃した。その後武漢政府時代を経て南京政府成るに及んで聯露政策を清算、一九二八年六月五日には北京に青天白日旗が翻り一應北伐を完成することができ、茲に南京政府の對外的、對内的地位の向上を見、同時にまた國內資本主義の發展を助長する經濟建設の計畫に進む基礎も出來たのである。此の基礎に據て一九三〇年には全國工商會議を開き、次いで一九三一年には國民會議を開いて經濟建設の具體案を協議決定するに至つた。更にこれ等の會議に於て決議された各種の經濟建設計畫はその後實際問題との關聯に於て修正されたが、併しその爲に空想に近い計畫も漸次實行可能なものに改められ、且つまた、國際聯盟の對支技術援助並に國際聯盟加盟の諸國よりの對支資本援助も加はるに及んで愈よ南京政府の經濟建設が現實の動きを示すものとなつた。併しその進行と方向とが支那事變の勃發に遭つて頓挫し、また變更を餘儀なくしたと勿論、そこに支那經濟の各部門に於ける支那事變の深刻な影響があり、清算された自由

主義的資本主義の桎梏を解脱して新たに伸び行く新支那經濟諸工作の豐沃な土壤の開拓がある。將さに再建途上の支那經濟は自由主義的資本主義否定の上に好望なる前途の發展を約束され、東亞經濟圈躍動の重要な因子として發育生長せんとしてゐるのである。以下項を別ちて滿洲事變の前後から支那事變の勃發に至るまでの期間に於ける南京政府の經濟建設計畫並にその實行に關する内外諸事項を摘録して、支那事變までの支那經濟の發展方向を明らかにし、之に對する英米金融資本の繋がりを見出すであらう。

## 第二節 全國工商會議と産業振興策

南京政府確立のための最後の仕上げとなつた大規模の戦闘が一九三〇年三月から約半歳に亘り中央軍對西北軍に於て展開された。此の戦争は勿論今次支那事變の全規模が世界戦史未曾有の大きさに於て遂行されてゐるとは比較にならぬとは謂へ、當時の支那軍としては凡ゆる新式武器と戦術とを用ゐ、内亂には稀れな激戦であり、戦線の長いことも第一次歐洲大戦以外此の時までは世界戦史上に類例なきものであつた。従つて兩軍の死傷三十萬人、軍費二億元以上に及んだ。斯うした大規模な戦争の結果は民國革命以來繰返された連年の内亂に因て疲弊困憊してゐた支那の民衆とその産業とに大破壊を惹起することとなり、茲に支那朝野の統一と平和に對する要望が漸く眞剣なものとなつた。南京政府は對外的また對内的に漸次固めて來た政治的基礎に據て、國民が眞剣に統一と平和を要望する客觀情勢の下に國民的要望達成の推進基底たる産業の振興に於ける指導的地位に就いた。かくて南京政府工商部は一九三〇年十一月一日より八日間、工商政策の勵行、生産事業の促進、對外貿易の發展、國民經濟の増進を圖る見地から全國財界、在

外華僑の有力者、學者、南京政府各部、省政府、市政府等の各代表委員、合計百五十八名を以て南京に全國工商會議を招集した。同會議に提出された政府及び民間の議案頗る多く、開會前日までの提案二百八十二件、その後増加して四百六件となり、尙ほ別に緊急動議による提議もあつた。會議ではこれ等の提案を(一)國內工商業聯合の進行案、(二)國際貿易及び運輸事項に關する案、(三)勞働者の福利、學資及び科學管理事項に關する案、(四)商工金融及び租税に關する案、(五)工業の發展及び國貨の提倡保護改良事項に關する案、(六)國民の失業、商工業の救済その他の事項に關する案の六項目に大別し、夫々の委員會を組織して各議案を附議の上採否を決し、更に重要議案は之を本會議に附議するところがあつた。そうした數多き議案の中で工業部門、特に外國人の在支企業を抑壓若しくは制限せんとするものに次の諸案があつた。

- 一、支那に於ける外國人經營工場制限案(可決)
- 二、支那の開港場にて外國人の特種製造工場設立を獎勵すると共に法を設けて外國人工場と支那幼稚工業(支那人の自ら經營し得るもの)との競争を制限する案(可決)
- 三、外國人の在支企業を取締り以て經濟侵略を抵制する案(未決)

本案は委員會に於て原則を可決し、便法に就て討議を重ね更に重要議案として本會議に附議した。本會議に於ける各委員の意見を綜合すると、日本は近年輸入税を免れるため支那に工場を設立し、且つ勞銀の低廉を利用して支那商人と競争するので支那商人は尠からず壓迫を受けてゐる。將來條約改訂に據りて外國人の在支工業企業權を廢止し、改めて制限を加へ、同時に外國人商社を工商部に登録せしめて制限するの外ない。また工商部では既に鐵道、



鑛山に對して外國人の従事することを禁止した規定をなせるに拘はらず、不平等條約に妨げられて未だ實施するに至らぬ。工商部長孔祥熙は「工商部は登録せざる外國商社に對して法人の資格を認めないこととなつてゐるが、今後外國商社は必らず工商部に登録せねばならぬこととすべく、また外國商標の如き工商部商標局に登録するもの頗る多く、將來外國人の設立する工場に對しても取締ることが出來ると思ふ」と述べた。本案は尙ほ審議することとなつた。

四、獨占利益を取締り外國資本主義の侵略を節制する案（可決）

五、商店の店頭に外國品の陳列を許さざること制限する案（未決）

六、外國人が支那に於て工場を設立し燐寸を製造することの禁止を政府に請願する建議案（可決）

國內商工業聯合の進行案を討議する際「外資の侵入例へば燐寸會社の如きは外商のために撃破されてゐる。故に人材を集め資力を集めて外資の進撃に備ふるために國內商工業者の聯合が焦眉の急である」と主張する委員あり、當時瑞典燐寸の進出が支那同業者に對する非常な脅威となつて居り、旁々全面的な外國人燐寸工場の進出に對する排撃となつた。同時に外國で生産された燐寸の支那輸入をも防遏せんとする次の提案が可決された。

七、支那産燐寸及びその原料の税金を免除し、硝石等の護照發給方法を改訂し、且つ舶來燐寸の輸入税を加重する案（可決）

本案は支那産燐寸及びその原料に對する免税をなす一方、輸入外國燐寸に對しては反對に増税を行つて競争を有利ならしめんとする提案である。

此のほか外國人の在支企業及び外國品の支那輸入に對して課税上の差別待遇をなし、支那人企業の發展を保護助長せんとする諸提案のうち次の如きものがあつた。

八、輸入原料を以て製造したる貨物を外國へ輸出する場合の戻稅案（可決）

九、外國人在支工場製品に對しては製造税を賦課し、内地販賣の外國品に對しては營業税を課し、支那品は營業税を免除する案（可決）

十、保護關稅政策實行の第一着手として支那品の輸出税を免除し、外國品の免税及び戻税を撤廢し以て稅收減を填補する建議案（可決）

本案は支那品の輸出無稅の原則を確立するものである。また案の施行便法は（一）支那特産品、滿洲の豆粕類の如き肥料として日本の必需品に屬するもの、（二）支那工業の原料、棉花、繭、鉄鐵等の如きもの、（三）民食保持のため必要なる米麥の如き或は貨幣制度維持のため必要なる溶化銅塊の如き類は之を例外品として適當に課税する。更に便法として外國品の輸入は現行便法に依ると米、麥粉、金銀等一律免税範圍内に在るが、之をすべて分級徵税し、若し支那の農産物が凶作若くは貨幣制度改革の結果、大量の地金銀を購入する場合は臨時に特定期間免税とする（本項保留）。また外國品の三年内に再輸出の場合、輸入正税を拂戻す現行便法を廢止する。尙ほまた戻税撤廢の理由は此の戻税制度なるものが外國商人の利益を擁護するのみにして、支那工業には戻税の特典なく、各國の生産獎勵に基づく戻税便法とは異なるものであるから戻税制度を撤廢することが必要であるといふに在つた。

これ等各項の提案に盛る内容はすべて外國人の在支企業を抑壓し、これに依て支那人企業の蘇生とその發展とを招

來せんとするものであつた。右の全國工商會議は一個の諮問機關として構成されたところであつて、その可決事項が直ちに南京政府の諸政策を律する性質のものではないが、併し孫文の所謂「歴史活動は民生を以て重心とし、民生の重心は商工業に在る」に依據する南京政府としては此の會議に依て表示された商工業者の要請を受容れるに充分な素地をもつてゐた。かくて全國工商會議に於ける商工業者の要請と之が實行に對する南京政府の心構へとは次の如く集約され、全國工商會議宣言と成つて公表された。

全國工商會議宣言

- 一、經濟侵略の抵制に關するもの 總理の言に「支那が國際平等の地位に昇れる以後、國民經濟及び一切の生産は方に充分發展し得る」とある。そして不平等條約の廢除と保護關稅の勵行は實に支那幼稚工業發展の基本條件である。是れ本會議の宣言するところの一である。
- 二、聯合經營に關するもの 外國工業と競争せんと欲せば必らず大規模の製造及び最新式の販賣組合方法を有し、資本を集中し原料を集中し、機器と人力を集中して費用の節約を計り原價を輕減することが焦眉の急務である。最近燐寸、砂糖、陶器の諸業は既に聯合經營或は聯合販賣を實行し以て生産費を節減し、外商のダンピング策を抵制してゐる。今後生糸、絹織物、綿絲、綿布、茶、磁器、セメント、桐油、大豆の諸主要商工業は始ど同一方策を採るに非ざれば環境に適應するに足らない。衆策衆力に依て善後策を定むるは今正にその時である。是れ本會議の宣言するところの二である。
- 三、稅制整理に關するもの 生産の發展は固と苛稅、雜稅の廢除を以て前提とし、就中租稅制度の刷新を根本要圖とする。釐金撤廢の議は三十年來唱へられてゐるが、徒らに國事多端、莫大なる軍費、それ等が遂に釐金を固有なものとし、今まで撤廢するに至らなかつた。そして巧妙なる名目の苛稅を定め、甚しきは本を變じて重稅を課する。然るに我國民政府は既に二十年（一九三一年）一月一日以前に釐金を撤廢することを公布した。總べて我商工界の慶幸に堪へざるところである。今次本會議の提案に於ても釐金及び各種苛稅の撤廢を要求せるもの五十件の多きあり、撤廢を渴望する輿論、之に於て見るべきである。冀ふ

所は政府が期日通りに實行し、國人の渴望を慰するにある。是れ本會議の宣言するところの三である。

四、幣制改良に關するもの 幣制の改良は政府既に方策を有する。最近の金高銀安の時に在りては特に金本位制の確定に重きを置くものがある。唯だ本會議は事態を重大とし必らず充分の準備を有し、適當なる程序を経るを今の計とする。先づ複雜紊亂の現行幣制の整理に着手し、銀元を統一し、兩を廢して元に改め、紙幣發行制度を確定し、然る後時勢を見極め狀況を酌量して、漸次金本位制を採用するに如くは莫しとする。是れ本會議の宣言するところの四である。

五、科學管理法及び實業合理化に關するもの 我國工業の落後、科學管理法及び實業合理化を勵行するに非ざれば挽回を謀り進展を圖るに足らない。本會議は米獨諸國商工業の發展に鑒みるに何れも科學管理と合理化の盛んに行はれたるに由る。故に工商部に主管及び工商行政關係の各機關、國內重要學術團體、職業團體、勞働代表を招集して全國實業合理化研究會を組織し同時に中國工商管理協會を擴充して、各省市に在りて分會を設立し、以て經濟組織の刷新を期し、生産能率を増進し、弦を改めて張に更ゆるは之を措いて他に莫きを建議する。是れ本會議の宣言するところの五である。

六、基本工業に關するもの 基本工業は一般工業發達の母である。故に工業の發達を謀らんと欲せば先づ基本工業の振興に重きを置かなければならぬ。本會議は一致議決して先づ豫定の酸礮、鋼鐵、石炭、石油、棉花、毛等の基本工業計畫を最短期間に一々實現し、その他紙、砂糖、人造絹糸の類も併せて準備し各方面奨勵せらるべきを政府に請願せんとする。是れ本會議の宣言するところの六である。

七、固有工業に關するもの 近年我國固有の工業は日に衰退を見る。歐米人士の稱讚して置かざる手工製品は産額に限りあり、海外に廣く販路を求むることが出来ない。挽回を謀らんと欲せば自ら科學方法を利用し、技術を改良進歩せしめて生産を増加すべきである。是れ本會議の宣言するところの七である。

八、勞働者の福利に關するもの 總理の言ふあり「支那の患は貧に在る、貧は則ち富源を開發して之を富ましむべきである」と又言ふ「生産力の充分なる發達は勞働者の生活状態をして改善の機會を有せしむる」と。蓋し貧窮の支那に在りて工業生産は發達することが出来ないからである。即ち男工、女工、幼年工の論無く、その生計は何れも改善の由がない。故に中國國民黨は民衆の努力と革命民衆の奮起を喚起する。その根本目的は乃ち支那の産業發展に在つて、支那の産業破壊に在るのではない。

乃ち生産の秩序を建設するに在つて、生産の秩序を破壊するに在るのではない。本黨の領袖は切實に之を言ふ所である。故に勞働者も資本家も利害は實に一致し、雙方の精誠合作、共存共榮こそ勞資協調の第一要義で、是れ本會議の宣言するところの八である。

九、失業問題に關するもの 我國の社會を觀るに生産の衰落に因りて失業する者頗る多い。救済を加へんと欲せば生産の發展を措いて他に途がない。外支投資利益の保護、商工金融事業の鞏固、工業の奨励、職業教育の提唱、失業保險の創設、職業紹介の推薦が急務である。是れ本會議の宣言するところの九である。

十、國際貿易に關するもの 國內市場に在りては外貨との競争に力を竭し、國外市場に在りては大量輸出を企圖し、以て國貨提唱運動に更に一步を進むる事を期する。唯だ此の目的を達せんと欲せば實力を集め精密に規劃せねばならぬ。國際爲替銀行の擴充、國外航運事業の創設、商務委員の派遣、國際貿易協會の創立が要圖である。是れ本會議の宣言するところの十である。

以上十項より成る全國工商會議宣言は歸するところ統一に對する欲求とそれによる利益を收めんとする支那商工業者の意嚮を表現するもの、また同時にこれを指導し、更にその成果を以て自らの據る物質的基礎たらしめんとする南京政府の意圖を強く表明したものと成る。要するに、一九三〇年の春から夏にかけて展開された中央、西北兩軍の對戦に因る被害は甚大であり、例へば交戦地帯住民の死傷する者、生産資源その他金銭上の被害に因て流浪する者等人的被害の大なること、直接戦争に因る死傷者三十萬人を遙かに超過するものがあり、また南京政府側の鐵道被害のみで一億一千四百九十三萬六千元、農産物被害のうち河南、山東、安徽三省の葉煙草のみで二千萬元以上三千萬元に達する等、物的被害の大なることも直接戦争に因る支出二億元（軍費）以上と比較にならぬ巨額なものがあつた。此の戦争が餘りにも激烈であつたことが統一と平和に對する心からなる國民の要望を生ぜしめ、それは必然的に復興支那の建設と産業振興策に於ける官民の協力一致を招來し、その要求を集約し、その方嚮を規定する全國工商會議となつたものである。

たものである。

### 第三節 國民會議と實業建設計畫

全國工商會議に於ける決議事項具現の線に沿ひ、同會議開催後約半歳、即ち一九三一年五月五日より同月十七日まで南京に於て國民會議が開かれた。國民會議に於ける幾多議案中、特に重要な議案とせられたものは南京政府の提案としては約法と實業建設順序案であり、代表のそれとしては國民經濟委員會設立案であつた。國家の建設事業は經濟建設から始めなければならぬとの南京政府年來の主張が、此の國民會議に於ても指導的な理論となり、總べての議案を通して經濟建設に重點を置くものとなつてゐた。先づ南京政府提出の重要議案の一であつた中華民國訓政期約法を見るに、是は全文八章八十九條より成り、その「第四章國民生計」に於て次の如く規定した。

- 一、國家は國民生計發展のために人民の生産事業に對して奨励及び保護を與ふべし
- 二、國家は農村經濟發展のために農民の生活を改善し、小作農の福利を増進し、左記の事項を積極的に實施すべし。  
 (イ)全國の荒廢地を開墾し、農田の水利を開發す。(ロ)農業金融機關を設立して農村の事業を奨励す。(ハ)貯藏倉庫制度を實施し、凶災を豫防し、民食を充實す。(ニ)農業教育を發展し、科學實驗を重視し、農業普及を勵行し、農業生産を増加す。(ホ)地方農村の道路築造を奨励し、物産の運輸を便利とす
- 三、國家は石油、石炭、金、鐵の各鑛業を興し、同時に民營鑛業に對して奨励及び保護を與ふ
- 四、人民は職業及び營業を自由に撰擇するを得、但し公共利益を害するものは國家が法律を以て之を制限若しくは禁

止するを得

- 五、人民は契約締結の自由を有し、公共利益及び善良なる風俗を妨げざる範圍に在りては法律の保障を受く
- 六、人民は經濟生活を改良し、勞資互助を促進するため法に據りて職業團體を組織するを得
- 七、勞資雙方は協調互利の原則に基づき生産事業を發展すべし
- 八、國家は勞工の生活状態を改良するため、勞工保護法規を實施し、婦女兒童の勞働に従事する者の年齢及び身體の狀況に應じて特別の保護を施すべし

- 九、國家は傷病廢老に因りて勞働する能はざる農民、工人等の豫防及び救済をなすため勞働保險制度を施行すべし
- 十、國家は國民經濟の發展を計るため各種の組合事業を提唱すべし
- 十一、國家は人民生活必需品の生産、消費及び價格の調節若しくは制限をなすを得
- 十二、貸借の高利及び不動産使用の高價は法律を以て之を禁止す
- 十三、國家は服務に因りて廢疾者となれる現役軍人に對して相當の救済を施すべし

以上の十三項が國民の生計に關する約法規定の全部であるが、それに規定する内容の概要は(一)國內産業を國營と民營とに分ち、私人の經營し能はざる大事業はこれを國營とし、近代科學工業に於ける基本工業であり而も大規模の經營を要する鑛業は原則として國營とする方針の下に石油、石炭、金、鐵の各種鑛業は先づこれを國營とする、また民營事業に對しては國民生計發展のために今後獎勵と保護とを與へる、(二)農村經濟の發展、農民特に小作農の福利増進に必要な施設を行ふ、(三)支那に特異の發達を遂げたギルドの桎梏を打開する意義をもつところの職業及び營

業の自由、契約締結の自由を認める、(四)勞資協調を基底としての合法的職業團體の組織を認め、勞働者の特別保護を實施して生産事業の發展を圖る、その他(五)生活必需品の生産、消費及び價格の調節と制限、廢兵の救済等を行ふといふに歸する。かくて約法の「第四章國民生計」に於て支那經濟建設の原則を指示するところあつたが、次いで五月九日の本會議に南京政府の提案として實業建設順序案、即ち此處に所謂「實業建設六ヶ年計畫」案が附議されることとなつた。

右實業建設順序案の提案理由の説明に於て蔣介石は「新支那の建設事業の順序として最も重要なるは農業と交通とで、支那は農業を以て立國としながら一九三〇年は外國から一億四千萬兩の食糧を輸入し居るは國防及び國民生活上頗る寒心すべきである。又交通は支那の建設統一と事業振興とに至大の關係を有するもので、即ち各鐵道の順序は右提案に定められてゐるが、水路は揚子江と黄河に次ぐ淮河が重要で、農業との關係深きを以て、これが修築をなさねばならぬ。これについては東方と南方とに二大港を開き、以て帝國主義者に對抗して商業、交通、軍事及び租界回收に奮闘すべきで、六ヶ年内には必らず成功を期す。又航空事業の發展に努め、一九三五年までには一千の飛行機を造り、全國真正の統一に資せしむるを要す。航運業は甚だ幼稚であるが、これも六ヶ年内には少くとも二十萬乃至三十萬噸を實現し、一方航運の回收に努力せんとする。その他基本工業に對しても注意を拂ひ、今後工業の發達獎勵には大いに努めるつもりで本案を提出するに至つたものである」と述べてゐるが、孫文の建國方略中の最重要點に根據し、經濟建設を實行せんために實業建設順序案と銘打つて國民會議に提出したものである。本案は五月十四日の本會議を通過して實業建設六ヶ年計畫となつたが、その内容は次の如くである。

### 實業建設六ヶ年計畫の内容

- 一、總理の確定せる建國方略中の實業計畫は中華民國物質建設の最高原則となす、國民政府に於て定期實行計畫を詳定して順次實施す
- 二、現在國家の大計國民の生計の急切なる必要に従つて期限を限りて以下の鐵道を完成す。(イ)粵漢鐵道 株州・韶關間一九三三年末完成。(ロ)隴海線 (1)潼關・西安間一九三二年末完成。(2)西安・蘭州間一九三六年末完成(3)運河停留場より臺兒莊支線に至る間一九三二年六月完成。(ハ)新隴綏線 包領鎮・寧夏間一九三四年六月完成。(ニ)京湘線 南京・株州間一九三四年末完成。(ホ)滄石線 滄州・石家莊間一九三二年六月末完成。(ヘ)其他の線路例へば廣州、騰越線、廣州、重慶線、通張線、洮隴線、哈洮線、川康線等は何れも重要線なるを以て政府は別に積極的に準備し期限を切つて完成すべし
- 三、一九三五年末までに、淮河の浚渫工事全部を完成す、黄河の治水工事は國民政府に於て眞先に實行し期限を定めて完成す
- 四、一九三五年末までに、南方、東方兩大港及び葫蘆島、海州兩港の第一期工事の建築を完成す
- 五、一九三五年末までに、全國に二十萬軒の公路を増加並に完成す、其の路線の分配は國民政府に於て交通の必要に従つて之を規定す
- 六、一九三五年末までに、全國に五萬軒以上の航空線及び一千臺の商用飛行機を増加す、國民政府に於て進んで施設及び獎勵す
- 七、一九三五年末までに、國營航業を二十萬噸乃至三十萬噸増加し内河及び沿岸航路以外に、南洋及び外國航路を開始し、人民の經營する航業に對しては獎勵及び協助を與ふ
- 八、水利、電氣、鋼鐵、醃類、曹達類、石炭、砂糖、石油及び自動車等の基本工業は國民政府に於て進んで起業し、其の私人の投資起業し得るものは政府で獎勵協助し、且つ充分なる保障を與ふ
- 九、農業生産の増進に關しては農業の科學化を以て原則とし、水利、電氣等の重要建設以外に、農産の實驗改良、農産の増加獎勵、造林の普及及び漁業、牧畜事業の發展を重視し、同時に省毎に實驗縣區を劃定して農業改良の模範とす、其の詳細の計畫は國民政府に於て制定推行す
- 十、東北及び西北の開発に對しては銳意努力す、交通の建設、土地礦産の開発、移民開墾の實施の如きは國民政府に於て其の地

方の情況及び國防の必要に従つて詳密な計畫を定め、期限を定めて實行す

以上の十項を以て國民會議を通過したる實業建設六ヶ年計畫の全内容とするものであるが、その第一項に於て「實業計畫」は支那の物質建設に最高原則であることを明記せる如く、此の計畫の骨子は孫文の「建國方略」に述べた「實業計畫」に據つたもの、謂はば孫文のそれに對する實行案が、即ち實業建設六ヶ年計畫となつたものである。而して此の計畫に包括するところは鐵道、河川、築港、道路、航空、航路、工業、農業、開墾等極めて廣汎且つ遠大なるものであつたから、實際問題に逢着して段々實行可能な案に改修を餘儀なくした。

### 第四節 實業部立案の經濟建設諸計畫

實業建設六ヶ年計畫が右に述べた如く國民會議で議決された直後、即ち同じ一九三一年に南京政府は實業部をして前記計畫を變更、實業十ヶ年計畫なるものを立案せしめた。その内容は次の如くである(註三六)。

#### 實業十ヶ年計畫の内容(大綱)

- 一、港灣、運河、鐵道の建設
- 二、西北地方の開拓(實業部經營)
- 三、鑛山、炭礦の開採(實業部經營)
- 四、冶金製鍊工場の設立(政府監督、民營)
- 五、鐵、鋼鐵の生産(實業部經營)
- 六、煉瓦、セメント其他建築材料の製造(政府監督、民營)

- 七、機關車其他車輛製造(鐵道部經營)
- 八、造船(海軍部經營)
- 九、運搬器の製造(政府監督、民營)
- 十、コールドール工業の助成(實業部經營)
- 十一、基本的化學工業の設立(實業部經營)
- 十二、水力電氣組織の發展、中央發電所設立(交通部經營)
- 十三、電氣機具の製造(政府監督、民營)
- 十四、都市水道事業の開設(內務部經營)

II 所要量及び經費推算II。(イ)船舶及び工業用機關は十年間に二千三百萬馬力の新裝を要し、其の經費毎年二億三千萬元を要する。(ロ)鐵及び鋼鐵の需要は十年間に年額一千二百萬噸(人口一人當六十封度)に増加せしめ、之に要する施設として、三百萬噸を二億噸に増加すべく其の出炭經費三億百萬元、更に石炭及び冶金工業の機械的設備費年額一億五千萬萬元を要する。(ニ)農耕用機具の新裝費は耕作地の開發に伴ひ、一人當り一年少くとも二元を要し、其の年額一億元に達する。農産加工用機械は新設經費十年間に二億三百二十萬元を要し、斯くて農産整備費合計年額一億二千三百二十二萬元に達する。(ホ)化學工業機械器具は十年間新設費合計二十五億元を要する。(ヘ)紡績工業整備は十年間に四千萬錠とすることを必要とし、其の増加部三千六百萬錠の經費十八億元、其の他附帶的經費をその半額と見て之に要する經費合計二十七億元である。(ト)機械工業は中央工場の新設を初め、各般の施設費十年間に百億元を要する。

斯かる内容から成る實業十ヶ年計畫案では原定の六ヶ年を延長して、十ヶ年に改めたところに特別の意義が認められるものであつたが、併し今度は期間が長過ぎると言ふこと及び實施不可能な地域を包含すると言ふことから、又もや改修の必要が起り、同じ一九三一年 原定計畫のうちにて特に重要緊急を要する部門を撰び、且つ南京政府の威

令の行はるる中支那諸省を實施地域とするとの根本方針の下に、實業部に依て次の内容を盛る實業四箇年計畫が立案され、中央政治會議に附議可決された(註三七)。

#### 實業四箇年計畫の目標とその大綱

- 一、支那は地理的或は民族的に見れば統一されてゐるが、經濟的或は政治的に見れば決してさうでない。一國の統一には武力、政權及び經濟力の三要素が考へられる。然し單なる武力は統一の手段に過ぎず、又政治も統一の方法に過ぎないのであつて、眞の統一は經濟を基礎としなければならない。
- 二、支那經濟が封建的剝奪の状態を脱してゐないことは確かであらう。この經濟的封建主義を打破しなければ支那の全國的統一は不可能であり、従つて近代國家的水準に達し得ない事も明らかである。民族の自由平等運動は經濟的獨立の完成を以て究局の目的とするものであるが、その爲には經濟的封建主義に代つて人民の爲の經濟建設が人民自身に依て確立されねばならぬ。
- 三、經濟的建設の問題を考察するに當つて注意すべきは、第一に支那の資本並に勞力を全國的に總動員するが如き企ては結局失敗すべきこと、第二に生産と消費を全面的に調整することも現状に於て望み難いといふことである。従つて支那の産業建設計畫としては、全國的規模のものよりも寧ろ中部支那を出發點とするのが最も妥當と思はれる。即ち揚子江流域地方を中心とするのであるが、この地方を選ぶ理由としては(一)政府の所在地であること(二)一般に政治的中心の安定の爲には經濟的中心との協調を必要とするものである(三)最も重要な交通路にして而も人口稠密なること(四)産業計畫の遂行には交通關係が重大な役割を占めるものであるが、揚子江は支那の最も肥沃な六省を流域とし、約二億の人口を擁し支那最大の市場を形成してゐる(五)對外貿易上に最も優越せる地位を占めること(揚子江各港を通ずる對外貿易は支那總貿易額の約六〇%に當る)(六)船舶の可航距離が絶大であること(揚子江は支那最大の河川にして延長三千二百哩に及び、船舶の可航距離に於ても黄河並に西江を遙かに凌駕してゐる)等に歸することができ、斯かる點より見て揚子江流域を模範的産業中心とする計畫が最も妥當と思はれる。
- 四、支那の現状を觀察するに自由主義經濟に放任するよりも、或る種の統制經濟を採用することが望ましい。世界大戰以來各國

は何れも自給自足を目的とし、經濟的國家主義は今や正に全盛の觀がある。斯かる環境に於て、自由主義經濟の政策を墨守することは、徒らに國際競争場裡の犠牲となる結果を招くに過ぎないであらう。支那は現在尙ほ農業を主とし工業は幼稚の域を脱してゐない。斯の如き状態に在る工業が充分な保護を要することは疑の餘地がない。曾て支那は原料供給國として重要な地位を占めてゐたが、現在その情勢は著しく變化した。即ち鐵鋼等の工業原料は勿論、莫大なる穀類及び棉花をも輸入してゐるのである。従つて極端な保護を強調しないまでも、少くともこれ等原料の自給策を講ずることは絶對に必要であらう。斯の如き事態を救ふ唯一の方法は、國家に依る産業統制を實行するに在る。

五、資本主義制度の下に於て統制經濟或は計畫經濟を説くのは理想論に過ぎないといふ論者もあるが、支那の如く資本主義の充分發達せざる國に於ては却つて統制經濟の實現が比較的容易であり、又これを實行する必要も大である。(イ)穀物統制 實業部の下に穀物管理署を設け、全國穀物の運輸、貯藏及び配給を統制する。(ロ)棉花統制 農業試驗所其の他の研究機關により棉種の改良統制を行ひ、又交通當局其の他と連携の下に棉花配給を統制する。(ハ)石炭統制 炭坑業者を聯合せしめ、交通當局との連携下に石炭の生産配給を統制する。

以上各項は既に實行に移され、或は實行し得るものであるが、その根本政策としては總べての生産事業を政府の統制下に置かねばならぬ。人民の團體組織に援助するのは政府の義務であり、これを適宜指導することは經濟的に不健全な争鬭を解決或は防止することとなる。更に政府の統制は生産と消費の調整を容易ならしめるであらう。

六、從來計畫し來れる重要産業の建設案を具體化し、鋼鐵工場、硫酸工場、中央機器廠、新聞紙工場等の設置、精紡機及び織機の配給を初め中央農業實驗所、中央牧場の開設、蠶業、漁業の改善を行ふ。これに要する經費として工業及び鑛業に四億八千七百萬元、農業に一億一千三百萬元、合計六億元を四ヶ年に支出する。併しこの發展計畫を揚子江流域に局限し、鐵及び石炭等の資源開發もこの地域以外に擴大しなくば、その費用は三分の一を減じ得べく、この經費節減を可能とするならば合計四億元 即ち年一億元で足る。

斯かる經濟建設の目標に依て規定され、また此の目標に到達するための實踐項目を内容とする實業四箇年計畫は國

民會議決定の實業建設六箇年計畫やその後の實業十箇年計畫に於て幾度も練り直したもので、勿論それは容易に實行し得べき計畫ではなかつたが、兎に角實行の意圖を表明したものである。一九二五年七月一日、廣東に國民政府を組織した以來此の時に至る迄の間に、先に民國革命のために斷ち切られた結びの紐が一個の紐帶の下に再統合され、全支那統一の軌道に乗つて來た。即ち廣東に成立の國民政府は對外的には反帝國主義政策、聯露政策を採用し、對内的には軍閥及び一切の反革命派討伐の方針をして實行に移されることとなつた。併し年額一億元の經費に節減し得るとしても、尙ほ南京政府が此の資金を國內に求めることは容易でなかつた。結局建設資金を外國の援助に仰ぐこととなり、自然そこに採算的な種々な障礙が起り、計畫の順調なる進展を阻まれることとなつた。その後の經濟建設に於ける進行狀況と併はせて、此の間の消息を摘録すれば次の如くである(註三八)。

一、鋼鐵工場 最初の計畫に於ては獨逸喜望公司(Gute Hoffnūngs Hütte Manufacture)との合辦により八千萬元の資本を以て一日五百噸(此の生産量は支那總消費量の四分の一に相當する)の鋼鐵生産能力ある工場を建設せんとするもので、原料の鐵鑛は江南地方に豊富であり、又コークスは江北雷家溝の石炭を利用する意向であつた。而して工場の建築は獨逸の喜望公司に依り行はれる筈であつたが、その交渉が四箇年に互つて一向進捗せず、これが急速なる建設を痛感するに至り、そこでこの計畫を再検討した結果最初の豫定たる一日五百噸の鋼鐵生産能力を半減し、必要に應じて將來これを擴張することに決定した。従つて資本額も四千萬元に半減することとなつた。この新工場建設契約は一九三二年末に獨逸側と調印をする筈であつたが、雷家溝炭坑の石炭がコークス製造に適しないといふ報告のあつたため再び延期を餘儀なくされた。その後改めて獨逸側と十萬元の契約を爲し、獨逸人技師と實

業部技師とが共同して該炭坑の石炭を調査研究したが、愈よその不適當なことを確めるに至つた。斯くて雷家溝は斷念され、改めて専門家の推薦に依り江西省安源地方の高坑産石炭を使用することに決定した。この鋼鐵工場では右に依り江西省安源の高坑炭を燃料とし、大冶鐵礦を原料として操業することとなり、喜望公司も備付機械の見積りを提出することとなつた。

一、硫安工場 最初英國のト内門 (Imperial Chemical Industries) 獨逸の馮奇 (I. G. Farben-Industrie) と合辦にて支那八百萬元、英獨兩者にて七百萬元、合計一千五百萬元を出資して建設するはずであつたが、その後一九三二年英獨側の代表者來支して三者協議の結果假契約を締結した。同契約に於て支那六百萬元 (半額政府、半額民間公募)、英獨五百萬元、合計一千百萬元に縮少し、英獨側は一九三三年六月までに實行計畫を支那政府に交付し、また支那政府はこれに必要な原料が支那に充分あるか否かを探究することを規定した。然るに支那側の湖南に於ける調査は完成されたが、英獨側の具體案の提示なく、従つて右假契約は一九三三年六月を以て解消してその延期を認めず、支那政府の獨力建設を決定するに至つた。かくて支那政府は一九三四年四月天津の永利製鹼公司に對し官資二百萬元を出資し、民資百萬元を増資せしめ、資本金五百萬元の永利化學工業公司と改稱し、別に中國、上海、金城、中南、浙江興業の諸銀行よりも五百五十萬元の融資を受け、完成三箇年の豫定の下に浦口に於て工場の建設に着手した。

三、中央機器廠 實業部は本工場に要する機械及び部分品購入のため對英國匯賠償金董事會との間に英貨十二萬三千二百磅の借款契約を締結した。而して本工場は國營とする計畫であつたが、その出發點から製造すべき機械の種類

及び流動資金の捻出方法を如何にすべきかの種々困難な問題に逢着して順調であり得なかつた。右の借款は工場設備の機械購入に充當するものであつて、それ以外に約三十萬元の工場家屋建設費を必要とした。是はその後上海の銀行團から融資を受けることに契約の成立を見たが、偶々一九三二年の上海事變の勃發するありて一時停頓を餘儀なくした。實業部は右上海事變後下關に工場敷地三百畝を買収して機械の購入に着手した。

四、新聞紙工場 官商合辦組織により政府三百萬元、民間 (商務印書館、申報、新聞報、時事新報等) 二百萬元の合計五百萬元を以て溫溪に本工場を建設する計畫を立て、豫備的調査を進め、該地方が木材及び水力に豊富なることを確め、更に水力發電設備のためのダム建設に關する調査を行ふことになつた。

五、精紡機及び織機の配給 當初の計畫では對英國匯賠償金の水利借款中より資金の融通を受け、精紡機六十萬錠及び織機四千臺を購入し、實業部よりこれを各紡績へ配給貸附けることになつてゐた。併し斯かる大量の紡績及び織機を各工場へ分配することは市場に不健全な影響を與へ、且つ又これを取扱ふべき熟練労働の供給にも不足を來たすであらうとの理由から、精紡機二十萬錠及び織機一千五百臺に減少することに決定した。

六、中央農業實驗所 實業部は一九三二年九月以來その所管に屬する農村問題の技術的方面の研究に關聯して米、小麦及び棉花を主とする生産技術研究に努力し、その結果中央農業實驗所設立の計畫を立てることとなつた。かくて一九三三年六月實驗所建設費として三十萬元を支出するに決定した。そのうち十萬元は敷地、十萬元は實驗室及び圖書室建築費、残り十萬元は内部設備及び雜品購入費で、別に毎月の經常費を五萬元と定めた。

七、中央牧場 實業部は以前から數ヶ所に牧場を有つてゐた。そのうち張家口の牧場は遠隔地のためこれを地方當局



に委任してゐたが、北京及び安徽の牧場はその直轄に屬してゐた。併しこれ等の牧場は毎月一千元餘を支出する程度の小規模なもので、僅かに數百頭の家畜を擁するに過ぎなかつた。茲に於て實業部はこの種施設の全部を合同した中央牧場の設立を計畫して、一九三三年初めから着手するところがあつた。中央牧場は單なる實驗的牧場たるに止まらず、その研究の結果を公表して全國の牧畜業を裨益せんとするものであつた。

八、蠶業の改善 南京政府は一九三二年度に於て浙江及び江蘇兩省の蠶絲業救済のため三百萬元の公債を發行した。これは幾分取扱商人の救済に効果を齎したが、生産者は殆んど均富しなかつた。従つて根本的の救済は蠶業の改善に俟つべく、良種の蠶は優秀なる生絲を作り、又機械の改良によつて均一なる織維が得られる、この二つの問題は相並んで考究すべきであるとして、實業部がこれに必要な豫算を得てその具體化に乗り出した。

九、漁業の改善 南京政府内に於て一九三二年漁業建設税を徵收し、斯業の改善を圖るべしとの案が出て、また疲弊してゐる漁業をしてその窮狀を脱せしめるためには漁業建設税を徵收して、先づ蒸氣トロール船を購入すべき資金を得なければならぬとの議もあり、實業部の審議に附せられることとなつた。實業部は上海市政府と共同して公設魚市場の設置計畫を進める一方、漁民援助のため短期貸付や沿海氣象臺の建設計畫に手を染めた。

以上、九項に要約される實業四箇年計畫のうちの重要産業の建設計畫から、更に鋼鐵工場、硫安工場、中央機器廠及び新聞紙工場の所謂「四廠建設案」を切離し、新に左記の

十、酒精工場 資本金百萬元とし、實業部と華僑黃江泉との合辦に建設の計畫を進め、既に工場の建築に着手した。を加へ、五廠建設案として全國經濟委員會の企畫に移した。如上南京政府の經濟建設諸計畫は當初の老大な理想案か

ら、段々縮小されて現實味を帯びて來たが、併し此の建設資金を仰ぎ得るまでには未だ民族資本が充分發育して居らず、寧ろそれとは逆に經濟建設それ自體が民族資本を育成するものとなる状態に在つたから、結局所要の資金は専ら外資に俟たざるを得ず、自ら外國側の主張する嚴重なる條件に依て實業部立案の經濟建設諸計畫もその進捗を阻まれることとなつた。

### 第五節 重工業建設の新計畫並に「總括」

國民會議議決の「實業建設六ヶ年計畫」以來、右に見る如く數次の變更を行ひ、漸次實行可能な縮小計畫に改められて來たが、尙ほ建設資金と技術とを外國の援助に求めなければならぬといふ前述の事情に制約されて、經濟建設總計畫のうち、急速に計畫遂行の直接利益を擧ぐることの出来ない部類のもの、例へば農業開發や漁業振興などの部類は支那側の獨立計畫と計算とに於て徐々に實行し、之に反して鑛業開發や工業建設の如く直ちに投資の利益を收め得る部類は外國の資本と技術とに依て計畫が遂行できるといふ必然的な方向に各種の計畫が具現化して來たのである。斯かる事情の下に一九三六年三月、南京政府によつて重工業三ヶ年計畫なるものが提示された。尤も此の計畫は後述の如く支那事變のために停頓状態に陥つたものであるが、その内容を掲記すれば次の如くである(註三九)。

#### 重工業三ヶ年計畫の内容

一、支那のタングステン鑛、アンチモニー鑛の生産及び輸出を統制し、同時に一精鍊工場を建築する。毎年タングステン二千噸を産出できる。

- 二、湖南省の湘潭に一製鋼工場を建て、また安徽省の馬鞍山にも一製鋼工場を建てる。毎年優良鋼三十萬噸を産出して支那需要量の半分を供給できる。
- 三、湖南省の靈郷及び茶陵の鐵を開發し年額三十萬噸を産出する。
- 四、湖北省の陽新、大冶、四川省の松潘等の銅鑛を開發し、同時に銅精鍊工場を建設する。年額三千六百噸の銅を産出して支那需要量の半分を供給できる。
- 五、湖南省水口山、廣西省貴縣の鉛及び亞鉛を開發する。年額五千噸を産出して支那需要量の全部を供給できる。
- 六、河南省禹縣、廣西省高坑、天河、潭家山の石炭を開發する。年額百五十萬噸を産出して中支那、南支那の石炭産出の不足を補充する。
- 七、石油精製工場を設立し、同時に陝西省の延長に在る油田、四川省の巴縣、達縣の油礦を開發する。年額二千五百萬ガロンを産出して支那需要量の半分を供給できる。
- 八、化學工業工場を建設して年額五萬噸の硫酸アンモニウムを産出し、同時に硫酸、硝酸を製造して兵工廠の用に供し、また硫酸鹽年額五萬噸の産出を計畫する。
- 九、飛行機發動機工場、動力機械工場及び工作機械工場を包括した機械工場を建設する。
- 十、電線工場、電管工場及び發電所を包括した電工材料工場を建設する。毎年の出品を以て國內の需要に供することができる。

此の重工業三ヶ年計畫は前記の如く一九三六年三月の立案に係るが、是は國防設計委員會（資源委員會の前身）から引續いて資源委員會の調査研究したるところを基礎として立案したものである。此の計畫は同年七月より實施し始め、外國の資本及び技術の援助を受けて一九三九年夏までに實現させることを豫定し、また右計畫に於ける工業建設の資金としては當初の豫算を二億三千萬元とし、此のうち國庫より七千二百萬元を支出し、殘餘の全額を外資に仰ぐ豫定であつた。更に同計畫の進行状態に就ての報告によると（註四〇）、先づ技術方面では一九三六年の計畫第一年度

に於て外國との間に技術合作辦法を締結した。即ち資源委員會は一九三六年獨逸専門家を招聘してタンクステン及び鐵の工場、化學工業の工場の建設に協助させ、また獨逸及び英國専門家を招聘して製鋼工場の建設に協助させ、英國及び瑞西専門家を機械工場の建設に、英國及び米國専門家を電工材料工場の建設に各協助させることとなつた。併し右の計畫は一九三七年七月の支那事變勃發以來全面的な打撃を受けた。（一）タンクステン及び鐵の工場は原と一九三八年八月一日操業開始と定めたが、戦争のため機械の運搬ができず、豫定の進行を阻まれた。（二）湘潭製鋼工場は獨逸側の設計も一段落を告げ、支那側の工場建物、碼頭等の建築も緒に就いたところで戦争のため停頓するに至つた。（三）機械工場及び電工材料工場は戦争のため内地遷移を餘儀なくして建設も停頓するに至つた。（四）天河、高坑等の石炭は計畫實施後逸早く採掘を見たが戦争のため是亦停頓状態に陥つた。（五）大冶、陽新の銅及び水口山の鉛、亞鉛等も亦總べて戦争に阻まれて豫定計畫の遂行ができなくなつた。此のほか同計畫に掲記したる飛行機發動機工場を初めとして石油精製工場、化學工業工場も、また貴縣の鉛、亞鉛の採掘も戦争のため一様に停頓状態に陥つた。斯くて南京政府は抗日強化の線に沿ふて重工業建設に盲進し來つたもの、結局支那事變といふ自ら蒔ける種に芽えた障碍のためにその進行を阻まれるに至つたのである。

（註三六） 東亞同文會編「最新支那年鑑」一一四二—一三頁

（註三七） 同書、一一四三—一五頁及び實業部長陳公博稿（譯）「支那の實業四箇年計劃」（東洋貿易研究第十二卷第十號）參照

（註三八） 右に同じ

（註三九） 支那文「中外經濟年報」（第二回）五一頁

（註四〇） 同書、五一頁

「總括」南京政府成立の後、招集された全國工商會議に於て、南京政府と支那民族資本の支援とによる支那經濟建設の前進目標を確定し、次いで國民會議に於て、此の目標に到達するための具體的方法を練つた。かくて提示されたのが實業建設六ヶ年計畫である。此の計畫はその後期間を延長して實業十ヶ年計畫に改め、更に期間を短縮して實業四ヶ年計畫に變へ、また鑛業、工業の兩部門を切離して別に重工業三ヶ年計畫を立てたのである。

斯かる相踵ぐ計畫の改變は常に計畫實施に際して實行不可能となるところから起るのである。例へば實業建設六ヶ年計畫の如き、一九二八年それは空想に近い實行不可能な計畫として葬り去られた經濟建設大綱(註四一)の内容と比較すると餘程現實味を帯びたものに縮小されたが、併しそれでも尙ほ實行不可能な計畫として實業十ヶ年計畫、實業四ヶ年計畫に屢次の改變を餘儀なくしたのである。而して實行不可能といふことの最も大きな原因は南京政府の指導下に入る支那の民族資本と技術とが、計畫された經濟建設を遂行するには餘りにも貧弱であるといふこと、即ち支那自體の資本と技術とが課せられた經濟建設の任務を果たし得るまでには未だ發達してゐないといふことに在つた。従つて右の計畫遂行のためには外國の資本及び技術を要求し、またそれは計畫立案の當初から豫定するところでもあつた。故に實行不可能な原因としては根本的に支那自體の資本及び技術が未發達であるといふこと、更にそこから外國の資本及び技術に強く依存することになる。

支那經濟建設に要する資本及び技術が支那自體に求められないで、之を外國の供給に仰ぐ結果として、外國の資本及び技術に依て支那經濟建設の諸計畫が規制されて來る。此處にまた計畫を改變させる事情がある。併し此の場合には外國の供給する資本及び技術が限定の質量であることから改變を餘儀なくするものではなくして、それに依て實行の

可能な計畫に整備されることから改變されるものである。また實際に支那側の提示する計畫なるものは何時でも、之ならば外國の資本及び技術の援助を求めることが出来るであらうといふ程度の試案的なものであつた。此の試案的な計畫の提示を通して段々南京政府指導の支那經濟建設と外國の資本、技術援助との間に結び付きができたのである。

國民會議に於て議決された實業建設六ヶ年計畫は殆んど無稽に近い尨大な計畫として、その後改變されて實業十ヶ年計畫となつたこと、前述の如くであるが、國際聯盟から南京政府の經濟顧問として一九三三年末、支那に來たサー・アーサー・ソルター(Sir Arthur Salter)が右實業十ヶ年計畫につき「歐米式の外形に倣つた年次別計畫案の如きは實情に添はざるもの」と指摘したように尙ほ相變らず一片の尨大な理想案たるに止まるものであつた。それにも拘はらず、此の實業十ヶ年計畫は國際勞働局に傳達され、これを介して聯盟の對支技術援助の機縁を開き(註四二)、また同案の重要部分を取り入れ、新たに立案された實業四ヶ年計畫も外國の資本及び技術を吸収する橋渡しとなる國際聯盟との提携強化に役立ち、更に重工業三ヶ年計畫は資本及び技術に於ける聯盟の對支援助をして愈よ積極的ならしめたものである。従つて如上の諸計畫は最初の尨大な理想案から、段々實現性のある案に縮小され、且つその實現性といふことが國際聯盟を橋渡しとする外國の資本及び技術に於ける對支援助の可能といふことと關聯するものであることから、南京政府指導の支那經濟建設と國際聯盟の對支資本及び技術援助とが相表裏することとなつた。

支那經濟建設が右に見る如く資本及び技術の點から好むと好まざるとに拘はらず、外國との間に援助提携の必然性を生じさせ、またその故に諸計畫をして實現性の保證し得られる程度まで縮小切詰めしめたのである。かくて支那の經濟建設を通して、南京政府と國際聯盟との間に物質的な關係が生じ、更にそれが滿洲事變に依て一層緊密となり、

國際聯盟の對支援助が具體的且つ一段と積極的となつた。同時にまた、南京政府の支那經濟建設に於ける前進目標も露骨な抗日目標となつた。斯かる客觀情勢に於て支那事變が勃發し、自ら支那經濟建設も暗礁に乗り上げて了つた。要するに、滿洲事變勃發の直前に於て急速に立案した諸計畫は孫文の實業計畫を基礎とするものであり、支那のもつ資本と技術との現實から殆んど空想に近い龐大な計畫であつたが、併しこれを機縁として國際聯盟の對支資本及び技術援助を展開するに至つたもの、更に滿洲事變勃發に因て一時諸計畫の挫折を來たしたるも同事變を新たな契機として聯盟の對支資本及び技術援助が具體化するに至つたものである。然るに南京政府の經濟建設計畫は漸次露骨な抗日目標を定立するに至り、遂に支那事變の突發に遭ひ、支那事變前に立案したる一切の計畫が畫餅に歸したのである。而して支那事變後南京政府は新たな抗戰目標に諸計畫を立直ほしてゐる。尙ほまた、支那事變前に於ける如上經濟建設の諸計畫と關聯して建設委員會、全國經濟委員會の設立、國際聯盟の對支資本及び技術援助等に就ては改めて記録するであらう。

(註四一) 一九二八年の秋、南京政府は國內の大部分を統一し、爾後訓政時期に入るものとして政治的、經濟的建設に着手した經濟に關しては經濟建設大綱を公表したが、之は孫文の實業計畫を原則としたもので、その内容は次の如くである。

- 一、五十年間に總經費二百五十億元を以て鐵道十萬哩、自動車路百萬哩を初め、都市、商港を建設し
  - 二、之に要する資材供給のため發電事業、製鋼廠、セメント工場、化學工業等を建設し、鑛業、農業を開發し、造林、内地移民を發展せしむ
  - 三、最初の十年間の經費は五十億元とする
- 更に一九二九年訓政時期物質建設の實施程序案及び經費案を定めた。その内容は次の如くである。
- 一、鐵道、國道、其他の交通業、鐵及び石炭其他の基本工業、治河、商港建設、水利開設、灌溉、開墾、移民等を國家の事業と

して經營し

- 二、一九二九年度より毎年關稅收入の一九二八年度收入を超過する金額を以て經營する。
- 三、又地方當局經營の事業として(イ)省道及び地方交通業、(ロ)農林、牧畜、開墾、水利事業、(ハ)都市改良、公益事業、(ニ)衛生施設等を行ひ、一九二九年度より、毎年土地稅收の一九二八年度收入を超過する金額を以て財源に充つる。

重要産業の國營に關してはその後別に左の如き建議案を公表した。

一、第一期計劃

(イ)鋼鐵廠を四年計劃にて建設、五年目より運轉する。(ロ)機械製造工場は先づ農具、ミシン等の製造より着手する。(ハ)酸類、人造肥料工場を三年計劃を以て建設する。(ニ)細絲紡績工場を三年計劃を以て建設する。(ホ)水力發電所を五年計劃を以て建設する。

二、第二期計劃

(イ)精鹽工場を各鹽田に附設する。(ロ)酒精工場を二年計劃を以て建設する。(ハ)パルプ工場を三年計劃を以て建設する。(ニ)製糸工場を三年計劃を以て建設する。(ホ)製材工場を二年計劃を以て建設する。(ヘ)中央印刷工場を建設すると共に各省都市に分工場を建設する。(ト)造船廠を建設する。(チ)セメント工場を建設する。

三、第三期計劃

皮革工場、毛織物工場、製糸工場、製麻工場、車輛工場、コイルタール及び輕油製造工場を建設する。

(前出「最新支那年鑑」一一四〇—一頁「實業建設計劃」の項に據る)

(註四二) 前出「最新支那年鑑」一一四三頁參照

## 第五章 歐米の對支投資を誘ふ中樞機關の創設

### 第一節 概 説

孫文の「建國方略」の實業計畫中に「個人に委することの出来ない企業及び獨占的性質を有する企業は國家がこれを經營すべきである。これ等國家經營の事業は必らず外資を吸収し、熱練あり且つ組織才能を有する外人を雇傭してのみ、宏大なる計畫を遂行することができ」と述べて居り、南京政府も成立以來大企業はこれを國營とする方針で進んで来た。また前述の經濟建設諸計畫の如きも總べて國營企業を核心とするものであつた。而して國營企業の經營、管理、職權、範圍及び民營事業の保障に關する南京政府の基本方針は次の如くであつた。

#### 一、商業に關するもの

國民黨對内政策第十五條に「企業の獨占性質を有するもの及び私人の力の及ばざるものは國家がこれが經營に當る」とある。是れ國營企業の範圍である。此の政綱に基き今後の方針を確定し、同時に實際方面に就ては次の諸點を考慮して民營事業の保障を圖る。(イ)國營事業の創業は民營事業を侵さざることを以て必要條件とする。(ロ)同時、同地、同一性質の企業は既に民營されてゐるものがあり、且つ更に擴張する必要なき場合は絶対にこれを維持し保護する。別に國營として起すことが出来ない。(ハ)國營企業と民營企業とは商業上の立場としては同一の地位に在るべきである。(ニ)人民の財産保障に關する法令を頒布して人民の企業投資を獎勵誘導する。

#### 二、工業に關するもの

人民の起業し難き基本工業を撰擇して國家が經營し、民營事業の發達を助長する。民營事業は法律上何らの制限を受けず、且つ特種工業獎勵法の規定に據り、凡て人民所辦の工業にして良好なる成績を有するものを獎勵する。かくて國營と民營とを併行して發展せしむる。民營事業を特に國營事業と併行發展を期すべく保護獎勵する結果、國營事業の經營、管理の範圍を定むる必要を認めぬ。

#### 三、鑛業に關するもの

鑛業第九條の規定に「鐵鑛、石油鑛、銅鑛及び石炭鑛は國營に歸せしめ、國家自ら採掘を行ふ」とある。是れ國營鑛業の範圍である。民營鑛業にして鑛業各法規に該當するものも同時に保障を與ふる。例へば鑛業法第九條に「國營鑛業にして若し自ら採掘を行ふ必要な場合は中華民國人民に賃貸して採掘せしむるを得」と規定し、同法第一百九條に「鑛業法施行前に鑛業權を取得せるものは本法に據て鑛業權を取得せるものと看做す、但しその原定期限は本法所定の期限よりも短きものはその期限による」と規定し、更に同法第九十二條第三項には「採掘權者は坑夫の罷業その他の不可抗力に因り作業を繼續し能はざること二個月以上に及ぶ場合は、作業不能期間の鑛區税の免除を請求するを得」との規定があり、また鑛業法施行細則第十四條には「鑛業法第五條所定の縣市政府の優先權は各縣市自治完成の先後に依て順次施行す」と規定する。これ等の諸規定はいづれも國營政策のうちに民營鑛業の保障の意を寓せしめたものである。

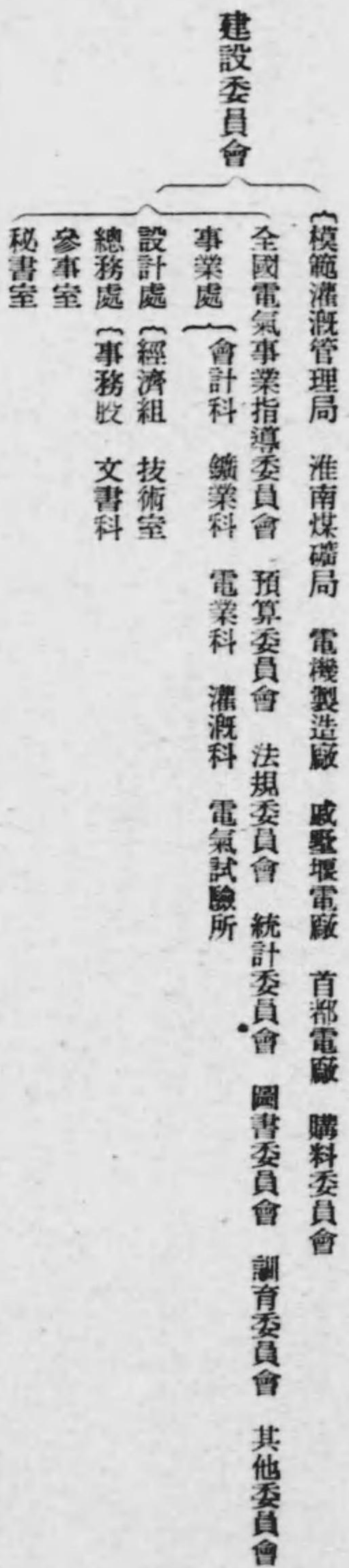
南京政府は大企業の國營と民業の保護獎勵とに關して大要右の如き基本方針を決定し、此の方針に於て前述の諸計

畫を立案したものである。斯くて立案された經濟建設の計畫を愈々實行するに當つては結局外國の資本と技術とを誘導するに充分な有利有望な事業部門のみが撰擇され、然かもそれ等の事業は現實に南京政府の保證し得る國營事業に限定されることになつた。要するに、南京政府の經濟建設は外國の資本及び技術援助の可能なる國營事業の經營といふ線を進むものとなつた。經濟建設のために設けられた政府の諸機關も亦自ら右の線を撰び、國營事業の推進機關となり、且つ又南京政府要路者の私設機關たるの實質さへ露呈するものとなつた。以下南京政府に依て立案された經濟建設の計畫が如何なる機關を通して實踐され、また支那事變に因る計畫挫折以前に於けるその進行狀態を記述するであらう。

## 第二節 建設委員會

南京政府立案の支那經濟建設計畫實踐の中樞機關を設立することは、原と中央政府として統一ある企畫と實行とを要する對象の所管機關が實業部、鐵道部、內政部、交通部、財政部等に別れることに依て生ずる不便を除く必要に出づるもの、また舊支那の特殊事情としては政府要路者が之に割據して、政治勢力の物質的根據を固むるための手段たるものであつた。南京政府に依て設立された同種機關の最初のものが建設委員會であつて、同委員會は中央政治會議の決議を経て一九二八年二月成立、その所管事項を國有事業の經營及び建設方法の計畫並に建設實施の指導等とし、組織系統を次の如く規定した(註四三)。

### 建設委員會組織系統圖



建設委員會の所管に於ける建設事業としては電氣事業、鑛業、灌溉事業その他であるが、その進行狀況は次の如くである(註四四)。

### 一、電 氣 事 業

イ、首都電廠 該廠は原と金陵電燈廠と名づけ一九〇九年の創立に係る。一九二七年南京政府成立とともに南京市政府より接收一九二八年四月建設委員會に移管した。同委員會では直ちに擴張工作を行ひ固定資産を二十一萬元より三百四十萬元に増加しまた一九三〇年春下關の舊廠傍に建設費約三百萬元を投じて新設電所を建設した。

ロ、威靈頓電廠 該廠は無錫、武進兩縣の間に在り、原名を震華製造電機廠と呼び一九二一年の創立に係り、資本總額二百五十萬元、拂込済資本金百五十萬元、そのうち支那側出資五十六萬元、餘の全額を獨逸西門子洋行の出資とした。創設以來業績累らず、一九二八年冬建設委員會に接收さる。同委員會は接收後擴張工作を行ひ、また固定資産も百七十萬元より二百四十四萬元に増加した。

ハ、電機製造廠 該廠は原と軍事委員會の無線電機製造廠であつたものを一九二八年建設委員會に接收して改名されたもの、各種の電氣機械及び器具を製造する。

二、電氣試驗所 一九三二年一月の創設に係り、各種の電氣關係の試験に従事する。

二、鑛業

イ、淮南煤礦 淮南炭坑は安徽省舜耕山に在り、一九三〇年春採掘を開始した。

ロ、長興煤礦 浙江省の長興炭坑は當初民營であつたが、業績舉らず、浙江省政府に依り採掘權を取消され、一九二八年秋建設委員會の整理に移され、その後一九三一年九月民間出資分を償還、完全に建設委員會の所管に歸した。

三、灌溉事業

イ、模範灌溉事業 (一)武錫區(武進、無錫一帶)は一九二四年、歐戰後電廠が電力灌溉施設を創設して以來、電力による灌溉を續けて來たが、一九三〇年建設委員會で此の事業を繼承した。(二)芙蓉圩(武進の東北)も亦電力を用ゐて灌溉事業を行ふ。

(三)龍山湖灌溉實驗場(吳江縣の東)は一九三〇年冬建設委員會に依り江蘇官產局と協同して試驗場としての土地一萬四千餘畝を確定し、一九三一年五月水稻を試植した。

四、其他各種事業

イ、無線電事業 一九二八年六月中央政治會議は全國に無線電臺を建設するため建設委員會に於てこれが準備をなすべきを議決同年七月より翌一九二九年七月に至る間に國內通信の大小無線電臺三十餘及び國際通信の大無線電臺一を建設したが、此の間一九二九年一月の中央全體會議の議決に據り交通部の所管に移された。

ロ、太湖流域水利委員會 一九二〇年時の中央政府に蘇浙太湖水利局が特設され、専ら太湖流域の水利事業を司つてゐたもの、南京政府成立後は右機關を太湖流域水利工務處と改稱、一九二九年二月に及び建設委員會に接收、改組して太湖流域水利委員會となし、更に一九三一年三月内政部に移管した。

ハ、華北水利委員會 一九一七年成立の順直水利委員會がその前身であるが、一九二八年夏、中央政治會議の議決に據り建設委

員會で接收、更に一九三一年三月内政部に移管した。

ニ、北方東方大港 建設委員會は孫文の計畫に依據して一九二九年三月六日東方北方兩大港籌備處を設立して測量隊を組織するなど建設準備に着手したが、その後一九三一年十一月鐵道、交通兩部の共管に移された。

南京政府に依て企畫された經濟建設具現の中樞機關の一たる建設委員會の組織並に所管事業の概要は右に見る如くであるが、その主要事業は當初の範圍よりも段々縮小され、結局電氣、鑛産(特に石炭)及び灌溉の三種事業となりまた資金關係も専ら對内關係に止まり、自らその活動範圍も限定されるものとなつた。建設資金を外資に求め、有利有望な事業を擇んで建設工作を進める全國經濟委員會の華かさは勿論建設委員會には求められなかつた。要するに、南京政府當初の方針から言へば一切の經濟建設に於ける中樞機關としての國務を執るところに建設委員會の設立主旨があり、また其處から出發したものであるが、併し前述の外資依存と舊支那政治勢力の特殊事情とから、漸次その活動領域が縮小され包括的な意味をもつ建設委員會の性質が歪められて、單に建設資金を國內で調達できる特定の國營事業の管理並に之に關係ある事業の指導等に限定されるに至つた。而して建設資金を外國の供給に俟ち、外資吸收の可能なる經濟建設計畫の樹立とか、計畫遂行とかの中樞機關としては別に廣汎有力な組織に委せられることとなり此の任務を負ふて登場したものが、次に述ぶる全國經濟委員會である。

(註四三) 南京政府實業部中國經濟年鑑編纂委員會編輯「中國經濟年鑑」上卷A五二頁に據る

(註四四) 同書、上卷A五二―四頁に據る

第三節 全國經濟委員會

國民會議（前記一九三一年五月開催）提案中の重要議案に國民經濟委員會設立案のあつたこと前に述べた如くである。同案は會議の民間側代表者中より提案されたところであるが、その原案では「總理言ふ、建國の首要は民生に在り、民生の建設は經濟建設である」と。現在支那の民生は凋落し、匪盜鋒起し、爭亂相踵ぐ、富者はその富を失ひ、貧者は溝渠に沈淪する。黨國の賢達は夙夜精勵怠りなしと雖も、之が救済は決して容易でない。蓋し政治組織は猶ほ未だ完全と言ふを得ないからである」と冒頭し「露獨の例に倣ひ國民經濟委員會を設立する」と述べ、同會の設立理由及びその辦法につき次の如き提議をなした。

甲、國民經濟委員設立の理由（原案）

- 一、黨、政、軍の文化團體、經濟團體及び専門家の代表者を一堂に集めて、毎年定期に會議を開き、國民經濟の改良及び經濟建設に關する實際方策を決定し、政府の採擇施行に備へ、舉國一致民生改善の效を收むる。
- 二、全國各界をして民生問題の解決を注意せしむることは實に支那問題を解決する關鍵である。某に在りて某を言ふの態度を持たずば各々其の私をなし、各々相謀らず、交際して其の弊を受くるの風を馴致する。若し黨の作用が政治に止つて民生と漸次隔絶するようになれば、一特殊階級を達成するの風を馴致する。軍人が民生に注意せず、文化教育事業が社會經濟の必要に添はず、政府の經濟行政が民主の實情と遠ざかる等、其の弊は言ふに堪へざるものがある。
- 三、支那の積貧積弱は産業の不振に由る。國民經濟委員會を設立し、全國各界の力を協せ、以て全國の經濟建設に力を致すことは貧を救ふ計であるばかりでなく、自らの強大に努力する所以である。近世の國際戰爭は實に經濟力の角逐である。
- 四、國民經濟委員會は全國の狀況を酌量し、緩急宜しきを得るに努め、地の利を考慮して經濟政策を確定する。施設が一方に偏し、全國經濟の發展を不均衡ならしむることは國家の分裂を招來し、地方主義の根苗を造成する。
- 五、支那の兵匪問題は最大の民生問題である。全國の力を協せて、之を解決せなければならぬ。徒らに裁兵を高唱し、政府を責むる譯には行かぬ。軍人代表が經濟委員會に参加し、各省代表と相見ゆれば彼我の障壁を除き、兵亂問題の解決を促進するこ

とが出来る。

六、支那は現在經濟變轉の時代である。故に社會上發生の新問題が非常に多い。農村經濟破壞問題、失業問題（兵匪問題も亦そのうちに含まる）、國際貿易問題、金高銀安問題、工業化問題等枚擧に遑ない。若し自然に放任すれば、社會の受くる苦痛と損害は大である。豫めそれに備へなければならぬ。かくてのみ苦痛を減じ、利益を期待することが出来る。

七、國家の政治施設、地方區劃、文化政策、土地問題、軍政問題等は何れも經濟問題と關係がある。經濟委員會の會議は隨時政府に意見を提出し、政府の審議要求に應じ、また政府の諮詢にも應ずる。

乙、國民經濟委員會辦法（原案）

- 一、國民政府は全國經濟政策を決定し、各種の國民經濟に關係ある案件を審査し、且つ國民經濟建設の進行に便し、總理の實業計畫及び其の他國民生活に關係ある遺教を實行する主旨に基づき、全國國民經濟委員會を設立する。
- 二、國民經濟委員會は黨、政、軍、民の各經濟文化團體と専門家の代表によつて之を組織する。
- 三、國民經濟委員會會員の資格は選舉と任命によつて之を取得する。
- 四、國民經濟委員會委員長は國民政府主席之を任命し、副委員長二名は全體の委員之を選舉する。
- 五、國民經濟委員會は毎年定期會議二回を開き、毎回會議期間を半ヶ月乃至一ヶ月とする。
- 六、國民經濟委員會は常務委員若干名を選舉し、常務委員會を組織し、會議閉會の時、各種の議案及び日常事務を處理せしめ、且つ委員會に附與せられたる職責に任せしむるを得。
- 七、國民經濟委員會に各種の必要なる機關を附設するを得、各種の分科委員會を設け、以て其の工作の能率を増進し、且つ國家機關の委任により調査研究の責に任じ、又編輯所、出版部等を設立するを得。
- 八、國民經濟委員會の詳細なる組織法規は國民政府に於て制定公布之を實施する。

國民會議に於ける右の提案は同會議の經濟審査會の審議に附せられた結果、次の如く修正された。

甲、國民經濟委員會設立の理由（原案中の第一、二、五の三項修正）

第五章 歐米の對支投資を誘ふ中樞機關の創設



- 一、全國各職業團體の代表、政府機關人員及び専門家を一堂に集めて毎年定期に開會し、國民經濟の改良及び經濟施設に關する實際方策を決定し、政府の採擇施行に備へ、舉國一致民生改善の效を收むる。
- 二、全國各界をして民生問題の解決に注意せしむることは實に支那問題を解決する關鍵である、某に在りて某を言ふの態度を持せずば各々其の私をなし、各々相謀らず、交際して其の弊を受くるの風を訓致する。
- 三、支那の兵匪問題は最大の民生問題である。全國の力を協せて、之を解決せなければならぬ。徒らに裁兵を高唱し、政府を責むる譯には行かぬ。故に政府が若し軍事人員を派遣して、經濟委員會に参加せしめ、各界代表と相見ゆれば彼我の障壁を除き兵亂問題の解決を促進することが出来る。

乙、國民經濟委員會辦法（原案全部修正）

- 一、國民政府は全國經濟政策を決定し、各種國民經濟に關係ある案件を審査し、且つ國民經濟建設の進行を便にし、總理の實業計畫及び其の他國民生活に關係ある遺教を實行する主旨に基き、國民經濟委員會を設立する。
- 二、國民經濟委員會は國民政府に隸屬する。
- 三、國民經濟委員會は一九三一年中に準備を完了し、其の組織法は國民政府に於て左記原則に根據して制定頒布之を實施する。
- イ、國民經濟委員會は下記人員によつて之を組織す。（A）農工商各實業團體の法に依り推薦する代表。（B）政府の法に依り派遣する人員。（C）政府招聘の専門家
- ロ、國民經濟委員會は委員長一名を置き、國民政府に於て政府派遣の人員中より之を定め、副委員長二名は國民政府に於て各團體選出の代表及び専門家中より各一名を定む。
- ハ、國民經濟委員會は毎年少くも會議一回を舉行する。
- ニ、國民經濟委員會は必要とする各種の機關を附設するを得。設計指導、審査等の事項を分擔せしむる。

經濟審査會に於ける「理由」の修正は會議に参加する代表者の所屬を原案に於ては國民黨、政府及び軍隊並に専門家としたに反して、修正案では軍隊を除外し、且つ職業團體を重視し、之に政府機關人員及び専門家と定め、第五項

の修正案に於ても軍隊の代表者を除外して、僅かに政府が若し軍事人員を派遣すればとした點に重要な意義があり、また「辦法」の修正は第一項の「全國國民經濟委員會を設立する」の「全國」なる文字を削り、第二項を新しく設けて本委員會を國民政府に隸屬せしめ、原案に於ては僅かに委員長を國民政府主席の任命に俟つのみで、餘を選舉によつて決せんとしたものであるが、委員長を政府より派遣する人員中から國民政府が任命し、副委員長二名も團體代表より一名、専門家より一名を國民政府が任命する。代表者は原案に於て國民黨、政府、軍隊及び民間並に専門家より選ばるべしとしたが、農工商の各實業團體の代表者、政府派遣員及び政府で招聘する専門家に限り、原案の年二回の會議も、少くも年一回とした等の諸點である。これ等の「理由」及び「辦法」に於ける原案の修正を通して國民經濟委員會なるものを、結局南京政府の完全に支配し得る仕組みに變へて了つたのである。實際には南京政府自ら國民會議の開會に先だち、經濟建設の委員會を組織するに決し、中央政治會議を通過した組織法までも握つてゐたものである。従つて前記の國民經濟委員會設立の提案の如きは、南京政府手盛りの經濟建設の委員會に吸収されるものであつた。それで經濟審査會に於ては原案に大修正を加へ、恰も國民會議代表者の提案を採擇したかの如く見せかけて、結局曩に中央政治會議を通過した南京政府手盛りの經濟建設委員會組織案とすり替へた譯である。かくて本會議（一九三一年五月十五日）では國民經濟委員會設立の經濟審査會の修正案を通過したが、その場合既に中央政治會議通過の案と併合處理するため國民政府に廻付して参考に供するといふ意味の決議をすることとなつた。

國民會議に提議された國民經濟委員會立案が前述の経緯に依て南京政府独自の經濟委員會と成つて現はれたものが此處に謂ふ所の全國經濟委員會である。即ち南京政府は經濟建設の促進、人民生活の改善、全國財政の調節を

課題として一九三一年六月六日全國經濟委員會組織條例を公布したのである。同條例に於ては全國經濟委員會は行政院に隸屬し、行政院正副院長、內政、財政、鐵道、交通、實業、教育の各部長及び其の他經濟建設關係の中央各機關主管長官を以て當然委員となし國民政府に於て任命す、委員長、副委員長各一名を設け行政院正副院長を以て充任す、秘書長一名、秘書二名乃至四名、技正四名乃至八名を設く、經濟上の種々なる需要に適應して各種專門委員會を組織するを得等を規定した。同條例の全文は次の如くである。

(一)全國經濟委員會組織條例(一九三一年六月六日公布)

第一條 國民政府は經濟の建設、人民の生計改善、全國財政の調節を促進するため全國經濟委員會を設く

第二條 全國經濟委員會は行政院に隸屬せしむ

第三條 凡そ國家一切の經濟建設或は發展計劃の經費にして國庫より負擔又は補助するものは全國經濟委員會の審定を経たる後國民政府に呈請して之を批准す

第四條 前條の建設或は發展計劃を施行する時は全國經濟委員會はその工作及び費用を審査して許可せり

第五條 全國經濟委員會委員は行政院正副院長、內政、財政、鐵道、交通、實業、教育各部長及び其の他經濟建設に關係ある中央各機關主管長官を當然委員と爲し國民政府より之を任命す

前項の當然委員を除く以外の委員は當然委員より推薦し、國民政府に呈して之を任命するものにしてその數十一人を過ぐるを得ず

第六條 全國經濟委員會に委員長、副委員長各一名を置き行政院正副院長を以て之に充任す、開會時は委員長主席となり委員長缺席の時は副委員長之を代理す

第七條 全國經濟委員會に簡任秘書長一名を置き更に秘書二名乃至四名を置きその中二名を簡任とし餘を聘任とす、又技師四名乃至八名を置き内四名は簡任とし他を聘任とす

秘書長は正副委員長の承認を得て内部事項を處理し秘書は秘書長を輔佐す、技師は各種の經濟建設の事項を辦理す

第八條 全國經濟委員會は各種專門委員會を組織し各項の専門的問題を研究するを得、茲に専門人員を派して各種計劃の實施を視察せしめ或は指導せしむるを得

第九條 全國經濟委員會辦事細則は別に之を定む

第十條 本條例は公布の日より施行す

南京政府行政院は右組織條例公布の後、全國經濟委員會籌備處を設立して同委員會設立の準備に着手した。その後滿洲事變突發の三日、即ち九月十五日(一九三一年)に至り全國經濟委員會の正式成立となつた。併し偶々滿洲事變の突發に遭ひ、同委員會の進行を阻み、その第一次會議の開かれたのは同年の十一月十五日であつた。斯くて成立したる全國經濟委員會は「國家一切の經濟建設或は發展計劃」に關する事項及び必要なる經費を審査決定し(第三條)、各種の専門委員會を設けて計畫實施狀況の視察並に指導する(第八條)のであるから、同委員會は實質的に支那の經濟建設に關する決定と實行の兩權を併はせ掌握するものとなつた。而して時の財政部長宋子文が同會の實權を握つてゐたから、南京政府の關する限り支那の財政經濟全般に亘る彼の獨裁權が確立されたことともなつた。それと同時に從來錯綜する政治諸勢力が各々「部」に割據してゐたものが、同委員會の成立に依て一個の事務を管掌する「部」と化して了つた。即ち財政部、鐵道部、交通部、實業部などの各部の所管に屬してその監督指導下に置かれてゐた諸事業の多くが右委員會に移管されたのである。此の事は一切の經濟建設が統一された一個の機關に依て計畫され實踐されるものであり、それに依てまた列國特に國際聯盟の對支資本及び技術援助を簡單ならしむるものであつた。實際に全國經濟委員會成立の経緯から、それは國際聯盟の對支援助の意嚮を反映するものであつた。更にその具體化、積極化

とともに同委員會の組織條例も屢次變更された。試みに次に掲ぐる一九三三年九月二十三日公布、一九三三年十二月八日第四條修正の全國經濟委員會組織條例の内容と前掲(一)のそれとを比較對照すれば、その間に支那の經濟建設と國際聯盟との繋がりが認められる。

(二)全國經濟委員會組織條例(一九三三年九月二十三日公布、一九三三年十二月八日第四條修正)

- 第一條 國民政府は經濟建設を促進し人民生計を改善するため全國經濟委員會を設く
- 第二條 全國經濟委員會の職掌左の如し
  - 一 國家經濟建設或は發展計劃の設計及び審定に關する事項
  - 二 國家經濟建設或は發展計劃に必要な經費の査定に關する事項
  - 三 國家經濟建設或は發展計劃の監督指導に關する事項
  - 四 特定經濟建設或は發展計劃の直接實施に關する事項
- 第三條 全國經濟委員會は委員若干名を置き國民政府に於て之を特派す、内政、財政、鐵道、交通、實業、教育各部部长及び其の他經濟建設關係の中央各機關主管長官は當然委員となす
- 第四條 全國經濟委員會は常務委員五人を設け會務を主持す、國民政府に於て委員の中より之を指定す
- 第五條 全國經濟委員會は秘書長一人簡任、秘書四人乃至六人其の中二人簡任、其餘は薦任、技正四人乃至八人其の中四人簡任、其餘は薦任を置く
- 秘書長は常務委員の命を承けて會内一切の事務を處理す
- 秘書、技正は秘書長を助け各項事務を分擔處理す
- 第六條 全國經濟委員會は必要ある場合に於て顧問及び専門家を聘用するを得
- 第七條 全國經濟委員會は各種専門委員會を組織して専門事項を處理するを得
- 第八條 全國經濟委員會は所管事項に就き各處、所を分設して之を處理するを得

第九條 全國經濟委員會、各種専門委員會及び各處、所の組織條例は別に之を定む

第十條 本條例は公布の日より施行す

右掲(二)全國經濟委員會組織條例の規定では前掲(一)の第二條「全國經濟委員會は行政院に隸屬せしむ」といふ規定を抹削し、新たに(二)の第二條に於て全國經濟委員會が國家の經濟建設或は發展計畫に關する一切の事項を管掌し設計、審定、經費査定、監督、指導の全權を掌握すべきを明記し、更に(二)の第八條に於て全國經濟委員會がその所管事項に就き各處、所を分設して之を處理できる規定を新設した。此の(二)の新組織條例に據て全國經濟委員會なるものは南京政府の機構上行政院の支配から脱離し、同時にその職掌に於て國家經濟建設或は發展計畫に關する事項及び必要なる經費を審査決定し、更にその實施並に實施後に於ける事業の進行に就て監督指導するものとなつた。且つ又各種經濟建設の對象たる諸事業を推進するに當つて在來の政府機關を利用するための不便と掣肘とを除く直屬の機關「處、所」を設立するの權能をも賦與された。茲に於て南京政府による一切の經濟建設は完全に全國經濟委員會の獨裁下に置かれるものとなつた。此の事は國際聯盟の對支援助を誘導し、またその必要に依て規定されるものでもあつた。即ち同年(一九三三年)七月十八日巴里に於て開かれた國際聯盟の對支援助に關する特別委員會は南京政府の援助要請を容れることを決議して居り、また此の年の十二月八日には宋子文も財政部長の職を去つて専心全國經濟委員會の育成に當ることになつたのである。

全國經濟委員會はその組織條例に依據して内部に秘書處のほか公路處、水利處、衛生實驗處、農業處などの「處」を設けて各事業別に所管事項を管掌する中央機構を整へた。また之とは別に同じく事業別に特別委員會を置いた。即

ち相前後して開設された棉業統制委員會、蠶絲改良委員會、公路委員會、水利委員會、土地委員會等がそれである。此のうち棉業統制委員會は一九三三年十月十六日正式に成立したところであつて、當初同委員會の性格は一棉業發展の全般的計畫を研究し、その實行方法を政府に建議するに止まり、各種の案の實施には勿論政府が當るので、同會は執行機關ではなく、單なる研究機關である」といふに在つたが、愈よ正式成立に際して全國經濟委員會の名により發表したる「中華民國國民に告ぐるの書」のうちに「政府は棉業の發達を圖るため棉業統制委員會を設置し、國權の及ぶ限り各般の方策を實行すべきを以て當業者はこれに應じて總動員をなし、勞工者はその知識技術の向上を圖り、國民は國貨を愛用し、以て經濟侵略の防禦に邁進すべきである」と述べ、同委員會は綿業全般に統制を加へ、各般の開發方策を實行する機關たるその性格を明らかにした。

棉業統制委員會は棉種の改良、紡績・織布・染色・技術の改良、棉花に撒水及び雜物混入の取締、綿業一般の生産及び販賣の調査等を課題として着々實行に移したものである。而して棉種の改良に就ては(一)南京に中央棉產改進所を設け、(二)江蘇、陝西、河南三省建設廳と協同して各當該省の棉產改進所を開設、(三)別に直接に河北省棉產改進所及び山西植棉指導所を設立、(四)棉花販賣施設として江蘇、河南、陝西、河北、山西、湖北、湖南、浙江、甘肅の各省に合作社及び棉花荷造工場を設置し、また棉打機械を据付けたほか、(五)中央、金陵兩大學農學院に委託して棉植及び合作社の兩指導員を養成した。紡績・織布・染色技術の改良に就ては(一)中央研究院に棉紡織染實驗館を附設し館内に實驗工場及び研究試驗室を設立、(二)土布改良のため織布技術の改革、染色工場の指導等を行ひ、(三)日本に實地研究員を特派して斯業の改良に資した。棉花に撒水及び雜物混入の取締に就ては(一)棉花攪水攪雜暫行條例及び

施行細則を南京政府より公布施行、(二)中央棉花攪水攪雜取締所及び各省取締所を設立した。綿業一般の生産及び販賣の調査に就ては(一)全國紡織工場の製造狀況、(二)全國紡織工場の勞働狀況、(三)全國染色工場の概況、(四)各地綿製品の生産、運輸及び消費狀況並にその數量、(五)綿製品の支那海關貿易統計等の調査を實行した。

蠶絲改良委員會は古くから支那の重要産業となつてゐた蠶絲業に於ける近時の凋落に對して種々復興工作を施すために設置された機關であつて、桑苗の栽培、養蠶の指導、製絲の改良、試驗並に研究、人材の訓練等の諸部門に別ちて蠶絲業の改良に努めた。桑苗の栽培に就ては(一)優良な桑苗を購入して各省建設廳及び市政府を経て農民に配給、(二)全國經濟委員會所設の南京、杭州蠶桑改良場に於て桑苗の栽培を行つた。養蠶の指導に就ては(一)蕭山、金壇、杭縣に桑改良の模範區を設定し、(二)湖北、山東、安徽、浙江、江蘇各省に養蠶の指導所を設け、(三)蠶業生産合作社を設立した。製絲の改良に就ては(一)江蘇省の金壇、無錫、浙江省の杭縣、嘉興、山東省の臨朐等に新式機械を据付け、(二)江蘇、浙江の兩省に聯合製絲工場を設立し繭の共同購入、技術の合作、管理の合作、機械の改良等に寄與した。試験並に研究に就ては(一)蠶の品種試験、(二)外支各地品種の交配試験、比較研究、(三)桑樹害蟲の研究、浙江省昆蟲局に委託して各種桑樹に於ける害蟲の發生及び驅除に關する研究、(四)生絲販路の擴張、(五)絹織物の研究、(六)新式織機二臺を据付けて絹綿交織物の改良研究に資した。人材の訓練に就ては(一)蠶桑指導人員養成所を設置、(二)高級蠶絲技術人員訓練所を設立した。

全國經濟委員會の建設工作としては右に見る棉業統制委員會や蠶絲改良委員會によるもの以外に農業建設、公路建設、衛生施設などの諸項目が擧げられる。此のうち農業建設の部門では、安徽、江西、湖南、湖北四省農業貸附を初め、

江西省農村建設及び西北農事開發がある。その(一)四省農業貸附は一九三一年秋東南各省が洪水の被害を受け、特にこれ等四省の被害が甚大であつたため南京政府に救済水災委員會を組織したもので、その後農業貸附關係事務を全國經濟委員會の所管に移行し、同委員會は繼承當時の互助社を漸次合作社に改組せしめ之を債務團として貸附を行つた。次に(二)江西省農村建設は同省適宜の地點に農村服務區を分設して實施機關となし、別に江西農村服務區管理處を設けて建設進行の監督に任せしめ、農業の改良、農村教育の普及、衛生實施、合作事業の指導、副業の提唱等の諸工作を行つた。更に(三)西北農事開發は牧畜の改良、農業合作の推進に力を注ぎ、牧畜の改良に就ては青海に畜牧改良場を設立、また農業合作の推進に就ては陝西省政府と協同で陝西農業合作事業委員會を設けた。

公路建設に關する全國經濟委員會の計畫は道路、即ち此處に所謂公路を以て鐵道、水路との相互聯絡を保たしめ交通上の三位一體の系統を形成せしめて貨客の移動に資し、併せて國防上の要求に應ずることを立案の基調とし、一九三二年立案の公路建設計畫に於て先づ第一に江蘇、浙江、安徽の三省聯絡公路を建設し、次いで江西、湖南、湖北、河南の四省に及ぼすに在つた。原と支那の公路建設といふのは全國經濟委員會に依て創始されたものでなく、それ以前特に一九二五年以來殆んど全國的に省政府又は軍閥の指揮者に依て建設されてゐたものである。右委員會による公路建設は綜合企畫の下に從來の分散的個別的であつたものを統一的全體的に實施せんとするものであつた。而して同委員會の公路建設計畫では第一期計畫として前述の三省聯絡公路を完成し、第二期計畫として前記四省聯絡公路の建設に着手し、その完成を以て七省聯絡公路の建設を終り、漸次餘の各省に手を着けることを豫定したものであるが、同委員會の獨占權に屬する前記七省の公路のうち、同委員會とは別個の計畫と計算とに於て従前通り繼續建設したも

の、また七省以外の、例へば山東、廣東及び廣西の三省の如き積極的に公路建設を實施したものがあつた。一九三四年度の事業進行計畫に據り全國經濟委員會の公路建設狀況を記録すれば次の如くである。

一、七省聯絡公路の建設 三省聯絡公路は過去二ヶ年の事業進行により一千餘軒を完成した。此の三省を含む所謂七省聯絡公路系統は總延長二萬二千餘軒であるが、同委員會並にその他機關に依て既に完成したもの約一萬軒であるから、殘部の一萬二千軒を引續き建設する。

二、其他各省聯絡公路の建設 七省聯絡公路の建設が相當程度の進展を遂げたので、七省聯絡公路の建設工作と並行して七省以外の各省聯絡公路の建設を開始する。

三、西北公路の建設 陝西、甘肅兩省に於ける主要公路の建設は西北開發の要圖であることから、一九三三年同委員會が華洋義賑救災總會に資金を仰ぎ西安—蘭州間の公路建設を始めたが、引續き本公路の建設をなすほか新たに蘭州—肅州間のうち蘭州・古浪間及び西安・漢中間の合計一千四百三十軒の建設並に改築を開始する。

衛生施設の部門に於ける全國經濟委員會の建設工作としては(一)傳染病及び寄生蟲病の防疫、(二)各地衛生事業の協力處理、(三)農村衛生及び公路衛生の協力推進、(四)衛生工程試験及び生命統計の積極進行、(五)化學的試験及び人材の訓練等の諸項目を擧げることができる。此のうち第一項の傳染病及び寄生蟲病の防疫に就ては、同委員會より隨時特派して各地方政府と協力防疫に努め、各種の疾病も調査研究する。第二項の各地衛生事業の協力處理に就ては同委員會の協助力に依り陝西省の衛生委員會、甘肅、青海、寧夏の各衛生實驗處、江西省の全省衛生處、省立醫院及び助産學校を設立、また各地方政府の衛生事業に對しても同委員會より技術上の援助を與へた。第三項の農村衛生及び

公路衛生の協力推進に就ては、江蘇、浙江、安徽、山東、江西の各省に於て適宜縣を撰んで農村衛生施設を行ひ、また江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、河南、福建の各省に於て公路衛生施設をなした。第四項の衛生工程試験及び生命統計の積極進行に就ては、上下水道の施設や生命統計の作成に努めた。第五項の化學的試験及び人材の訓練に就ては、漢藥及び西洋藥の研究、製造、一般食料品及び飲料の化學的試験を行ひ、また人材の訓練に於て衛生事業關係の人材を練成した。

以上全國經濟委員會實踐の各種事業に於ける概要を記録したものであるが(註四五)、これ等諸事業のうち成績の見るべきものは地方政府が積極的に乗り出した公路建設の部門であつた。而して同委員會と國際聯盟との提携協力が密接となるに伴れて、段々その經營事業も外國の資本及び技術を吸収するに充分な有利有望なる事業に重點を置くようになり、同時にまた同委員會の性格にも之を反映する變化が起つた。今一九三六年十一月四日修正の同組織條例を掲記すれば次の如くである。

(二)全國經濟委員會組織條例(一九三六年十一月四日修正)

- 第一條 國民政府は經濟建設を促進し人民生計を改善するため、全國經濟委員會を設く
- 第二條 全國經濟委員會の職掌左の如し
  - 一 國家經濟建設或は發展計劃の設計及び審定に關する事項
  - 二 國家經濟建設或は發展計劃に必要な經費の査定に關する事項
  - 三 國家經濟建設或は發展計劃の監督指導に關する事項
  - 四 特定經濟建設或は發展計劃の直接實施に關する事項

第三條 全國經濟委員會は委員若干名を設け國民政府に於て之を特派す、内政、財政、鐵道、交通、實業、教育各部部长及び其他經濟建設關係の中央各機關主管長官は當然委員となす

第四條 全國經濟委員會は常務委員五人を設け會務を主持す、國民政府に於て委員の中より之を指定す

第五條 全國經濟委員會は秘書長一人簡任、秘書四人乃至六人其の中二人簡任、其餘薦任、技正四人乃至八人其の中四人簡任、其餘薦任を置く

秘書長は常務委員の命を承けて會内一切の事務を處理す

秘書、技正は秘書長を助け各項事務を分擔處理す

第六條 全國經濟委員會は會計主任一人、統計主任一人を設け設計、會計、統計事項を處理し、全國經濟委員會長官の指揮監督を受け並に國民政府主計處組織法の規定に依り直接主計處に對して責を負ふ

會計室及び統計室に必要とする補助員の名數は全國經濟委員會及び主計處協議之を決定す

全國經濟委員會は必要ある場合に於て顧問及び専門家を聘用するを得

第七條 全國經濟委員會は各種専門委員會を組織して専門事項を處理するを得

第八條 全國經濟委員會は所管事項に就き各處、所を分設して之を處理するを得

第九條 全國經濟委員會各専門委員會及び各處、所の組織條例は別に之を定む

第十條 本條例は公布の日より施行す

右組織條例の内容の前掲(二)のそれと較べて異なるは、その第六條に會計主任及び統計主任並に之に附隨する補助員を置くこととなつた點に在る。特に會計主任を置く點に新規定の特色を認めらるもので、尙ほ全國經濟委員會長官の指揮監督を受け且つ國民政府主計處に對する責任を負ふとは謂へ、之に據て全國經濟委員會独自の會計收支の系統を確立し、合法的に同委員會の自由に建設資金を收支できるよになつた。建設資金の供給を外國に仰ぎ、之を全國經濟委員會独自の會計收支系統を通して利用することができ、また資金供與の外國としては實質的に全國經濟委員會

を支配し、同委員會の會計收支系統を通して資金の利用に對して充分なる監督を加ふることができた。かくて同委員會組織條例が外國の援助を受けるために漸次修正を加へられると共に、之と照應する外國の援助も亦現實な領域に突入して來たのである。要するに、南京政府は國際聯盟の對支援助を誘導するために全國經濟委員會を設立し、また國際聯盟は世界恐慌の深刻化に對處すべく此の機關を通して支那に新たる活路と足場とを求めたもの、従つて同委員會は外資の供給に俟つ建設資金に對して絶對的な支配權を掌握し、經濟建設または經濟開發のためその經費の一部若しくは全部を國庫に於て負擔する一切の國家計畫は政府の承認を求むるに先立ち、同委員會に於てこれが調査、審議を遂ぐべきを規定し、茲に外國の對支資本及び技術援助を楔として全國經濟委員會と國際聯盟との間に密接不離の聯繫が成立したのである。

〔註四五〕 前出「中國經濟年鑑」一九三四年版上卷A九八―九頁、一九三五年版上卷A一五一―一六三頁、一九三六年版上卷A六〇―三頁參照

全國經濟委員會は右に見る如く南京政府と國際聯盟とを結ぶ楔として生長して來たのであるが、その實際的活動への第一歩を踏み出した時の資金も米國の援助に由るものであつた。一九三一年八、九の兩月中、被害地區七萬平方哩その住民二千五百萬人、溺死者十四萬人と云ふ未曾有の揚子江大水害に當り南京政府は罹災民救済を理由として米國との間に次の如き南京政府最初の外債たる「一九三一年四分利小麥借款」(第一次米國棉麥借款)を締結し、これを事業基金として全國賑災委員會を設立、その後一九三二年夏全國賑災委員會を解散、茲に全國經濟委員會が全國賑災委員會から右の事業基金を繼承して初めて實際的活動に踏み入ることになつたのである。

(一) 一九三一年四分利小麥借款(第一次米國棉麥借款)

發行日	一九三一年九月
發行額	九百二十一萬二千八百二十六米弗五十六仙
用途	米國穀價平衡委員會(Crain Stabilization Corp. of U. S. A.)は聯邦農業局の許可を受けた後南京政府に小麥又は小麥粉四十五萬噸を賣與し、揚子江水災の救済及び罹災區の建設に使用する
擔保	一九三一年十二月一日より一九三二年七月三十一日に至る間、輸出入税に五分の救済水災附加税を課徴する。
利率	年利四分
利拂期	毎年六月三十日及び十二月三十一日
償還期	一九三四年より一九三六年に至る間、毎年十二月三十一日借款額の三分の一を償還する

右第一次米國棉麥借款の金額は米貨九百二十一萬二千八百二十六米弗五十六仙、即ち當時の銀元對價で約四千五百萬元であり、これを現物小麥(但し借款契約に據て小麥は賣方の都合によりその半額まで麥粉に代へることができる)で貸與し、南京政府は此の小麥を轉賣して救済資金を得るとか、若しくは現物給付に依て建設資金を造るとかの必要があつた。而して此の借款現物は一九三一年九月末の第一船から順次一九三二年三月末までの間に米國を積出されたが、實際に支那に到着したのは一部分であつて、殘餘の大部分は南京政府に依り市價の高い外國市場で轉賣され現金となつて南京政府に入つたと謂はれたが、それは兎に角南京政府の發表では此の借款小麥四十五萬噸(當時の市價で噸當り七十四元として二千萬元となる)は揚子江本支流沿岸一部堤防の改修事業を開始し堤防延長七千籽の建設(一九三三年十二月工事完成を豫定)に要する經費に充當し、貸銀の大部分を借款現物で支拂つたとしてゐる。全國經濟委員會は最初のうち右借款を基金として揚子江本支流の堤防改修工事を始めた全國賑災委員會の事業を側面から援助

する程度であつたが、全國賑災委員會の解散と共にその事業基金約一千六百萬を接收して、直接此の事業に當ることになつた。更に右第一次借款を機縁として米國に第二次借款の供與を交渉し、次の如く「一九三三年五分利棉麥借款」(第一次米國棉麥借款)を締結した。

(一) 一九三三年五分利棉麥借款(第二次米國棉麥借款)

發行日	一九三三年五月二十九日
發行額	一千七百八萬六千二百八十二米弗四十八仙
用途	生産建設事業及び金融幣制整理
擔保	第一擔保 統稅 第二擔保 救濟水災附加稅
利率	年利五分
期限	三年又は三年以内
利拂期	毎年五月三十一日及び十月三十日

此の第二次米國棉麥借款は當時の財政部長行政院副院長兼全國經濟委員會副會長宋子文が、世界經濟會議出席の途次米國に於て一九三三年五月南京政府と米國建設金融會社とを契約當事者として締結したところである。右借款の締結に於て全國經濟委員會の存在は「南京政府の豫定事業を實行する執行機關たる」ことに依て南京政府が米國の信用を得るための政治的保證として役立ち、また米國としては政府財政に於ける實權者たる宋子文を介して南京政府に借款を供與することに依て巧みに南京政府の政治的勢力と結び付くものであつた。特に米國は過剰生産に深刻な悩みを

もつてゐた國內の農産棉花、小麥及び麥粉の捌口を支那に得るものであり、旁々短時日の間に新借款交渉が結實したわけである。同借款の用途は前記の如く生産建設事業及び金融幣制整理となつてゐるが、併し南京政府側の提示した主なる用途は未開拓の富源西北支那の開発であつた。またその金額は最初棉花四千萬米弗、小麥四百萬米弗、麥粉六百萬米弗の合計五千萬米弗(當時の銀元對價で約一億五千萬元)であつたが、併し今次の現物は之を外國市場に於て轉賣することを許さず、且つ又契約當時の市價と較べて一般に低落し、一九三四年二月までに支那に到着した借款現物四百萬元の轉賣から百二十萬元の損失を生じたとする實情に在つた。従つて一九三四年三月に至つて借款額の減額を交渉して米國の同意を得、原契約四千萬米弗の棉花を四分の一に減じて一千萬米弗に改めたほか小麥及び麥粉の借款額も減少して前記の如く借款總額を一千七百八萬六千二百八十二米弗四十八仙(當時の銀元對價で約五千萬元)に改めたのである。

第一次及び第二次の米國棉麥借款はいづれも米國が國內過剰生産の農作物を支那に供給したものであり、また南京政府としては之を轉賣して建設に要する現金を得るとか、そのために使用する勞力に現物給與を行ふとかのものであつた。従つて南京政府としては結局此の借款を原契約の價値通りに利用できず、又之を理由として償還を引延ばしたが(註四六)、併しこれが南京政府成立後最初の外資吸收の端緒となり、またそれが南京政府と國際聯盟とを結び付ける機縁ともなつたのである。

(註四六) 一九三六年五月、南京政府は米國との間に第一次及び第二次米國棉麥借款の整理に就き下の如く締約した。即ち一九三一年四分利小麥借款の未償還額三、〇七〇、九四二・二〇米弗及び一九三三年五分利棉麥借款の未償還額一三、五三七、三



八七・七九米弗、合計一六、六〇八、三二九・九九米弗を一七、〇五一、〇〇七米弗に改めて新借款額となし、年利五分、毎年六月三十日及び十二月三十一日の年二回の利拂を行ひ、一九三六年より一九四二年に至る間毎年三、六、九、十二月末の年四回の元金償還を行ふ。毎年償還すべき元金は一九三六年一、三五一、〇〇七米弗、一九三七年二、〇〇〇、〇〇〇米弗、一九三八年二、五〇〇、〇〇〇米弗、一九三九年一、四二二、〇〇〇米弗とする。

支那事變勃發後一九三九年六月米國との間に下の如く改訂の締約成立した。即ち一九三九年六月三十日より一九四一年三月三十一日に至る間に償還期限到来の元金支拂を二ヶ年延期するを得、同期間の利率も亦五分を四分に改め、期日通り支拂はるべきものとする。

右の改訂に據り一九三九年は元金一回七十萬米弗、利息四十八萬一千二百五十米弗が各救災附加稅收入より支拂はれ、同年末の米國棉麥借款の未償還額は一千五十萬米弗であつた(中國聯合準備銀行編纂「中國内外債詳編」一三八―四〇頁及び二三二頁に據る)。

#### 第四節 中國建設銀公司

建設委員會及び全國經濟委員會は支那經濟建設の諸般に互る計畫並に實踐の中樞機關として重き役割を演ずることになつてゐるが、併しその實際は地方的な電力事業を經營するとか、江西省や西北地方に道路を開設するとか、揚子江の堤防を修築するとか、農業振興の施設を局部的にするとかの謂はば事業經營の培養線を造るものであつて、直接若しくは速急に利潤を生むものではなかつた。従つて國內過剩の農産物を賣却するといふ特殊の意義をもつた米國の現物借款供與を例外として、これ等中樞機關の活動に要する資金を外國に求むることは全く困難であつた。またさうした方面に成果を求めるには南京政府自體の熱意を缺いたのである。かくて建設委員會や全國經濟委員會は貧弱な資

金からの制約を受け、また此の制約を克服する南京政府の熱意を缺き、結局經濟建設のための培養線を細々ながら造成するに止つたのである。而して培養線の造成による果實を採收する、有利有望な建設部面を一手に掌握する別な中樞機關が設立されることになつた。即ち中國建設銀公司(The China Development Finance Corporation)の設立がそれである。

中國建設銀公司は一九三三年末以來、南京政府の側からは前財政部長宋子文、當時の財政部長孔祥熙等宋家一門が主動者となり、外國の側からは聯盟代表のライヒマン、ソールター兩氏を初め英米銀行團と連絡をもつ南京政府財政顧問のモネー氏、佛國系資本家ロツトシルド氏、上海で有名な佛人事業家カドリー氏等が參畫し、またその當時米國の經濟學者ロジャース氏や上海滞在中の米國商務省派遣員等も聯盟をもつものと觀られてゐたが、要するに南京政府と之を支援する聯盟との間に秘密裡に畫策された外資誘致のための、謂はば外國の對支投資の助長機關である。併し「支那は連年累積の外債を負擔してゐて、それ等はいづれも公經濟的借款であり、此の巨大な政治借款と巨大な經濟借款とは國計民生を壓迫するものであるから、外資を輸入するのに外人に政治的侵略の機會を與へてはならぬ」として外資が直接公司に加入することを避け、浙江財閥系諸銀行による大半出資のほか、宋子文及び孔祥熙が四分の一、殘餘の金額を張公權、李馥蓀、陳光甫、貝淞蓀、張慰如、徐補蓀等支那財界人で出資したのである。その創立經過は一九三四年四月十八日上海市社會局に株式募集規程等を登記、五月二十八日財政部の設立認可を受け、同月三十一日發起人會を開き、六月二日創立總會を終り七月四日營業を開始する運びとなつたのである。

中國建設銀公司の資本金は一千萬元とし、その全額を右の事由に依り支那人の出資に俟つたのであるが、設立の裏

面に於ける前記外國側の暗躍ありたるにも徴し得られる如く、此の公司はその資本金を以て諸建設事業を經營する所に目標を置くものではなくして、半官的組織を以て南京政府の庇護を受け、投資者に代つて監査の責に任ずることに依て外國資本を誘致することを狙つたものである。後に掲記する「中國建設銀公司章程」(註四七)の第三章業務の規定に於て(一)公私各種企業の援助、(二)農工商業の發展、(三)諸事業に對する投資及び管理事務、(四)信託業務等を營むことを明らかにし(第十一條)、これ等諸業務を營むに要する資金に就ては政府機關、中外銀行及びその他組織と協助聯合すること、即ち外國資本を誘致することを示してゐる(第十一條)。かくて中國建設銀公司の設立は全國經濟委員會と國際聯盟との合作に依て遂行しようとする支那經濟建設事業中、外國資本を吸收し利用し得る有利有望な事業部面を握り、また之に依て外資誘致の道を開かんとするに在つた。勿論その設立の一つの理由としては全國經濟委員會に對する直接貸附が對支借款に關する華府會議の決議に牴觸するので、南京政府をして看板だけを別にした純粹なる商業機關たる形式を採らしめ、之に依て諸國政府の干渉を排除する意圖を織り込んだことを擧げることが出来るが併し外國資本が自由に同公司に向つて投下される道造つたその事が中國建設銀公司設立の目的を明示し、それが外資誘致に在つたことを闡明してゐる。

(註四七) 中國建設銀公司の章程を掲記すれば次の如くである。

中國建設銀公司章程

第一章 總 則

第一條 本公司は會社法、株式會社及び銀行現行法規の規定に依りこれを組織し、中國建設銀公司株式會社と名づく、簡略して

中國銀公司といひ、英文名稱を The China Development Finance Corporation とす

第二條 本公司は總公司を上海九江路百一十一號に設け、分公司を國內外の各地に設立す、但し豫め取締役會の決議を経て、財政部の登記認可を受け實業部に登記を申請すべきものとす

第三條 本公司の營業年限は三十年とし、登記申請の日より起算し年限満了のときは、株主總會の決議により財政部及び實業部にこれが延長の認可を申請することを得

第四條 本公司の公告方法は通知及び總公司所在地著名新聞に掲載することによつてこれを行ふものとす

第二章 株 式

第五條 本公司の資本總額を國幣一千萬元と定め、百萬株に分ち、一株國幣十元とし、一回全額拂込とす。本公司にして業務上の必要により、資本を増加し新株を發行せざるべからざる場合には、株主總會において決議し、法規に従ひ財政部、實業部に登記を申請したる後これを行ふべきものとす、若し發行せらるる新株に優先株あるときは優先株に關する權利については、發行前において株主總會の決議を経て章程を補充し、財政部、實業部に認可を申請すべきものとす

第六條 本公司の株式は登記申請後、本公司取締役五名の署名捺印を経て、番號を附してこれを發行す

第七條 本公司の株式は記名式とし、本人及びその代表の眞實の姓名及び住所を本公司に報告し、株主名簿に記入すべきものとす

第八條 株主は印鑑票内に押捺して本公司に提出保存し、検査に資すべきものとす、すべて配當の受領及び本公司との書信往復の際にはこの印鑑を證據とするものとす

第九條 本公司株式の名義變更、讓渡、分割合併、遺失、汚損或はその他の處分及び印鑑の變更等の手續に關しては、別に規定をもつてこれを定む

第十條 株主總會通告の日より株主總會終了の日までは、株式の名義變更を停止す

第三章 業 務

第十一條 本公司は政府機關、中外銀行及びその他組織と協同聯合し、公私各種の企業を援助し農工商業を發展し、これら事業

第五章 歐米の對支投資を誘ふ中樞機關の創設

に關する投資及び管理事務並に信託會社の一切の業務を取扱ふことをもつて業務の範圍とす  
前項の業務について如何なる方式、方法及び手續を採用すべきかについては、本公司取締役會の隨時決議により財政部に認可を申請すべきものとす

前項の業務範圍内における信託業務については、専門部門を設立し、株主總會の決議を経、資本を一定し、別に章程を定め財政部に認可を申請すべきものとす

#### 第四章 株主會

第十二條 本公司の株主會は定期總會、臨時總會の二種に分つ

(一)定期總會は毎年度末總決算後三ヶ月以内に取締役會において一ヶ月前に公告してこれを招集す

(二)臨時總會は取締役會または監査役が必要と認めたる場合、或は本公司株主が會社法第三百三十三條の規定に依り請求したる場合、取締役會において十五日前に公告してこれを招集す

第十三條 本公司株主の選舉權及び表決權は一株を一權とす、但し一名の株主にして十一株以上を所有する場合には、十株を超過する毎に十株を九株とし、端数はこれを計算せず

第十四條 株主會は本公司株式總數二分の一以上の出席せる場合にはじめて開會することを得、出席株主權半數の同意を得てはじめて決議することを得、但し章程の變更、資本の増減の場合には現行會社法第八十六條の規定に依りこれを行ふべきものとす

第十五條 株主會の招集には期日地點、招集主旨及び議案を新聞に掲載公告し或は書信をもつて各株主に通知すべきものとす

第十六條 各株主にして若し提案する場合には開會前五日に取締役會に提出し審査の上議事日程に編入すべきものとす

第十七條 株主は本公司の他の株主に代表を委任し株主會に出席することを得、但し委任狀を作成して本公司に提出すべきものとす

第十八條 株主會の決議事項は議事録を作成し、會議の期日、地點、議長姓名、出席株主數、株式總數及び決議事項を列記し、議長の署名捺印の上、出席簿、代表出席委任狀と一括して本公司に保存すべきものとす

#### 第五章 組織

第十九條 本公司に取締役二十五名、監査役九名を置き、株主會において一千株以上の株主中よりこれを選任す

第二十條 取締役の任期は三年、監査役の任期は一年にして、何れも重選重任することを得

第二十一條 取締役は一名を互選して取締役會長とし、十名を互選して常務取締役とす、取締役會長は取締役會、常務取締役會及び株主會の議長となる。若し取締役會長にして事故に由り出席すること能はざる場合には、取締役會において取締役中より一名を互推して議長となす

第二十二條 本公司には事務取締役三名を置く、取締役會長は當然事務取締役たるも、その他二名は常務取締役よりこれを互選す

第二十三條 専務取締役は常に本公司に駐在し取締役會、常務取締役會の決議に依り本公司の一切の業務を掌理すべきものとす

第二十四條 取締役會議は取締役會長においてこれを招集す、開會のときには取締役過半數の出席を得て開議することを得、出席取締役過半數の同意を得て決議することを得、可否同數なる場合には議長これを採決す、取締役會議に取締役會長事故に由り出席する能はざる場合には常務取締役會に於てこれを招集することを得

取締役會議の議事録は出席各取締役の署名捺印の上、本公司に保存すべきものとす

取締役自身に關する議案については、當人は議決權を有することを得ず

第二十五條 監査役は取締役會において作成し株主會に提出する各種の帳簿並に表を審査しその意見を株主會に報告すべきものとす

第二十六條 監査役は何時といへども取締役會に對し本公司の業務狀態を報告すべきことを請求することを得、並に本公司の各種の帳簿及び文書を検査することを得

第二十七條 取締役、監査役にして事故に由り缺員を生じたる場合には、本期選舉の時における得票次點者をもつて順次にこれを補充す、その任期は前任者の任期の繼續をもつて限度とす

第二十八條 本公司には總支配人一名を設け、取締役會においてこれを聘任す、總支配人事故ありて職務を執行すること能はざる場合には常務取締役會において一名を推薦し之をして代理せしめることを得

第二十九條 總支配人は取締役會及び常務取締役會の決議事項を執行し、專務取締役と協議の上、本公司の事務を處理す

第三十條 本公司は事務の繁簡に因り支配人、副支配人を設けて輔佐せしめることを得

第三十一條 本公司のその他職員は、總支配人において專務取締役と協議の上、これを招聘す

第六章 決算

第三十二條 本公司は半年度に一回の決算をなし、毎年度末に一回總決算をなし、左記各項の表を定期株主總會十三日前に監査役に提出し、その審査捺印を受けたる上、株主總會に提出し、承認を得たる上法規に依り公告し、並に財政部、實業部に提出すべきものとす

一、營業報告書

二、財産目録

三、資産負債表

四、損益計算表

五、積立金及び利益配當分配案

第三十三條 毎年の純益總額の中より十分の一以上を積立金となし餘額を配當すべきものとす

第三十四條 本公司の株主固定配當(正息)は毎年七分とす

第三十五條 純益中より積立金及び固定配當を控除したる後、餘額ある場合には本年度の特殊純益として、株式に對する特別配當及び職員に對する慰勞金とすべきものとし、並に特別積立金を適宜控除することを得、その分配方法は取締役會において株主總會に提出決議し、財政部、實業部の認可を受くべきものとす、但し職員慰勞金は多くとも本年度特別純益の百分の三十を超過することを得ず

第七章 附則

第三十六條 本公司の各種執務細則は取締役會に於て之を規定す

第三十七條 本章程に不備の點ある場合には會社法及び銀行現行法規の規定に依りこれを處理す

第三十八條 本章程は財政部、實業部に届出認可登記を完了したる日より施行す、爾後若し修正すべき點ある場合には、株主總會において法規に従ひ決議し認可を申請す

中國建設銀公司當初の主要役員は孔祥熙を取締役會長、宋子文、貝淞蓀を各專務取締役とし、宋子文の弟宋子良を總支配人とした。株主は前記宋子文、孔祥熙等個人名義のほか法人名義のものは次の如くであつた。

株主名	投資額	株主名	投資額
中央銀行	一、五〇〇、〇〇〇	中國通商銀行	一五〇、〇〇〇
中國銀行	二、〇〇〇、〇〇〇	證券交易所	一五〇、〇〇〇
交通銀行	一、五〇〇、〇〇〇	金業交易所	一五〇、〇〇〇
國華銀行	一、五〇〇、〇〇〇	大陸銀行	一五〇、〇〇〇
中國實業銀行	一、五〇〇、〇〇〇	聚興誠銀行	一〇〇、〇〇〇
金城銀行	二、五〇〇、〇〇〇	壘業銀行	一〇〇、〇〇〇
中南銀行	二、五〇〇、〇〇〇	江浙銀行	一〇〇、〇〇〇
浙江興業銀行	一五〇、〇〇〇	東萊銀行	一〇〇、〇〇〇
上海商業儲蓄銀行	一五〇、〇〇〇	國貨銀行	一〇〇、〇〇〇
四明銀行	一五〇、〇〇〇	計(一九)	一四、五五〇、〇〇〇

外資誘導の投資會社として創立された中國建設銀公司と外國資本との現實の結び付きを見るに、例へば支那所要の

鐵道材料を英國の輸出商社から供給する場合、英國に於ける輸出代金の支拂に對しては英國輸出信用保證局が支拂保證または立替拂を行ひ、南京政府との間の一切の金錢受拂には英國の在支商社の手を経ることとし、此の在支商社は英國の團匪賠償金を見返りとして南京政府の發行する建設公債を引受けて資金を融通する。その場合全國經濟委員會建設委員會、中國建設委員會購料委員會のうちの當該機關を経由して中國建設銀公司、中國農民銀行、中央銀行、匯豐銀行、英蘭銀行のうちのいづれかを支拂銀行とする如く、斯かる場合の外資吸収に就いて言へば、全國經濟委員會及び中國建設銀公司の關係に於て、外資は證券となつて全國經濟委員會の手を経、初めて中國建設銀公司から拂渡されるのである。従つて中國建設銀公司としては此の證券支拂を通して投資者に代り監査の責に任ずることとなる。更に同公司は例へば一九三六年英國の中英公司と共同してシンヂケートを組織し、滬杭甬鐵道完成公債（錢塘江鐵橋一、三九杆、閘口・曹俄間八〇杆等の建設資金）百十萬磅（當時の換算で一、千六百萬圓）を折半にて引受けた如く、外資と共同で投資する場合もあるが、此の場合も亦南京政府直屬の機關として外資部分に對しても投資者に代る監査の責を負ふものである。要するに、中國建設銀公司是孔祥熙を取締役會長、孔祥熙の義弟宋子文を專務取締役、宋子文の實弟宋子良を總支配人とし、宋子文が實權を握る宋家の投資金融機關として設立されたもの、また此の機關を介して外資の支那建設事業への誘導、若しくはその投資を容認する機構を成すもの、更にそれは支那經濟建設の計畫と實踐とに於ける南京政府—全國經濟委員會—中國建設銀公司の系列を以て有利有望なる事業資金に獨占的な支配權を掌握するものであつた。自ら同公司の業績の如きも一九三五年度百二十一萬元、一九三六年度百九十一萬元（註四八）の各純益を計上し、産業廢頽の支那としては優秀なものであつた。

(註四八) 中國建設銀公司一九三六年度の資産負債表を掲記すれば次の如くである。

中國建設銀公司一九三六年度資産負債表 (單位元)	
<b>(一) 資産の部</b>	
現金	八、九二八、七七三・五一
貸付金	七、五二七、五六五・一六
買入証券	二、三三七、六五九・八一
買入証券	七、五〇四、四二二・三九
信託勘定	二〇六、二一九・〇一
代理貸附勘定	三六、〇三七、五一四・一三
受取勘定	六、六九七、三〇四・八九
未收利息	四九、三三五・〇三
土地建物	一、五六七、八二四・二三
其他資金	一一七、三八九・二一
計	六八、八七三、九九七・三七
<b>(二) 負債の部</b>	
資本	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
積立金	二六六、八二四・二七
定期支拂手形	一四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
保管勘定	二〇六、二一九・〇一
代理貸附勘定	三六、〇三七、五一四・一三
預入保證金	一一三、五一七・七八
支拂勘定	五、八〇五、三三五・七六
未拂利息	二〇、〇五四・八〇
当期純益	一、九一四、五三一・六二
計	六八、八七三、九九七・三七
<b>(三) 中國建設銀公司一九三六年度收支計算表 (單位元)</b>	
<b>収入の部</b>	
利息、手續費、投資利益及び雑収入	二、四〇五、三三二・六二
家屋收入	一三二、一四六・六七
計	二、五三七、四七九・二九
<b>支出の部</b>	
一般支費	二二七、七九八・七八
土地建物管理費	二七、四六四・六二
利息支拂	三六七、六八四・二七
当期純益	一、九一四、五三一・六二
計	二、五三七、四七九・二九

## 第六章 技術合作に名を藉る國際聯盟の對支援助

### 第一節 概 説

一九三一年は滿洲事變突發の年として東亞の天地に一大變革を惹起したる記録すべき一年であつた。併し此の年は滿洲事變ばかりでなく、世界恐慌は漸く深刻化し、南京政府成立以來の内債政策の破綻を來たしたといふ點からも記録せらるべき一年であつた。南京政府の財政的破綻と世界恐慌の深化、茲に南京政府は外資誘引を企圖し、歐米諸國は支那市場の獲得に機を狙ふに至りて、南京政府と歐米諸國の結合が此の環境事情のために頓に促進された。かくて南京政府は國際聯盟の對支援助を求むるために全國經濟委員會を設立し、聯盟はまた此の機關を通じて支那に於ける足場を得んとした。南京政府は右の事情から全國經濟委員會の正式成立に先立ち、國際聯盟に對して技術合作を要請した。即ち一九三一年四月二十五日宋子文は行政院副院長の名を以て國際聯盟秘書長エヴェンス氏に打電し、國內建設計畫作成の目的を以て全國經濟委員會の創設を決したる旨正式に通告、同時に右委員會の事業に對し聯盟技術機關の合作を要請、且つ六項目より成る左記の「技術合作辦法」(註四九)を提議した。

#### 技術合作辦法の内容

一、初歩の設計及び組織準備の時期に於て聯盟は、従前派遣せしめたる衛生専門家の先例に倣ひ、委員を派遣し建設計畫に對し如何なる協助方法を採用するか意見を求める。右委員の在支任期は支那政府に於て必要に應じて決定す

- 二、特種計畫實施に關しては、聯盟は支那政府の請求に應じ適當なる人員を推薦して派遣協助せられたし、但し本項の人員は専門技術家長と、同時にゼネバの各技術機關と連絡接觸するを要す
- 三、特種必要情況の下に於て聯盟は支那政府の請求に應じ、原有の委員會、或は特設の委員會を指定して支那を援助し特種設計を決定若しくは改造せられたし
- 四、支那は將來事業擴張のため目下人材養成の必要あり、聯盟は適當の方法を以て支那政府を協助されたし、衛生事項の如き既に支那人を他國に於て實習せしめつゝあり、時に應じ之を補給しあり
- 五、右の外聯盟は支那政府を協助して顧問を物色し、支那教育制度改良且つ外支文化機關の相互疏通を計られたし
- 六、某々國某事項に關して支那が聯盟と合作を必要となし或は多數國政策の調節必要がある場合、支那は自發的に聯盟に請求して支那發展上の障害排除に盡力せられたきこと

國際聯盟理事會は一九三一年五月十九日の會合に於てこれ等南京政府の提案を受諾し、同時にこの協力の實行方法に關する事務總長の提案を承認、同時に理事會は特に南京政府の提案の第一點に關して「實行可能にして且つ又支那政府にとり便宜なる期間職務に従事するを要請された聯盟職員は、聯盟の技術機關の活動及び支那政府がこれを利用し得べき方法に關し情報を與へる權限を有すべし、この目的のため事務總長は技術機關の一部長が再び支那へ赴くやう之を任命すべきであると考へる」と決定、また第二、三及び第四項に關しては「協力に對する提案は、手續規則によりて必要とされる理事會の承認を條件として、之を實行に移すため事務總長より關係技術機關に附託する」と決定した。

右の第一項にも「従前派遣せしめたる衛生専門家の先例に倣ひ」と言ふ如く、國際聯盟の對支技術援助は此の時に始まる譯でなく、既に一九二九年に着手したところである。即ち當時南京政府の衛生部長薛篤弼が聯盟に對し、技術

合作専門家を招聘することを提議し、ライヒマン博士 (Dr. R. Rajchmann) はか二名の來支を決し、また聯盟は外支組織の國際諮詢委員會を設立した。更に同年、南京政府外交部は國際委員會に水利、道路、港灣、交通の調査専門、經綸家を招聘する議を起し海港衛生、海港檢疫工作の合作員としてライヒマン氏等が着任した。その後一九三〇年七月、ザグレップ衛生學校長ボルシツク博士 (Dr. B. Borcik) が聯盟の衛生代表として來支、醫療衛生事業に參與し、ライヒマン博士の歸歐後その職務を代行した。而して右記一九三一年四月二十五日附南京政府の要請電報を收受したる聯盟は、同年五月十九日の聯盟行政部第六十三回會議に於て南京政府の要請を容れて實施辦法を決議し、爾來續々と教育、衛生、交通、公共事業、農業、財政、行政等々の各専門家が聯盟から支那に特派されることとなり、全國經濟委員會と緊密な協力を保ち合作協助することとなつた。かくて國際聯盟と支那の技術合作が具體的となり、また之に依て聯盟の東亞への交渉も繁くなつたのである。今その後一九三三年六月までの間に聯盟から支那に派遣された主なる技術合作員を掲記すれば次の如くである(註五〇)。

- 一、一九三一年、水利問題の専門家ブルドレ氏 (Mr. Bourdrez) が聯盟の運輸交通部を代表して來支、揚子江堤防修築工事、黄河堤防工事、江蘇及び浙江兩省海岸の防波工事、その他河川水利工程等を調査し各種の資料を蒐集した。
- 二、一九三二年一月、波蘭國土木省顧問オケツキ氏 (Mr. Okczi) が聯盟から派遣されて來支、各省聯絡公路の建設計畫に參與し、江蘇、浙江、安徽、湖南等の各省を實地踏査、西北地方公路建設の計畫を立案、また江蘇、浙江兩省の新設公路を視察して改修を要する箇處を指摘する等公路建設に寄與するところがあつた。
- 三、一九三二年十月、伊太利蠶業協會前會長マリ氏 (Mr. Mari) が聯盟から派遣されて來支、江蘇、浙江、四川、

廣東等の各省に赴き桑樹及び蠶糸の實狀を調査し、また杭州句容に蠶桑試驗區を分設、南京蕭山及び金壇の蠶桑試驗區を補助し、更に伊太利種と雜種との交配や土種の改良、養蠶の各種實驗をなし、別に指導所を設立して農民の養蠶方法を指導し、全國經濟委員會の蠶糸改良委員會の蠶糸及び桑種に關する事項を主事する等支那蠶業の研究及び之が復興の可能性を検討し、また進んでその復興に協力した。同氏は一九三四年一月より全國經濟委員會の職員となつた。

四、一九三三年五月、ソマーフェル氏 (Mr. Somervell) が全國經濟委員會の招聘に依り來支、北支各省を視察して省區及び地方行政を検討、また行政院の設立にかかる行政效率研究會の顧問に就任して直接行政能率の増進工作にも従事した。

五、一九三三年六月、イェーニツケ氏 (Mr. Jaenicke) が全國經濟委員會の招聘に依り來支、江蘇、湖南、湖北、江西の各省を視察し、省政府の組織及び江寧縣の行政狀況を検討し、「行政の改革建議」を著し、また山東省政府の請を容れ該省に赴き省區及び地方行政を研究する等行政問題の研究に従事した。

南京政府は國際聯盟の援助を求め、聯盟側も亦支那市場獲得のための畫策と相俟つて對支援助を決定し、茲に全國經濟委員會に對する技術合作の名目に於て右記の如く聯盟から續々専門家が派遣されたのである。此の事はまた歐米の支那に對する一般的關心を高め、前記の諸氏以外にも相踵ぎ各方面の専門家が、或は國際聯盟の派遣員として、又は支那視察團員として來支してゐる。即ち(一)一九三二年十月には前プロシヤ文相故カール・ベツカ博士 (Dr. Carl Becker)、佛蘭西高等學院ランヂュヴァン教授 (P. Langevin)、波蘭文部省前督學官ファルスキ氏 (Mr. Falcki)、倫

敦大學トニー氏 (R. H. Tawney) の教育調査團が來支、同調査團には知的協力事業國際調査會のボンネ (Mr. Bonnet) 主事及びウォルターズ (Mr. Walters) 聯盟事務總長代理が同行して支那の教育制度を研究した。(二) 一九三一年十一月には聯盟事務局保健部員チウカ (Dr. Ciuca)、黃子方兩博士を特派し、水災 (揚子江の大水害) 救済事業關係の醫療及び傳染病豫防の緊急事業に參與せしめた。また同月には聯盟保健委員會の委員たるスタムパー博士 (Dr. A. Stampar) が來支、傳染病豫防事業につき右二博士と協力した。(三) 一九三二年十二月にはゼネバ大學地質科パレチヤス教授 (P. Parejas)、ウキンナ大學ウキスマン博士 (Dr. Wissmann)、ノツテインガム大學英文科ダヴィー講師 (Mr. Davy) が聯盟から特派されて來支、一九三二年まで南京中央國立大學に奉職した。(四) 一九三二年一月には倫敦土木技師協會員クード (Mr. Coode)、巴里市道路橋梁監督局長ペリエ (Mr. Perrier)、ハンブルグ港務管理局長ジューヰキング (Mr. Siveking) の三技師より成る視察團來支、水利問題を研究した。(五) 一九三二年十月には羅馬國際農業研究所前書記長カルロ・ドラゴニ教授 (P. Carlo Dragoni) が來支、六ヶ月間支那の農業現狀を研究した。(六) 一九三三年三月には聯盟の經濟財政課員シャロン氏 (Mr. Charron) が來支、六週間滞在して世界經濟會議の準備に關する諸問題の討議に參與した。(七) 一九三三年五月にはハムブルグ傳染病理研究員兼聯盟マラリヤ調査委員ムーレンス博士 (Dr. Muehlens) が來支、マラリヤ病の再發性に關する調査を行へる等續々歐米各方面の専門家が來支したのである。

支那に對する歐米の關心が急に高つて來た時、宋子文は重ねて國際聯盟に技術合作員の派遣方を要請した。即ち一九三三年六月二十八日、宋子文は行政院副院長及び財政部長の名を以て聯盟に照會を發し、再び一九三一年四月二十五

日提出の合作辦法を陳述して人員派遣を要請したのである。一九三三年六月三十日、聯盟は技術合作審査の特別委員會を設立し、同年七月十八日パリに初會議を開き聯絡員の性質を決定し、ライヒマン氏を支那合作員の代表者に指定、氏は一九三三年十月三日就任した。爾後聯盟側の企圖せる支那市場の獲得工作は俄然露骨となり、積極的となり、愈々具體的となつて來た。斯うした南京政府の策動及び國際聯盟對支援助の露骨化は日本の國際聯盟脱退がそれに刺戟と機會とを與へたものである。原と全國經濟委員會の成立は南京政府の反日的な、歐米依存主義の表現であり、歐米の、南京政府のそうした政策を支持することを如實に物語るものではあつたが、併し日本が聯盟と袖を分つまでの、聯盟の對支援助は尙ほ幾分日本に對する遠慮があつたし、またその援助方法も専ら支那の經濟建設に必要な準備工作としての實狀の調査研究に重點が置かれてゐたのである。それが一九三三年三月二十七日、日本が聯盟を脱退するに及んで俄然露骨となり、自ら南京政府の歐米依存、反日的な經濟建設を積極的に協力支援するものとなつた。同時にまた國際聯盟の對支援助の方法も一變して、從來經濟建設の基礎工作とも言ふべき調査研究に紛らして來たもの、此の時から建設事業の實行その事を援助するに變つたのである。要するに、南京政府の支那經濟建設中樞機關たる全國經濟委員會に對する國際聯盟の援助は假令それが表面的であつたとしても兎に角「嚴に技術的範圍に限らる」との制限を受けたものであり、また實際に一九三三年六月までの右掲聯盟派遣員は専ら實狀調査研究の成果を、全國經濟委員會に報告する程度のものであつたが、併しその後の聯盟の對支援助方法は從來のそれとは實質的に異なるものとなり、建設計畫の實踐に參畫し援助するものとなつたのである。以下日本の聯盟脱退後に於ける聯盟の對支援助につき項を分ちて記録するであらう。



(註四九) 「國際聯盟の對支技術合作報告」(雜誌「東亞」昭和十年十月一日號)に據る  
 (註五〇) 前出「中國經濟年鑑」(一九三五年版) A一六二—三頁參照

## 第二節 支那經濟建設計畫實踐の援助

日本の聯盟脱退通告(一九三三年三月二十七日)の後約三ヶ月を經過せる一九三三年六月二十八日附聯盟に宛て發したる、前記宋子文の照會に於て「本政府(南京政府)は調査の準備事業を完了した結果、その有する資源を考慮して最初先づ二、三の省より建設事業に着手し、これを全國の模範たらしめることに決定した……この建設事業がその參加全員の繼續的努力を必要とするは勿論、これに關係する一切の活動に於て絶えず齊整を必要とすることは極めて明かである。こゝに貴理事會が本事業に對する現在の聯盟の繼續的合作を確實ならしむる目的を以て、現狀に於て採用せられんとする諸對策は本政府の高き評價を置くところで、特にこの目的を以て本政府とその全國經濟委員會に對し派遣さるべき技術員の指名を見るならば幸甚である」と述べて居り、これを接受したる聯盟理事會は一九三三年六月三十日の會合に於て右南京政府の照會に關して執るべき行動を審議するため特別委員會を任命するに決定、次いで同年七月十八日パリに於て開會の右委員會の初會議は南京政府の要請を容れ、次の内容より成る決議(註五一)を採擇、同決議は後に至り聯盟理事會によつて承認された。

一九三三年七月十八日パリに於ける聯盟の對支技術合作に關する特別委員會の決議内容

一、支那政府の要請したる技術代表の任命は純然たる技術的且つ非政治的性質のものである。この根本的原則に鑑み右技術代表

は國際聯盟の關係機關と技術的協力を行ふため、支那全國經濟委員會との技術連絡員として行動すべき事が了解されてゐる。  
 二、右代表の任期は一年とす、その俸給、旅費及び手當は支那政府によつて支拂はれる。  
 三、技術代表の任務は次の如くである。

- イ、聯盟の技術機關の活動及び支那の再建に協力する目的のため此等の機關を利用し得る方法に就き情報を供給すること。ロ、代表が支那政府より受理したる技術的協力に對する一切の要請を國際聯盟事務總長に提出し、以て關係機關に附託せしむること。ハ、支那政府が再建事業に關する技術的任務に従事する専門家の協力を求むる場合同政府に對しその希望する如き援助を與ふること。ニ、聯盟技術機關の専門家の活動を現地に於て調整せしめることにつき全國經濟委員會を援助すること。
- 四、技術代表はその事業に關して報告概要を理事會に頻りに提出すべく、詳細なる報告書は少くとも四半期毎に之を提出すること。右報告書は事務總長より、支那政府の要請により協力を求められたる聯盟技術機關に對しても亦通告せられること。
- 五、技術代表は以上に掲げたる任務の遂行のため實行すべき一切の調査に關し、關係部及び關係機關の援助を求むるため之を聯盟事務總長に申入れること。
- 六、技術代表がその事業に關する概要及び報告書を聯盟に對し提出したるときは、その寫本を同時に支那全國經濟委員會に送附するものと了解す。
- 七、理事會委員會は前記の任務を有する技術代表として事務局保健部長ライヒマン博士を任命する。
- 八、この決定を理事會に通告するに當り、理事會委員會は、次の諸點の審議はこれを將來理事會の自由に委ぬべき旨を述べんと欲する。
  - イ、支那政府より理事會に附託せらるべき支那再建に對する聯盟協力に關する一切の問題を考慮すること。ロ、技術代表より受理したる報告概要及び報告書を審査し、且つその任務の遂行に關する問題にして委員會が考慮することが望ましいと考ふる一切の問題を討議すること。

かくて南京政府側に於ける建設計畫の實踐、國際聯盟側に於ける之が援助並にライヒマン博士の派遣に依て、南京

政府の歐米依存とその反日的な支那經濟建設工作が正に推進の軌條に乗ることとなつたのである。右の決議中にも明記する如く聯盟派遣の「技術代表の任命は純然たる技術的且つ非政治的性質のもの」であり、また右技術代表はこの根本原則に律せられ「國際聯盟の關係機關と技術的協力を行ふため、全國經濟委員會との技術連絡員として行動すべき」である。従つてライヒマン博士の任務も純技術的にして絶対に政治に干與せず、聯盟と全國經濟委員會の技術員連絡に限り支那と聯盟各機關の技術連絡事務を取扱ふべきであつた。元來聯盟の對支援助が「嚴に技術的範圍に限らる」べきは聯盟の自制に出づる限界ではなかつた。之より遙かに遡つて一九三一年五月十九日開會の國際聯盟理事會は前述の如く同年四月二十五日附南京政府からの援助要請を受け容れたが、同會議に於て英國外相ヘンダーソン氏先づ賛意を表し、次いで伊太利外相グランチ氏立ち、更に我國芳澤代表も之に賛意を表明し、最後に佛蘭西外相ブリアン氏及びヴェネズエラ代表賛同の意を表した。その際日本代表が特に支那政府の國家改造の努力に滿腔の同情を寄せたと同時に、聯盟對南京政府の交渉が純粹に技術的なるものたるべきことにつき理事會の注意を喚起してゐるのである。斯かる経緯から前記一九三三年七月十八日の決議に於ても一應對支援助の限界を技術的範圍と規定したのである。併し南京政府側の建設計畫の實踐、それに對する聯盟の援助並にライヒマン博士の派遣の諸事實を以てしては特別委員會の決議のうちで政治的性質を帯びずと斷るだけで糊塗し得られるものではなかつた。その後の諸工作は明らかに此の事實を裏書した。全國經濟委員會の改組の如きもその一例であつた。南京政府側ではライヒマン博士の支那到着（一九三三年十月三日）に先立ち、全國經濟委員會の改組に着手、新たに少數の常務委員を以て構成する全國經濟委員會常務委員會の設立を決定し、前掲一九三三年九月二十三日公布の全國經濟委員會組織條例に規定した。此の規定に

據り、ライヒマン博士の支那到着の翌四日、行政院長汪精衛、立法院長孫科及び財政部長宋子文の三名より成る全國經濟委員會常務委員會を構成した。

全國經濟委員會常務委員會は全國經濟委員會の權限たる、（一）經濟建設又は發達に達する計畫を立案、調査及び承認すること、（二）經濟建設又は發達に對する計畫實行のため必要な經費を審議及び承認すること、（三）經濟建設又は發達に對する計畫を監督及び指揮すること、（四）經濟建設又は發達に對する特殊計畫を直接實行すること等に於ける決定權を掌握するもの、また従つて事實上の宋子文獨裁が明文化され、確定されたものである。その後一九三三年十二月八日、前掲全國經濟委員會組織條例の修正を以て常務委員の定員を三名より五名に増加、宋子文は財政部長の職を辭して全國經濟委員會の事業に専念することとなり、新財政部長孔祥熙のほか軍事委員長蔣介石を加へて定員五名を滿たして右常務委員會を結成、茲に宋子文獨裁の支那經濟建設新陣形が張られることとなつた。それは同時に國際聯盟の對支援助に依て規定される、即ち聯盟が容易に操縦し得る少數の支那實權者と提携協力し得るやう全國經濟委員會の權限とその人的構成が改變されたものである。かくて全國經濟委員會は聯盟の緊切なる援助を求め、聯盟また日本の聯盟脱退後、從來粉飾して來た技術援助の假面を脱し、滿洲事變以來聯盟と支那との間を奔走して反日的工作を續けた點に定評のあるライヒマン博士を迎へ、同時にその基礎を南京政府の支那經濟建設代行者たる地步に置きその責任の歸着を確定するための人的條件から蔣介石ら南京政府の實權者を加へた常務委員會を設置し、宋子文の獨裁機構を整備し、名實共に南京政府の一機關たるの實質を整へ、之に依て外資誘引の第一工作を完成したのである。國際聯盟の對支援助は日本の聯盟脱退後、俄然積極的となり、右に見る経緯に依て反日的色彩さへ露呈することと

なつたが、此の新態勢の整ふに及び各部門専門家が新たに聯盟から支那に特派された。即ち一九三三年七月十八日の聯盟理事會委員會の決定によつて開始された所謂新協力案に據り、次の如くスタンパー博士、ブリアン・クローゼン氏、ブラウエル氏、カツツ氏、ソールター卿、クレツパー氏、プロツホ氏、ハース氏らが相踵いで來支してゐる。

一、一九三三年十月、嘗て一九三一年十一月にも聯盟から派遣されて來支したことがあるスタムパー博士(Dr. A. S. tampar)が聯盟保健部から再び派遣されて來支、公共衛生事業を研究、またブリアン・クローゼン及びブラウエル兩氏と共に江西省に於ける農村合作社や農村衛生問題を視察検討、更に西北地方にも出張して衛生事業狀況を調査した。

二、一九三三年末近く、オランダ農事審議會幹事ブリアン・クローゼン氏(Mr. Briand-Clausen)が聯盟經濟財政部から派遣されて來支、スタムパー博士及びブラウエル氏と共に江西省の調査に赴き、その後も江西省に出張して合作社問題を研究し、北京定縣縣一帶をも視察して「寧屬農村組織の概況」を著はした。

三、一九三三年十月、全國經濟委員會の招聘に依りカツツ氏が來支、ブラウエル及びブリアン・クローゼン兩氏と共に北支一帶の農村状態を出張調査し、また全國經濟委員會の上海事務所に在つて經濟調査工作に協力した。

四、一九三三年十一月、英國の經濟學者で、嘗て聯盟の經濟財政部長であつたソールター卿(Sir. Arthur Salter)が全國經濟委員會の招聘に依り來支、經濟問題を研究、クレツパー及びプロツホ兩氏を帶同して杭州に赴き、浙江省の財政經濟狀況を検討、「浙江省經濟及び財政」なる報告書を作成し、且つ一切の研究調査を總括したる「中國と世界經濟恐慌」なる著述をなした。

五、一九三三年十一月、全國經濟委員會の招聘に依りクレツパー氏(Mr. Klepper)及びプロツホ氏(Mr. Bloch)が來支、ソールター卿に隨行して浙江省の財政經濟狀況を考察、「浙江省地方財政管理報告」を著した。

國際聯盟から派遣されたライヒマン博士の在支工作は一九三三年十月に始まるが、以來一九三四年五月十日まで滯支して聯盟に歸屬した。同博士は歸國に際し在支工作の報告書を作成して、之を聯盟に提出すると同時に、その副本を全國經濟委員會に送致した。而して聯盟は一九三四年五月十七日の會議に於てライヒマン博士の報告並に建議に關する詳細なる陳述を聴取し且つ研究を行つた。ライヒマン博士に對しては聯盟行政部が決議に準據し、特に博士が在支任務中の非政治的、純技術的合作の職責を遂行したとなし、それに對する勞を稿ふとの意味を強調し、同時に聯盟の方針を下の如く決定した。即ち「支那が獨立國家として受くる所の權利として、聯盟が彼に機會ある毎に技術合作を與へ、迅速なる建設事業をなすは、本國及び經濟難に悩まされつゝある世界各國の必要とする所なれば、種々有效的方法を以て合作協助を繼續努力するを要す」としてライヒマン博士の意見を採擇するところがあつた。

國際聯盟行政院「支那技術合作委員會」は一九三四年九月二十八日の會議に於てライヒマン博士の任期満了後、一技術代表を渡支服務せしめるの件は聯盟秘書長エヴェンス氏と協議の上之を決定するに商議一決して、結局秘書廳各技術部の部長中より一人を選出して之を渡支せしめ、短期工作を擔任し聯盟と支那との技術合作の繼續發展を圖らしめることを決定し、秘書長は交通運輸部部長兼行政院「支那技術合作委員會」秘書ハース氏に右の任務を命令した。かくてハース氏は一九三四年末歐洲を發して渡支の途に就き、一九三五年一月末より五月初まで三ヶ月滯支、その間山東、河北、察哈爾、山西、綏遠、陝西、河南、湖北、湖南、江西、江蘇、浙江、廣東、廣西と全國を視察し、公路

水利、衛生建設工作に關し下の如き視察感想を發表した。即ち「今回各省實地視察の感想は良好である。各省の建設事業は進歩迅速なる成績を見せ、地方當局の苦心を察せらる。西北方面の水利建設良く、衛生方面に於ては各地に鄉村醫院設立せられ、各省交通は數年前に比し進歩著るしく、現在各省公路は二千哩以上、最長のものは五百哩に達する驚くべきものあり、公路課は何れも連絡を繋いだ。支那が斯の如き精神にて繼續努力するなれば、必ずや四五年間に目覺しき發展を見るべく、前途は十分に樂觀に値するものがある」と。ハース氏は一九三五年五月七日上海を出發し、途中西南各地視察の上聯盟に歸屬した。

日本の聯盟脱退後に於ける反日的な聯盟の對支援助は相踵ぐ各部門専門家の派遣に依り支那經濟建設計畫實踐に直接協力援助することとなつたが、此の間各派遣員は多くそれらの専門部門の研究成果を記録して報告書となし、支那經濟建設の基礎資料としたものである。そのうち公表されたものにライヒマン博士、ソールター卿及びハース氏の三者の各報告書がある。以下項を改めて右の三者に依り作成された各別の報告書概要を掲記し、該報告書に於て記録されるところに依り聯盟の協力援助下の支那經濟建設の經過と方向を見、之に依つてまた最も必要とする支那經濟建設工作の重心に觸れるであらう。

(註五一) ライヒマン報告書(日本國際協會發行)四―五頁に據る

### 第三節 國際聯盟援助の支那經濟建設の經過と方向

國際聯盟の對支援助を誘引し、またそれを以て支那側の經濟建設中樞機關とする企圖の下に南京政府に依て創設さ

れた全國經濟委員會を中心として行はれた支那の經濟建設事業に對する、その當時迄の國際聯盟の援助につき縮括りをつけたものとも言ふべきものが一九三四年五月彼の歸國に際して提出したるライヒマン報告書である。此の報告書は彼の着任以來一九三四年四月に至る約一年間の國際聯盟對支援助に關しての綜合的報告を内容とするものである。次に支那の財政及び經濟に關する外國人の調査研究にして同年(一九三四年)中に公表されたものうち、右ライヒマン報告書と相駢んで双璧とも稱すべきものが、支那政府の財政及び經濟顧問たる資格に於て一九三四年二月南京政府に提出したソールター卿の報告書である。此の報告書の全文は同年五月十九日の倫敦「エコノミスト」誌に附録として掲載されたところであるが、その内容は比較的簡潔に記録されながらも正確なる材料を基礎とし、また如何に不明なる論斷と雖も尙ほ何等かの根據を有し、今日に及ぶも依然支那に關する貴重な文獻の一となつてゐる。更に支那建設事業の一般趨向及び南京政府の採用したる政策、並に支那と國際聯盟との技術合作の實情等を記録するものがハース氏の報告書である。ハース氏は支那と聯盟間の技術合作の繼續並に發展を圖る目的を以て來支し、その任務を終へて歸歐し國際聯盟秘書處にその結果を報告すると同時に本報告書の作成にかかつたものである。以下如上ライヒマン報告書、ソールター報告書、ハース報告書の各概要を記録して、國際聯盟の援助による支那經濟建設の經過と方向とを明らかにするであらう。

#### 第一款 ライヒマン報告書の概要

ライヒマン報告書(註五二)は全編十一章、外に序言、參考書目録等より成つてゐる。即ちその目次によると「報告書に掲げられたる書類リスト、序言、第一章全國經濟委員會の沿革、第二章農業、第三章棉業、第四章蠶糸業、第五

章治水、第六章道路、第七章保健、第八章教育、第九章第二章乃至第八章の概括、第十章汪精衛氏の概述したる政府の再建事業、第十一章結論—聯盟の技術的協力に對し提案されたる方法—を以て内容を構成してゐる。而してライヒマン報告書の冒頭に置く「報告書に掲げられたる書類リスト」に於ては支那經濟建設に關する國際聯盟派遣の各専門家及び支那各機關の調査研究に成る報告書（全國經濟委員會より刊行されたもの）十種を掲記してゐる。次の「序言」には國際聯盟と南京政府とが支那經濟建設に合作するに至つた経緯を述べ、第一章の「全國經濟委員會の沿革」には同委員會の生育ち、聯盟派遣各専門家の調査検討の概略等を記録し、また同委員會の過去の實績につき「全國經濟委員會は自治的委員會の任命を急がず、試験的に行ふことに決し、現在までは僅かに蠶糸改良及び棉業合理化の二委員會を設けたに過ぎない。一九三一年以來、一九三三年九月末迄の全國經濟委員會の經費は總額四百五十五萬元に達するが、これは南京政府によつて支辦されてゐる。全國經濟委員會がその準備時代に行つた事業は一九三四年以後の近き將來に於ける豫測及び政策と共に、今や詳細に審議され得るであらうと記述してゐる。

全國經濟委員會を中心とする支那經濟建設計畫の實踐に關して具體的に記述されるのは右報告書の第二章から第九章までであつて、その第二章の「農業」は聯盟派遣の此の部門の専門家による調査研究その他の支那側資料を基礎として、農業國支那の農業に關する基本的調査報告を成してゐる。即ちその内容を要約すれば次の如くである。

甲、支那農業不振の根本的要因及びその對策

一、農業生産力の低率なること

イ、原因(技術的事情) (1)種子の選擇宜しきを得ざること。(2)化學肥料の使用が不十分なること。(3)輪作方法が舊態依

然たること。(4)害蟲驅除の科學的方法が行はれざること。(5)農具の原始的なること。

ロ、對策 (1)牧畜は揚子江以南に於て殆んど見られてゐないが、これが行はれれば確かに農民の生活水準を改善せしめるであらう。(2)人力の過度の使用を必要とせる農民の原始的器具を改良することも亦緊急事である。(3)國家的及び地方的の研究機關に於て重要穀物の種子の實驗及び改良を行ひつゝある。

耕作の技術的狀態の改良を行ふ方法を發見することは可能であるが、右改良をして農民の注意を喚起せしめ、且つこれを採用せしむるが如きことは特に共同組合の比較的發達し居らざる今日に於ては困難である。

二、農業金融の高利なること

イ、原因 (1)支那農民の勞働は低金利の供與若しくは收穫物の賣却上に當つての便益や、又は必需品購入に關する便益等に依て助長されるやうなことはない。(2)農村の金貸業者の課する利子割合を示す數字を入手することは困難であるが、ドラゴニーニ教授の結論では平均が三割五分、或る場合は十割に達することも稀ではない。

ロ、對策 斯かる狀態を救ふ最善の方法は共同組合を發達せしむるに在るが、併し支那に於ける共同組合の發達は極めて微々たるものに過ぎない。現存の金融共同組合の管理及び組織は未だ一般的に満足な機能を發揮し居らず、販賣及び購買の共同組合は金融組合よりも一層その數が少くない。

三、租税殊に附加税の過重なること

イ、原因(地租制度は農村不況問題の中心をなしてゐる) (1)附加税たること。(2)地方により異なること。(3)徵稅方法が無駄と搾取を伴ふこと。

右三項は農業不況の中心的要因をなす地租の特質であるが、原と地租は二百年來行はれた評價を基礎としたものであるに拘らずこれは中庸を得てゐる。然し數年來地租は多くの省に於て附加税の設定に依て數倍に達し、例へば甘肅省の如き小作人は地租及び附加税で六〇%を支拂つてゐる。

ロ、對策 (1)土地制度の根本的改革—徹底的な行政上の改組と賣却登記に依り今日まで維持されてゐる土地及び所有權に關する適切な調査。(2)應急的對策—土地評價に關する不規則の或る點を統一化し、均等化し、輕減し又は除去し、或は少く

とも緩和すること。

四、借地制度の苛酷にして非經濟的なること

イ、原因(經濟的及び社會的要因として小作制度は最も不安を醸してゐる)(1)歐米諸國に在る如き大規模の地主は僅かであるが、小作制度の旺盛な國であり、且つ小作人の數は漸次増加しつゝある。土地所有者は多く不在地主で、實業家とか官吏とか云つた類である。(2)土地小作の様式は甚だしく異なり、地代を現金にて支拂ふ制限は多くの地方に於ては極めて稀の如く收穫物の一定の分量を以て地代に代へると云ふことが普通である。今日でも或る地方に於ては行はれつゝあるが、地主は以前農民の資本の一部として種子を與へたもので、家畜や農具を與へることは極めて稀であつた。(3)地代の水準が非常に高まりつゝある。地代は時として六〇%若しくはこれ以上に上る場合がある。(4)地主は通例自己の所有地を大規模經營を以て耕作するわけでもなく、又大區劃に分けてこれを貸すわけでもない。土地の一部分或る地方に於てはその約八%は墳墓によつて占められ農民の僅かな地面が密集せず、斷片的に分割されてゐるので、これら小單位の土地の不便は技術的立場から見ると益々増加しつゝある。小區劃制度が行はれてゐるので、農夫は極めて不便な形をした、又各自散在せる猫額の土地を耕作してゐる。

ロ、對策(江西省の農業復興事業につき)(1)小作農を自分の耕作地に於ける完全な所有權を有する自作農に轉せしめることが、江西省土地制度改革につき提案されてゐる。(2)小作人の一般的解放の規定に當つて、その手續として小地主に依る若干の小作取極めは關係者にとり都合好きものとしてそのままとして置くも、各小作人に對しては名目上の所有權を與へ、自己の所有地の全部を耕作又は管理せざる凡ての地主に對しては、小地主としての所有權主張を明かならしめる爲めに負擔を課すべきこと。

五、低廉な交通機關の缺如せること

最近飢饉のため小麥を陝西省に運ぶ必要が起つた時に、運送費用が鐵道便によるものゝ四十倍であつたことが判つた。仍つて南京政府は交通制度改良の緊急なるを痛感してゐる。

乙、江西省及び西北地方農業狀態の改善

前掲(甲)の農業に關する基礎的調査の成果を得たる全國經濟委員會は江西、陝西、甘肅省政府の農業復興事業に對し、財政的及び技術的援助と共に協力を行ふことに決定した。

一、江西省の農業復興事業

江西省は數年來赤軍との奇襲戰の地域であつて、絶間なき内亂の結果としての社會秩序の荒廢及び各方面の擾亂は復興の緊急な手段を要望し、南京政府をして全國經濟委員會の事業にこの省を撰ばしめた理由は茲に在る。積極的政策は未だ決定を得てゐないが、調査團の提案せる措置は次の問題に關するものである。

イ、借地及び租税 1.借地 江西省の全生命を決定する根本的要因は、農民の經濟的貧窮とこれの齎らす自棄並に鬱憤とである。かくて醸された困難な状態に鑑み、徹底的な手段が必要であり、且つ望ましいものであるとの論據に基き諸提案がなされてゐる。これらの提案中には小作農を自分の耕作地に於ける完全な所有權を有する自作農に、轉せしめる案も含まれてゐる。2.租税 漸進的土地附加税の採用並に地租の改革が提案され、今日既に省政府に依て始められた土地登記の事業を迅速に完了することに懸つてゐる。省政府は既にこの分野に於ける事業に着手してゐるので、報告書は補助金を交付すること並に右事業に對する必要な職員を貸與することの望ましきを提案してゐる。

ロ、共同組合 江西省には三百近い金融共同組合が設立されて居り、此の共同組合運動は二個の中央機關(省政府の一課並に飢饉救濟委員會の一課)の提唱並に指揮の下に發達して來た。専門家に依て次の如く提案された。1.前記二個の中央機關を併合し、中央共同委員會を創設し、右委員會は共同組合運動を促進し監督するの一般事業の外、小工業的設備を行ふこと。2.現存共同組合の擴張。3.購買及び販賣組合の新設。

ハ、社會福祉並に改善 社會福祉及び各般の改善事業は一般及び特殊教育、農業教育及び保健に關し必要とされてゐる。この目的のために報告は次の如く提案してゐる。1.南昌に省福祉センターを設置すること。センターは次の事業を行ふため、數個の部分に分たれる。(1)大衆教育及び眞の農民教育。(2)農業 この部は農民の要求に適應した實地農業の必要に備へるので

ある。(3)保健 この部は(省保健センターと名付けらるべきものにして)實驗及び衛生工學を取扱ふ掛り並に新様式の省病院の建設及び管理を取扱ふ掛り成る。(4)共同組合事務所の新設 これが省センターの第四の部をなすものである。右に對する全費用五十六萬元は經常費を含めざる基本金と見做すこと。經常費は現在の省政府の財源中より捻出すること。2.十個の農村地方に農村福祉センターの建設。これ等十個の農村センターは省センターと同じ行き方を以て組織せらるべく、農村地方に於ての事業を實行する地方的機關たるべきこと。右農村センターは事業中次の如きものを行ふことになつてゐる。(1)大衆教育及び模範的初等教育。(2)實際的農業指導所並に職員設置。職員は農民に對し實際的指導を與へるものとす。(3)各地方の必要なる場所に共同組合を設置し、これが事業に對する援助。(4)保健機關の設置。特にその事業中應急患者治療、産科、衛生工學(衛生、井戸、便所、排水等)及び保健教育等の事業を含む。3.罹災民及び失業者に對する匡救事業。罹災民、及び失業者に對し食料及び住居を提供し且つその保健に留意するために緊急の援助を行ふ必要がある。

## 二、西北地方(陝西及び甘肅兩省)の農業狀態改善

西北地方を撰擇した理由は江西省を撰ぶこととした理由とは異つてゐる。この地方では復興事業に對する援助よりは寧ろ週期的な飢饉や疫病を防止するための手段を講じたり、又繁榮せる省と比較的不便な省との間の交通を扼し且つ異なる農業及び文化の態様を區別したりする廣大な中心的地域の發達のために相當なる基礎を備へることを目的とせる措置が必要である。

イ、牧畜 馬、牛及び羊の飼育に適してゐるが、牧畜は非常に後れて居り、他方家畜の疾病には甚だしいものがある。家畜疫病の管理に對し目下緊急策の研究中であるが、家畜疫病は最近數年間農夫に非常な損害を齎らしてゐる。この不斷の努力が若し成功すれば、この三ヶ年の間に百五十萬頭の羊並に五十萬頭の牛を失ふに至つたが如き災害を防止するであらう。最大の成果は、全體としての國家經濟の利益増大のためこの廣大な地域を供するにあらう。このため全部で二百五十萬元の費用が計上されてゐる。ロ、植棉 各種の棉花が栽培されてゐるが、これに對し改良を速かに講ずる必要がある。灌溉が行はる

れば陝西は棉花栽培には好適中心地となるであらうから、灌溉作業の進行には棉業委員會が興味をもつてゐると云はれてゐる。ハ、植林 その方法は極めて原始的にして天然林には手が加へられてゐない。ニ、租税 苛酷にして糧粟栽培が廣大な地域に亘り行はれてゐる。ホ、灌溉 甘肅、陝西及び綏遠に於ては灌溉作業が行はれて居り、一部分は國際飢饉救濟委員會の貸附を得て右諸省政府の手に依り行はれてゐる。ヘ、道路 陝西と甘肅とを繋ぐ道路は昨年緒につき、一九三四年中には完成することになつてゐる。これは全國經濟委員會より八十萬元以内の全部の財政援助を受け、而して道路開通は全國經濟委員會の管理下に行はれることになつてゐるが、このために五十萬元の金額が充てられてゐる。西北地方への道路は目下計畫中であり、近くその建設に著手することになつてゐる。ト、衛生 保健並に産科センター(江西に於て試みられてゐる如き)が交通幹線に沿へる數ヶ所に設立されることになつて居り、而して病院も發達して來た。肺結核の地方的センターを調査し且つ管理するために相當の努力が必要である。

## 丙、土地政策

### 一、土地法の制定

一九三〇年土地法は實業部の權限内に於て實施されてゐる。同法は現行慣習の法典といふよりも寧ろ將來の事業プログラムを表はしたものである。支那に於ける土地改革の目標を示してゐるので、これは特殊の興味がある。尙ほ又此の法律の大體の方針は借地制度を全然廢除するのではなく、この制度を改革し、且つ地主に對して農民を保護するに在る。イ、公定地代に對する規定が明白に設けられてゐる。その限度は農産物の三割七分五厘とされてゐる。ロ、小區劃を密集保有地に再分割するための規定を設けられたことは最も興味がある。ハ、改善された地租制を規定してゐるが、これは定期的な課税評價、及び現代の慣習に従ひ、資本投下のため生じた改善の方面に參酌を加へた評價も含めてゐる。小作人が地租も拂つてゐる場合には地代より地租を削除することを小作人に許し、以て地租の負擔は地主に課せられることになつてゐる。ニ、中央土地局と省土地局とが規定されてゐる。併し是はその他土地法の諸規定と共に將來完成すべきプログラムをなすものである。

### 二、土地政策の公式化

包括的な土地政策を公式化するに必要な、一切の重要な問題を含める農村状態に關する組織的研究を行ふ委員會（三名の委員を以て構成する）を設置し、全國經濟委員會諮問委員會は右三人委員會に提出すべき資料を蒐集するための事務局を設置することになつてゐる。また資料の蒐集及び整理に關しては聯盟の専門家がこれに参加することになつてゐる。先づ最初に行はるべき研究の一は土地登記の實施の問題である。土地調査を行はざる限り、地租の改革やこれを收入の生産的及び均等的財源に還元すること、並にかゝる手段より生ずる全ての社會的及び經濟的利益はこれを望み得ない。然しながら、かゝる調査を普通の方法に於て行ふに當つての費用は莫大に達する。控目にこれを見積つても支那全體に亘り一億五千萬を要する。最近の提案に依れば、調査に當つて飛行機を利用すれば右費用は非常に少く済むとのことである。土地登記について費用のかゝる方面は土地の各區域の所有者を調べるに在らずして、土地測量及び分界を決定することである。或る地域に於ては、空中より撮影せる地圖を以てすれば一目して必要な資料を得べしと説いてゐる。

以上は同報告書中最も多くの紙數を占める、農業國支那の農業に關する有益なる基本的調査報告の集成「第二章農業」の概要であるが、次ぐ「第三章棉業」は一九三三年十月七日設置の棉業統制委員會（棉花栽培業者、棉花商人及び紡織業者代表約二十名を委員とし、そのうち五名を以て常務委員會を構成する）の活動につき記録したもので、その内容を概記すれば次の如くである。

一、支那の紡織業と原棉。

イ、若し支那が工業國になつたならば、紡織業は支那産業中の最も重要なものとなるであらう。現在この工業は大資本の下に在り、他の發達途上に在る工業の何れよりも多くの勞働を必要としてゐる。ロ、更に支那は、日本や英國とは異り畜に綿業を支持し得ぬのみならず、原料をも生産し得る國である。支那は全省中の十一省は棉花栽培に適する全ての天然の特質を備へてゐる。山西、河南、河北、山東、江蘇は最適の地域である。陝西は若し灌溉が行はれば、同様好適の地域である。ハ、然しながら棉花の供給は支那棉業の紡錘には十分でない。一九三二年の原棉の輸入は二億三千三百萬元に達し、即ち同年の

支那の商品貿易の入超額の四分の一以上を占めてゐる。綿業は一年少くとも千二百萬擔を要し、農民の繁榮の増大と共に期待さるべき綿製品増加につれてこの需要は絶えず増大し續けるであらう。

二、支那産原棉供給不足の原因 支那の棉花栽培に於て惡質若しくは變質の種子を使用することから、次の如き結果を生じ、それが支那産原棉の供給不足に根本的な原因をなすのである。

イ、支那の棉業栽培地域のエーカー當りの生産力の低いこと。棉業統制委員會の豫備的調査の結果、最も一般に用ひられる種子を以てして一畝當り平均生産は五分の一擔であることが確められた。他方同じ土壤に於て改良種子に依る生産高は五分の一擔である。

ロ、棉花の粗質なること。支那産の種子を以て栽培せる棉花の粗悪な品質は、その貧弱な生産高よりも遙かに不利益である。粗雑な織物だけは製造することをしない製造業者は餘儀なく外棉を買はねばならぬ。

三、棉花品質の改善と共同機關の設置 棉業統制委員會は支那棉花の品質改善につき棉花栽培業者間の共同組合運動の發展に依て之を實現せんと試みてゐる。

イ、共同組合は農民に改良種子を分配するには最も便宜な媒介者であること。支那の棉花栽培者が優良種子を用ひたならば支那の外棉輸入の必要から免れ、従つて現下自國に於て生産し得ざる機械若しくは商品を購入することも亦可能である。従つて凡ゆる方面に亘り棉業改善を擔當せる委員會がその最初の任務として種子品質の改善を企てたことは明白である。

ロ、棉花栽培業者に對し都合よき賣値を確保すること。農民は米又は麥の栽培によつて得る利益と少くとも等しい利益を生み得ない限り、棉花を栽培しないであらう。而して今日の如く組織された市場にあつては、生産者と最終購買者との間に存する仲介者の連鎖が餘りに長いので、栽培者の受け取る価格は生産費を殆んど償ひ得ないのである。共同組合は一層高い價格を棉花栽培者に確保し、かくして生産を刺戟するのみならず、作物の品質改善に貢献するであらう。

ハ、雜物の混入を阻止すること。支那棉の最も不利益とするものゝ一つは、その品質に信據し得ないといふことである。支那



棉は確かに米棉よりは數元方低廉である。併し製造業者は買ひ度からない、といふのは支那棉には往々にして不純物が混り若しくは砂又は小石が混つてゐるからである。棉業統制委員會は棉花を格付し、且つ標準化すべき役人を共同組合に附屬せしめることを提案してゐる。一定標準に達せざる棉花は排除され、かくしてこれが統制的な力となることが期待されてゐる。

#### 四、棉花改良機關の設置と綿業全體の組織的統制。

棉業統制委員會は南京に棉花改良中央事務所を設けることを企圖してゐる。然して各省建設廳と協力して五省に同様な機關を設置することになつてゐる。これ等の機關の事務は(イ)改良種子の實驗、(ロ)改良種子の普及、(ハ)棉作に關する統計の蒐集(ニ)肥料の研究、(ホ)棉花栽培に缺如してゐる技術的知識を授ける爲めの彼等の間に於ける宣傳などであり、その究極目的は綿業全體の組織的統制である。

#### 五、特別金融機關設置の計畫と綿業研究の助成。

イ、個人企業の金融機構の組織、使用に堪へざる機械の取換及び取引方法の合理化等の目的を達成するため特別金融機關設置のプランが作成されたが、併しその手筈はまだ熱心に研究中である。

ロ、一方委員會は三個の大工業大學に補助金を下附し特別訓練を指導する。特殊問題に對し中央研究院の諸機關と審議を行ふ。技術的研究に助言を與ふるため全國經濟委員會の設置せる委員會はこれら意見交換の結果について報道を受けてゐる。

棉業統制委員會は右に見る如く「その最初の實驗的年度に於て主として原料品改良に専念することになつてゐる」ものであり、之が同報告書「第三章綿業」の内容である。その「第四章蠶糸業」は支那蠶糸業の衰退原因を剔出し、支那養蠶の改良工作に觸れ、更に蠶糸業行程に於ける缺陷を指摘し、蠶糸業の復興工作に言及したもので、またその内容は次の如く支那蠶糸業の復興工作に參畫したる、前記マリ氏の報告を基礎としたものである。

#### 一、支那蠶糸業衰退の原因 生糸輸出の激減は支那經濟狀勢の最も著しい特徴の一つである。勿論この激減は世界不

況に由るものであるが、併し他の特殊原因にも基くもので、即ち生糸輸出は全外國貿易の減退の割合よりも遙かに大であることに依て明かである。支那は生糸貿易に於て他の諸國のために失つたことになり、他の諸國に於けるよりも養蠶に關する自然的利益を備へてゐる支那にとつては、この状態は一層重大である。生糸の生産を擴大することとは支那農業人口をして消費に對する生産過剩に當面せしめるに至るであらう。今日この過剩のないことは支那をして工業品に對する貧弱な顧客となさしめてゐる状態である。

イ、マリ氏は生糸貿易の衰退原因を世界經濟不況による原因とは分けて品質の粗悪なるに歸してゐる。この結果、長年の買手は購入を中止するか若しくはこれを減ずるかして取引を他に移してしまつた。

ロ、桑樹栽培方法の缺陷、蠶種選擇の不備による變質、原始的且つ不規則の養蠶、不適當なる飼養、繭乾燥方法に於ける損傷製糸場の管理の不統一及び金融缺如等は全て今日の衰退を齎らした原因をなすものである。

ハ、繭市場に於て繭の格付は行はれてゐない。繭は善惡に拘らず一様に製糸場に購入され、その結果支那生糸は極めて品質の變化が多い。これが外國市場に及ぼす有害な影響は甚大である。

ニ、蠶糸業行程に於ける最も甚しき缺陷の一つは製糸工場の繭蒐集である。マリ氏はその報告書中に於てこの點に關し次の如き批評を加へてゐる。1. 嚴格に云へば、ヨーロッパに於けるが如く農民がその生産品を競争的価格を以て販賣するが如き組織化された繭市場は支那にはない。2. 製糸場では農民から繭購買に當つての平均價格がどの程度であるかを豫め決定し、然る後買出人を差し向けるのであつて、彼等は一定の價格を以て繭を買付けるのである。3. 買出人の持つ専門知識には如何にしいものがある。彼等は良質、惡質の見判けが出来ず、又これをしようともせず、他方農民は價格が繭の品質に依て決定されるものではないことを知つてゐるが故に、養蠶に對しては充分なる注意を拂はず、時としては繭中の最良の部分は手許に置き、粗悪なもののみを買出人に渡すことがある。

この有害な制度が尙存することは養蠶方法の改良に對する農民の無關心を明白に説明するものである。

二、支那蠶糸業の改良

イ、マリ氏は各部門より見たるこの産業の改良に關する提案を試みた。その概述するところ次の如くである。1.支那蠶糸業の復興は大事業にして、これは段階を経て始めて完成を見るものである。2.製糸の或る過程に對し政府の強制的統制を行はな  
い限りこの事業の如何なることも行はれない。3.支那政府は桑樹栽培、蠶種の製造、蠶糞收購及び繭の價格並に販賣等に關  
する全てを管理するため國家經營を以てすべきである。4.他方、製糸及び生糸の取引等は製糸業者間に於て了解と取極めが  
行はれ、その結果單一の販賣機關の組織を見る迄の間は民間の手に委ねべきである。5.然しながら製糸工場に對しては技術  
的助言並に指示を與ふべく、これ等は或る場合に於て強制的なものであるべく、又商況を通報すべく、但し製糸に關する勞  
働條件及び生産高等は政府の統制下に置かるべきである。

ロ、支那蠶糸の改良につき一九一九年上海の外國人商業會議所は支那關係者と、及び一九二七年後は南京政府との協力の下に  
蠶糞改良國際委員會 (International Committee For the Improvement of Sericulture) と稱する機關を設置した。この  
委員會は次の如く主として浙江及び江蘇に於て活動を續けた。1.この委員會の事業を規定せる規則は、支那生糸の品質を改  
良し、その價格を引下げ、その品質を統一化することにある。2.委員會は三ヶ所の蠶糞所を設け、改良化せる且つ統一化せる蠶  
種の飼育に従事した。3.これ等の蠶種は高價を以て賣られてゐたので、委員會は右蠶種を配給するために江蘇及び浙江に若  
干の宣傳所を設け、各宣傳所には委員會の養成せる職員を配置した。4.委員會はこの目的のために鎮江に學校を設立した。  
5.更に蠶の飼育につき農家に指導と援助とを絶えず與へ、農家の住居及び器具を消毒し、桑樹を犯す病菌驅除につき援助す  
るための事務所が設けられてある。6.繭の改良を行ふに當つて農民に刺戟を與ふる最も有效な方法は賣價を通じてあるか  
ら、宣傳所は繭の買手に對してこれが格付並に値踏につきサーヴィスを行ふ。この機能は宣傳所の組織せる共同組合に依て  
或る場合に行はれてゐる。

ハ、蠶糸業の状態が危機に瀕するや、農民の収入の相當部分が蠶糞に起因せる浙江省はこの問題に干渉することに決した。こ  
の委員會は蠶種及び職員の配給を國際委員會から受けてゐるが、今回右國際委員會が從來浙江省に於て行つてゐた事業を引  
受け且つこれを擴大することとなつた。共同委員會の設置せる蠶糞所の事業中の或るものを茲に詳述するは興味あることであ  
らう。1.浙江省の蕭山地方(模範區と稱せらる)に於て約十二萬枚の蠶種が配給された。十個の宣傳事務所が設けられ、四  
十三名の宣傳員がこれに配置されてゐるが、これが全經費は一萬一千六百元である。繭の蒐集を行ふために數個の事務所が  
設けられた。この地方に於ては二萬五千人以上の養蠶者が事務所の援助を求めた。家屋一萬七千戸以上は宣傳所に依つて特  
養蠶のために消毒された。二十二個の共同組合が設置された。2.浙江省の武州地方に於ては十三箇所の事務所が設けられ二  
十名の宣傳員が使用されてゐる。その事業中宣傳員は家屋二千戸以上に對し消毒を施した。且つ二十個の共同組合を組織し  
た。3.海鹽地方に於ては六個の事務所が設けられ八名の宣傳員がこれに配屬され、約一千名の養蠶家が監督された。

ニ、製糸工場は繭蒐集が蠶糸業行程に於ける最も甚しき缺陷の一つであることから一九三三年八月浙江省政府は復興局所屬の  
蠶糞改良委員會の仲介に依つて農民と製糸場との間の媒介機關に省政府自からなることを決意した。1.之に依つて全ての繭  
市場は秋繭の蒐集の行はれる一ヶ月以前にその需要を通告すべきことを命ぜられ、右需要は次いで可能なる供給に割當てら  
れることになつた。2.同年の繭價の低落は甚しかつたがために、この制度の下に於て農民の受け取つた額と自由競争制度の  
下に於て農民の受取り得べき差を明白に算することは困難である。然しながら農民が少ないながらも利益を受けたことは疑  
ふべくもない。

ホ、四川省に於て或る發展が行はれた。即ち次の如き製糸業者による共同組合の組織がそれである。1.四川省の製糸業者は金  
融難のために地方銀行家の態度に依り、政府の援助の下に共同組合を組織することになつた。2.これは中國蠶絲公司と呼び  
この會社に屬せざる製糸工場は省中僅か一個に過ぎない。3.この共同組合は蠶糸業に於て初めてのものであるが、未だその  
價値を發揮するまでの域には達してゐない。然しながらかかる合同に依つて、(1)金融取極めに必要な節約が齎らるべく、(2)  
又工業管理に於ての必要な能率を發揮し得べく、(3)而して支那の喪はれた輸出貿易の回復を行はしめ取引上の地位に於て、  
より大なる力を齎らすに至るであらう。

三、蠶糸委員會の設置と蠶糸業の統制 一九三三年冬南京政府は養蠶の振興事業を建設計畫の一部に包括することを  
決定した。一九三四年一月一日、全國經濟委員會は産業統制に關する自主的委員會を創設する權限を以て製糸業に

關する一委員會を設立した。棉業統制委員會の如くこの委員會は關係各方面の代表者を以てする委員により構成されてゐる。

イ、蠶糸委員會は全國經濟委員會の豫算中より七十五萬元の割當を受けた。1.生糸貿易の衰退の原因中の一つが蠶種の悪質に因るを以て委員會は二十萬元の費用を以て浙江省及び江蘇省(蠶蠶の二大優良地)に夫々一ヶ所の事務所(此の事務所は既述他の二個の委員會の養蠶所の外に加へられたもの)を設け、右事務所は改良せる各種の蠶種を普及せしめることになつてゐる。2.この事業を廣東省にも及ぼすことの提案が行はれてゐるが、然し資金の關係上實現は許されてゐない。然しながら蠶種は四川省にも配給されることになつてゐる。3.右割當の殘額は國際委員會の行つた方法に基き、宣傳所の設立及び現在の小規模の製糸場を合併して創設さるべき大製糸場の組織、且つ機械購入に使用されてゐることになつてゐる。この計畫は目下進捗中である。

ロ、蠶糸業の統制に當つての國家の他の重要な措置は輸出向生糸の検査及び格付をなすため海港に於ける生糸検査所設置である。これ等検査所は六ヶ所の主要海港に存在する。この措置は二つの點に於て重要な影響を與へるものであると豫期されてゐる。1.外國購買者をして支那生糸に一層大なる信頼を持たしめること。2.蠶蠶に刺戟を與へ、かくて品質に一層の注意を拂はしめ、その結果自己を援助するために設けられた機關の助力を欣んで求めるやうになるであらうこと。

右の内容から「第四章蠶糸業」に於ては最近年間に見る支那蠶糸業の衰退に對する復興方策並に浙江、江蘇兩省に於ける振興事業につき記録したものであるが、之に次ぐ「第五章治水事業」は一週期的に支那を悩ませる自然の災厄の中で最も酷いものは恐らく洪水であらう」と筆を起して、北支の河川は數世紀に亘る泥土の流入から周圍の土地よりも高い河床を形成し、また揚子江も同じ事情に在り、これ等支那の河川が豪雨期の後に至ると近隣の全平原に水が氾濫する慣はしであり、「斯かる事情に在る國に於ては、治水事業はその國の中央政府にとつて誠に緊要である」と言

ひ、南京政府の治水事業と國際聯盟のそれへの援助とに筆を進め、次の如く述べてゐる。

「一九三一年の春、支那政府は全國開發事業第一期計畫中に或る種の治水計畫を包含する意向なる旨國際聯盟運輸交通部に對し通告し來つた。これ等の中最も重要なものは淮河の改良計畫であつた。然しながら支那政府は右の計畫に着手する前に各國に於てこれと同様の事業に従事せる經驗を有する技師の助言を熱心に求めてゐた。従つて同政府は聯盟の交通機關に對し支那に來り事情調査をなす委員の任命方を要請した。それと同時に支那政府は右の委員が派遣された際には上海の海港並に北支の河川に關する或る種の計畫に就いて意見を求める旨聲明した。計畫中の他のものは土木技師養成の技術的訓練のための機關の問題であつて、これが組織についても亦政府は聯盟の援助を要請した。一九三一年六月十三日聯盟の運輸交通委員會の諮問並に専門家委員會は前記の事業に協力するための支那政府の要請を受諾した。」

聯盟運輸交通委員會は右の決議採擇により三名の技師(前記のクード、ベリエ、ジューヴェキング三氏)を以て委員會を構成した。此の委員の三技師は一九三二年一月初旬支那に到着し、約三ヶ月滞在したが、その到着に先だつ一九三一年の八月、九月に亘つて揚子江洪水の慘害が生じた。右緊急事態處理のため全國賑災委員會が設置されたが、揚子江洪水の被害については全國賑災委員會の報告書中に次の如く述べられてゐる。

「一九三一年初秋の数ヶ月に亘り、七萬平方哩の地域に住む二千五百萬人が色々な形で支那未曾有の大洪水の被害を蒙つた。殆んど十四萬人が溺死し、正確に確め得ないが夥しい數に上るに相違ない幾何かの人々が直接洪水にその原因を歸し得る種々な理由でその生命を失つた。被害地域に於ける人口の四〇%は冬期の大半を凌ぐ爲め移住するの止むなきに至つた。九億元に價する收穫を喪失した。而して平均家計収入年三百元を超えざる一社會が被つた損害は二十億元に及んでゐる。」

全國賑災委員會が中心となつて揚子江洪水被害に對する救濟事業を起し、更に揚子江及びその支流の堤防の修理又は再築造にも手を着けた。かくて「この間築造されたる堤防の延長は七千軒以上に及んでゐる。一時は百萬人以上の

人間が、堤防の構築に従事したと見積られてゐる。工事の賃銀は米國からの小麦借款四十五萬噸の中から大部分物品で支拂はれた。小麦一噸の價格七十四元に勘定して支拂はれた賃銀總額は二千萬元に上る。他の經費は僅に二百萬元であつた。その後一九三二年夏に至つて全國賑災委員會が解散し、同委員會の事業一切を全國經濟委員會が繼承することとなり、茲に治水事業も亦全國經濟委員會の掌理に歸したのである。爾後の治水事業を見るに次の如くである。

- 一、一九三二年夏、全國賑災委員會が消滅せる際、全國經濟委員會が賑濟委員會の手中に残存してゐた任務、基金並に物資を引續ぐやう政府より命ぜられた。
- 二、一九三二年十一月、全國經濟委員會は湖北省に於ける治水事業の管理を命ぜられた。
- 三、全國經濟委員會はこれ等の任務遂行のため特別の治水局を設置した。

イ、右治水局は聯盟運輸交通部よりの對支派遣委員の一人たるブルドレ氏の自由處置に委ねられてゐた。

ロ、この中央治水局と同様の形で四個の事務所が、從來全國賑災委員會が大規模に活動してゐた諸中心地點に於てその事業を代行する爲めに中央治水局に依り設置された。

ハ、治水局の事業監督の目的を以て全國經濟委員會常務委員會の任命せる人々より成る一委員會を構成した。

ニ、治水局設置されて十八ヶ月の同局の事業は(一)一面全國賑災委員會の事業を完了することであり、(二)他面湖北省に於ける治水事業を遂行することに在つた。

ホ、この工事は大部分揚子江並に淮河及びそれらの支流沿岸の土堤を修築し強化することに在つた。費消せる總額は百四十萬七千元であつた。

ヘ、一九三三年十二月までに、全國經濟委員會が全國賑災委員會より事務引繼をなした際立てた計畫は殆んど完全に遂行され、又利用し得る資金は湖北省に於ける事業の分を除いて使用し盡した。

四、水害を防止し河川を改修することは普通天津、上海及び廣東に在る三個の大治水委員會の手に在る。これ等の委員會の資金は國庫の補助を受け、又南京政府の任命に依り出來てゐる河川委員會と各省の河川局の船舶稅及び河川稅より主として出てゐるものである。一九三一年に四百萬元以上の收入を納めたる上海の黃浦江保護委員會を除いてはその收入は比較的少額である。財政的並に行政的の何れの見地から見ても、これ等の委員會も全國賑災委員會の事業を代行する資格を有してゐない。従つて唯一の間に合ふ國家的機關である全國經濟委員會の上にその任務が課せられた。

五、全國經濟委員會は西北諸省に對し援助を與ふべき灌漑事業に著手する旨決定した。この西北諸省に對して三種の主要灌漑計畫がある。その中の二つは既に部分的に着手されてゐる。

六、治水事業にとつて氣候、氣象、水路、地質等に關する資料は特に肝要なものである。例へば西北地方に於ける灌漑事業計畫はその地方の耕作地の灌水必要地點を示せる資料が從來作られてゐないために阻害されること甚しいものがある。従つて全國經濟委員會の技術部は實施上の指導に資せんための調査事業の統制、監理を目的とせる一案を樹てつゝある。

七、右の技術部は事業計畫を起草するに當り、試験を行ふ實驗所の必要なることを悟つた。和蘭の團匪賠償基金の一部をこの種の實驗所建設のため利用し得ることになつた。その建設費は四十萬元以内と見積られてゐる。右の實驗所は次の研究を行ふことになつてゐる。

イ、流量及び流速と土砂沈澱との關係。ロ、各種沈澱物の性質。ハ、最も適當なる堤防の横断面—堤防の滲透。ニ、最も適當

なる水制其の他河川に於ける制流工作物の型式、濁流に於ける所謂透過構造に對する特別なる注意。ホ、堤防の保護。ハ、最も重要なる支那の河川に於ける粗度係數

治水工事に關する如上の記録から見ると、偶々揚子江洪水といふ緊急事態に直面せるため、治水計畫も當面の問題にとらはれることになり、第一着手として揚子江の治水工事をなし、次いで湖北省の治水事業に手を染め、西北地方一部分の灌漑事業に着手したのである。併し全面的な治水事業としては尙ほ河川に關する基本的調査の準備工作の範圍を出でないものである。以上は「第五章治水事業」の記録であるが、「第六章道路」は支那の建設事業として最も實績を挙げた道路の建設並に之に關聯する輸送機關及び其の動力に就て述べてゐる。その冒頭に於て「過去五年間の省政府の道路建設は非常に進捗した。それは一九二五年以來全國的に施行され來つた近代化への一般的工作の一部分をなすものである。交通制度の安全が行政的秩序並に政治的統一確保のために不可欠なることを悟つたのである」と言ひ、また「清朝の頃には飛脚制度があり可成便利であつたが今では頽廢して仕舞つてゐる。農村の道路は小さき網目の如く、繪の様に美しき蜿蜒たる狭き小路である。従つて運輸交通の大部は驢馬に依るか、さもなければ一輪手押車又は人間の背に依て行はれる。支那の歴史上幾世紀の間はこれ等の細道で充分であつたのである」と説き、こうした道路の近代化、所謂公路建設は「自然發生的で省政府に依るか、又は軍閥の指揮者に依りなされた。而も建設計畫に調整がなかつたために大抵の場合無駄が多かつた。政府の何れの部も道路に關して責任を取つてゐなかつたので、全國經濟委員會は道路局を組織して先づ先鞭をつけた」と述べ、更に次の如き内容をもつ全國經濟委員會中心の道路建設を記録してゐる。

一、全國經濟委員會の道路建設方針

- イ、各省政府並に民間の事業の活動を奨励し、監理指導する目的を以て、建設方を希望され居る道路に對し借款を賦與し、それ等の省政府並に民間の事業と協力する。
- ロ、諸大道路網の撰擇は南京政府の手中に在り一般的政策及び國防的見地を考慮して指導せられる。従つて大道路網に關し一九三二年一計畫案が起草されたが、それに依れば第一に江蘇、浙江及び安徽の三省にこれを行ひ、その後隣接せる湖北、河南、湖南、江西の諸省に及ぼすことになつてゐる。
- ハ、道路局が建設すべき道路の位置、特質及び種類を定める。そして特別の場合には建設費の三二%—普通はそれ以上の—を補填するため低利資金を賦與する。而も助言及び専門技師の點は夫々の地方省政府の自由措置に委ねられてゐる。

二、道路建設の實績

イ、右の方針の結果、建設を非常に進捗せしめた。過去二ケ年に亘り全國經濟委員會の助力を得て建設されたる道路は約四千万千に上る。

ロ、大抵の場合、新區域開拓のためには既存道路網間に短距離の連結道路を建設すれば足りる。比較的多額に上らざる建設費を以て一萬二千千以上の連結線が出来た。次の表は各省に於て目下開通してゐる道路の延長を示すものである。

江	蘇	………	二、四一六千	江	西	………	二、二二四千
浙	江	………	一、六〇二千	湖	北	………	一、八三三
安	徽	………	二、〇九二	湖	南	………	一、三九八
河	南	………	二、一一一	合	計	………	一三、六七六

ニ、平均建設費は僅に一軒につき六十元を若干越ゆるに過ぎない。全國經濟委員會が一九三一年五月より一九三四年四月までに農村再建のために各省に與へた資金總額は三百九十八萬二千元である。

ホ、一九三三年中に各省に於て開通した道路の延長は次表の如くである。單位は軒にして、全國經濟委員會道路局の數字に據

つたものである。

江蘇	二、四一六	貴州	一、一六五
浙江	一、六〇二	雲南	一、三四四 (1)
安徽	二、〇九二	河北	一、九五一
江西	二、二二四	山東	六、八八五
湖北	一、八三三	山西	二、〇二五
湖南	一、三九八	河南	二、一一一
四川	三、九八〇 (1)	陝西	一、一六八
西康	五七五 (1)	甘肅	六三七
福建	二、四四九	青海	一、一七三
廣東	一〇、七〇〇 (2)	遼寧	二、四二〇 (1)
廣西	三、八九六	吉林	二、一二五 (1)
黑龍江	一、九七〇 (1)	外蒙	三、一七七
熱河	二、三三〇	新疆	一、三二五 (1)
綏遠	四七八	西藏	—
察哈爾	二、五五〇 (1)		
察哈爾	三、七五七	合計	七一、七五六

(1) Chinese Economic Journal (Aug. and Sept. 1933)  
 (2) Kwangtung Reconstruction Monthly Special Issue on Highways

へ、前記の計畫に包括されたる七省の中に於てさへも、全國經濟委員會の援助に與らずして、或は又時には同委員會の勸告に背いてまでも多くの道路を完成したる地方省政府がある。過去二ヶ年間に於ける浙江省の場合の如きは、援助なくして建設

したる數の方が援助を得たるものに對し四倍の比率を有してゐる。前記七省の外に山東、廣東及び廣西の三省は特に積極的で、三省で九千二百軒以上に及ぶ道路を建設した(1)。

(1) 一九三一—一九三三年に於ける五省の建設道路

廣東	東	四、一八三軒	廣西	西	一、三二六軒
山東	東	三、六九三軒	福建	建	一、〇六二軒
河南	北	六四六軒			

本表を作成するに用ひたる資料は信憑するに足るものではない。ト、多くの場合、道路として公式に報告されたものは、未だ全國經濟委員會道路局が作成せる基準にまで達してゐない。夫等の道路は二輪荷馬車の通行さへ困難を感じるもので、輕量輸送さへも非常に道路を損じ、まして豪雨の際は利用不可能である。

### 三、道路局の構成並にその施設

イ、道路局は三つの部門を有してゐる。即ち(一)運輸、(二)設計調査、(三)技術に關するものである。

ロ、主要建設地には出張所を設けた。

ハ、道路局は運輸統制の法規を起草し、傍ら幹線道路工事のため僅かの線を放棄した。

ニ、又道路に關する博物館、參考圖書館の設置、道路用語の支那語辭典の出版を行ひ、更に道路技師の登録を開始した。

ホ、道路建設に最も適當なる様式を決定するために南京の近くに數個の實驗道路區間を設定した。

### 四、現存交通機關と新設道路との關係

イ、全國經濟委員會は支那の一般交通政策を考究するやう南京政府より命ぜられたるものではない。

ロ、然しながら、道路局の方針に對する指導原理を決定するに際しては、鐵道及びそれに次いで水路が現在交通の幹線をなせるものであり、且つ將來に於ても當然然るべきものとする前提から出發してゐるのである。

ハ、従つて、道路はこれ等幹線の榮養線として考へられる。新建設の設計に當つては大體に於て現存交通機關に對する補助連絡の目的で建設し重複せざるやう注意が與へられてゐる。

ニ、若し條件が備はれば、現在出来るものよりもつと可成大きな計畫に依る新規鐵道建設を開始することが出来る。

ホ、その結果、現在の計畫を修正せねばならぬことにもなる。廣東—漢口鐵道工事の更改と共に遠く西北地方に達する隴海鐵道の擴張並に揚子江下流沿岸に沿ふた鐵道に依る湖南、浙江兩道の連絡が行はれた。鐵道建設の今期は將に終了せんとしてゐる。

五、輸送の對象物並にその機關 一國に於ける交通制度の計畫を樹立するに際しては輸送の對象物につき調査する必要がある。このことは地理的經濟的事情に據る。

イ、支那は歴史的に農業地で、工業は着々發展しつゝあるが、極めて僅かな地域である。天津(人口、百三十一萬九千)、北京(人口、百四十九萬二千)、上海(人口、三百二十五萬九千)、南京(人口、六十七萬二千)、漢口(人口、七十四萬六千)、廣東及びその奥地(人口、百萬以上)の地方に於ては乗合自動車は收支償ふて發展してゐる(1)。自動車車庫、ガソリン・スタンド及び修理所は過去數年間に著しく増加した。他の地方は絶對的に農業地である。人口密度は一地方との間には非常な開きを以て變化してゐる。次表の下端目は可成主要なる地域に於ける一平方哩當りの人口を表示せるものである。

(1) 支那南京政府統計司發行の 'The Statistical Monthly' 中の見積數字である。

揚子江附近	江	西	二七、五六四	一平方哩當りの人口	三九五
安徽	蘇	徽	二〇、一九九	人口(郵政局見積)	三六八
浙江	江	蘇	三四、六二四	一九二六年に於ける	八九六
			二四、一四〇		六五七

湖北	湖南	山東	河南	甘肅	陝西	山西	福建	廣東	廣西	四川
二八、六一七	四〇〇	四八六	六一四	三三五	五九	二二八	一四九	三〇九	一五九	二三八
三五、二九〇	五二二	四八六	六一四	三三五	五九	二二八	一四九	三〇九	一五九	二三八
四〇、五二九	四八六	六一四	六一四	三三五	五九	二二八	一四九	三〇九	一五九	二三八
三四、三七六	六一四	六一四	六一四	三三五	五九	二二八	一四九	三〇九	一五九	二三八
三八、九〇六	六一四	六一四	六一四	三三五	五九	二二八	一四九	三〇九	一五九	二三八
一七、二二三	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九
七、四二三	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八
一一、一五三	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
一四、三三〇	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
三六、七七六	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
一一、二五八	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九
五二、〇六四	二三八	二三八	二三八	二三八	二三八	二三八	二三八	二三八	二三八	二三八

ロ、江蘇省江陰縣並に四川省成都盆地の如き地方は普通の地方にある都市としては寧ろ地域の廣い人口の多い都會地と見られる。これ等の地方に於ては速力の速い交通機關、大體自動車に對する要求又はそれを増加する要求が現在あり、而も將來益益その要求がありそうである。

ハ、人口稠密ならざる地方に於ては、貨物運搬のための輸送機關が非常に要求されてゐる。1.輸送形式は生産物の種類に依り決定されるが、スピードを要するものなりや否やの點、重量、容積を考慮に入れねばならぬ。然し要點は安直なるべきである。2.この國の農民は輸送機關の緩慢なることには慣れてゐるが故に一時間五哩の速力で満足してゐる。従つて彼等は大體に於て例へば自動車の輸送平均速力を五倍にする必要を認めない。3.現在までの處では各地方々々に於て夫々異つた樣式に適合せる千差萬別のかゝる交通制度は豫定せる案に従つて遂行されずに、寧ろ、地方的習慣に順應してなされた。4.馬及び駱駝に至る處で牽引用に使用されてゐる北部の地方を除いては、輸送上の主たる原動力は人力及び驢馬、並に騾馬に據り來つたものである。

ニ、自動車は支那人口の大部分とは非常に關係の薄いものである。ヨーロッパの鐵道に於て私有の客車が極めて稀なるが如く支那に於ては自動車道路の設備ある地方に於ても私有の自動車は恐らく非常に稀であると云へやう。工業地帯及び主要都市を除いては自動車は公用、私用何れにせよ會社がこれを所有し、會社に依り運轉されてゐる。これ等の現存會社に四種類ある。1.第一は都市に於けるものである。概して相當の利益を収めてゐる。線路の大部分は個人企業に對し無料で與へられてゐる。2.第二のものは鐵道の終點が主要都市又は各省の首都に到達し居らざる處に在る。3.第三の種類は國內であると國境外との間であるとを問はず何れにせよ人口の主要中心地間に鐵道に依る連絡なく隔絶せる遠距離上の、又は遠くかけ離れた鐵道系統間の連絡を目的とせる遠距離の定期運轉を包含する處のものである。4.第四の種類は北部地方に於て人口稀薄なる地域又は地方なるため離散せる廣汎な地帯と、その地帯の生産物の自然の捌口たる二三の港を繞る工業中心地との連絡のための運轉である。この設計せる大道路に依る場合は駱駝隊商が二ヶ月乃至六ヶ月を要する處を定期のトラック自動車運轉させれば三週間乃至四週間に短縮することが出来る。

ホ、支那に輸入されたる自動車車輛は軍事的目的のものを除けば工業地に於てか又は江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、河南七省に於ける南京政府補助道路のバス用の何れかに用ひられてゐる。自動車が支那に於て製造されない以上、自動車の輸入を示す税關報告表は交通の發達を明瞭に示すものであらう。

ヘ、自動車に依る輸送費の問題が支那に於ける自動車利用増加の決定要因をなしてゐる。尙ほ又、車體の基準化、凡ゆる種類の機關(エンジン)の實驗の必要なることも明白である。この凡ゆる種類の自動車機關(エンジン)を實驗して見ることはこの國に最も適した型を發見出來る特點がある。次の如く種々考慮を要すべき點がある。1.異つた種類の自動車には夫々異つた道路の型を要することである。2.建設されたる道路の大部分は脆質道路である。その中の若干は、特に北部地方に於けるものは舊式の二輪輕馬車の車輪で容易に破損される。4.然し、現在では幸ひにも自動車以外には凡て道路の使用を禁ずると云ふ傾向が生じて來た。4.重量トラックに適した道路を建設するには相當の經費を要し、多額の維持費を要する。

ト、これ等種々の點に鑑み、二三の省、例へば南方地方の一省で夙に道路建設に著手せる廣西省は鐵道が最初に建設されなかつたことを遺憾とし、輸送事業を刺戟するため道路上に四輪大馬車を走らせる可能性を慎重に考慮した。然し、今では馬車

の數は非常に減少し、急速度に廢頓しつゝある。

チ、馬を容易に得られる西北地方の省をも含めた或る省では馬車の必要を強調してゐる。

リ、道路局一九三三年度計畫中に、機械的に推進する乗物、荷馬車、並に人力に依り牽引する乗物に機械を可能な範圍で裝置せる乗物等の型に就ての研究が含まれてゐる。

六、輸送費並に燃料

イ、輸送費の比較に關し江蘇省及びその他の省に於て蒐集せる統計から道路局が作成せる表は非常にその間の事情を明かにしてゐる。載荷の種類は容積及び脆弱性の程度に従つて區別されてゐる。

輸送形式		一キロメートル 當りの運賃(單位元)
鐵道	一等貨物	〇・一七〇
	二等貨物	〇・一一〇
	三等貨物	〇・〇九三
	四等貨物	〇・〇六八
	五等貨物	〇・〇四五
	六等貨物	〇・〇三五
	一等貨物	〇・五二一
	二等貨物	〇・三八四
	三等貨物	〇・二五六
	貨物自動車	
驢馬、騾馬、馱馬		
駝		
二輪荷馬車		
一輪手押車		



ジ ヤ ン ク  
汽船及びランチ  
〇・〇二一〇・〇五  
〇・〇二一〇・一二

ロ、特に鐵道輸送に比較せる自動車輸送の費用の高きことは非常に考慮する必要がある。好状態の道路維持費の問題が重大原因であるが、それと同時に又特に自動車輸送の幼稚なる地方に於ては自動車の生命に比較して鐵道車輛の方が可成持ちがよいことも考慮される。

ハ、自動車に必要な燃料問題も亦重要な問題である。1. 國內産の石油は未だ商業上採算の採れるまでに至つてゐない。2. 海港に於ける輸入石油の価格は七十仙である。これが米國太平洋岸に於ては生産費も含めて六十仙である。一九二八年より一九三三年に至る五ヶ年間の總輸入高は一億四千三百五十一萬九千九百九十九(米國)であつた。3. 支那の奥地に於ては、入手し得る數字より見るに、西北地方の潼關に於ては一元二十仙に騰貴し、涼州に於ては六元にも上つてゐる。4. 従つて機械油も含めた費用になると住民の經濟的標準に對比して非常に過重なものになる。5. これに反して、石炭は海岸地方にしろ、奥地にしろ、各省至る處に於て豊富に得られる。従つて、石炭より液體並に氣體燃料を搾出することに注意が拂はれてゐる。6. 國內にて採掘せる石炭の各種類を使用するに際し、果して商業上引き合ふものなりや否やに就き目下試験中である。7. 地質調査所の燃料問題研究のため一九三四年度全國經濟委員會豫算中總額十萬元の金がその用途に當てられてゐる。

七、全國經濟委員會の一九三四年度道路建設計畫並に聯盟運輸交通部の協力

イ、前記の七省大道路計畫は繼續される筈である。1. 本年度計畫の道路建設事業に従へば、自動車道路約四千八百軒は各省間の大道路系統に編入されることにならう。2. 又、この道路系統を他の各省に擴張すべく著手される筈である。3. そのために一九三四年度中に六百九十一軒の大道路を建設するやう提案された。  
ロ、西北地方の復興計畫に關聯して山西、甘肅の兩省に於て亦道路が建設されるであらう。1. この中一つが蘭州—蘭州路中の蘭州—古浪區間であり、他の一つは西安—漢中間の線路である。2. 西安—蘭州間の大道路改修工事の完成も亦提案されてゐる。この大道路の一般的重要性に鑑み、全國經濟委員會は西安—蘭州間にバスを運轉せしめることに就き陝西、甘肅の兩省と取極めを行つた。而して豫算中にこの目的のための經費を準備した。3. 陝西省の首都西安並に甘肅省の首都蘭州より擴つ

てゐるこの道路は、中部支那と中央アジア及びその先の人口多き地帯とを連結する歴史的な大道路の重要な區間をなすものである。西方の諸國と交易せんため小アジアに向つて出發せる絹綃類の隊商はこの道路に沿つたものである。4. この省の狀態が非常に衰微せるためこの場合全國經濟委員會が通例に外れて道路建設費の四〇%を貸與すべきこと並に凡ての費用を委員會自身で負擔すべきことが提案された。

ハ、全國經濟委員會は道路維持に關し一省に首腦官吏を任命するに當つてはその省政府と協力すべき様希望された。1. 全國經濟委員會はこれ等官吏の俸給の一部を支拂ふことに同意し、2. 従つて豫算中にそのための經費計上方を提案した。3. 湖南省及び江西省の各省間大道路建設に關する監督事務所も亦全國經濟委員會が維持することになつてゐる。

ニ、鐵道擴張計畫に就ては中央アジアの鐵道系統に連結するために、而してそれに依りヨーロッパと連絡するために隴海鐵道の延長が稍や遠い將來に考慮されてゐる。然しながら中間の杜絕距離が數千哩に達してゐる。鐵道に依る連絡が終極的完成をなす遙か前に自動車運轉することは疑ひない。

ホ、一九三二年一月以來、道路局は技術的事業に關しては國際聯盟運輸交通機關の代表たるワルソ一の土木省顧問オケッキ氏の協力を得た。

ヘ、一九三四年度に於ける聯盟運輸交通機關の協力問題は道路局が提起せる主要問題の研究にありとされてゐる。これには次の問題が含まれてゐる。1. 撰擇されたる地域に最もよく適合する道路の形式。2. 道路使用の方法。3. 燃料供給問題。4. 車輛及び機關の型。

ト、技術上の關係書類は國際道路會議に出席する支那代表部が持参する筈である。1. この支那代表部の委員は専門家委員會の委員達又は運輸交通機關が招請せる個人としての専門家達と共に目下調査中の二三の問題を審議するであらう。2. この種の研究の結果は、若し協議の結果今秋中に國際的經驗を有する斯かる専門家の支那訪問を招請することが望ましいと判明すれば、夫等の専門家を支那に派遣する段取りになるのである。3. 他方、運輸交通部は前記の一般的問題から生じ来る二三の問題、特に燃料及びエンジン(機關)の問題に關し、その研究を目的として特に委任され来る支那人技師の實驗的研究のために諸種の専門團體と共に便宜を興へ又設備をなす様要請を受ける筈である。

全國經濟委員會を中心とする諸經濟建設のうち最も實績の擧つてゐる所謂「公路建設」工作を内容として作成されたものが、右に見る「第六章道路」であるが、「第七章保健」は一九三一年四月に起草された中央保健事業の三年計畫の内容とその實施の成果とを記載したものである。而して右三年計畫案は同年五月に聯盟保健委員會に通告されてゐるが、是は支那國內保健事業と國際機關との間の積極的且つ繼續的なる協力の基礎となつたのである。

一、三年計畫の骨子

- イ、中央野外科保健局の設立並に全國の醫學及び保健事業の中心としての中央病院の發展。
- ロ、實驗醫學校の創設並に二三の現存國立高等醫學專門學校に於て將來事業に携るべき官吏の養成を行はしむること。
- ハ、全國檢疫事業の漸進的擴張。
- ニ、支那に於ける公衆保健事業に關する各種近代的センターの調整。

二、該計畫實施の成果

- イ、中央野外科保健局は一九三一年五月より假建物に於て活動を開始した。
  - ロ、中央病院は一九三〇年一月木造の假建築で開設され、一九三一年九月本建築に着手し、一九三三年六月より開院した。
  - ハ、聯盟と主要海運諸國の公衆保健機關及び國際船舶會議所を代表する一特別國際委員との間に取行はれた協議に基いて一九三〇年七月より開始された檢疫事業は著しく擴張された。
  - ニ、同國の野外科活動状態は九省及び三十五地方に於ける公衆保健事業に依て明かに示されてゐる。
- 保健事業を効果的ならしむるためには有能なる職員と材料及び研究所に關する適當なる便益を必要とする事情の下に、前記のほかに或は醫務官、防疫官、産婆及び看護婦に對し各實際的方面に亘る訓練を施し、或はワクチン及び血清の製造を助長し、或はベスト、マラリア及び寄生虫病に對する特別な施設をなし、その他或は實驗研究に必要な

諸施設を行ふ等の記録を以て内容とせるもの、即ち「第七章保健」であるが、「第八章教育」は一九三三年十二月三十日のライヒマン博士の提案、即ち教育の權威者の派遣方要請に基き聯盟から國際労働局長フェルナン・モーレット氏 (Mr. Fernand Maurette) が一九三四年三月協議を遂ぐるため南京に赴き、その結果「教育部は全國經濟委員會に對し、知的並に技術的労働者の就職を取扱ふ局を合同的に設立すべきことを提案した」旨を述べ、更に「右提案は一九三四年三月二十六日採擇され、即時開設の運びをなすに必要な費用を支出した。右局は全國經濟委員會教育小委員會に屬する一委員會に依て管理さるゝこととなり、教育部、實業部、内政部、鐵道部及び交通部並に團匪事件賠償積立金管理のため設立された各種委員會よりの代表を以て組織さるゝことになつてゐる」と記し、右による知的及び技術労働者の職業紹介所の職能につき次の如く記録してゐる。

- 一、撰定せる諸省に於て、各種知的労働者、行政官、官吏、各種技術者及び自由業者の即時的若しくは將來の必要に就き一般的且つ徹底的の調査を行ふべきこと。
- 二、同所は第一の事業の自然的歸結として次の如き第二の事業を行はねばならぬ。イ、無職の智的労働者を先づ支那國內に於て見出すべく努力する必要がある。つまり同局は支那在住の支那人知識階級に對し一種の労働交換所となる必要がある。ロ、同所の今一つの重大なる任務は、在外支那人が夫々の大學及び大學院を利用して再建計畫の必要に適應した實際的訓練を受け得るやう彼等の教育を指導するに在る。

在外支那人に大學及び大學院に於ける教育を授け、支那の建設事業に必要な人材を得るために同所はジュネーブに支部を設けモーレット氏を之に關係せしむる筈であること、更に同所の事業を米國に擴張せんとする計畫も亦考慮中であること、モーレット氏は短期間の滞在中、一九三二年以降教育制度改革のため南京政府教育部が執つた手段に關

する情報を蒐集、従つて同氏が學藝教育國際委員會に報告書を提出する筈であること等を記録したものが「第八章教育」の内容を成してゐるが、「第九章、第二章乃至第八章の概説」は「一九三四年度の全國經濟委員會の計畫を叙説せんがためには、行ふべき事業を決定した當時の經濟狀態を論ずる必要がある。従つて便宜上茲に豫算の大略を述べ、又計畫の主要部分を説明することとする」として資金の割當額を數示し、計畫を更に記述してゐる。その内容を摘録すれば次の如くである。

一、資金

イ、割當

道路	六、八〇〇、〇〇〇元
保健	五〇〇、〇〇〇
蠶業	一、〇〇〇、〇〇〇
江西建設	七五〇、〇〇〇
西北建設	一、九〇〇、〇〇〇
燃料問題研究のための地質調査所に對する補助費	二、五〇〇、〇〇〇
經濟調査	一〇〇、〇〇〇
右の外	二〇〇、〇〇〇
茶實驗所補助金	六四、〇〇〇
普通管理並に技術的専門家	七五〇、〇〇〇
豫備金	四三六、〇〇〇

合計……………一五、〇〇〇、〇〇〇

ロ、内路

1. 道路

江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、河南の七省に於ける總ての重要都市間の交通に必要な主要道路の築造……………四、五〇〇、〇〇〇元

(右七省政府が四百五十萬元に上る公債を募集する)

隣接諸省に通ずる右地域外の主要道路擴張……………七〇〇、〇〇〇

陝西及び甘肅に於ける主要道路築造……………八〇〇、〇〇〇

陝西及び甘肅に於ける右主要道路の運輸設備……………五〇〇、〇〇〇

2. 保健

中央野外保健局の活動及び右管理に關する支出……………五〇〇、〇〇〇元

3. 蠶業

主として共同組合を奨励し、且つ技術的方法の調査を行ひ、又これ等方法に關する知識普及のための宣傳を行ふべき機關を創設することに依て、棉花收穫の向上を計るに使用……………一、〇〇〇、〇〇〇元

4. 蠶業

各種の改良せられた蠶の飼養、養蠶家の訓練、養蠶術教授及び近代的製糸工場に對する補助金下附等に使用……………七五〇、〇〇〇元

5. 江西建設—江西省再建事業の割當

共同組合(購買組合及び販賣組合を含む)の支持及び擴張並に省都に於ける中央管理機關の設立……………五〇〇、〇〇〇元

民衆教育、農業保護機關の施設、並に標準的省立病院及び公立保健研究所の創設……………五〇〇、〇〇〇元

第六章 技術合作に名を藉る國際聯盟の對支援助

市場都市十ヶ所に於ける福祉センターの創設.....	五六〇,〇〇〇
罹災民及び失業者に對する應急救助.....	三六〇,〇〇〇
管理費並に準備金.....	三〇〇,〇〇〇
計.....	一,九〇〇,〇〇〇
6. 西北建設—西北地方のための割當	
灌漑.....	一,三〇〇,〇〇〇元
牧畜.....	四〇〇,〇〇〇
保健並に家畜病疫施設.....	三〇〇,〇〇〇
農業組合.....	四〇〇,〇〇〇
管理費並に準備金.....	一〇〇,〇〇〇
計.....	二,五〇〇,〇〇〇

二、計畫

イ、蠶糸業及び棉業に對する計畫は、獨立の議長の下に本問題に關係せる諸團體の代表者を以て構成された自主的委員會に委嘱された。1. 棉業統制委員會は下の如き法定權限を有してゐる。「全國の棉花栽培並に紡績業を指導監視し、これ等の管理手段を實行すること」。2. 蠶糸改良委員會は「支那に於ける蠶糸工業を指導、監視し且つ統制する」權能を有してゐる。同委員會に對しこれ等の權限を賦與せる條款中には更に下の如く規定してある。「蠶糸改良委員會は、漸次全國に及ぼす目的を以て或る地域若しくは限定された範圍に於ける蠶糸工業を管理し得」。

ロ、中央研究院總幹事を議長とし、全國經濟委員會幹事、地質調査所長、その他南京政府全般のために目下行はれつゝある廣汎なる各種調査の主任を網羅して一諮問委員會が組織された。1. 本委員會の目的は全國經濟委員會に對し同委員會所屬の各

種機關の技術的勸告を與ふるに在る。2. 計畫は凡て同委員會に回附され、又委員會自身としても全國經濟委員會の行ふべき事業を提案することとなつてゐる。3. 諮問委員會は經濟的再建計畫中に含まるゝ調査研究の事業を調整し割當てる今一つの役目を有してゐる。既述の如く全國經濟委員會の計畫に關聯して幾多の斯かる問題を生じた。諮問委員會はこれ等の研究を左の如く割當てた。

1. 道路計畫 燃料問題の調査—地質調査所。  
改良道路及び最も好適なる型の自動車機械及び車體—道路局。前述の如くこれ等の研究に對し聯盟運輸交通機關の協力を要請し來つたので、支那技術官が今夏ジュネーヴに來りこれ等調査實施上の精密なる方法に關し協議を遂げる筈である。
2. 治水 治水局は資料を蒐集しつゝあり、近日中にジュネーヴに送附して一九三四年秋支那訪問のため選拔された諸専門家の審議に附する筈である。
3. 棉業研究所 中央研究院は棉業研究所の設立計畫を進めつゝある。
4. 土地政策 諮問委員會は三人委員會の技術事務局を設定し、同事務局の事業を促進し、特に空中よりの土地測量方法を調査する豫定である。事務局の事業に關しては聯盟の協力を求めてゐる。
5. 一般經濟問題 支那及び外國に於て諮問委員會の指導の下に支那經濟學者のグループが輕工業發展の現状並に將來の豫測關稅政策の影響の分析、經濟的發展を來す通貨政策の調査を行ひつゝある。これ等の研究に對しても聯盟の協力と援助を要請してゐる。

全國經濟委員會が一九三四年度に總額一千五百萬元を投じて建設事業を行はんとする、その事業の細目に就き記述したものが「第九章、第二章乃至第八章の概説」の内容を成してゐる。以上第一章より第九章までの記録に於て國際聯盟の援助の下に全國經濟委員會を中心として行はれた支那建設事業の概要を明らかにし、更に「第十章汪精衛氏の概述したる政府の再建事業」の一章を設けて全國經濟委員會を経由せず、直接南京政府が實行した諸建設事業を示し、如上の全國經濟委員會中心のものと併はせて、支那建設事業の全貌を描出してゐる。従つて「前章に記述せる全國經

濟委員會の事業は政府の建設活動の單に一部に過ぎない。その計畫の他の部分は夫々關係の技術的各部を通じて實施されてゐる。従つて建設計畫より全國經濟委員會の關係し居らざる部分を除いたものを支那政府の建設活動と考へることは大なる誤解である。右の部分はかなり廣汎なもので不況と不安なる政治情勢のため例外的に困難なる状態に在りながら、既に完成せられた事業も相當の數に上つてゐる。主として電信及び電話組織の發達及び調整に努力が集中された。然しながら、重大なる結果を生むであらうとの見地から特に興味ある點は鐵道系統を延長し、支那内水航行商船を發達せしめんとする政策が採られはじめたことである」といふに筆を起し、更に次の如く汪精衛氏（當時南京政府の行政院長としての）の説明と併はせて全國經濟委員會の手を経ざる、南京政府直接實施の建設事業に言及してゐる。

## 甲、鐵道建設

イ、幹線並に支線の敷設 如何なる輸送政策が最後に最も有利とされようとも支那は大規模の經濟的發展を望む前に、鐵道系統を著しく擴張する必要がある。目下支那は僅か七千哩の軌道を有してゐるが、右の中二千哩は重要ならざる支線で、軌道及び車輛も腐朽に近い状態に在る。一九一一年以降新線の敷設は殆んど行はれてゐない。最近二年間に南京政府は左の如き幹線並に支線を敷設した。1. 粵漢鐵道 この鐵道は二十年來未完成の儘であつたが、英國の團匪賠償基金よりの借款の補助を得て一九三六年には完成する豫定である。この線は北支と南支を連結する主要幹線となるであらう。2. 隴海鐵道 この鐵道は陝西より甘肅に至るもので、一九三四年十月には陝西省の首都たる西安まで開通する筈である。3. 浙江—江西—湖南鐵道 これは全然支那人技師のみで建設せる新線で、揚子江諸省を連結せんとするものである。

## ロ、鐵道借款の整理

最近二十年間には殆んど鐵道敷設が行はれなかつたため工事の再開始といふことが相當重要になつて來てゐる。右の事實に

鑑み、二月十九日行政院長汪精衛氏の發表せる聲明書中に次の一節は特に興味深いものがある。1. 鐵道敷設は明かに相當金額の支出を必要とする。支那の經濟的進歩の遅々たるを思ひ、先年物故した國民黨首領（孫逸仙博士）は支那鐵道敷設企業に外國投資を誘致する政策を提唱した。斯かる投資を誘致せんがためには、現存債務に關する鐵道部のクレヂットを維持すると同時に適當なる擔保を與へねばならぬことを充分に了解し、我々も右の政策に従ふものである。従つて政府はこのクレヂットの問題に特別の注意を拂つてゐる。特殊なる状態の下に於て、政府は常に外國の經濟的協力を歡迎するのみならず、その債權者の利益を保護するため能ふ限りの權力を行使するであらう。2. 政府は鐵道借款の未済賦拂を直ちに支拂ふことは出来ないが、鐵道と債權者双方の相互利益を保護すべき適當なる保障を條件として、未済賦拂の充分なる調整を行ふつもりである。3. 過去二ヶ年間に政府は内外の鐵道借款債務中の若干を償却し再調整すべき實際的手段を講じた。これ等は左の三つの範疇に分類し得る。(一) 鐵道財政 天津—浦口（津浦鐵道）、南京—上海（滬寧鐵道）、上海—杭州—寧波（滬杭甬鐵道）、道口—清化（道清鐵道）及び北京—奉天（北寧鐵道）が包含される。(二) 鐵道支出に對する債務 拂戻しの方法は既に講ぜられ、或ものは既に實施せられてゐる。北寧鐵道の債務は協定の條件に従つて履行された。最近二ヶ年間に於て嘗て鐵道用に供された機材に對する債務を再調整し、英國及び米國の債權者に對し、一億ドルに上る債務履行の確定的取極めが行はれた。(三) 短期借款 主として支那諸銀行が契約せるものであつて政府はこれ等の償却方法を講じ、一部は既に實行されてゐる。

## ハ、鐵道外債償還の停滯並に外國の協力

政府の鐵道債務が全部調整され且つ償却されてゐないことは事實である。然しながら、目下吾人が執りつゝある政策を持續するならば、やがて凡ゆる債務を償却したる日が來るであらう。南京政府が支拂期日にその債務を支拂ひ得なかつたことに對して外國債權者は非難してゐる。支拂ひ得なかつたことは遺憾であるが、吾人は以下の二點に就き債權者の注意を喚起したいのである。1. 政府の債務不履行は或る場合政治情勢の急變に基くものである。例へば一九一四年世界戰爭の勃發と共に多くの外國金融團體は支那政府と契約せる借款協定の規程を履行することが出来なかつた。その結果、支那の幾多の鐵道建設事業は一時中止の已むなきに至り、既に入手せる拂込金の利子を支拂はねばならなかつたため、政府の受けた財政的損失

は多額に上つた。この責任を全然債權者に歸することは出来ないが、他方支那政府のみの罪となすことの出来ないのも亦事實である。更に又、世界經濟不況と銀價の下落に依て政府の債務は著しく増加すると共に、鐵道収益は甚だしく減少した。經濟不況及び右に對する種々の反動が自然の破滅であつて、右に對し如何なる國と雖も實際抵抗をなし得ない以上、支那のみに罪を歸することは極めて不當と云はねばならない。2. 政府が支拂期日の到來した債務の支拂を回避する意思は毛頭無く、その債務支拂方法の探求に腐心してゐることを充分了解すべきである。然し乍ら鐵道事業の一般的回復が第一の必要事である。収益が増大すれば、それを以て債權者の利益を更に充分保護し得るであらう。この目的のため諸外國が政府と協力せられんことを望んで止まない。政府がその對外鐵道債務の支拂をなす決意を有してゐる最も好個の證據は、最近二年間の幾多の斯かる債務を履行し、右に依て實に政府がその約束を果たす希望のみならず能力を有することを示した事實に依ても明かである。若し外國債權者がこれ等の事實を悟り、政府が當面せる困難を認知するならば、彼等の好意ある協力は双方の利益を増進するものであらう。

乙、内水航行の開發 汪精衛氏の聲明は最近二年間に行はれた建設事業の他の局面にも言及してゐる。支那に於ける航行開發を目的とせる政策に關する左の如き同氏の叙述も亦極めて興味あるものである。

一、支那船舶業の不振

船舶業は内水船舶及び商船の孰れも未だ外國權益に獨占されてゐる有様で國辱的狀態に在る。支那人の所有に保るものは二箇所—江南船渠及び馬尾船渠—の造船所と招商局のみである。私營の造船會社は殆んど無い。一隻の船舶に數百萬を要するため、造船業には巨額の資金を必要とする。招商局は創立以來六十餘年の歴史を有してゐるに拘らず、經營を誤つたため漸次事業不振に陥つてゐる。

二、招商局の政府經營

支那政府は招商局を買收し政府經營の會社となすべきであると思惟した。會社の株は政府がこれを保有し、引繼の任に當る委員會を組織した。政府經營になつて以來、同會社は次の如く相當の進展改善を示した。イ、昨年（一九三三年）上半期に同會

社の總受取勘定が三百六十六萬元の多額に上り、前年同期に比して三〇%の増加を示した。ロ、上海—香港—廣東航路用の四隻の大洋定期船と、上海—漢口—宜昌航路に用ふる三隻の河川用汽船を含む新船の購入を行ふ一方、破損し且つ老朽せる船舶、倉庫及び波止場の改修を行つたこと。右の新船は本年秋には就航する筈である。

丙、電話及び電信の發達 政府の極めて重要な功績は電話及び電信の發達である。支那の主要都市は大概、市營若しくは地方實業家經營の電話系統を有してゐる。

イ、事實私營及び市營が相互に競争を行つてゐるものも少くない。例へば浙江に於けるが如きこれで、三つの系統が競争してゐる。政府は近く凡ての電話系統を單一の國家經營事業に改め、斯くして重複を減ずる計畫を有してゐる。然し乍ら、目下の處長距離電話の改善に努力するに止めてゐる。

ロ、ヨーロッパ及び米國に於ては地方電話は相互に地方的センターを通じて間接的に連結され、右センターにその地方の全系統が連結されてゐる。他方支那に於ては政府がこの問題を取上げるまでに地方電話は何等系統的に連結されてゐなかつた。政府は江蘇、浙江、安徽、河南、山東及び河北の諸省の電話系統を統一する企圖を有してゐる。英國の團匪賠償基金より援助を得て政府は既に江蘇省に於ける工事を完成し、工事を安徽省へ擴張すべく準備中である。

ハ、支那の對外電信は主として海底電信に據つてゐる。従つて大なる海底電信會社との間の協定を改訂して更に有利な條件を取得し、その海底電信に關する權利を回收することは支那にとり極めて有利である。本年度に於て特筆すべきことは、英國との間に無線電信を開設することである。

ニ、諸外國とは斯の如く電信施設を有してゐるが、陝西省の西安に在る無電臺を除いては中支とその周圍の諸省若しくは遠隔の西北諸省を連結する電信設備がなく、本年度の計畫たる察哈爾、綏遠、甘肅及び青海、寧夏、四川及び西康に於ける無電臺の設備並に南京と四川及び西藏間を結ぶ電信線の設置は従つて經濟的のみならず一般的重要性を持つであらう。

丁、航空の發達 右に述べた諸建設事業の外航空の發達がある。汪精衛氏は既に完成され若しくは近き將來著手さる

べきものに関し左の如く述べてゐる。

イ、民間航空の開發 次に民間航空に於ける南京政府の功績を検討しよう。南京政府交通部の管理の下に支那の中國國民航空會社及び歐亞航空會社には二個の航空郵便及び旅客飛行施設を有してゐる。

ロ、中國國民航空會社 1.一九三三年以前は中國國民航空會社の航空事業は上海—漢口、及び上海—北京間の航空路のみであつたが、この事業を擴張せんとする政府の努力に依り成都まで延長された結果、四川省に及ぶ一新航空路が開設されたのである。2.更に又以前の上海—北京路は一時中止されてゐたが、その後沿岸航空路として回復された。3.その他上海—廣東間の全然新たな航空路も亦開設され、4.更に成都より貴州及び雲南に通ずる新航空路を開拓すべく目下努力中で、この航空路は既に試験飛行も行はれてゐる。

ハ、歐亞航空會社 1.上海と大城(新疆省)を連結せるもので、右よりソヴェット聯邦を経てベルリンに達する豫定である。數ヶ月實施した上海—迪化間飛行が新疆に於ける擾亂のため中止の止むなきに至り、目下僅かに甘肅省首都蘭州までしか運行してゐない事は極めて遺憾である。右の施設を速かに再開すべく目下考究中である。2.上記の航空路以外に、同會社は蘭都—西寧(寧夏)、迪化—伊犁及び迪化—タシケント諸航空路を含む幾多の支線を開設した。3.西安—北京路は既に開通の運びに至つたが、他方廣東—漢口—西安路は目下開設準備中で、廣東—漢口間の試験飛行は成功に了つた。廣東の飛行場が完成され次第、この部分の商業飛行が開始される豫定である。

汪精衛氏の概述するところは右に據り總べて交通部面に於ける南京政府直接の建設工作に就てであるが、是を以て「第十章汪精衛氏の概述したる政府の再建事業」の内容を成し、更に「第十一章結論—聯盟の技術的協力に對し提案されたる方法」は「以上に依り國際聯盟の各技術機關が參加協力せる事業に就て一つの概括的陳述を終へたが、その間屢々外人専門家の報告に言及せねばならなかつたため、國際聯盟各機關の支那再建事業に對する貢獻に關し、或は誤解を惹起すかもしれない」と冒頭し、次いで「一體外人専門家が支那に行つて働く場合、その支那のために役立つ

得る程度は單に彼が支那の事實から先に呑み込んでかからなければならぬといふ必要によつて制限されるのみではない。その國土風物については普通の外人旅行者が僅かに一小部分だけを行つて見るに過ぎず、その國民に對しては言語に不慣れたため殆ど直接の關係を持ち得ない國に於て、各般の事實が有する眞の意義、重要性、その相互關係に對する理解に乏しく、先づこの點から十分に補つて行かなければならぬといふ必要によつても亦制限されるのである」と言ひ、左記の如く外人が支那に於て調査研究等をなすに當り遭遇する各種の困難なる事情を擧げてゐる。

一、外人専門家に對して支那人は極度に愛想よく、實に下にも置かぬ待遇を與へるので、外人側は屢々事の真相を見誤り、彼の支那人の同僚が彼のために一切の必要な知識を與へ、關係文書を絶えず彼の理解し得る言葉に翻譯するためにはいかに大きな努力を必要とするか、また支那人専門家が彼と共同の研究に従事する場合、その資料の選擇に當つて同僚がいかに大きな責任を感じてゐるかを見落してしまふことがある。

二、たとひ支那の事態が今日ある如く複雑を極めたものでなくとも、近代社會の發展途上に於てそれ／＼に異なる段階に適せる各種各様の習慣、傳統が、現在支那に於ては殆どあらゆる分野に於て同時に共存する事實に鑑み、外人専門家が唯だ専門の分野に關し自國に於ける經驗だけに頼まなければならぬものであるとすれば、彼の任務は一層困難である。

三、外人専門家は先づ自國以外の國々の實際事業に關し、微に入り細を穿つ底の知識を必要とする。否、それが實際の經驗であれば猶更結構である。殊に現在支那の行政當局、技術當局の當面しつつある程の重大性を有する緊急問題によつて生ずるところのものについて、是非とも十分な認識を持たなければならぬのである。

更に國際聯盟を経て行はれる南京政府の外人専門家の備聘に關し「支那政府が臨時に外人専門家を招聘して顧問となし、又は各行政及び技術機關に服務せしめる例も少くない。現在に於ても右の形式で勤務する外國人は相當の數に達してゐるが將來工業の專業化が發展すれば技術幹部もより一層擴大され、招聘される外國人の數は更に増加するであらう」となし、次いで「現在の取極に従へば、支那政府は聯盟の駐支代表部を通じて顧問の人選を得られるもので余はその現行協定についていま改訂案を提出しようとするものではないが、聯盟を通じて外人専門家を雇入れるといふ一般的習慣を確立することが、果して得策であるか否かは十分検討の餘地がある問題である」として「かかる習慣は從來勤務せる外人専門家に又新たなカテゴリを加へることとなるからであつて特に政府の各部、國立諸機關及び省政府當局もまた直接に又は平素から熟知せる公私の機關よりの紹介によつて適當なる人物を招聘しようとするのである。聯盟を通じて招聘された人達は任期中は特殊條件を享有し、又は、國際聯盟と不文律な關係を當然に有するものと考へ勝ちである。かかることは何れも聯盟の責任を増加することであるが、かかる責任は聯盟理事會の甘受しないところではあるまいか」と言ひ、是等の専門家は必ずしも聯盟を経由するを要せざるものとし、また「聯盟の命を受けて支那に派遣される技術家には、その果すべき特別の役割がある」點に言及し、次の諸點を特記してゐる。

- 一、一九三一年全國經濟委員會が創設された際、支那政府は「聯盟の經濟、財政兩課と全國經濟委員會の常設諸機關との間に絶えず接觸を保つ」旨事務總長との間に協定を結び「統計その他の情報を相互に交換す」との取極が出来てゐる。今や技術協力が既に新しい段階に達したから、かかる連絡の維持とその獨自組織を速かに實現する必要がある。
- 二、予は國際聯盟事務總長に對し、駐支技術連絡員（特に聯盟理事會技術代表事務局(1)をも含む）のため聯盟豫算中これが經費を増大すべきことを提議する。

(1)本事務所は一九三三年十一月聯盟事務總長と協議の結果、國際聯盟技術機關南京情報局と命名されてゐる。

- 三、全國經濟委員會常任顧問委員會は經濟研究及び計畫事項に任じ、國立中央研究院書記長、全國地質調查會長、支那政府調査所長及び全國經濟委員會秘書長によつて構成される機關であるが、此の常任顧問委員會は一九三一年に取極められたが如き情報を聯盟南京事務所よりこの機關のために常に入手することになつてゐる。全國經濟委員會は具體的工作を目的として研究計畫を行ふため若干の問題を撰定した。この際聯盟の二三の部より經驗を有する高級職員を或る期間南京情報局に駐在せしめることは特に望まじき處である。
- 四、聯盟の技術機關より任命を受けた専門家に關しては、彼等の使命が本來明確に規定された問題及び數種の問題に關聯し協議を行ふに在ることを理解せねばならぬ。イ、協議に先立つて支那に於て必要な技術的調査研究が行はるべきで、これは支那の技術及び行政當局、機關及び個人的専門家が行ふのが最も有效であらう。ロ、若し可能なれば協議のために選ばれた職員がジュネーヴを出發する前に、適當な支那技術員が必要な書類をジュネーヴに持参すべきである。ハ、斯かる手續を採用すれば、航海中に仕事が増分進展し、かくて技術専門家の派遣期間は短縮されるであらう。
- 五、協議は原則として企畫された工作のみに關して行はるべきである。
- 六、協議者の撰擇は最も重要で、國際的權威者たる卓越せる専門家に限らねばならない。
- 七、計畫及び政策の特定の適用に當り長期に亘つて聯盟技術機關の代表が必要な場合には、斯かる代表は國際機關の機構を熟知し、自國のみに限らざる汎い個人的經驗を有する者に委嘱すべきである。イ、斯かる代表は事業の發展に伴つて起る新たな局面、新たな問題及び狀況に就き實際的研究を行ふ必要があり、ロ、更に又、彼の從事する事業の成功を期するために必要な技術的連絡を諸外國と如何に確保すべきかを特に考慮すべきである。ハ、支那旅行の際特別の便宜を享有せしむるならば支那に於ける同僚にとり右代表の駐在は共同計畫を速かに實現するため裨益する處甚大であらう。

進んで支那建設事業を推進する支那人の専門家を讃へてゐる。即ち「支那再建事業成就の最大の希望は、世評に因はれず、専ら公共的精神並に事業完成の興味に驅られて着實にその事業に従事する各方面の諸技術専門家の活動に懸



つて居る」とし、次の如く述べてゐる。

- 一、彼等は政治的計畫の改變及び政變に關する流言邪説に動かさるゝことなく、又國內に於ける戰爭の苦痛、並に重大なる事實に際して國際協力が如何に無力なるかを充分に經驗し一意積極的工作に従事し、又或る者は現在の狀態に於て、最善の方法を以て自國の再建計畫に努力しつゝある。
- 二、彼等は技術に關する堅實な知識を有してゐるが、それは一部分は支那に於て他の一部は外國に於て得た處のものである。世界の主要國に於ける經濟機構の動きに關する研究に非常な努力してゐる結果、支那人専門家の多くは、歐米の各方面の公共企業―財政、經濟、工業及び農業に關する慣習及び外國の社會政策の基礎となるべき哲理に非常に通曉してゐるが、これは世人の豫想だにもしなかつた處である。換言すれば、今日支那に於ては必要なる専門的知識を具へ、支那に必要な技術及び必要な改良若しくは改善の方法を知悉せる人材が少くない。
- 三、特種の専門部門を除いては、これ等の人々及びその後輩は有利なる狀態の下に於ては緊急なる事件に對處するに充分であるが、そのうち當局の重責を負つたことのあるものは極く少數であつて、列強が當面せる諸問題及びその對策に關する知識は一般に正確で時としては極めて透徹せるものがあるに拘らず、特殊な場合を除いては、外國に於て公務生活、工業的企業若しくは經濟政策の適用に實地に參與する機會を有してゐない。

更に筆を國際聯盟と支那との連絡緊密化に進め、冒頭に「國際聯盟技術機關の組織及び規定は相當伸縮性を有つてゐるため、これを利用して協力方法の足らざる部分を更に補足し得るであらう」と述べて支那との提携強化の要求に應じ得られることを明らかにし、次いで左記の如く支那側の實狀並に連絡に就ての事務的方法に言及してゐる。

- 一、支那専門家の海外觀察に關しては從來よりも更に重きを置くべきことは明かである。目下外國に於ける交渉は主として外交官及び外國語に精通せる知識界の名士に限られてゐる。今後經濟界及び官界に重要な地位を占むる人々をして組織的基礎の上に益々接觸を保たしむべきである。

二、經濟的、社會的並に政治的に世界を新狀態に再適合せしめんとする最近十四ヶ年の努力に依て蓄積された獨自の材料と極めて特殊な技術的經驗を聯盟事務局及び労働局より得ることが出来る。蓋しこの十四ヶ年は大戦前の政治及び經濟組織より今なほ進化の過程にある組織に至る過渡的時代である。支那は恐らく何れの國よりも熱心にこの進展に参加してゐる。

三、一九一一年、一九二五年及び一九二七年の革命はこの一大變化の各段階を劃するものであつて、舊來の國內政治機構、外交關係、經濟活動方法、社會制度及び教育制度よりの解放運動の第一歩であつた。今日は經濟及び財政的發展、社會の變遷及び新たな政治的方針を見出さんとする段階に在る。

四、國際聯盟を通じて行はるゝ技術的協力は經濟活動並に經濟的及び社會的改革政策を樹立し、これを實行する技術的責任を有する各國の機關内の人々との間の密接な連絡に對し便宜を與ふべきである。斯かる連絡の具體的形式は次の如きものである。

- イ、國際聯盟事務局員及び國際労働局員の指導と經驗に依り、右兩事務局の一切の文書を系統的且つ計畫的に利用すること。
- ロ、國際決済銀行事務局、各國經濟審議會及び歐米に於けるその他類似的諸主要機關も亦同様の便宜を提供すべきこと。
- ハ、國際聯盟及び國際労働局の技術委員會及び小委員會は上述の如き資格と關心を有する支那専門家を、兩機關の會期中のみならず特に具體的研究を行ふ際に積極的に参加せしむべきこと。
- ニ、支那の再建事業に影響する技術問題の實驗的その他の研究はその際支那専門家を参加せしむるとの了解の下に、外國の主要經濟及び工業研究機關に委託すべきこと。
- ホ、國際聯盟保健機關は支那政府の高級技術員に對し各國のこの種施設に於て特殊の經驗を受けしむる便宜を與ふる慣習を設定したが、これを他の分野にも及ぼすならば、著しく實效を擧げることが出来るであらう。
- ヘ、南京政府教育部が最近學藝協力國際協會に對し提案せる支那青年留學生指導方法を適當に發展せしめることは極めて重要であらう。

そのために聯盟技術機關及び労働局と共同して各種の問題及び個々の經驗に關して勸告さるべき適切な方法を予に研究させて戴きたいのである。これ等の可能性を詳細に検討するならば、聯盟及び労働局の技術諮問委員會は具體的提案を提出し得るであらう。

進んで一九三三年度に於ける全國經濟委員會の活動資金と關聯して同委員の機構、權限等の現實を述べてゐる。即

ち「支那政府の中央當局は全國經濟委員會の一九三四年度活動費として一千五百萬元―前二箇年分經費の三倍―を充つべきことを最終的に決定したが、右は政府が建設を行ふべき區域として選定せる地方の省當局に援助と奨勵を與へ二三の選定せられた部門に於ける經濟活動に指導を與ふるであらう。斯くして全國經濟發展機構の堅固な基礎が樹立された。右は三年前に政府が全國經濟委員會を設立せる當時より有してゐた希望である」と言ひ、次いで全國經濟委員會の機構、權限等の現實に就て左記の如く述べてゐる。

- 一、全國經濟委員會は過去三年に亘り支那の内外を掩へる重大なる事態の中に在つて成長せねばならなかつた。従つて右の機構の形式が必然的に現狀に即して發展せねばならずその結果、組織及び行政上の權限に相當の彈力性を持たしめる必要の起つたことも敢て驚くに當らない。
- 二、全國經濟委員會常務委員會は政府に重職を有する人々に依て組織せられ、これ等の人は野外活動の資金を調達する責任を有すると共に彼等の主唱の下に組織的研究及び計畫を行つてゐる。
- 三、常務委員會は更に國際聯盟との技術的協力に關する提案を決定する。而して右の協力は經濟委員會が財政的に補助し又は直接行ふ事業のみに限らず、他の技術部若しくは委員會との協力であつても常務委員會を通じて必要なる準備の行はるゝ場合はこれを含むことがあるであらうし、事實現在行はれてゐる處である。

轉じて國際聯盟の側から對支技術援助に就て「本技術協力は、一九三一年締結され一九三三年引續き行はれた協定を基礎とすべきである。然しその實行方法には聯盟技術機關の組織に反せざる限り、今日の移り行く政治、經濟狀勢に應ずるために必要な彈力性を持たすべきである」と言ひ、また「技術的協力の目的は支那の國內技術事業を諸外國に於ける同様の事業と協力せしめると同時に、斯くて支那經濟的發展機構の基礎並に機能を強化するに在る」と述べてゐる。最後に本報告書と併せ讀むべきソールター報告書に就て「全國經濟委員會の招聘に應じ、支那に在つて最近

三箇月間經濟財政問題の研究を行つたサー・アーサー・ソールター(Sir Arthur Salter)は、右委員會の要請に基き支那の現在の經濟財政狀勢に關する報告を最近完成した」と記し「報告書に取扱つた題目は次の如きものである。世界不況中の支那、支那弗とその他の通貨、銀の上海流入、國際收支、貿易收支、物價の下落、通貨及び支那の内外狀勢に關聯せる通貨政策、外國資本の支那への再流入、中央政府及び諸省政府の豫算、國債、農業生産、工業化、鐵道、道路」など同報告書の目録だけを掲げ「右の報告書は經濟發展のための積極的政策の基礎となるべき豊富な資料を有してゐる」と結んでゐる。

以上觀て來たライヒマン報告書は一九三四年四月南京に於て認められたものであるが、その記するところは支那農業生産の開發に主眼點を置いた調査研究や建設工作の經過であつて、將來に互つて實施さるべき支那建設の全般からすれば、僅かにその序の口に踏み入つた程度に過ぎざる事實を記録するものでもある。此の限りに於て聯盟の對支援助の如き支那の實情調査に漸く一指を染めた程度であり、實際の建設工作も極めて貧弱な輪廓と遅々たる進度とを示すに過ぎざるものである。斯の如く事業の實績こそ貧弱であるが、併し支那經濟建設といふ題目に於て南京政府と國際聯盟との間、更にその後後に於て南京政府の實力者と英米資本家との間には緊密な提携協力の糸が結ばれたのである。全國經濟委員會の活素となつたものは、既に觸れたように全國賑災委員會から繼承したる米國の棉麥借款であつたが、此の借款は「佛國生れのウォール街名士ヂヤン・モネ氏がライヒマン博士を通じて宋子文と結ばれた結果」(註五三)に成つた。その後創設された外資誘導機關の中國建設銀公司の如きもライヒマン博士と宋子文との合作であること既に指摘したところである。

國際聯盟の對支援助に必要な協定は右のライヒマン報告書中にも記載するように總べて全國經濟委員會常務委員會を通じて行はれ、また一切の合作案に對する決定權を有するものも此の常務委員會である。而して全國經濟委員會は宋子文を中心勢力として結成されたところ、またその常務委員會も彼の實權下に構成されたところである。従つて國際聯盟の對支援助は全國經濟委員會常務委員會を通じて行はれること、即ち宋子文の手を経て行はれることになる。結局南京政府の計畫に成る支那經濟建設なるものは制度上全國經濟委員會常務委員會、人物上南京政府の實力者たる宋子文に依て實踐される仕組みであり、また之に對する國際聯盟の援助は一面設計畫に於ける技術部門に智的協力をなし、他面その計畫實踐に於ける資金部門に財的協力をなすといふ表裏二本建である。更に右の財的援助を受ける機關として全國經濟委員會とは別個に中國建設銀公司を創立し、同公司の設立には宋子文とライヒマン博士とが主動者となつて居り、これに財的援助を與へるものは勿論國際聯盟の裏面策動によるが、少くとも表面には個別的に聯盟參加の諸國や聯盟外の米國となる段組である。故に如上の表裏複雑な關係から、南京政府の支那經濟建設の實體を突詰めれば有利有望な支那の諸事業を歐米の技術と資本とに提供したに外ならないのである。

(註五二) 前出「ライヒマン報告書」(日本國際協會發行)に據る。その他前出「最新支那年鑑」(東亞同文會發行)及び「全譯國際聯盟對華技術合作報告書」(上海毎日新聞社、太平洋雜誌社發行)等を参照す。

ライヒマン報告書の概要を摘録するに當り原文は専ら右日本國際協會の譯述によつたものであるが、分類の項目は適宜挿入したものである。

(註五三) 前出「全譯國際聯盟對華技術合作報告書」譯序に據る。

## 第二款 ソールター報告書の概要 (註五四)

國際聯盟前財政部長サー・アーサー・ソールター (Sir Arthur Salter) は聯盟の對支技術援助の指命を帯び、全國經濟委員會の招聘を受け、南京政府の經濟顧問に就任したところであるが、此の報告書は一九三三年末渡支後約三ヶ月に亘る支那の財政及び經濟に關する調査研究を纏め一九三四年二月附を以て提出されたもの、前掲のライヒマン報告書と共に好箇の支那研究資料とされるものである。その内容は(一)世界不況下の支那、(二)支那の特殊性—支那の銀弗及び其他の通貨、金銀の流出、國際收支、貿易收支、物價下落、(三)政策上の諸問題—通貨並に通貨政策、外國資本の支那への再流入、豫算(中央政府、地方財政)、工業發達、鐵道、道路、(四)結論から成つてゐる。以下その概要を掲記するであらう。

### 一、世界不況下の支那

第一次世界大戰後一時盛り上つた戦後好況が一九二九年に入り一轉反動的な不況に襲はれ、茲に一九二九年以來の世界恐慌が渦巻くに至つたが、當時支那のみは獨り世界恐慌の外に立つことが出来た。「世界不況の最初の二箇年間、支那は他の諸大國と比べて、不況の影響を蒙ることが少かつたのである」。支那が世界恐慌の影響を受けるに至つたのは一九三一年末からである。即ち「支那は一九三一年から三二年に亘る冬の時季に於て、支那の標準から言へば比較的好況なる時期から、深酷なる不況の時期へと落ち込んで行つたのである」。此の支那の世界不況に對する一時的免疫性を次の如く説明してゐる。

一、支那の世界不況に對する一時的免疫性を説明するに、支那の外國貿易は、その國民經濟全體に比較しての割合が小部分にし過ぎないといふだけでは當つてゐない。イ、事實支那は世界人口の五分の一を有してゐながら、其の貿易額は一九二九年に

於ては世界貿易總額の僅かに百分の二にか過ぎないのである。即ち一人當りの輸出は米貨一弗三十四仙で、輸入は一弗六十七仙である。併し面積の大きい國と小さい國とを比較すれば、大きい國にあつては、多くの場合その對外通商が、國內通商と比較してその割合の小さいのが普通である。ロ、支那の外國貿易はその額に於てこそ他の國より小なれ、其の國民所得に比例しては大きいのである。

二、又他の説明による時は、比較的幼稚なる支那の經濟制度、支那農産物が貿易通商の商品となることなくして原産地に於て消費し盡さるゝ割合の大きさ、貧弱なる交通機關等は、國外情勢の變化が支那經濟に與へる影響を力弱く然も緩慢ならしめてゐるといふのである。然しながら、此の説明と雖も未だ不十分である。イ、過去二箇年間に於て支那の對外貿易は、他の諸國程は減退を示さなかつた。併し國際物價が支那の國內物價に影響を與へたことは、他の國々に於ける場合と比較して其の効果が薄弱で、緩慢であつたと言へ、他に此の作用を妨げる特別の要因のない限り、矢張り相當のものではあつた。ロ、實際の所一九三〇年に於ては、支那の國內物價は下落する所か却つて上昇したのであつた。ハ、併しその理由は支那の貨幣が銀であるといふ所に在る。

三、此の期間に於て支那はその國內企業並に經濟活動が通貨收縮によつて影響されることなきを得たのである。イ、これは支那の貨幣が世界の他の國と異つて、金に非ずして銀であつたためである。ロ、銀は金が商品の價格で評價されたと同程度（或は實際にはそれ以上）に金に對して下落したのであつた。その結果、支那の國內物價はその貨幣に對しては變動がなく、且つ上昇の傾向さへ示したのであつたが、然も金に對しては、國際貿易上有利な立場に置かれてゐたのであつた。ハ、海外に於ける購買力の減少は、支那の輸出を或る程度に減退せしめたが、其の減退の程度も他の國と比較する場合は少かつたのである。ニ、然も支那の國內貿易は少しも疲弊することなく、事實却つて發展を示してゐたのであつて、之がために輸出上に些少の減退は償はれたのである。ホ、此の期間に於ける銀の絶えざる下落は、その結果に於ては（銀論者の反對説にも拘らず）支那にとつて非常な利益であつたのである。

世界經濟に恐慌の煽風を捲き起したものは急激な通貨收縮と、それに由る物價慘落である。即ち「他の國々に於ける不況の最も重大なる現れは、外國貿易の減退ではなく、國內物價の下落であつた。此の下落は、金の價値の騰貴に

伴ひそして又或る程度までは之を原因として起つたのである。此の金こそ五箇年程前までは、世界の殆ど凡ゆる貨幣が結び付けられてゐたものであつた。殆ど凡ての國內經濟の眞底にまで、急激にそして徹底的に突き進んでその經濟活動を癱痺させたものは、此の『通貨收縮』であつた。普通に競争制度の下では凡ゆる企業の原動力は、利潤即ち商品價格が生産費を上廻はることの期待である。生産費が動かす、或は殆んど動かすにゐるにも拘らず、商品の價格が下落したために、經濟活動は對外貿易と殆ど關係のない様なものまでも一廣い範圍に亘つて停止せしめられたのである。銀を貨幣とする支那はかくて二箇年世界恐慌の影響から遠ざかることができた。併し支那に與へられた此の利益も一九三一年九月の英國磅貨（印度留比貨も共に）、同年十二月の日本圓貨等の金本位離脱に依て剝奪された。その後支那の貨幣相場は、支那に最も關係深い三箇國の貨幣に對して騰貴することとなつた。若し之が主たる原因でないとするならば、大部分は此の理由に基いて、二箇年前に支那は世界一般の不況の仲間入をしたのである。更に米國弗貨も亦金から離れることとなり、ここにも支那貨幣相場場の一般的騰貴の原因が造られることとなつた。それは支那の物價に新たな影響を與へるものであり、又此處から世界恐慌の波紋が支那にまで浸透するものであつた。支那に於ける不況の原因につき次の如く述べてゐる。

一、一九二九年當時の金價格を維持しつゝある貨幣の數は極く少數となつて了つた。支那の國內物價を下落せしめ、其の國內通商（同様に外國貿易をも）を阻害する作用を助けつゝあるものは、他の國に於ける場合と同じく此の通貨收縮である。

二、支那に於ける不況の第二の原因は、國の内外に亘る政治上の要因によるものである。イ、日本との滿洲に關する紛争である。之によつて支那は、通商並に財政上の損失を蒙つたのである。滿洲は、其の大なる鑛産資源及び其の他の資源の點に於て、支那の比較的未開發地中最も富んでゐる地方である。滿洲は移民によつて、比較すべくもない好適地である。同時に又滿洲は支

那の他の地方並に外國との貿易に於て、相當の輸出超過を持つてゐる、唯一の大きな地域である。ロ、一九三二年の上海、一九三三年の熱河に於ける日本との紛争が、支那の經濟狀態に與へた悪影響である。先づ老なる軍事費支出が之である。又之は信用の失墜と不安醸成の重要な原因となつた。此の結果は事實の示す如く、通貨の死蔵となり、銀の奥地よりの流出となつた。又企業並に一般商業の衰退となつたのである。ハ、此の特別のそして非常に痛烈なる苦痛は、既に國內の紛争によつて與へられてゐた苦痛の上に追加せられたのである。即ち江西省に於ける共産軍との争ひ、四川省並に西北諸省に於ける紛亂、そして（幸にも終熄したのであるが）福建省に於ける革命等を數へることが出来る。

三、度重なる傷手と、一般經濟情勢悪化の増大とは、奥地より上海への銀の流出並に海外への金銀の輸出によつて反映せられてゐると同時に、又之によつて一層悪化せしめられてゐるのである。イ、此の金銀の移動は、通商の減退、奥地に於て現金を有する者をして其の地方に投資するよりも寧ろ上海に預金せしむるに至つた不安の感情、金銀の形による資本輸出によつて決済せねばならぬ國際貸借上の支拂超過の結果である。ロ、此の不安の感情は又、政府の公債募集に當つて高利率を餘儀なくせしめることとなり、更に其の結果は、奥地への投資を目的とする資本の還流を阻止することとなつた。他の如何なる國よりも資本の發達を必要としてゐる支那が、今は資本化されてゐるのではなくして「非資本化」されつゝあるのである。新しい通商取引によつて流入して来る資本よりも、更に多額の資本が、過去の借款並に投資に對する支拂として流出してゐるのである。ハ、そして又資本が奥地に流入するのではなく、其の反對に生産消費の極く僅かの差額によつて作り出された限りある奥地の資本が、生産とは無關係にたゞ資本の安全を求めるために海港地へ流れ込んで來てゐるのである。其の結果、新しき發展は全く萎縮してしまつたのである。ニ、然も其の上に、國外に輸出せられる資本は銀を以てなざるゝがために通貨は減少しつゝある。ホ、通貨收縮の第一様相、即ち物價は更に下落せしめられ、地代と租税の負擔は眞に増加せしめられつゝある。

かくて「支那が現在の不況に落込んだ原因は、通貨の變動と過去二ヶ年半の政治上の出來事との二種類の原因の結果」となるのである。一九三一年から三二年に亘る冬を轉換期として深刻なる不況の時期へと落ち込んで行つた支那の經濟活動のうちに「一の特例がある。即ち、小規模の輕工業の發達である」。此の種輕工業の發達から一般的な支那

の工業化につき次の如く觀てゐる。

一、發達したる小規模輕工業の種類は廣汎である。即ち鉛管製作、金屬製品、電氣無線電話機器、家具、其他非常に多くのものに亘つてゐる。これ等の生産品の大部分は、その製作に當つて、多く技術上の熟練を必要とし、機器は極く簡単な設備で済むのである。時には、外國資本が借款の形ではなく、之等の事業そのものに支那資本の一部として参加してゐる場合がある。國の内外に亘つての各種の障礙にも拘らず、此の方面に於ける發達は、不況の最中にも尙ほ進展を續けてゐる。之は相當將來に期待をつなぎ得る發達である。之によつて、最も必要とせらるる農村地方の所得を増加することが出來、延いては國際收支改善に資することとなり。更に之は、近い將來に支那が達成し得べき最も實現性のあり、然も最も利益のある工業化の方向に對して、一の有力な暗示を與へてゐるものである。

二、過去二十五年度の支那の記録を調べた時、次の結論を否定することは不可能である。即ち、年々の景氣の上下はあつたとしても、又二三の期待すべき經濟發達はあつたとしても、過去二十五年度の經濟上の大勢は下向であつた。その上に相繼いで起つた災禍は、支那の經濟制度からその力を抜いてしまつたのである。株を買つた商人は、先づ之等の株の下落に遭遇し、今はたゞ更に下落するのを待つてゐるのである。従つて彼等は新に株に投資することを全く止めて、何時如何なる相場で現に所有してゐる株が賣却出来るかと判明するのを待つてゐるのである。

三、幾多の現象に關する統計的資料や、様々の視察者の述べる所をつなぎ合はして組立てられた現實一般情勢を、上海や南京だけに居て理解することは容易なことではない。此の二大都市に於ては、其の生活の中に、外部の急迫しつゝある不幸が殆ど反映されてゐないからである。上海の景氣は一部は上海の有する富のためであり、一部は奥地の不幸のためである。増大して行く不安は、奥地に於て富と名の附くものゝ大部分を、安定の度の多い上海へと追ひ出してしまつたのである。過去二、三年といふもの、上海は減少の一路を辿る支那の總生産額の、益々大きな部分を占める様になりつゝあるのである。總生産額の減少が、上海の生産額の増加する比例によつても補はれなくなり、従つて上海の景氣が衰退する時が、何時かは來なければならぬ。そして事實、その時が今來りつゝあるのである。併し上海の損失は、支那全體の損失よりも遅れて現れるのである。支那が他の諸國よりも不況に襲はるゝことが二年だけ遅かつたといふことが事實ならば、同様に、上海が他の相當重要なる金融商

梁上の中心地よりも、不況に襲はるゝことが、四箇年遅れたといふのも事實である。南京も亦同様である。

四、此の陰鬱な最近の衰退の有様と雖も勿論、更に根本的な支那經濟發達の可能性を十分に見透して、又現在經濟再建計畫に注ぎつゝある一層の努力を考慮に入れて考へなければならぬ。最も肥沃なる河川の流域に支那の人口は集密してゐるのであるが併し尙ほ廣大なる未開拓地が存在してゐる。鐵道建設が行はれ、然も其の地方に相當の秩序が保たれ、鐵道經營が相當に行はれた場合には、その結果は何時も、更に將來、交通機關の缺けた地方に鐵道が延長せられた場合、如何なる發達をその地方に齎すかを示してゐる。支那人の勤勉、傳統的なる熟練、辛うじて生命を支へ得る状態の下に於ても（耐へ得る限りは）尙且つ勞働し得る能力等に其の天然資源を加へたものこそ、支那が嘗て達成し得たより以上に、十分に大きな國富を築き上げ得る基礎となるものである。

五、昔から支那研究者の云つてゐる様に、若し支那が生産事業への投資を誘ふに必要な基礎條件をさへ確定し得れば、大規模の經濟發達の可能性があると云ふことは、目下の難局にも拘らず眞理である。然も、其の經濟的發達の出發點が非常に低いのであるから、尙ほ更可能性が多いわけである。恐らく支那に於ては、他の如何なる國に於けるよりも、資本が生産的並に有効に使用せらるゝ可能性が遙に多いのである。現在に於ける非常の難局にも拘らず、十分なる考慮に基く再建設に對して起りつゝある新しい國民の氣持、並に其の努力の將來こそは無視さるべきものでない。多くの地方は、過去數年間此の再建設に非常な努力を盡してゐる。

支那が現に直面する「これ等の困難と雖も、決して再建設計畫の實行を不可能とはしてゐない。反對にかかる困難があればこそ、再建設の必要並に多くの場合に於て其の實現の可能性が、共に強められてゐるのである」として「一、世界不況下の支那」の記述を結んでゐる。

### 二、支那の特殊性

支那の財政及び經濟に於ける特殊の問題を吟味し、更にこれ等の問題解決に必要な政策上の實際方法に就て考察

したものの本項の「支那の特殊性」であるが、その内容は（甲）支那の銀弗及び其他の通貨、（乙）金銀の流出、（丙）國際收支、（丁）貿易收支、（戊）物價下落に細別されてゐる。

#### 甲、支那の銀弗及び其他の通貨

- 一、世界不況の始まつた一九二九年より一九三一年八月に至る間、國內の事業並に經濟活動は相當の好景氣を味つたのである。然しながら國內物價の騰貴と世界物價の下落とを合せても尙ほ支那の金貨幣に對する下落よりは、其の度合が少かつたのである。従つて支那の輸出物價は他の國と比較して競争上有利な地位に在つたのである。
- 二、一九三一年九月の英貨の金本位離脱以後、印度貨、日本貨更に米國貨の相踵ぐ金本位離脱から、一九三三年末には之等四箇國の貨幣に對する支那の價値の騰貴となつた。貿易並に其の他の指數によれば、一九三二年に始まつた支那の不況は、一九三三年に至つて一層悪化したのである。
- 三、支那の相場騰落と、支那經濟界が相當の好景氣の後に、悪化して行く不況に襲はれたこととの間には、非常に密接な關係がある。そして、他の國の貨幣に對する支那の價値の變化が、此の景氣の變動の重要な要素をなしてゐることは疑もないのである。

#### 乙、金銀の流出

- 一、支那の通貨の問題は、國內物價の下落に重要な關係がある。上海の銀行に可成の銀が吸収せられた結果、通貨としての銀の缺乏が次第に増加したのであつた。此の通貨の缺乏は法規に従ふ、六割の現金準備を以て紙幣を發行することに依て補はれたのであるが、それは小部分にしか過ぎなかつた。
- 二、上海へ銀が集中した主要の原因は今迄の所、明かに奥地の商業並に信用の状態から起つて來てゐるのである。イ、取引の減退、物價の下落は如何にして起らうとも、その結果は通貨の需要を減退せしめるのである。ロ、借手の信用不足に基く融資の制限、商人の破綻、事業縮小も亦同様の結果を齎すのである。ハ、農村地方から收入を得てゐる者は、假令それが地代から收入を得てゐる地主であらうと、又租税から俸給を得てゐる官吏であらうと、又其の他の者でも凡ての者が不安の觀念に驅ら九

て、地方に投資する危険を冒すよりは、上海の銀行に預金する方が安全だと思はせるに至つた。ニ、そして又此の同じ理由によつて、新規の投資は停止されてしまつた。ホ、之に關して他の國內的原因も亦、相當重要なものである。政府がその借入金に對して支拂ふ金利が高率であると言ふことは（一割にも達してゐる）奥地に資金を留らしめ、又奥地に資金を誘ふには非常に高い利率を必要とするに至らしめたのである。普通の生産並に事業では到底支拂ひ得ない高利率となつたのである。

三、國際收支上の支拂超過は、種類を異にした原因に依るものである。之は銀の大入超過から少額なりとも出超過に變ぜしめた原因である。又之は國內の銀移動にも、現在の所では限られた範圍ではあるが或る影響を與へてゐる。

イ、外國銀行に引取られた銀は直ちに外國の貨幣と換へられる可能性が生じるのである。1.従つてこれ等の外國銀行に於ける銀貯藏高の増加額中の或る部分は（總額の中には確に安全性を求めたための單なる預金もある）、輸入に對する支拂となり得るものである。2.此の目的のために外國銀行に移された銀は、海外へ輸出されることを暗示してゐる。3.そしてこれ等の銀は通貨として、或は通貨の準備として既に輸出されたも同様である。

ロ、支那銀行に貯藏された銀は、外國爲替の標準とはならず、従つて又輸入に對する支拂手段ともならない。1.従つて此の支那銀行に於ける銀貯藏高の増加は、前述の支那の國內的事情を反映してゐるが、國際收支上の支拂超過を反映してはゐない。2.銀の輸出は上海に於ける支那銀行への銀の集中よりも更に重大である。支那銀行に於ける銀の預金は、少くとも其の一部は紙幣發行の準備となり得られるし、又信用の恢復し次第何等かの形で、之等の資金は還流し得るからである。

四、銀の輸出は支那に於ては極く最近の現象である。一九三二年まで支那は通常銀の大輸入國である。イ、一五三二年に於て世界大戰中の特殊な時期以來、初めて此の入超の傾向が逆轉した。ロ、銀の輸出は現在のところ勿論非常に小規模であり、然も此の輸出の直接の原因は大抵の場合米國に於ける銀政策に對する期待によつて、銀の對外相場が投機的に高まつたがためであつた。ハ、それだけでは少しも驚異でもなければ杞憂でもない。重大なのは在來からの多額の銀の輸入が止まつたといふことである。そして更に此の期間に於て多額の金の輸出が行はれたのであつた。此の事は將來銀の輸出の増加することを恐らく暗示するものであらう。

五、國際收支上の支拂超過は、それと同額だけの金銀の出超を必要とする。イ、現在の所支那は銀の大輸入が止まつて、少額な

がら銀の輸出を行つてゐる。ロ、併し若し金がなかつたならば、現實に輸出された金と同額だけの銀が、更に支那から流出したことになるのである。ハ、金のある限り、銀の流出はそれだけ助けられるであらう。併し金がなくなれば銀の流出は必然である。

### 丙、國際收支

一、將來の銀の流出を知るには、先づ支那の國際收支を見なければならぬ。支那は通常貿易上の入超國である。然しながら此の入超は貿易外收入（海外よりの送金、支那に於ける外國人の消費）及び外資の輸入に依り、十分に償はれて餘りがある。従つて此の國際收支上の受取超過は金銀の、殊に銀の輸入超過となつて現れたのである。

二、此の趨勢は現在に至つて一變した。貿易上の入超が増加すると共に、他方に於て海外よりの送金が著しく減少した。其の上

に海外よりの資金の流入も、過去の投資、借款に對する支拂に比較して少額となつたであらう。三、従つて金銀の流出は更に續くであらう。銀の國外流出による通貨の減少は凡ての取引の障礙となり、又物價下落に拍車をかけることとならう。イ、又その結果は不便なる物々交換を餘儀なくせしめ、ロ、更に地方の不換紙幣増發を促し、ハ、そして紙幣價值の變動は不斷に行はれ、紙幣價值は益々下落するに至るであらう。

四、現在の所決して多額の紙幣が流通されてゐないといふ事實によつて見ても、上海に於ける支那銀行への銀の集中は、支那に於ける經濟活動の減少並に物價低落の原因ではなくして、寧ろその結果であるといふことが解かる。

五、金銀の流出は、國際收支上の支拂超過の結果である。此の最も大きな原因は貿易上の入超である。

六、銀の流出に基く通貨の不足は、物價の下落と一般に關聯してゐる。そして物價の下落こそ、不況時に於ける經濟活動を癱痺させる最も重要な原因なのである。

### 丁、貿易收支

一、支那の重要輸入品は（イ）米、小麥、小麥粉、砂糖、魚類その他、（ロ）煙草、油脂類、（ハ）木材、石炭、紙、パルプ、金屬及び鐵、棉花、（ニ）綿製品、綿絲、綿織絲、羊毛、毛織物、（ホ）金屬製品、機械、器具、船車の五つの種別である。支那に於て

は、常に輸出よりも輸入の方が多いためである。決済を必要とする入超の増加は、最近益々重大となつてゐる。世界に於て農業人口の割合が最も多い國に屬する支那に於て、尙國內に於て必要とする米や麥を生産し得ず、又比較的小さな紡績業に必要な棉花を作り得ないといふことは變に見えてゐるであらう。

イ、食料品（米、小麥、小麥粉、砂糖、魚類その他）の輸入 一九三三年に支那は輸入總額の四分の一に達する食料品を海外から輸入してゐる。生産地と消費地との間の交通が、非常に長距離で速力が遅く、然も費用のかゝる場合、最も費用の安い海上の運送によつて、海外から或る程度の食料品を購入する方が、經濟的には優れてゐるのである。併し食料品の輸入額が減少することは確かに非常に重要なことである。

ロ、煙草、油脂類の輸入

ハ、原料品（木材、石炭、紙、パルプ、金屬及び鐵、棉花）の輸入 何等の加工をも經てゐないこれ等原料品のうち、最も注目すべきものは棉花である。その輸入額は一億元を超えてゐる。此の輸入額に米と麥との輸入額を加へる時は、支那の輸出總額の三分の二に當るのである。1.棉花 何時かは支那は棉花の標準的品位と其の信頼し得る品質とを確實にする検査、格付の問題ではなく、交通機關の改善並に棉花の標準的品位と其の信頼し得る品質とを確實にする検査、格付の問題でもある。支那は將來とも長い間、多量の棉花を輸入しなければならぬものと見ることが出来る。2.石炭 北支那の炭礦が開發されれば石炭の輸入は減少するに至るであらう。之は主として鐵道の問題によつて解決されるのである。3.木材及び紙 支那は結局に於ては、木材と紙の自給自足に達すべきである。併し此の問題は、農民の一般の經濟状態と密接に結び付いてゐるのである。支那の農民は何等他に燃料を持たないために、山腹をくまなく採して何んな木の端切れでも燃料として持ち去るのである。こんな状態では、植林などといふことは殆ど實行出来ない。他の國々と比較すれば支那は木の無い國である。

ニ、綿製品、綿絲、綿織絲、羊毛、毛織物の輸入 關稅の引上の結果と、支那が國內で生産し得るに至つた量の増加してゐることを反映して輸入の大減少を來たした。殊に綿製品に就てさうである。

ホ、金屬製品、機械、器具、船車の輸入 此の輸入品は工業化の程度の高い國々から支那が輸入する最も顯著な商品である。

1.これ等の輸入品に就て著しい事實は其の額が非常に小さい事である。2.支那が發達するに伴つて、これ等五つの種別の間

の重要さの割合は、著しく變化するものと見られるであらう。3.最初の四つの種別の重要さは減じ、最後のものゝ重要性が非常に増大するに至るであらう。

二、支那の重要輸出品は（イ）生糸、絹類、（ロ）織物類（絹を除く）、（ハ）動物及び同製品、（ニ）家禽及び卵、（ホ）油脂類、（ヘ）茶（ト）穀類、（チ）棉花、（リ）皮革、（ヌ）金屬鑛、金屬製品、（ル）種子、（ヲ）石炭、（ワ）煙草（紙巻）である。イ、支那の重要輸出品の生産販賣に關しては、大きな缺陷がある。それがために他の國との競争の際に、支那は不利な立場に置かれるのである。例へば或る場合（生糸、茶）に於ては品質が揃つてゐないことが、非常に不利な條件となつてゐる。即ち之は品質の格付、検査並に販賣等に關する機關を持たない限り除き得ないものである。ロ、金屬の輸出は稍々將來増加する見込みのあることを示してゐる。ハ、支那輸出品中に於て最重要なるものゝ一である家禽及び卵はその飼育に十分なる注意が拂はれるならば、相當發達する可能性があるであらう。ニ、簡易な工場も亦十分なる發達の可能性を持つてゐる。

三、現在の貿易收支に比較して、支那の一般經濟に相應しい様な、貿易の健全なる收支状態を考へて見ることは面白からう。健全なる收支状態に於ては絹類、茶、國內消費額以上に生産されたる金屬類、特殊の工業生産品等の輸出が増大するであらう。そして輸入の方面に於ては、工業化の發達せる國々よりの特殊の生産品（生産設備、自動車、電氣機械等）の輸入が増加し、食料品は少額だけ輸入され、綿製品は國內消費が非常に増加するにも拘らず、輸入額はそれに比例して増加しないであらう。四、支那は將來急速に發達する國であるから、輸入超過が續くであらう。そして此の入超額の決済は、支那人の海外よりの送金及び海外よりの投資によつて行はれるであらう。

### 戊、物價下落

一、一九三二年は殆んど他の凡ての經濟活動の標準と同じ様に、物價指數に於ても轉換期をなしてゐる様である。併し食料品の物價だけは、世界に於ける食料品の生産過剩と、支那が食料品の輸入國であるといふ關係からして、他の諸物價が騰貴しつつあつた一九三二年に既に下落を示してゐた。

二、此の物價變動は、階級の相違によつて、非常に異つた影響を與へてゐるのである。イ、小作人が其の地代を作物で支拂ひ、そして常にさうであるとは限らないが、凡ての租稅を地主が負擔する場合には、小作人の受ける影響は非常に少ない。小作人



の消費量は、其の家族の分をも含めて、恐らく其の生産額の半分である。ロ、地主が租税を支拂ふ場合、小作人は、其の作物の一定額を、即ち其の家族消費量を除いた残額の五分の四（即ち彼の總生産額の五分の二）程を、地代として支拂ふ。かゝる場合には、小作人の生活が價格に影響せらるゝ部分は、彼の生産額の十分の一にしか當らないのである。そして其の影響が感ぜられる場合は、小作人が買はうとする物の價格よりも、作物の價格が下落した場合である。ハ、自作の場合は、其の租税を現金で支拂はなければならぬため、勿論其の影響は遙かに大きいのである。即ち其の作物の半額は影響され、其の結果生活水準は三分の一だけ低落するのである。併し之によつて自作農の生活が、小作人より低下したといふことにはならないが、彼等が従來持つてゐた小作人に對する優越性がなくなつたのである。ニ、食料品を購入するために、生産物を賣らなければならぬ農民、即ち養蠶業（桑、繭等）並に茶栽培に關係する農民は、更に之れ以上に影響されてゐる。彼等の生活水準は半分以上低下したのである。ホ、工業生産に従事する者は、更に之れ以上の影響を受けてゐるであらう。物價が生産費以下に低落したために、工業は癱痺せしめられ、多くの倒産者を續出し、勞働者は貧窮に陥られたのである。

右の「二、支那の特殊性」に於て述べられるところは「支那の現在の經濟狀態より生じた主要なる問題であり、政府の十分に考慮せる政策を以てしても直接に如何ともし難い問題である。」次ぐ「三、政策上の諸問題」に於ては、「政府が良かれ悪かれ、十分に仕事を爲し、又爲し得られる範圍の問題に就て」論じられてゐる。その内容は（甲）通貨並に通貨政策、（乙）外國資本の支那への再流入、（丙）豫算（中央政府、地方財政）、（丁）工業發達、（戊）鐵道、（己）道路に細別される。

#### 甲、通貨並に通貨政策

- 一、支那は現在、對外問題に關聯して二の重大なる通貨問題に悩まされてゐる。即ち外國の貨幣價值に對して、支那の銀貨が騰貴したこと、並に銀が奧地から國外へ流出してゐることの二である。
- 二、第一の通貨收縮、即ち外國貨幣に對する支那の騰貴に關する方策、第二の通貨收縮、即ち國際收支の支拂超過による奧地

よりの銀の流出に關する方策を述べれば次の如くである。イ、銀貨の平價切下げは、支那の現状に對し非常な危険がある。支那人は、金屬を―金屬を標準とした通貨ではなく―彼等の商取引の媒介物と考へてゐる。法定の紙幣が支那人の間に通用し得る唯一の道は、之等の紙幣が何時でも直ちに、金屬の豫定せられた一定量と交換され得ると言ふことである。漸く最近に至つて兩が廢止せられ、弗が唯一の法定標準貨幣として認められ出したのである。ロ、究極の解決策は金本位の採用であるかも知れない。之は勿論根本的な變化であり、その困難は非常に大きいであらう。此の問題は、ケンメラ博士によつて詳しく調査された。斯の如き變革は、非常に困難が大きいのであらう。例へば、支那に於ける政治的統制力が地方によつて異なるために、問題が複雑となるであらうし、又金準備を如何にして作り上げるかの問題もある。ハ、何等の對外的變化も、亦事件も起らないならば、支那の通貨收縮は、國內の物價下落によつて輸出増進、輸入防遏となり、その結果ひとりてに解決するであらうと正統派經濟理論は説明してゐる。併し現在の世界情勢を以てすれば、輸出の増進は非常に遅々たるものであり、其の大ききにも限度があらう。支那の輸入の減退は多くの地方に於て生活必需品の缺乏となつて現はれよう。そして更に物價下落が激しくなれば、既に痛められた支那の經濟制度が、その上に打撃を受けることゝならう。二、贅澤品輸入を禁止し、或はそれに近い高率の關稅を設けるといふ明瞭な解決策も支那の輸入品の性質及び密輸入の場合を考へれば、大した効果を期待し得ない。小麥米、棉花の輸入は減少せしめ得られるであらう。併しこれ等は必要不可欠の貨物である。最も輸入を防遏したい高價なる「贅澤品」は、最も密輸入し易く然も儲かる商品である。ホ、銀輸出禁止も亦、實行不可能である。銀の密輸出が金（一九三〇年輸出禁止）よりも甚だしく困難にして、然も利益が少いといふことは事實である。併し銀の輸出禁止が眞に効果があるかどうかは疑はしいであらう。ヘ、英國並に米國に於ける爲替平衡資金は、支那に於ても、弗貨の騰貴を防ぐために平衡資金を設けることを、或る人達に思ひ付かせたのである。爲替平衡資金の目的は銀の自然の輸出を防ぐために、銀の價格を引下げ目的を以て銀の人為的輸出を行ふことである。併し究極に於て、銀の輸出を人為的に増すと云ふ事のみが行はれて、其の目的である銀の輸出を減少せしめるといふ事は其の効果が擧るかどうか、確實でないかと考へられる。故に、斯の如き資金は恐らく、銀の輸出禁止と同じく、現在の弊害を助長することゝなり、之を除去することゝはならないであらう。ト、銀貨に對して代用することは、現在の通貨問題の解決策ではなく、寧ろそれより起り得べき非常に悲惨なる結果として考へらるべきものである。

支那に於ては、兎も角價格が維持せられ、流通の行はれ得る紙幣の發行せらるゝことは不可能であらう。銀幣及び銀幣に基く所の兌換可能の紙幣こそは、支那經濟生活の統一と安定との最も重要な要素の一である。現在の國民的通貨を廢止して、新しい必要の起る度に、又政府權力の強さの變る毎に、價值動搖する紙幣を採用することは、實際のない混亂に陥れるものであらう。チ、長い將來の後には、支那の國際收支は、自國に於ける主要生産物と同種のものゝ輸入を減少し、茶及び生糸の如き主要生産物の輸出を増大することによつて、もつと健全なるものとなるに違ひない。併し國際收支の十分なる改善は、最善の場合に於ても、尙且つ遅々として長期に亘る解決策でしかあり得ない。之からして近い將來に結果を期待することは殆ど出来なないであらう。

三、上に述べた各種の方策に含まれてゐる大きな危険と擾亂とを惹起すことなしに、國際收支上の支拂超過による銀の輸出を救濟し得る唯一の、比較的急速なる解決策は、支那に於ける生産的事業開發のために巨額なる外國資本を誘ふことである。イ、之は外國資本が支那に於て消費される金錢の形で流入して來るのであつて、其の結果金銀の流出が直接に減少するに至るであらうといふ點に注意すべきである。ロ、外國の商品を信用で購買すること、又は海外商品を購入することを投資の條件とし、この新規の外國よりの資本を以て商品を購入することは、假令他に有利な點があるとしても、かゝる結果を齎すことゝはならないであらう。ハ、支那に於て消費される外國貨幣は、當然支那幣と交換されなければならない。その結果は、一時的には外國貨幣に對する支那幣の交換價値を、此の事の起らない場合に比較して稍々高めることゝならう。ニ、従つて此の交換の起る時に於ては、貨幣價値騰貴の趨勢を稍々助長せしむることゝならう。併し此の影響は、其の規模に於ても制限があり、時間的にも一時的のものであるに過ぎないであらう。ホ、新規の外國資本が、支那に於て消費さるゝ目的を以て流入する場合、國際收支の上から（又支那の開發の必要の上から）見て、全體として其の効果が非常に大きいといふことには疑もない。

乙、外國資本の支那への再流入

一、説明を必要としない最も主要な條件は、政治上の安定と秩序とが相當の程度に保たれることである。若し之が出来たとして其の上で次に種々の方策を考へて見よう。イ、政府から政府への借款 歐洲大戰以後、一九三二年の第一回小麥借款、並に一九三三年に米國復興金融會社を通じて行はれた棉麥借款に至る迄は、此の種の借款は殆ど行はれなかつた。現在の所問題は棉

麥借款の金額を支那が受取ることが出来、且つ之を利用し得るか否かと問題であつて、更に此の種の借款をなし得るや否やは問題ではない。ロ、公募による政府借款 國際市場に於て支那政府が借り得る能力は三つの條件にかゝつてゐる。1.現在の負債及び過去の負債の未償還額を如何に處理するかにかゝつてゐる。2.支那政府の財政上の信用程度、豫算の状態並に歳入と歳出が均衡する將來の見込。3.特定の擔保として十分に重い負擔を負はせ得る適當なる収入の存立すること。第一級の擔保である關稅收入は、現在の所既に多くの負擔のために餘裕が殆んどない。鹽稅及び統稅は國內の情勢及びその徵稅の具合に依存してゐるので、此處數年間は外國よりの投資の特定の好適の擔保物となる事はあり得ない。ハ、個人的に海外より小さな借款をなし得る可能性はある。即ち條件のいゝ貸貨權に基く土地開發、支那人と外國人との合辦による公益事業並に私的事業の場合である。併し重要なものは、次の範圍に屬するものと考へられる。1.鐵道 その發達は確かに有望である。2.支那資本との共同投資 外國人の支那企業への参加に關する法律が、其の發達を妨げないならば、支那の現狀に對して恐らく最も適宜にして有利なる形で、外資が流入するに至るであらう。

二、支那資本と共同投資の形で私的事業へ投資されることは一の新しい發達であり、今特に注目を要するものだと私は考へる。イ、支那に於ける純粹なる外國企業に外資を投ずることは、確かに明に危険である。凡ての經濟上の危険が、たゞ借手のみによつて負擔せらるゝ種類の事業への投資も亦特殊の危険がある。ロ、更に又、或る限度を越えた一定利率の貸附も株式への投資に比較すれば、投資方法としては不満足である。經濟事情の變化に自動的に調節してゆかないからである。ハ、國內的並に國際的の見地から見て、最善の方法は、國內資本及び外國資本の投資條件（投資額の割合が同じである必要はない）が平等なる、共同投資であるといふことに將來はなるであらう。ニ、將來益々外國投資家は彼等に對する最善の保證は、支那投資家との密接なる共同投資、並に其の事業を經營する者の信用及び其の事業の前途の見込に、存在するものであることを認めるに至るであらう。即ちこれ等支那投資家の資本は、彼等の資本と結び付けられてゐるのである。然も支那資本家は其の責任の大部分を負擔してゐるのである。ホ、鐵道が建設せられた當時には、支那資本が十分に之に参加することは不可能であつたし、又之等の資本を投資せしむる機關も備つてゐなかつた。鐵道は對外保證によつて追加せられた借款によつて經營せられてゐた。其の結果は最近に至つて、不満足な状態に在る。併し現在では支那の銀行制度も、可成の發達を遂げてゐる。若し此の發達が

更に繼續され外國資本との共同を可能ならしめる様になれば支那資本は外國資本と共同して、支那經濟の發達に可成り有力な役割を果し得るに至るであらう。

丙、豫 算

一、中央政府 支那政府現在の財政状態は、次の様に極く大づかみに述べる事が出来やう。歳入の部にあつては、關稅收入は總額の三分の二を占めてゐる。統稅は約五分の一、鹽稅（地方收入分及び拂戻分を差引いて）は十分の一強であり、其の他の諸收入である。歳出の部では、軍事費は總額の半を占めてゐる。借款及び賠償金の支拂が約三分の一である。一般行政費（地方省政府への補助金を除く）は五千萬元、即ち總額の十分の一にしか過ぎないのである。全豫算額（帳簿上の項目及び振替勘定を除けば）は、五億乃至六億元といふ非常に少額である。現在の赤字は、月々に變化するので正確に測定は出来ないが（未償還債務を除いて）一年約一億元餘の見當である。併し此の赤字の實際上の影響は、歳出膨脹によつて増加されつゝある。イ、償還債務を除いて一年約一億元餘の見當である。併し此の赤字の實際上の影響は、歳出膨脹によつて増加されつゝある。イ、支那の豫算を考ふる場合には、第一に、財政部の歳入・歳出報告を基礎とすべきである。併し之等の歳入歳出報告だけでは、非常に不完全な中央政府の財政状態しか知ることが出来ない。其の主なる理由は、中央政府並に其の各種の機關の收入、支出に關する極く一部分しか、此の計算の中には表はれて來ないからである。鐵道、通信（郵便、電信等）に關する如く大きな收入支出を取扱ふ官廳は獨立の機關として經營せられ、財政部の計算から除外されてゐる。ロ、一九三三年六月に終る會計年度に於ては、負債の償却資金を差引した後の收入不足を借入金によつて補つてゐる。新に六分利付の公債が發行せられ、銀行は此の公債の市場價額で之を引受けた。此の公債の市場價格は額面の六割であるから、其の利廻は一割である。1. 借換によつて、償還の期限は延されてゐるが、支那の公債は、非常に償還が速いのである。2. そして毎年の償還額は非常に大きいのである。3. 歳入は實際の歳出よりも少いので現在の所では舊債は、新規の借入金によつて償還されてゐる。4. 従つて舊債は、更に公債の額を増加することによつて償還されてゐるのである。即ち六分利付の公債を或る一定額だけ償還するためには、同利率の公債を遙かに多額に發行しなければならぬ。5. 之に加へて債務不履行に基く債務の増加のあることを認めなければならぬ。6. 斯の如く支那は年々の赤字と、それに加へて支拂不能に陥つた未償還借款が残つてゐる。併し負債總額は之と同様に増加してゐない。一年四千萬元に達する國匪賠償金は年々元金を償却してゐる。更に外國貨幣の金價格に對する下落は金による支拂

から見る時、その負擔を軽減した事になつてゐる。ハ、租稅を大きく分類すれば、中央政府の收入となるものは、海關稅、鹽稅の一部（他の部分は地方收入となり或は拂戻される）、統稅と呼べる、諸稅（麥粉、卷煙草、綿絲、繭寸、セメント、煙草、酒類）である。二、中央財政の大きな部分が軍事費に支出されてゐることは、一部は支那が貧しい國であるといふことにより、一部は政府が單一でなく地方的であるといふことにより、一部は行政組織が完備してゐないことにより、一部は中央政府の權力が地方政府に對し制限されてゐるといふことによるのである。此の軍事費には財政部の計算に表はれてゐない支出が他にも在る。又支那を全體として見るならば、地方省政府（之も亦一部分しか發表されてゐない）の國防上の支出、即ち大部分は地方軍隊維持の費用となる所の支出を考慮しなければならぬ。

二、地方財政 地方政府の收入となるものは、地租（及び其の附加稅）の一部、各種の免許、認可に關する收入、營業稅、船舶稅等である。これ等の租稅による收入は、主として省行政費、軍事、警察費（之は大きな支出であつて、事實上多くの場合、地方軍團或は數個の軍團の費用である）、道路費、教育費、公共事業費（衛生、給水等）及び地方官業の赤字補填に消費されるのである。イ、地方行政及び財政の規模と性質とは（公表されてゐる會計によれば）、其の概略を、幾つかの數字で示すことが出来る。1. 人口約二億五千萬、即ち支那全人口の半以上を占める八省の歳入合計は約一億五千萬元であつて、其の内二割は借入金である。2. 借入金を除いた歳入の中では、地租（及び附加稅）が三分の一から半分を占め、省稅が十二分の一、鹽稅並に他の諸稅が其の部分の大部分を占めてゐるのである。3. 歳出の部に於ては、國防及び公安が五分の一で、公債に對する支出が六分の一である。教育、再建設事業、交通、通信、一般行政費が其の殘部を以て賄はれてゐる。ロ、地方稅の特色とも見られるのは、中央政府の主要なる財源（關稅、鹽稅、統稅）と比較して、地租徵收が困難にして浪費の多いことである。ハ、地方稅はこれ等地方政府によつて課せられるものを以て盡きるのではない。縣稅として課せらるゝ負擔も亦、省稅と多くの場合は同程度に、また或る場合はそれ以上に大きいのである。

三、財政状態の改善 豫算並に財政の將來は、支那の經濟發達全般の見透しと同様に、軍事費負擔が充分に軽減し得るや否やに依存してゐることは明である。地方に於ける内訌が止み、地方の徒黨間の關係が好くなり、中央政府の權力が増大して支那の統一と委任政治の問題が共に解決され、軍事費支出が軽減されるならば、財政上の問題は決して解決不可能ではない。之によ

つて豫算の赤字が減少するばかりでなく、内債の價格は騰貴し、従つて現在財政上最大の缺點である所の、資金を得るに要する經費も軽減されることとならう。イ、經濟狀態が幾分改善されれば、残りの赤字を取除き、現在支拂不能に陥つてゐる借款に適當の手段を講じ得る程度の歳入増加も得らるゝであらう。1. 支那政府の借款には(一)或る程度の支拂の行かれつゝある外債—英獨借款、善後借款、棉麥借款、英佛借款、湖廣借款、クリスプ借款、(二)支拂の行はれつゝある内債、(三)團匪賠償金(四)支拂不能の外債、(五)支拂不能の内債、(六)鐵道借款等であるが、此のうち團匪賠償金は、支那政府の新債募集に對する最有力の擔保である關稅收入に、非常に大きな負擔を課してゐるので重要であるが、それ以外の點に於ては、此の賠償金の用途を考慮すれば、之は支那に對して重要な負擔を課してゐるものと云ふことは出來ない。無確實擔保外債は多くの問題視せらるゝ借款を含んでゐる。之と鐵道借款とは、多額の支拂不能額を示してゐる。これ等の借款は、その額面金額に於て償還せらるゝ望はなく、支那の信用回復を傷付けない程度の解決策は、恐らく借款を相當に切捨てることによつて作り出されるであらう。2. 此の負擔は、現在の中央政府の財源と比較すれば過重である。併し人口及び將來の財源から見れば、小さなものである。海關の金單位に基く關稅支拂は、借款支拂を非常に助けてゐる。銀價が金に對して下落した一九三〇年及び三一年には、之がために國內債の負擔を軽くしたのである。そして其の後は、金本位を離脱した國に對する支拂に對して、充分の餘剰を生じてゐたのである。併しながら、その効果は關稅引上げと丁度同じである。特定の稅率引上げによつて、又價值の下落せる外國貨幣及び金の下落に對して、關稅が金單位である當然の結果として現れた一九三三年の關稅引上の影響は、輸入總額を減少せしめ、密輸入を増加せしめる事となつたのである。ロ、農業の發達は支那發達の基礎であり、支那の經濟政策中最も重要な問題である。支那經濟政策の一般並に國際收支、工業發達に關しての各種の問題が此の事を説明してゐるであらう。農業生産の増大は農民の生活改善に最も必要であるばかりでなく工業發達の不可缺の條件でもある。生産技術の改善、優良種子撰擇、肥料使用量の増進、病害の豫防、販賣の組織化、農村金融の設定、協同組合の發達、未開拓地の開墾、租稅制度の改革、農村工業の發達、灌溉、堰堤増設工事等が重要な方策である。農業生産に關して最も注意すべきであると考えた四つの點は次の如くである。1. 農産物の増加は絶對必要であるが、農業を高度に機械化することは支那には適しない(未開拓にして人口稀薄の土地が徐々に開墾せらるゝ場合を除いて)。其の理由は農業の機械化は一人當りの生産額を増加するが、一單位の土地の生産高

を増加しないからである。小さな耕地に區分された、人口稠密の地方では、之を經濟的に適用することが出來ない。支那の問題は、集約的耕作の問題である。2. 農村金融制度の改善が非常に大事である。併し資金を有効に使用し得るものは、其の資金を生産的に使用し得る者、及び經濟上安全な地位にある者のみである。故に眞の問題は、農民をして資金を借り得る様な資格を得せしむることである。自分の意見では、政府の方針は農民の租稅負擔を軽減するなり、生産力増加に就いて援助を與ふるなり、又彼等に協同組合を組織せしむるなり、何れにしても、此の方向に主として向けらるべきであると思ふ。之が成し遂げられれば資金の實際の供給は、政府の金融機關よりも寧ろ一般銀行業の擴張によつてなされるのが正常である。3. 農業専門家の報告によれば、政府による各種の生産増加の方策中、優良種子撰擇が、最も經費も少く然も最も効果のある様に考へられることを述べて置き度い。従つて全國經濟委員會の計畫の一である農事試驗所の連絡統一は最も必要なことである。4. 灌溉は大規模の水利計畫だけでなく、小さな個人の耕作地にも給水の道を講ずるものでなければならぬと考へる。ポンプや動力の供給援助が非常に有効な場合が澤山あるに違ひなからう。

#### 丁、工業發達

一、支那經濟生活の基調 支那の經濟生活にとつては農業が最も重要なものであり、然も肥沃にして開發の度の進める地方には人口が非常に稠密であるといふことが支那經濟の根本である。イ、全人口の約四分の三は、土地によつて生活してゐるのである。残りの四分の一の大部分は、農業と密接な關係に在る商業その他の仕事に従事してゐるのである。1. 工業は非常に小規模であるばかりでなく、少數の例外の他は比較的幼稚な組織しか持つてゐない。2. 肥沃な地方に於て一家族當りの生計維持に當てられてゐる土地は非常に小さいのである。人口が増加して行く限り、此の一家族當りの土地の大きさは益々小さくなつてゆくであらう。3. 農民の家族内消費を差引いた残りの生産物は非常に少いのである。他の條件が變らない限り、此の生産物の餘剰も、人口増加につれて減少して行くであらう。ロ、土地制度の改革を以てしても、此の狀態を充分に變へることは不可能である。1. 肥沃な地方には、大きな耕地が、非常に少いからである(假令大なる耕地があつても小さな耕地に分けて貸貸されてゐるのである)。2. 従つて(可能なる方策として人口制限を除外してしまへば)何處の省でも、亦如何なる地方でも未だ充分に開發されてゐないならば、人口過剰の地方から移民せしむる爲めにこれ等の地方を開發することは絶對に必要である。

3. 同時に之等の開發は政治狀勢並に資本供給如何によつて左右せられ、又其の土地の性質及び大きさによつて制限せられる。移民に對して最上の條件を備へてゐる滿洲すら、其の隣接地方の人口過剩を救ふ以上には役立たない。ハ、從つて、非常に小さな一戸當りの耕地面積は、支那經濟生活の基調として残ることとなるであらう。

二、工業化に對する障礙 一戸當りの耕地の過少なること、資本の供給力、海外市場の獲得等に關聯する、支那の工業化に對する障礙がある。イ、一戸當りの耕地の過少なることは工業化に對して支障を與へることとなる。1. 支那の工業は、主として此の國內市場に基礎を置かなければならない。2. そして國內市場は農民の購買力の元である。3. 彼等の生産物と其の家内消費の差引残高から成立つてゐるのである。ロ、次に考慮すべきは、資本の供給力である。此の資本が國內から、又は海外から來るとしても、其の額は當然に工業發達に對する支那の要求の大きさによつて定まる。ハ、支那が其の工業生産品に對し、海外に市場を得られるとすれば、支那の農民の購買力には無關係に工業化を或る程度に進展せしむることは勿論可能である。1. 併し大多數の工業品に對する海外市場は、現在の所、發達せる金融制度を利用し得る、發達の度著しい工業國によつて占められてゐる。2. 新進工業國の之に参加し得る主なる道は（少くとも、大規模生産、巨額の設備費、發達せる組織等によつて有利なる條件を得てゐる、生産品に關する限りは）貨銀の低率なることを競争の條件とすることである。3. 併し此の條件の有利さも、海外市場を目當てとしての工業發達を作り上げるには、殊に現在の關稅政策及びダンピング對策の傾向等を考慮する場合は、確實性の薄弱な、そして一定限度のあるものとなるのである。

三、支那の工業發達を作り上げる原則 支那工業品のために海外市場を獲得するに障礙があるといふことは、支那が如何にしても工業品の輸出を企つべきでないといふ事を意味してゐるのではない。反對に、支那にとつて必要ではあるが、國內に經濟的に生産し得ないものが多いので、これ等のものを輸入するためには、その支拂に充てるための輸出を増進しなければならぬのである。これ等の輸出品中には、工業生産品も確かに含まれるべきである。之を簡單にするために、此處にその原則ともなるべきものを假りに記して見よう。イ、將來暫くの間、支那工業發達の大勢は、充分國內市場によつて支持せられ得る工業の獎勵及び發展に向けらるべきである。ロ、輸出工業は支那がその資源又は舊來の技術に於て特に、有利なる條件を持つものに限るべきである。大規模生産及び工業組織並に金融組織の發達が重要な要件である。輸出工業の創設を試みることは、特に

不得策である。ハ、有利に競争せんとするには、生産設備に資金を要するものよりも、資金の比較的少額で済む種類の工業を撰ぶ方が得策である。此の事は輸出を主とする工業のみならず、國內市場目當ての工業にも適用される。ニ、支那の農産物並に鑛産資源を原料とする工業を、主として先づ最初に發達せしむべきである。工業の發達に伴れて、その原料生産も發達せしめられるであらう。そして之等の工業は、主として農民の購買力と需要とを先づその目標とすべきである。然る後に、順次に、そして徐々に、工業の發達に伴つて起り來るその要求と購買力の上に工業を發展せしめ得られる。そして、更に、それ等の工業を中心として發達し來る商工業界の實力の上に、工業を築き上げることも出来るのである。

四、有利に發達せしめ得る工業 支那の工業發達を作り上げる、如上の原則から、最も有望な工業は（一）その發達を支持するために充分な國內市場を持つてゐるものであり、（二）又比較的資金が少額で済むものであり、（三）天然資源（農産、鑛産）と密接な關係に在り、既に要求を滿す工業である。これ等の要件を全部備へてゐる工業は極く少い。併しながら、これ等の要件の幾つかを充分に満足させることも出来ない様な工業を發達せしむることは得策ではない。以上の要件に基いて有利に發達せしめ得る工業は次の如きものである。イ、棉花と關係のある工業が擧げられること勿論である。1. 之には充分の發達を可能ならしめる國內市場がある。2. 之に關聯して複雑なる問題—必要な品質の棉花生産並に工業組織、販賣組織の問題を含めて—は、棉業統制委員會によつて研究されてゐる。3. 此處では家庭に於ける織物業の發達を獎勵すべきことの重要性を強調して置くに止める（之に依て農民の所得が増加せしめられるのである）。ロ、次に生糸に關する工業がある。1. 此の問題は、生糸改良委員會によつて研究されるものである。問題の困難なることは相當ではあるが、將來充分に發達し得ることが確實であると云へる程、支那は之に關して有利な條件を持つてゐる。2. 生糸輸出國として相當の地位を再び獲得するために大事なことは、買手が、標準的な、そして一般的な品質を確に入手し得るやう、検査、格付、販賣の組織を作らなければならない。ハ、此の事は偶々又、茶の輸出を復活せしむるに當つても不可缺の條件である。

五、特殊の輕工業の發展 恐らく最重要なことは、精巧なそして費用のかゝる設備や機械を必要とせず、に熟練せる技術を以て、小規模に經濟的に經營し得る、特殊の輕工業の發達の機會を作ることである。イ、最近支那に於て最も有望なる經濟的發達を示したものは此の種類の工業である。1. 最近二箇年間の激しい不況にも拘らず

之等の工業の發展は續いて行はれてゐる。2. 其の種類は非常に多い。3. そして之等が支那經濟に與へた影響は既に相當なものである。

ロ、支那は從來海外から輸入してゐる多くの商品を、今では輸入する必要がなくなつてゐる。1. そして輸出による收入を、國內では生産し得ない機械類の如き精製品に向けて、多額に支出し得る様になつたのである。2. 更に之等の工業生産品はもと國內市場を目当てとしてゐるのであるが、支那に於ける熟練労働の賃銀の低率なるため、海外市場へも輸出されてゐるのである。3. 併し此の條件は高度に工業化し、主として輸出を目的として生産しつゝある國々の工業と、同様なものを作らんとする場合には非常に危険である。

ハ、或る生産品に對し既に充分なる國內市場のある場合には、工業化してゐない國々、殊に支那移民が多く然も商業が主として支那人によつて行はれてゐる地方には、有利なる補足手段として輸出市場を作り得られ、然も之を見出すことも容易である。そして事實、これ等の地方に既に輸出が行はれつゝあるのである。

ニ、此の種の工業は、續々支那資本と外國資本の共同投資により、又は合辦によつて發達しつゝある。1. 従つて之等の工業は又支那の發達を助けるために、海外から資金を得るの手段でもある。2. 又或る場合には支那事業と外國事業の共同は異つた形で行はれてゐる。例へば麻布が外國で作られ、支那は之に刺繡を加工しそして又海外へ輸出するが如きである。此の種の工業も亦、非常に發達の可能性がある。3. 又支那に於て、特殊の傳統的な個人的な熟練の存在してゐるものに就いては、例へば陶磁器の製造の如きものに就ては、大した國內市場がなくとも、その特殊の輸出貿易が發達せしめられ、そして確固たる地位を獲得し得るに至るであらう。

ホ、試験調査に依てその發達が非常に助けられる種類の工業 支那に於ける石炭、鑛物等の地下埋藏物の開發等が之である。

1. 之によつて鑛業そのものばかりでなく、之に關聯する工業も發達することとなる。2. 如何なる場合に於ても、此の種の事業の大部分は交通機關と調査とに依存してゐるのである。例へば石炭業の發達は主として北部に於ける主要炭坑との間の交通機關の改善の問題に懸つてゐる。(一)之が解決すれば、後は石炭と其の副産物の最有利なる利用によつて利益を擧げ得られるのである。(二)石炭に關して最も有利なる條件は、國內の需要を満し、輸入を防遏し得ることである。3. 肥料に就ても

亦、國內市場の擴大に依存し得られるであらう。4. 他の場合には鑛産物及び之に基く工業生産品は、有力なる輸出品となり得るであらう。

ヘ、動力の利用 動力(火力又は水力)が利用し得られる地方に於ては、ポンプ及び灌溉用のために、適當の距離内に在る地方に動力を供給する發電所を設けることは、(一)支那の最も必要とする土地の生産力を増大することとなり、非常に有益であらう。又(二)農村工業は充分發達の可能性があり、特殊の重要性を持つてゐる。

ト、交通機關の開發 支那の重要な沿岸並に島嶼間の交易に資する支那の商船も大きな將來を持つてゐる。大部分は外國にて建造されたる船舶並に機關を使用する方が有利ではあらうが、商船業の發達によつて、工業も發達せしめられる。鐵道の發達は、之に關聯する工業にして生産設備に巨費を要せず、高度の工業組織を要せざるものを發達せしめるであらう(即ち修繕、線路、機關車を除く車輛、そして恐らくは製鋼業)。

六、重工業の限界 重工業の多くは、現在の發達程度の支那には不適當であらう。(一)之等は常に非常に高價な生産設備を必要とし、それに対する市場も大きくならなければならぬ。(二)現在の支那が、其の新工業に對して必要なる生産設備並に機械類を生産しようと試みることは、確かに無謀である。但しそれに對しては二の留保條件が必要であらう。イ、留保條件の第一は支那の國內の需要最少限度を目当てとし、之に必要な程度以内で最大限度の能率を擧げ得る様に、或る種の重工業を設立し得るならば、それは經濟的にも無理がなく、立派にやつて行けるであらう。ロ、留保條件の第二は、上述の議論は凡べて經濟的見地からばかりなされたものである。若し國防上の見地よりして、經濟的には無理である工業を樹立する必要が起れば、之より生ずべき損失は經濟的には軍事費の増額となるのである。

七、結論 支那經濟の此の概説からして、更に幾つかの結論が引出される。

イ、支那の工業發達は、幾つかの除外例はあるが、主として支那民衆の購買力に頼らなければならない。1. 支那に於ては、工業化は農業發達の代りとなるべきものではないといふことは、最も強く念を押して述べて置く必要がある。2. 反對に農民の生産物消費餘剰高の増加は、工業發達の築き上げられる不可欠の基礎條件である。3. 此の基礎がしつかりと作り上げられるれば、此の上に築かるべき工業の發展は充分作り上げられる。4. 併し若し農民の生産物手許殘高が現在のやうに少い場合は、

大きな工業發達を作らうとしても、それに適する様な強固な基礎が存在しないこととなる。5. 斯の如き情勢にあつては工業化によつて農村の過剰人口を吸収することも不可能である。6. かゝる事情の下で工業が發達すれば、商業に携はる人達を幾分か工業に吸収することとなるかも知れない。7. 併し農民の購買力が増大する迄は、農村人口を多數に吸収し、又は支那人口の大部分の者の生活程度を變化せしむることも望み得られない。

ロ、一般農民の生産額の増加は、支那經濟の根本問題である。生産額増加には、耕作地面積の増加、人口の減少、(一戸當り耕作地面積の増加を可能ならしめる)耕作方法の改善、手工業又は農村工業を發達せしめることによる農民の副業、収入増加等色々の方法があり得る。

ハ、支那に於て經濟發達の一般計畫を作るとなれば、支那經濟の明確なる根本的事實を基礎として、其の上に支那を築き上げなければならぬ。1. 支那に於ては、正確に時を定めた計畫を立て、又西洋の工業國の模倣をした様な計畫を作る時は、最も現實から遠く離れたものが出来上るであらう。2. 支那の農業經濟を基礎とし、計畫の順序と其の進行の割合の大體に關する各方面の調査研究を網羅し、然も確定せる時間割によつて進行が定められるのでなく、唯機會にまかせて進行せしめる様な、經濟發達上最も望ましい進路を示すべき一般的計畫が支那にとつては必要なのである。3. 若し支那が此の計畫を採用するならば、支那は同時に此の計畫に自分を順應させなければならぬ。

ニ、以上の概括 以上考究せる所を概括して見れば、次の如く云へるであらう。1. 支那經濟生活の基礎は農業生産に在り、そして將來も亦さうであるに違ひない。2. 支那の根本問題は、現在の食料生産の行はれつゝある條件を改善することにより、又は副業として手工業を發達せしむることにより、農民の生産を増加せしむることである。3. 眞の工業發達は主として農民の購買力に基礎を置かなければならない。4. 支那は順を追うて進むべきであつて、飛躍的進歩をなすべきではない。

ホ、支那の工業化に關聯の諸問題 何んなに簡単に論じ去るとしても、支那の工業化の問題を扱ふ時は、之に關聯する教育及び社會問題に就いて言及することを忘れてはならない。1. 教育制度が支那の經濟上の必要に役立つ様に適應せしめねばならない。支那に於て最も必要なことは、理論的ではなく實際的な技術の訓練である。生産事業を指導し管理する人達に(即ち事業を組織する者から、副支配人又は職長として働く者迄)其の仕事に必要な知識を與へる訓練である。2. 工業化が住

戊、鐵道

居労働者の健康、労働時間及び工場内の條件、工業地帯に於ける一般衛生等に與へる社會的影響は、工業化の計畫が樹てられる時に、最も綿密に研究されなければならぬ。工業化の進展によつて、既に多くの豫防し得べき悪害が作り出された後では既に遅いのである。

一、凡ての支那觀察者の意見は、支那の經濟開發に當り第一に最も重要な條件の一として交通機關の改善を擧げること一致してゐる。

イ、支那は水運に關し特別に有利な條件を持つてゐる。1. 支那の海岸線の長いことは著しい經濟發達をなし送けた海港都市に役立つたのである。2. 支那の河川の水運は、奥地に便益を與へたのである。

ロ、併し支那の河川は西と東には流れてゐるが、北と南には流れてゐない。1. 従つて奥地の内の或る地方にしか役には立つてゐない。2. 運河はこれ等の河川や他の交通機關の支線としての役目を果してゐる。併し(一)之も亦奥地の限られた小部分にしか充分役立つてゐない。従つて充分なる經濟上の發展は事實上不可能である。(二)運河建設に要する費用は莫大である。(三)運河による運輸は低廉ではあるが、非常に速度が遅いのである。

ハ、道路による運輸は明かに經濟發達に對し遙かに優れた條件を備へてゐる。最近には非常に多くの道路建設が着手されてゐる。1. 支那の様な大きな國の主要交通網としては、道路は鐵道に比して劣つてゐる。2. 支那では國が尨大なるに拘はらず、高價なる燃料を必要とする交通機關の數には制限があり、然も石炭は産出するも石油は産出しないのであるから、自動車による運輸は、鐵道に比べて劣つてゐるのである。3. 鐵道の敷設されてゐない所では、その敷設される迄は道路は一時的に鐵道の代りを務めることが出来る。4. 又人口稠密の場所と主要なる河川、運河、鐵道とを結ぶ所では(永久)に鐵道の代りを務め得るのである。

ニ、航空運輸は一般民衆及び生産物の輸送機關として殆んど役には立たない。ホ、従つて鐵道は、支那に適切なる主要交通網を建設するに際し、中心問題となるものである。1. 政治情勢並に兎も角行政が有効に行はれることが、相當の期間無事に續いた場合には、鐵道は収益力のあること、並に鐵道沿線地方の開發に有效なる

ことを示してゐる。2.現在の鐵道では、支那の必要に對しては明に全く不適當である。(一)滿洲を除けば鐵道の延長は七千哩にしか過ぎず、其の内幹線は約五千哩しかない。(二)然も之等は腐朽状態に在る。(三)設備は不完全にして、缺陷だらけである。(四)然も鐵道の敷設されてゐる地方は、非常に局限されてゐる。3.支那の鐵道網は、南北に走る二本幹線(大きな河は東西に流れてゐる)即ち(一)その一は、數年後に漢口と廣東が連絡されるれば、完成することゝなつてゐるもの、(二)及び東西に走る一主要線、その他の支線から成立つてゐる。四川省の如き大地方には、鐵道が未だ敷設されてゐないものである。

二、支那鐵道の狀況は、外國資本の支那經濟開發への協力問題に對する重要な鍵となつてゐる。イ、政治上の安定が遙かに確實なものになるとすれば問題は簡單である。ロ、即ち、若し鐵道の問題が解決されるれば、外國資本が鐵道に投資されるばかりでなく、他の種類の事業にも、之に従つて投資されるに至るであらう。ハ、然しながら鐵道借款並に經營方法が現在のまゝならば、充分の經濟開發を起すに足る程の外國資本の流入を望むことは困難であらう。

三、現在の支那鐵道の調査によつて、次の如き主要なる諸點が明白になつてゐる。

イ、一九〇四年から一年の間に建設せられた殆ど凡ての鐵道は、其の資本の大部分が外國資本である。

ロ、政治情勢並に經營が満足な場合には、鐵道の収益率は大變大きく、他の諸國の鐵道の収益率とも充分に比肩し得るのである。事實支那に於ては、鐵道は他の諸國に於けるよりも遙かに大きな經濟的生產力を潜在せしめてゐるのである。

ハ、鐵道經營費は非常に増加してゐるにも拘らず、其の能率は減退してゐる。1.一九二〇年から二四年に至る經營費の鐵道收入の割合は五四%であつた。2.併し一九二八年から三一年の間には六五%になつてゐる。3.その理由は(一)冗員が非常に増加したこと(その適例は何れの線に就いても見ることが出来る)、(二)鐵道行政費並に一般經營費の増加を防ぎ得なかつたことである。

ニ、經營費の増大に對して、運賃收入の増加は不充分である。1.過去二十年間旅客運輸によつて得られた收入は相當増加してゐるが、貨物運輸の收入は運賃率の高いのにも拘らず(時には又高いために)殆んど増加してゐない。2.確かに官界の經驗ではなく技術上經驗のある第一流の運輸事務支配人が非常に必要であることは明白である。3.其の職務は貨物を出來るだけ鐵

道に引付ける事に常に努力し、そして之に適當する様に運賃率と輸送上の便宜とを常に調節してゆくことである。

ホ、凡ての鐵道設備は非常に廢朽してゐる。1.現在使用されてゐる線路は、二十五年以前に敷設されたものが大部分である。

2.鐵橋、軌條、枕木、車輛の凡てが、適當の保全を講じられてゐないために破損してしまつてゐる。3.鐵道を效果あらしめ様とするならば、大規模の復舊が不可缺である。4.既に鐵道設備は衰退しつゝあるため、汽車の速度は止むを得ず年々低落しつゝある。5.鐵道は改修と延長の二つを同時に必要としてゐる。

四、鐵道借款の現状と其の解決策とは、次の如く要約出來る。

イ、借款總額は十億元に上つてゐる。此の中四分の三は元金の、四分の一は利子の未償還分である。

ロ、借款の三分の二は支拂不能に陥つてゐる。1.併し或る部分は完全に支拂が行はれつゝあり、又或る部分は部分的に支拂が行はれてゐる。2.毎年四千六百萬元の支拂を必要とするのに對し、現在の所は利子及び元金償却に一千五百五十萬元が支拂はれてゐる。

ハ、右に述べた借款總額十億元の中には内債及び外債が含まれてゐる。1.又之は利子及び未償還額を合計したものである。2.又その種類には長期のものもあれば短期のものもある。3.又現金借款もあれば、物資による借款もある。4.此の總額中八五%は外債で、残りの一五%が内債である。5.之等の借款の性質は夫々異つてゐる、其の特殊の事情によつて解決の方法も異なるわけである。

ニ、借款はもともと、その目的物である鐵道の収益を擔保として作られたものである。1.併し凡ての場合ではないが、或る場合には政府保證の形で、特定の政府收入を追加擔保としてゐる。2.政府收入を鐵道擔保に振り向けると云ふ約束が、履行されてゐない場合もある。(一)津浦鐵道の場合には、最初は釐金指定されて居り、之が廢止せられてからは、關稅收入が指定されてゐるが如きは此の例である。(二)京漢鐵道に對する英佛借款及び湖廣借款(未償還額元金一億一千四百萬元、利子二千六百萬元)は、その一部分が鹽稅收入によつて支拂はれてゐる。3.かゝる場合には、債權者に對する保證は二重であるが、勿論主要なるものは、此の場合と雖も鐵道の収益率である。4.従つて鐵道収益の乏しい場合には、鐵道収益の多い場合と同様な確實さを、債權者に期待し得ないのである。5.併し他方に於て債權者は、特定の鐵道収益が唯一の擔保である場



合よりは、法律上の確實さは優れてゐるのである。6. そして又、鐵道收益不足の主要なる原因が政治情勢による時は、鐵道材料の徴發、軍事輸送費の不拂をも含む、其の影響された大きさに従つて、或る程度の國家的債務に對する權利（法律上の權利と異る）が生じて来る。

ホ、過去一、二年の間鐵道借款に對する支拂が稍々改善されてゐる。1. 併しこれ等の支拂は何等の計畫も、據るべき基礎もなくして行はれた場合が多いのである。2. これ等の支拂は特に債權者が壓迫を加へるとか、勢力がある場合になされたものであつて、少しも正規の借款償還と見做さるべきではない。3. 斯の如き種類の支拂は（一）一般の信用を高めることともならず（二）債權者、債務者間の正常關係を作り出す助けともならず、（三）又新規借款のために道を開くことともなつてゐないのである。4. 事實上斯の如き支拂方法は、差別をつけられた債權者の感情を害することによつて却つて有害無益である。

ハ、鐵道は中央政府に對し、充分に貢獻してゐる。1. 財政部の帳簿面には、記載されてはゐないが、實際上は軍隊並に軍需品は無貨で輸送されてゐる。2. 鐵道からの政府への現金繰入は、先には非常に多かつたのであるが、現在では約五百萬元に定められてゐる。3. 政府の、殊に省政府の隨時に行つた鐵道からの御用金取立は今終熄したやうである。之と同時に過去に於て最も悪性であつた督軍閥の御用金取立も無くなつたやうである。4. 現在では正確の數字は不明であるが、恐らく一年に五百萬元から一千萬元程の額が、新建設費として鐵道収入から控除されてゐる。5. 若し新に資金を得る道が出来れば、収入から新建設費を求めるとは勿論不用になるであらう。

五、現在は支那の過去の負債を整理して其の信用を回復し、同時に之によつて新たな資金を得るに、好機會であると考へられる。イ、新たに得られた資金は、先づ最も必要な現在の鐵道の相當大規模の復舊並に改修に使用されねばなるまい。ロ、併しながら借款の額は現在の幹線を連絡し、更に地方に新線を建設するに足る充分なる大きさでなければならぬ。ハ、鐵道建設のために新なる資金が多額に流入することは、新たに鐵道の敷設された地方に、長い將來に互つて經濟開發の基礎を作るばかりでなく、國際收支の改善にも役立つこととなる。

己、道路

一、支那の老なる面積と、他の國に比して鐵道の發達が非常に遅れてゐる（鐵道が延長されるとしても）ことを考慮する時、

道路は、支那に於ける交通機關として、當然に重要な部分を占めるに違ひない。

イ、道路に比して鐵道が、交通網の骨組として優れてゐるとしても、多くの地方に於ては、道路は暫くの間は鐵道の代りを務めるであらう。1. 又交通の幹線たるの役目をも果すであらう。2. 併し道路は利用されて始めて價值が現れるのである。現在の状態では、單に道路を建設するだけで交通が盛になり、之が發達するであらうと期待することは出来ない。

ロ、國富を増大するためには、貨物の輸送の方が旅客の往復よりは重要である。1. 旅客の往復は人生の快樂、文化の向上に役立つかも知れないが、消費の側と切り離して國富の増進の方を考へる時、其の經濟的價值は、支那のやうに經濟發達の幼稚な國では非常に少いのである。2. 従つて、貨物輸送の便宜は最もよく考慮されなければならない。3. 併し之には貨物の輸送を盛ならしめ、又現在行はれてゐる人力に依る輸送の代りに、機械力を以て取つて替り得るやうに、充分運賃率を低くしなければならぬ。4. 従つて非常に必要なのは、低い運賃率で行ふことの出来る獸力又は機械力による貨物運輸を奨励することである。

ハ、自動車による貨物輸送が、經濟的に充分實施され得る範圍は（高價な輸入油に依存してゐる）、將來とも小さな範圍に限られることであらう。

ニ、貨物運搬車を自轉車で牽引する簡単な裝置が、適切なるものとなり得る可能性がある。

二、道路問題に就いて集められた報告に基いて得られた、主なる結論を述べれば次の如くである。イ、鐵道又は運河と重複する所では、大體に於て現在では道路を建設すべきではない。（ロ）道路は鐵道又は運河の支線となるやうに特に計畫されるべきである。ハ、道路の建設と同時に、運輸の手段が講ぜられ、且つ奨励されなければならない。ニ、之等の運輸機關は貨物の輸送を盛ならしめる様に、充分低廉な運賃率を以て行はれ得る貨物輸送機關を含まなければならない。ホ、乗合自動車の線が許可されてゐる所では、他の交通機關（人力車、手押車、獸力又は機械力による貨物輸送機關等）を妨害し、又はこれ等に課税する様な權利を乗合自動車に與ふべきでない。ヘ、現在の道路を交通機關として役立つが如き状態に維持してゆくことの方が、新規建設よりも先決問題である。

以上「三、政策上の諸問題」に於ては、南京政府がこれ等諸部門の建設工作を實際に遂行し、又遂行し得られる範圍

の問題を取扱つてゐるが、最後に次の如く結論として「前述の各所に現はれて來た實際政策に關する主要なる提案を  
取り纏め」てある。

四、結 論

甲、通 貨

- 一、一九三〇—三一年に比して一九三二—三三年に於ける、支那の對外貿易の衰退及び國內物價の下落並に通商の減退の原因の大部分は、金本位貨（ポンド、ルビー、圓、弗）が金から離脱し、其の結果、銀及び支那弗の價値が、之等の貨幣に對して騰貴したことに主として基くのである。
- 二、現在の通商問題に關し、重要な現象 イ、奥地より上海への銀の集中。之は信用が回復し、一般状態が好轉すれば奥地への投資が行はるゝこととなつて解決され得るのである。ロ、國際收支上の支拂超過決済の必要上、將來銀が上海から流出する可能性のあること。1.之に對する解決方策中、(一)長期に互る方法と(二)支那が現在輸入しつゝある食料品の生産を増加し、又(三)輸出を増進せしめて、貿易收支を改善する必要がある。2.現状を充分に救済し得る最善の直接方法は、外國資本の投資を誘ふことである。

乙、財 政

- 一、財政上最も著しい問題 イ、年々の赤字が、事實上一割といふ馬鹿氣た高率で借入金をする事によつて補填されてゐること。ロ、並に國內債の額が之を償還することによつて一層増額されてゐるといふこと。
- 二、豫算の問題 イ、中央財政 1.假令その赤字が、歳入に比して大きくとも、支那の資源に比較すれば小さいので、之を解決することは困難でなからう。2.軍事費の支出が軽減されさへすれば、經濟状態の改善が行はれることによつて、豫算の均衡を得せしめる位の歳入増加を得られるであらう。3.そして現在支拂不能に陥つてゐる借款に對し、何等かの適切の方策が講じられれば、更に信用は恢復されるであらう。ロ、地方財政 1.國防費が最も大きな項目である。2.主要なる財源である地租は費

用のかゝる不平等の制度であつて、それからの収入額とは比較にもならない、非常に大きな負擔を農民に負はせてゐるのである。

- 三、政治・軍事情勢及び財政状態の改善 イ、支那の財政状態を見ても、亦其の經濟界を見ても、1.政治並に軍事情勢が問題の根柢であり、2.そして又現在政策を樹立する場合、其の中心となるものである。ロ、支那は長い間内亂に悩んで來た。1.若し支那の對外關係が改善され、必要な程度の統一と委任政治が、支那を窮乏せしむる様な争ひをすることなしに、平和の裡に成し遂げられるならば、3.財政状態は健全となり、充分なる經濟發達の基礎が樹立し得られる。ハ、従つて此の問題に對しての政策が決定的に重要である。

- 四、外資輸入の問題 イ、若し政治情勢と財政状態とが改善されれば、可成の外國資本が輸入して來るべきである。1.政治上の安定が完全に得られ、豫算の均衡が確定される迄待つ必要は決してなく又望ましいことでもない。2.若し此の兩方面に亘つて改善が進み始めれば、新に資本が加へられることによつて經濟發達は可能となり、之によつて更に改善の度が進めらるゝこととなり、其の成功も確實となるに至るであらう。3.完全なる政治上の安定、歳入に對し適當なる程度に迄の軍事費の削減、確實なる豫算の均衡等を、一時に望むことは出来ない。4.又之等は之と同時に經濟状態が好轉しなければ之を達することが出来ない。ロ、支那への投資家と、支那の經濟發達の永遠の基礎を確立するためにも協力することが至當であらう。之等の基礎が彼等の協力なしに、非常な困難を以て作り上げられた後に、始めて其の上で經濟發展に協力しやうといふ許りではない。ハ、若し之等の事情が良好なる發展に向ひ、支那の對外信用回復に對する適切な手段が講じられるとすれば、外國資本の協力を開始すべき最も有望な分野は鐵道である。1.故にこれ等の情勢に對して、全般に亘つてそして完全に對策が講じられ、現在の債權者との間に、(一)鐵道収入より中央政府への繰入金が増加することも減少することなく、然も同時に(二)鐵道の復舊並に擴張に要する新たな資金を得られる様な解決策に關し、一致點を見出すことが出来る様になれば、確に(三)外資の輸入は可能な筈である。2.此の種の新しい外資の輸入は、之によつて最も適切な交通機關が進歩せしめられ、之に基いて一般經濟發展が促進せしめられるといふ直接の効果を除いても、(一)之が動機となつて他の事業への投資を誘ふこととなり、(二)國際收支上の支拂超過の補填に對する補助となり、(三)銀の輸出を阻止し、通貨問題の解決に資するであらう。

丙、農 業

一、經濟開發並に再建設の最も主要なる問題 イ、金融上の問題を離れて、經濟開發並に再建設の問題を取り上げ見れば、最も主要なる問題は、耕作面積一單位當りの農業生産力を増加する必要がある。ロ、工業發達を以て之に代らしむることは決して出来ない。ハ、支那の工業生産品が近い將來に於て、國際市場で競争し得る範圍が比較的に限られてゐるからである。

二、支那の購買力の源泉 イ、支那の工業生産品は國內市場に頼らなければならず、ロ、此の國內市場は農民の生産と消費の間の餘剩農産物に基いてゐるのである。ハ、然も此の餘剩は現在の所非常に少いのである。

丁、交通機關

一、鐵道 イ、交通機關に關しては、鐵道は交通の幹線として最も經濟的にして然も生産的である。ロ、資金の許す限り出来るだけ廣い範圍に、そして速に支那交通機關の骨組として鐵道を建設すべきである。

二、道路 イ、道路は鐵道の敷設出来ない地方に建設されねばならない。ロ、併し道路の主要な役割は、鐵道及び運河の支線としての效用である。ハ、大體に於て鐵道又は水運の便のある所には、現在の所、之にも重複するやうな道路を建設すべきではない。

戊、貿易

一、貿易收支 支那の貿易收支に關しては支那は食料品並に原料品の自給自足に出来る限り進むべきである。

二、輸出の増進 イ、又その特殊の輸出品の生産並にその海外市場の改善を企圖すべきである。ロ、又礦産物の輸出、礦産物に基く工業製品、並に支那獨特の工業製品の輸出増進を計るべきである。

己、工業

一、支那工業の基調 イ、工業發達の基礎 支那の工業は徐々にして主に國內市場を基礎として進むべきである。1. 最初は農業生産力を基礎として工業を樹立し、2. 後には之によつて發達し得た工業の消費力をも其の基礎として加へることが出来るの

である。ロ、支那にとつて有利な工業 資本よりも多くの労働力を必要とする種類の工業、並に非常に進歩した工業組織及び金融組織によつて動かされる大規模生産によつても、大した利益の上らない種類の製品を目的とする工業が、支那にとつて有利である。1. 一般に輕工業の方が重工業（鑛山業を除く）よりも優れてゐる。2. 支那に於ける之等の輕工業の最近の進歩は、最も目覺しい經濟發達であつた。

二、工業發達の範圍 若し人爲的手段により人口制度（之を行はない限り、支那の生活水準が他の富裕なる國々の水準に達上り得るかどうかは疑問である）を考慮に入れないならば、人口の増大、並にその結果としての土地の不足は、農民が大きな生産物手許残高を得ることを困難ならしめるであらう。1. 従つて又、國內の消費力を基礎として行はるゝ工業發達の範圍も、非常に局限せらるゝことゝならう。2. 之等の理由により、又支那が國內で經濟的に生産し得ない物を將來とも多量に輸入しなければならぬことによつて、出来る限り支那は其の輸出を増進しなければならぬ。

三、輸出工業の振興 イ、輸出工業の基礎薄弱 輸出を目的とする工業は、適切な國內市場を持つ工業に比べて、其の基礎が非常に薄弱である。殊に經濟的國民主義の盛なることを考へれば尙ほ然りである。ロ、支那の有利條件である低廉な賃銀も、高度に工業の進歩した國々で行はれてゐる大規模組織によつて、最も經濟的に生産される様な工業生産品に對しては、多くの場合、國際市場を獲得し之を維持するには不十分であらう。ハ、従つて輸出工業を撰定する場合には、支那が自然の有利條件を備へてゐる種類のものを撰ぶ様に注意すべきである。

四、建設計畫の樹立 イ、國家再建設の努力 若し新たに重大な難問題が突發しない限り、支那はその將來の段階に進む場合、（一）現在迄に作り上げられたと考へられる可成の國內秩序、國內の闘争を捨て、國家再建に向うとする要望、（二）並に此の目的に向つての幾つかの省政府の明に眞剣な希望と非常な努力等が有利に役立つことゝなる。ロ、併しながら之等の努力も、（三）それが無思慮に行はれ、又或る事業（例へば道路とか發電所とか）が其の事業の周圍の經濟的事情と没交渉に發達せしめられるならば、その結果起る所の經費と租税の負擔に就ては、既に説明した通りである。ハ、従つて計畫は不可欠である。1. 併しながら此の計畫は、確立的なそして詳細に亘つて時を定めた決定表であつてはいけない。2. 之は特に支那の事情に對しては實行不可能な、そして現實に即しないものである。3. 却つて支那に適切な經濟構成の大體の輪廓を定める様な計畫が其の

目的に適つてゐるのである。4.之は後に調査研究によつて徐々に具體化され、詳細に亘つての計畫が作り上げられ更に専門家の助力によつて特殊の場合に適する様に改められ、其の上で(一)之を實行する餘力があり、(二)然も其の機會に恵まれるならば、始めて實施せられ得るのである。

五、支那工業の發達可能性 イ、人口の過剰 此の短い論述の中に於て、支那の爲めに與へた將來への冀望、其の見込の範圍は小さく且つ限られたもの、様に考へられやう。其の人口に比して豊富な資源を有し、又國際市場に大きな工業生産品の輸出をなし得る特別の條件を備へた國であるとすれば確かに小さく、且つ局限され過ぎてゐるであらう。1.併し支那の場合には人口の過剰であるといふことは、將來を論ずる如何なる場所にも充分考慮されなければならない根本的條件である。2.その結果必然に起る消費に對する生産過剰の小さなことによつて國內市場は制限せられてゐる。3.従つて、現在の支那並に世界の情勢を以てすれば、支那に大きな工業製品の輸出が近い將來に發達するであらうと期待することは不可能であらう。ロ、生活水準の向上 之を別として見ても、支那の發達可能性は、その近い將來に於ても非常に大きなものである。1.例へば印度は人口過剰にも拘らず、然も支那よりも乏しい自然の條件を以てして、支那の二倍も高い生活水準を作り上げ、購買力は増大したのである。2.平和と秩序と賢明なる指導さへあれば、支那は短い適當の期間に、少くとも印度の水準に迄は到達し得る筈であると云つても、其の望みは大き過ぎはしまい。3.そして此の事は又、支那の國富の非常な増加並に國民の生活狀態の充分なる改善となるのである。4.一度かゝる水準に到達すれば、それから後は引續いて進歩してゆく基礎が作られることとなるであらう。5.そして之に伴つて各個人の生活も絶えず改善せられることとなるであらう。6.併し人口が更に増加すれば、此の新に増加せる國富も、之等の増加人口によつて吸収せられてしまふのである。

如上の内容より成るソールター報告書は先づ支那發達の基礎を農業發達に置き、更に農業開發の基本を耕地面積一單位當り農業生産力の増加に求め、其處から一切の支那開發が發足すべきであることを強調してゐる。例へば支那の工業生産品は國內市場に頼らなければならず、此の國內市場は農民の生産と消費の間の餘剩農産物に基くものであり従つて最初は農業生産力を其の基礎として工業を樹立すべく、此處でも農業生産力の増加といふことが前提されるの

である。通貨、財政、貿易等凡ゆる金融上の諸問題も亦悉く支那の農民に耐え得ざる負擔を課して居り、これ等の重課からの支那農民の解放の如き、同様にまた支那農業の復興開發であり、全面的支那經濟建設の推進基底であることに言及してゐる。その他道路、鐵道、船舶等交通機關の改善、交通網の整備も亦直接間接に農業發達に大きな寄與のあるとの觀點からその必要を力説してゐる。

右の内容を盛る報告書を作成したソールター卿は先に全國經濟委員會の設立に畫策し、また後に中國建設銀公司の創設にも暗躍してゐる。その最初の來支は一九三一年の初頭であつて、當時主として支那の幣制に關する調査研究を行ひ、滞在約二ヶ月を以て同年四月二十七日南京を引揚げて國際聯盟に歸任した。南京引揚げの翌四月二十八日附を以て南京政府の發した聲明書のうちで、「ソールター卿には目下の世界的不景氣に際し支那の經濟界は如何に處すべきかにつき研究を依頼した。また現在政府の財政政策として現はれてゐる種々の實際問題につき個人的な相談を持ちかけた。國民政府はまた同氏を通じ聯盟に對し財政經濟界に起る特殊の問題につき助言や對策作成に協力してもらひたいことを希望し、國民政府第一期の復興事業期間内に聯盟が懇篤なる協力者として支那に臨まれんことを要望した」といふにも徴せられる如く、支那の財政經濟再建に於ける聯盟の強力な支援を要望し、ソールター卿の斡旋盡力を要請したのである。特に彼の來支前には支那經濟建設資金が今にも聯盟から貸與されるかの如く南京政府側に依り非常な期待がかけられてゐたものである。此の期待はその前聯盟がオーストリア、ハンガリー、ブルガリア、ギリシヤ、エストニア、ダンチツヒ等の諸國に對し財政難救済のため前後九回に亘り總額六億五千萬圓の借款を周旋して見事成功したことがあつて、その局に當り實際の仕事をした者がソールター卿であるところから、彼の來支を機會にその斡

旋に依り支那經濟建設に對する聯盟の借款援助を受けようといふに在つた。當時上海方面からは此の借款につき「南京政府の希望する所は、國際聯盟の手に依り總額二億磅の借款を求め、そのうち六千五百萬磅は外債の整理に、他は土匪討伐、裁兵、陸海軍の近代化、空軍の建設、鐵道及び道路の建造、修築等の費用に充てんとするものであつて、之が元金の償還、利子の支拂條件等はソールター卿と商議の上決定せんとするものである」とまで報道されてゐたのである。

當時聯盟としては、單に支那に對し技術的顧問を送ると云ふだけであつて、それ以上何等深き關係を有するものではない。若し今後何等か積極的手段を採るとすれば、それはソールター卿の調査の結果に待たねばならない」との意趣を表明してゐた。かくて借款期待は遂に實現するに至らなかつたが、前記の如くソールター卿の畫策に依て全國經濟委員會が成立し、更に右報告書を作成したる再度の來支後には中國建設銀公司の創立に暗躍して結實するに至つた。南京政府は直接聯盟から借款できなかつたが、併し全國經濟委員會、中國建設銀公司等外資誘導の支那側中樞機關の創立に成功し、また此の報告書の内容が歐米の對支投資を誘發する重要な資料ともなつたのである。

(註五四) 前出「最新支那年鑑」(東亞同文會發行)に據る。

ソールター報告書の概要を摘録するに當り原文は専ら右掲「最新支那年鑑」の譯述によつたものであるが、分類の項目は適宜挿入したものである。

### 第三款 ハース報告書の概要 (註五五)

國際聯盟交通運輸部長ハース氏は支那と國際聯盟間の技術合作の繼續並に發展を計る目的を以て、一九三四年末聯

盟より派遣されて來支、一九三五年一月末より五月初迄の三ヶ月滞在して調査研究に従ひ、「極めて短期間であるが故に特殊技術問題に關しては自ら詳細なる研究が困難である。余の任務は僅かに支那政府及び建設事業に参加してゐる各機關の領袖と短期の接觸と聯絡をとり、支那側の意見に照して技術合作の現状を考察すると共に將來の展望を觀察して之を國際聯盟秘書長に報告するものに過ぎない」となす本報告書を作成するところがあつた。而して同報告書の内容は(一)渡支任務の要義及び其の範圍、(二)南京に於ける印象と資料、(三)各省旅行中に得たる印象と資料、(四)一般感想等から成つてゐるが、その概要を摘録すれば次の如くである。

#### 一、渡支任務の要義及び其の範圍

ハース氏は南京政府の當路者から目前の主要建設工作の重要問題及び其の需要の所在を、より明瞭に認識するために、奥地各省の旅行をすゝめられ、またその紹介に依て各省及び各地方當局を訪問し、直接に省府或は縣府、村公所と意見の詳細なる討議を試み、其の結果次の如く地方當局との談話は極めて有益である事を知つたと述べてゐる。即ち「地方當局は民衆の幸福苦難に對しては密切なる接觸があり、建設事業施行の際には各種の困難に對して常に臨機應變の處置を以て之を解決しつゝある。余の旅行の際には多くは自動車を利用し深く鄉村に入つたが、偶々農村にて休息したる時、或る小さい事、或は微細なる觀察に依て、往々余の左右の支那平民が『生活の近代化』の根本問題より來る直感的反應或は其の所持する態度を發見した」と言ひ、また地方政府の首腦者達のもつ「支那建設事業に對する熱意を愉快に且つ力強く感じてゐる」と言つてゐる。更に、聯盟今後の對支援助に關し「余は當局の努力に對して評議の權利を有しては居ないが、支那當局者は萬難を排して環境と奮闘を續けつゝある事は事實であり、國際聯盟が行政

院の支那建設事業に對する間接的協助の下に雙方更に密接なる合作を實施し、之を續けるに於ては將來の成功は確實である」と見てゐる。

二、南京に於ける印象と資料

全國經濟委員會が主持してゐる事業及び之と關係ある工作（衛生、交通、水利、農村經濟の諸項）につき次の如く記録する。

- 一、衛生方面 中央衛生實驗處、中央衛生署、南京中央醫院、中央衛生試驗所、中央護士學校、中央助産學校及び南京市立衛生學校は何れも既に成立してゐる。之等の組織は一面公共衛生の最高行政機關であると同時に他面技術研究の中心であり、又衛生幹部員訓練處でもある。目下右中央各機關は各省と努力聯絡中であり、組織を漸次農村衛生にまで擴大しようとして準備は着々進行中である。
- 二、交通方面 全國經濟委員會は公路交通事業に對し最大の注意を拂つてゐる。全國經濟委員會公路處は公路建設に關して、西北各省は特殊事情を有してゐるために直接之が興築には當らず、僅かに各省と協助建設の方針を採用しつゝあるが、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、河南、福建及び西北各省に於ける既成公路網は現在一萬六千軒に達し、其の内八千軒はペープを完成してゐる優秀道路であり、何時でも自動車の通行は自由である。又全國經濟委員會公路處は公路建設の技術問題に對するよりも、目下既に車務發展の方面に注意しつゝあるものゝ如くで、最も經濟的な燃料及び最適車輛の發明に努めて、以て地方の需要に應ずる様な方法を探りつゝある。又全國經濟委員會の職掌範圍以外に在る交通部も電信交通系統の改進を謀り、無線電信及び無線電話に依る中部と南部との聯絡及び支那と歐洲との交通に努力中である。又郵電の行政及び財政は之を改組して積極的に航空業務の發展に力を注ぎ、上海と北京、蘭州、重慶、廣州及び南寧間の航空路は已に成立を終つた。
- 三、水利方面 支那の地形及び河流の特殊事情に因り支那全國の最も注意を要する問題は、最近の水利機關統一工作である。故に各地の水利工程の現在の成績を觀る前に先づ水利機關の統一工作を觀察しなければならぬ。全國經濟委員會は各項水利機關を統一する水利委員會を組織して其の任務の調整、系統の確定に努め、一切の工程準備、實施計畫に關して慎重を期してゐる。而して人材及び經費の用途並に經營と技術との監督を有效合理化しつゝある。
- 四、農業經濟方面 棉業統制委員會及び蠶糸改良委員會の事業進歩は顯著なる成績を示し、中央政府は江西及び各省農村の復興の爲めには積極的協助をなしつゝあるが、其の外、實業部中央農業實驗所の農業化學工作及中央政府が合作會議の建議を採用した辦法等は、支那合作運動を健全なる基礎の上に發展せしめる根本方策として極めて重要な農業問題たるを失はない。之に對し一般の輿論及び政府は頗る重視してゐる。中央農業實驗所は各省の農業機關に積極的に聯絡を保ち、自身の研究工作に支障を來たさない範圍内に於て充分技術的援助をなす可きものと信ずる。合作運動は現に農村經濟の範圍を超越し、其の成功を見てゐるが農村に於ては最も顯著である。同運動の發展は極めて迅速で目下南京及び各省に特別機關を設立し、幹部員の指導訓練を開始する氣運が濃厚である。
- 五、工業經濟及び技術方面 棉業統制委員會及び蠶糸改良委員會は既に實施してゐるが、全國經濟委員會は目下輕工業の發展方法を考慮中であり、實業部經濟委員會及び關係機關は工業の創立並に發展計畫に就て系統的研究を進めつゝある。

更に支那建設に従ふ技術専門家及びあらゆる工作員各個人の力量集中を如何に實現して其の工作を效果的ならしめるか、又工作の重複を如何に避けるかと言ふ現在の問題につき「支那政府組織の現状より論ずる時は、各機關工作員は相互の連絡を缺き、而も無用の競争をなしつゝあるものゝ如く、之等の傾向は今後、各個人が其努力を共同行爲化して目標を一にし前進する様、改めるの必要があらう。衛生事業の成績は特に優り、公共衛生各項の機關は近年一組織下に隸屬され、専門家に於て之を指導してゐる。其他の事業も多くこの辦法を採用する様、中央政府の各項公共工程及び農業技術並に研究機關は其の現在の隸屬關係の如何を論じないで、全部之を一全國技術總機關の下に屬せしめる事を要する」と説いてゐる。

三、各省旅行中に得たる印象と資料

山東、河北、山西、陝西、河南、湖北、湖南、江西、浙江、江蘇、廣東、廣西の順に各省を旅行し、その間に得たる印象及び資料を内容として本項を構成してあること次の如くである。

- 一、山東省 最も重要な建設工作は、公路及び水利工程である。即ち(一)全省公路は既に四千哩に達し、乗合自動車は八百輛を算へ、水利工程も積極的に進展して居り、(二)黄河堤防は黄河水利委員會との合作によるものであつて、この外(三)小清河の修築工程も亦着々完成に向ひつゝある。凡そ山東省を參觀する者は何人と雖も必ず同省の秩序及び規律の嚴肅なる事を感じるであらう。余個人の經驗を以てしても誠に其の通りであり、省政府は民衆及び公務人員の風紀、精神の肅正、振興のためには特に新奇なる訓練方法を採用してある。例へば省政府全職員は必ず一齊に演習してあるのである。
- 二、河北省 建設工作は(一)天津等の海岸及び各河流の水利工程に力を注いで居り、また(二)北京市政の建設施設は極めて進歩してゐるに文化、教育方面は全國を牛耳りつゝある。
- 三、山西省 人民は古來性質善良であり、同省の秩序は極めて整然たるものがある。(一)新式公路網は全省を貫通して、早くより完成を告げ、支那各省の公路網完成順位に於て山西省は實に第一位となり、又山西省政府は(二)同蒲狹軌鐵道の工事に當つて居り、同鐵道は北より南に全省を貫徹するもの現在尙ほ未完成であるが、兵工を用ひて構築してある。山西省は鑛産物豊富なる關係上、此の種鐵道は實に裨益する所が大である。山西省當局は(三)現に富源開發に對する系統的計畫の實施を決定して其の經濟統制機關は既に成立してある。余は新設に係る西北實業公司を參觀したが、同公司は毛織及び皮革廠を創設してある。太原兵工廠は目下農具改良を實施すると共に鐵道材料の製造を行ひつゝある。更に同省南部は種々の有效なる方法を採用して鑛鹽の開發を奨励してある。又同省は(四)水利問題を重視し、目下華洋義賑會との合作で、汾河の修築及び灌溉計畫を進めて居り、國際聯盟専門家は本年同省の請に依て、右計畫に對して意見を發表したが、省政府豫算不足の關係上經費問題にて工事は實施に至つてゐない。(五)同省技術家は多く太原、山西大學の出身者であるけれど、同校は頗る英國學府と其の様相が類似して只規模が小なるのみである。

四、陝西省 支那西北に於ける主要省であり、中央政府及び全國經濟委員會の同省に對する建設態度は極めて積極的であり、多くは直接職權を行使するのである。従つて(一)各種の建設事業は全國經濟委員會の主持するものが多く、公路、水利、合作事業、衛生等は着々改進を見つゝある。また(二)秦隴の地は位置が邊塞に處して、近代交通工具は元來缺如してあるけれども一九三四年末隴海鐵道が西安に達して目下又之を西安以西三十杆の成陽に達し、西安は着々近代化しつゝある。(三)水利工程には既に完成の逕惠渠及び近く完成の運びの洛惠渠がある。尙ほ(四)財政は極めて困窮し、従つて建設事業は中央政府を頼りとする。

五、河南省 省政府當局の建設事業の重點は公路改良及び水利工程、棉種問題等である。

六、湖北省 建設事業として(一)公路方面は目下正に鋭意修築中であり、不日公路網の完成を見るであらう。(二)乗合自動車は近隣各省と聯絡してある。(三)水利方面は中央政府及び揚子江水利委員會の協助を受け、長江以南、武昌附近(金水流域)の淹沒地は修復、改善されつゝある。(四)農業技術改良工作に關しては省政府は漢口及び漢陽を木棉紡織工業の改良中心區として着々諸般の計畫を進めてある。(五)民衆教育は支那教育視察團が歐洲及び蘇聯の視察より得た資料に依り進められてある。

七、湖南省 湖南人の規律の嚴肅と工作の熱心なる事は、小學兒童にも之を窺知し得られる所であつて、同省は長期視察に値するものがある。人口及び富源より論ずれば湖南は支那最富省の一である。建設事業のうち(一)同省の公路網は之を歐米最優の管理制度と比較しても大差なく、公路運輸の組織は鐵道運輸の方法を採用して實に完備してある。將來(二)粵漢鐵道の完成の曉には同省の經濟的發展は殆ど無限であらう。

八、江西省 頻年匪患殊に多く、其の大部分の區域は一九三三年に修復せられたものである。故に建設の二字は同省に於ては再建、復興工作であり、近代化工作と看做すのは適當でない。建設事業として(一)南昌及び近郊の市政工程の進捗は甚だ迅速であり、既に近代都市の規模を具備した。(二)各種の公共衛生機關は何れも中央衛生機關の技術指導を參酌模倣して組織したものである。又(三)農學院(近く完成)及び鄉村師範學校等には農業試驗場及び家禽養育所の附設が有り、其の教育用具中の世界地圖には國際聯盟加盟國、非加盟國を明示してゐた。また貴陽縣の某鄉村師範學校には盛んに養蜂を行つてゐた。(四)國際聯盟専門家は曾て實驗縣制の實施を建議したが、江西省は現に之を採用し、農村中心服務區を設立して居り、診療所、民衆教

育中心區、農業試驗場及び農村合作社等の附設がある。(五)江西省政府及び南昌行營は政治的權力を巧に利用し、若干の農村復興實驗區を設置してゐる。余の參觀した臨川中心區の如きは同縣民衆が均しく其訓練を受け、鄉村道路構築の義務を有つてゐる。この外、(六)公園の設置、合作社の設立等が行はれ、灌溉、運輸、及び規律、禮節等の提唱も行はれて居り、該中心區には診療所、農業試驗所及び雜誌・新聞閱覽室の附設もある。(七)今後は大いに民衆組織に努力(保甲制度)す可きである。而して保甲制度に依る民衆組織は僅かに江西に於て必要なるのみならず、浙江及び其他の省に於ても皆之を實施す可きものである。斯の如き制度は公共秩序維持上に頗る有効であり、江西省當局の説明する所に依れば同省公路の建設、水利工程の實施等は其規模が大であつて(臨川附近に百二十五軒の長堤を構築するが如きである)、動もすれば數百萬民衆の工作を要する程で、民衆の協力がなく、同省の助力のみに恃んでゐては到底成功し得ないと謂ふ事である。

九、浙江省 建設事業のうち(一)浙贛鐵道が全部落成開通の曉には南昌・杭州間の聯絡は益々密接となるであらう。同鐵道は支那自身の財力と自身の技術に依るもので、外人の財力、技術を假つてゐない。(二)浙江省の主要建設事業は、浙贛鐵道(杭州段)以外に、公路交通の發展に力を致してゐる。蓋し江南諸省の公路交通の發展程度は浙江省が最も先である。(三)同省は又蠶蠶改良、糸業改進に夫々努力し、同事業は全國經濟委員會蠶糸改良委員會と密接に合作してゐる。この外(四)滬杭甬鐵道の杭甬段及び杭州市政工程は着々進行中であり、將來の發展は期して望む可きものがある。(五)浙江省は米産に乏しく、其の需給關係は思はしくなく、之に加ふるに蠶糸輸出は近年激減し、經濟は益々不振となり、生活困難に陥り、今後同省の經濟は全般的改革を要するものがある。目下同省當局は兩廣及び山西各省の方策に倣つて、統制經濟を實行しようとしてゐるのは注目に値する。(六)この外民衆組織の制度は大體江西省と同様、目下積極的に進行中である。

十、江蘇省 全國經濟委員會の主持に係る所の建設事業としては公路工程、蠶糸改良工程及び導淮工程等があり、また同省の建設事業は水利工程を第一とする。

十一、廣東省 元來富穰の區であり、人民は企業に秀で、大部分の民衆は海外商業及び文化との接觸に悠久で、其の見識の遠大なる事及び革命精神に富んでゐた點等は實に卓然たるものがある。廣東省財政の豊かさは各省に冠絶し、技術、人材は極めて多數に上つてゐるが、其の大部分は歐米の留學生である。故に廣東の經濟近代化及び工業化は理想には無論到達してゐない。

れども諸般の實行は確に各省より進んでゐる。廣東の三年計畫は既に成立を見たが、同計畫は同省の農産及び礦産資料に照し本省及び國內の需要を考察して以て市場支配を圖るものである。建設事業のうち(一)同省省營工業である所のセメント工場、製糖、製鐵、造紙、化學工料、肥料、硫酸及び綿絲紡績工場等は均しく需要を考慮して行はれ、外國技術者を聘用してゐる。又事業發展の外資利用を惜まない。余はセメント工場其他重要工場を參觀したが、其設備は何れも最新式のものである。同省に於ける支那人専門家、及び外國技術家は皆省營工業の將來の發展を樂觀してゐる。若し同省の事業を經營順調ならしめ、全國各地との協調態度を持して行けば廣東工業化計畫の實施は實に支那經濟建設の新紀元を開くであらう。廣東省三年計畫中には滄江築堤及び水電廠の建設を含んでゐる。(二)公共事業方面は同省の既成公路(省路、縣路、鄉路)の全長が約三萬二千哩に達するけれども雨季には自動車の運行が困難であり、交通運輸上に影響する所がある。又市政工程は大規模に進められつゝあつて、市道の構築六十哩を下らない。珠江の海珠鐵橋は既に一九三三年二月に完成したが、稍や北にも亦黃沙大鐵橋の營造がある。同大橋は自動車及び粵漢、廣三兩鐵道の汽車を通ずるため全長一千六百四十呎、近く完成の運びである。(三)農業方面については、省府は蠶糸改良研究の公私機關の設置を實施し能率の増進を圖つてゐる。この外甘蔗の栽培を積極的に奨励してゐるが、製糖廠創設以來其の成績は極めて良好である。(四)教育方面は西南には學府林立し、聲譽は夙に著しきものがある。最近廣州國立中山大學は移轉したが其の規模は宏大である。同校の教育目的は生産的人材の養成に在り空談の理論を尙はず、その學科中、土木工程科及び農科等は設備完全で經濟建設と密接な關係があり、又農場面積は宏大で研究生産の用に供し得る。

十二、廣西省 地瘠瘠で廣東省と同日の談ではない。數年以前に省當局は社會安寧の維持上困難を感じたが現在では大いに其の事情を異にしてゐる。短期間に偉大なる事業を完成した其の刻苦努力は實に人を感服せしめる。イ、廣西省政府は「經濟建設のためには先づ政治行政制度の改革を要するものとして政治行政制度の改革、精神道德の改善を先決問題とする」との見解を持ち全體民衆の積極的參加擁護を以て當局の必要條件としてゐる。1.同省官紀は整然たるものがあり、失職官吏は盡く淘汰されて、新任の公務員は試験に合格した者に限られ、最近試験法の決定を見、極めて嚴格に施行されつゝある。2.又同省豫算は全部公布され、公金の使用は必ず豫算の規定に依り、嚴格なる監督を受けてゐる。3.公務員は全部同等の權利と義務を有



し、公正無私、民衆の福利をのみ之を計りつゝ其職責を遂行してゐる。4. 文官は上は主席より下は最下級人員に至る迄均しく簡単な制服を着用し、教員も學生も異なる所はない。5. 軍隊に於ては將校及び兵卒の服装は僅かに色の區分あるのみである。6. 廣西省の民團制度は最も特異性を有するもので民團創立以來、社會公共秩序は維持され、正式軍隊の兵力は其の爲めに節省されて軍事豫算も軽減されてゐる。この外尙民團は民衆に對し公共精神を宣傳し、幹部には軍事經濟を施行すると同時に社會の總體的訓練實施の責任を有してゐる。斯くて、1. 全省公務員は皆民團に服務し、居民は十八歳より四十五歳まで四ヶ月の訓練を受けなければならぬ制度がある。2. 現在全省居民の約半數は既に訓練を受けてゐる。同省當局の語る所に依れば二年以内には全省に之を施行すると云ふ事である。3. 政府の人員及び未來の領袖となる可き者は皆六ヶ月の訓練を受け、訓練は特に嚴格な軍事訓練ではなく簡易な民事、經濟、及び農業等の學科を含んでゐる。4. 廣西省政府は全民衆に對して常に有效な相互聯絡方法を講じて民衆の幸福を念願してゐる。民衆も亦政府及び其の事業を理解し政府と人民との間には何等の溝もない。縣長は同縣民團の領袖であり、各村長は受訓後は村中の民團首領を兼任する。村中合作社の書記及び小學校長、前縣長、村長等は政府代表を兼任し、當地民衆の發言人である。5. 廣西省の行政大綱は約三つある。自衛、自治、自給が是である。1. 民團の組織は僅かに自衛を圖るのみでなく、自治の精神を養成し自給に役立てようとする目的に外ならない。2. 自給實現のためには生産及び消費の統制を計り、全省經濟委員會の設置がある。3. 其の完成した經濟及び技術工作は新式公路網の建設及び省立衛生機關の組織の外、農業方面は柳州農業試驗所、獸醫學校等の設立を見た。4. 尙全省礦業發展のため國營工業を創立し鐵道が敷設されてゐる。5. 廣西省政府は是等經濟及び技術工作と民衆の教育工作とを密接に聯絡せしめて相互提携の實を擧げるため、各村に命じて未教育兒童調査表を製提出せしめ普遍的義務教育の實施を準備中である。又南甯民衆教育院も初等教育實施に關する研究を進めつゝある。廣西官民の精神的卓越性を認めざるを得ない。

#### 四、一般感想

地域の宏大、南北事情の差、各省新政施行の前後、住民習慣の秦越異趣、各省特殊事情に應じて進行さるゝ建設事業の別等から「各地に於ける感想を綜合して全國的に云々するのは誠に管窺の義を免れない」が、併し「舉國の願望

及び其の努力の目標は一に歸してゐる。故に余はこゝに全般的に簡單なる觀察を行ひ、以て支那建設の趨向を示したる」として次の如く一般感想を述べ、支那建設進歩の趨向に言及してゐる。

#### 甲、建設事業の進行

支那當面の缺陷は實に清政治の腐敗に依るものであると信ずる。けれども目下學國一致、復興の意氣に燃え、努力を重ねつゝあるのは誠に貴ぶ可き所であり、今後益々之を助長すべきである。孫中山先生の「國際發展中國計畫」の一書は系統的理論的に明確に論じてゐる所のものであるが、是等建設計畫で正式に中央政府より對外的に宣言を見、事實上實施されたのは一九三一年に全國經濟委員會の設立を國際聯盟行政院に通告し、技術合作を請ふたのを以て最初とする。尤も廣東、山西等の省に於ては夫れ以前から孫文の計畫が具體化してゐたが、これは中央政府を通じて行はれたものと云ひ得ないものである。

一、一九二八年國事奠定以來、支那の國民革命運動の主要目標は、國際地位の平等保持及び國家の獨立自由の確立、對列強關係の改善に在つて、その注意の焦點は國民經濟の復興、建設工作の實施、技術人材の調整等となつて現はれた。(一)目下支那の輿論は、國內外の普通公法問題に對し、極めて重視して平民生活標準の提高、國家活動の物質工具の増加及び國家改革の各具體的問題等で積極的に研究せざるものはない。(二)又政治改革と經濟改造との關係は頗る密接なる事に鑑みて、國內組織の鞏固を謀り、政治、經濟改革に努め、外交方針も之に依つて其の影響を受けてゐる。(三)支那の基本的建設工作、水利、公路、衛生等の建設は自ら積極的に進行中であり、局部的に見て成果は著しいものがある。(四)中央政府當局は建設工作に對して常に研究を続け、地方政府當局は社會安寧の維持を重視し、實際に建設工作に従事してゐる實狀は支那政治生活の進歩である。

二、各省の農村には各公私機關の作製に係る標語「國家獨立保持の爲めには必ず建設を」等の文字が見られる。(一)支那の經濟制度及び技術的設備は必ず農民の需要に適應し、其の心理に迎合して始めて可能であり、支那農民は數千年來の固有文化の陶鎔を受けてゐるとは云へ、革新事業の進行には常に無限の興趣を抱いてゐる。(二)目下各農村には盛に新式農具の輸入を見る有様である。支那中部及び西北に於ける棉花及び西南に於ける甘蔗の栽培の改良、發展は其の成績顯著なものである。(三)最近數年來合作運動の發展は極めて速かであり、公路自動車の開通以來各省の運輸は極めて順調に運用されつゝある。

三、支那に多年居住する外人の言に依れば、支那民族は近年生氣蓬勃し、改革能力は人を賛賞せしめるものがあり、支那兒童も各種運動に従事し童子軍の如きは露營等にて嚴格なる訓練を受けつゝあるのは景仰の至りである。

四、之を要するに、中央、地方各政府當局並に其部屬は建設事業に對し勇往邁進し、全國への普及化を圖り、民衆の輿論は常に之を擁護しつゝ其の完成を促進してゐる。今後も全國輿論の趨向は必ずや建設事業の激進を來す可きものと信ずる。

乙、建設實施の方法 中央政府は其理想を積極的に實現し、將來の失望を避けるため殊に建設事業に努力し、其の得た所の成績は之を試験と名付けてゐるが、試験の名稱を以てしたのは頗る當を得たものと信ずる。蓋し環境及び歴史の類似しない兩國に於て一國の採用した經濟及び技術方法を直ちに他の一國に適用するのは正しいものではなく、必ず自己の環境に適應するやう取捨選擇を必要とするのは理の當然であり、そこには必ず試験の精神と謹慎なる態度、和平の方法を必要とする。

一、支那の建設事業は計畫時代より既に實行時代に入り、建設に従事する者は當該地方の特殊事情及び其の個性に就いて深い認識を有してゐる。蓋し唯實主義の教訓は、最初に試験を経て始めて明瞭となり得るものであり、支那が歐米の現狀に到達しようとして歐米の全方法を直ちに支那に適用しようとするのは正當でなく、且つ事實の許さない所である。故に(一)現在の主要目標は先づ支那の環境の現狀を觀て決定される可きで局勢の趨向は必要時に過去の事情を参照し、同時に歐米及び蘇聯の經濟方式を參酌す可きものである。歐米の技術は僅かに建設事業に對する一種の工具に過ぎず、支那が歐米の建設工具(方法)を採用するのは結構であるけれども、其の際には必ず環境事實を顧みて慎重考慮の上、實施す可きで、若しそうでなければ其の得る所の結果は歐米に比して逕庭の差があるであらう。(二)各種建設事業の進行は其の重要程度を異にしてゐるが、過去の經驗及び民族の特性を顧れば何れも同一律である。(三)教育は均しく國家的色彩を含んで居り、近代教育はこの色彩を含んでゐないものはない。其の目的は何れも人の培養に外ならないのである。(四)行政改革は必ず古來の傳統に注意し、(五)農村組織は習俗信仰と隔離する事を得ない。(六)工業の發展は當該地方の工業の優點を考慮する必要がある、又(七)公共工程及び衛生方面も同様地方々々の要求を考慮の外に置く可きではない。

二、支那の傳統事情は他國と同様ではない。支那各地の現狀も亦地によつて異なるが故に、一概に論ずる事を得ない。支那現有の各項試験工作は大約すれば公路、新運輸工具及び新燃料の試験、新式鐵道の試験、浙江、江西の兩省統制經濟及び民衆組織

の試験、農村衛生、民衆教育及び農業復興の實驗、廣東省省營工業の試験、廣西省地方行政經濟及び教育の改革試験である。イ、中央政府の建設主持者並に實行者等は多く西洋科學及び技術の訓練を受けたものであるが、經濟或は技術問題審議の際には必ず支那の特殊事情を觀察し、當地の傳統事情を參酌して特殊條件の解決辦法を決定してゐる。即ち公路、交通、公共衛生等の進行歩調は西洋式方法を因襲せるものではない。故に將來の發展上、また當然特殊的效果を收め得るであらう。中央衛生署の第一次三年計畫は首都施設に偏重してゐる傾向があるが、最近に於ては農村衛生事業に従事し同時に各種專門家及び幹部員の訓練に努力中である。又同署は農民生計の困難に鑑み、特に醫藥費の免除軽減をして以て郷貫の益を圖つてゐる。ロ、交通方面は、1. 數年前支那の政治領袖が、支那人口と鐵道里程との比例が遠く歐米各國に及ばない事實を認識して、外資利用の方法によつて大規模の鐵道網の敷設を計畫した。2. 公路網の構築は一九三一年までに於ては、山西省を除く外は、他に重要を感じなかつたが、浙江、江西等の各省は就中努力構築中で數年以來の進展は極めて速かである。各省が構築する公路は完全に國有財力を仰ぐのを原則とするが、時に當該地方の民工を使用して國幣の節約をなしてゐる。中央政府は年來社會の安寧を維持し内部團結を計るため、交通工具の需要が極めて多く公路事業は迅速に發展してゐる。之が影響としては、國內經濟商業の流動性は増大し、民衆の國家統一心理は次第に普及強化を見つゝある。要するに公路の發展は理論の効果ではなくして實に國家の需要に適合しようとするためである。3. 又航空及び電話電信事業は何れも改良進歩を示して、現在各省城間及び各縣間には逐次公路が相互聯絡してゐる。余の經過した公路は計五千軒に達したが皆自動車の通行自由で、長距離自動車沿道の停留所には電話の裝置がある。ハ、支那は建設實施以來其の方法は前述の如く、唯實主義の試験を採用し、民衆も之を完全に了解してゐる。故に各項建設問題進行の程序は幾分の變更を餘儀なくされて中央政府は先づ各種の農村建設に従事し、次に新工業の創立、原有工業の改善を當面の急務としてゐるものゝ如くである。然し工業化の理想は、内容的諸般事業の整理を捨て、は決して奏效するものではない。目下中央及び地方當局は對外貿易の入超に對して皆自給經濟の提唱及び輸入の減少を以て主要對策とし全國經濟委員會及び所屬各機關は公共事業及び國防建設は之を與辦するのは勿論であるが、其外農産原料及び交易品等の製造に當つて農業の需要を充足せしめつゝある。ニ、支那工業農業の進歩は相互に直接間接の關係が有る事實は、工業化提唱者も亦否認する事の出来ない所である。故に甘蔗及び棉花栽培の獎勵並に蠶糸品質の改良等は、之に關係する各種工業の改進

創立と同時に進ぶべきものである。蓋し支那農民の人口は全體の九十%を占め農業の盛衰優劣と工業の進展とは極めて密接なる關係に在る。曩にソールター卿は浙江省視察報告書中にて一種の原則を建議して「支那工業の健全なる發展を欲するならば必ず農民の購買力を増大す可きで、其の生活條件の改良を基礎的問題とする」と云ひ、誠に同感同意である。ホ、歷年來支那の匪患が頻りに起つて、多くは農民暴動の色彩を帯びてゐるが故に、近代支那として其の鞏固なる基礎を築かうとすれば、經濟方面の必須條件はざる事乍ら、農民の擁護を獲得す可きである事は絶対的の要件である。茲に農業建設について二項の重要問題を分述すれば、次の如くである。一は農村公共生活の再建であり、一は農村及び其の上級組織との密接關係の樹立である。1. 中央政府は農民の意見及び利益を尊重し、農民も亦中央及び地方行政機關の意を體して、組織、服務を實施する様にすることを必要とする。2. 中央政府は右の意見に依て河北・定縣、山東・鄒平及び江西各縣に實驗區を創辦し、民國林公所、合作社、診療所、鄉村學校、農業改良場等を設け、農村單位の中心化を圖つてゐる。3. 又浙江、江西兩省政府が舉辦した所の民衆組織工作の家長、閭長、村長、鄉長制度の復活は民衆間の傳統組織の恢復を計るものに外ならない。4. 目下時代は推移して輿論は轉變し、技術工作の改善は、農民の生活状態が改進しない以上、それは表面的改善に過ぎないものであり、決して持久は不能である。故に廣西省は人民の公共生活に對して、慎重なる考慮を拂つてゐるのは當を得たる策である。

三、支那の公共生活は表面上は實際を尙び、民族主義の精神は經濟及び技術建設の需要、或は年來實施して來た建設經驗の生産した所ではない。其の原因を尋ねれば紛々として一つに止まらないけれども、民族國家の感情は自ら深厚に趨きつゝある。只支那革命の初期に於ては民族感情は過激であつたが、これは外在暗示の影響を受けたためであると認められる。支那は必ず自力復興を圖る可きものであり、あらゆる精神的物質的資源は之を本國に求め、外人に對しては僅かに協助を求めると止めざる如くす可きものである。中央政府は漸次自覺して來て、經濟建設事業に對しても僅かに自力を恃み、他人に頼らず、近代化の建設を國粹保存の裏に求めつゝある。

### 丙、國際聯盟の技術合作

支那は地大にして、其の大なる省は面積歐洲國家にも相當してゐる。而して交通の近代工具は目下大いに不足を告げ直接行動の中心及び工作實驗の地點は常に一省の範圍を越えない。けれども支那の根本的統一は結局各省の和協、建設に依り、漸次其

の域に近づくものである事を信ずる。

一、中央政府の任務は各種建設事業の統制、準備に當る外、各省建設事業の整調に任ずるやう、凡そ國家に有利なる計畫は之を獎勵し並に經濟上、技術上の協助を與へ、國家に不利なる工作は之を制止す可きである。斯の如き協調、協助及び監督の工作は各省建設事業に對し實に莫大なる關係を有するものである。中央政府の技術建設に對する主要任務は、各省との密接なる聯絡を維持し、各省に相互經驗の交換をなさしめ、各資料を中央に蒐輯して、全國の要求に備へるに在るのである。

二、國際聯盟の技術合作は斯かる工作に對して頗る有益な協助を與へ、即ち歐米經驗の結果を各建設機關の參考に供してゐる。イ、國際聯盟技術機關は支那建設に對し只協助するだけであるが故に、技術合作成功の條件の如きも過分の望を抱かないの必要とする。ロ、技術合作の方式は支那政府の需要に應じて、國際聯盟の決議に依るものであり、合作上各問題は各々其の趣を異にしてゐるを以て、1. 國際聯盟専門家及び技術合作代表は、長期に亘つて支那に駐在し、専門的知識を以て工作に當り、某項専門問題に對しては精密な調査を行ふ必要がある外に、2. 高級専門家を短期渡支せしめて、臨時的任務を擔任せしめ、各種の困難なれども重要な問題の研究に資するやう、3. 又支那が或は地方の色彩を含んでゐる或る問題に就て世界技術を知りたいと希望を有する時は、國際聯盟は僅かに支那専門家の外國視察、研究に對して便利を計るに止める。4. 支那行政機關の特に注意してゐる民衆利益問題に於ける技術合作の方式も亦國際聯盟主管機關に委託して、慎重に検討する事を得るのである。5. 要するに國際聯盟技術合作の任務は、只支那技術幹部人材の訓練及び改進を協助すると同時に、歐米の經驗によつて得た所を支那技術者の參考に供するものであり、國際聯盟の對支技術合作は支那内政範圍及び外交關係には觸れない。

三、支那建設事業の進行は根柢が鞏固であり、政治的事件の影響を受けないで、前途の展望は樂觀す可きものがあり、余は支那中央政府に對して、國際聯盟は常に支那政府の意旨を尊重し、技術合作は決議に従つて必ず慎重に之を進行するものと保證した。イ、最近期間に於ける技術合作實施の範圍は公路の修築、水利の興辦、合作社の組織、公共衛生の促進、農業技術の改善等であつて、國際聯盟技術機關は外國専門家の氏名表を支那政府に提出して、以て支那政府の撰擇招聘に便すると同時に支那専門家の在外研究及び實習に關する種々の便宜を計らひ、極力支那政府の意旨を尊重して、國際聯盟行政院の決議に依て盡力協助の態度を維持してゐる。ロ、技術合作の詳細なる辦法は過去の手續に照して、全國經濟委員會及び其の審議委員會と

協商決定に依る可きもので、國際聯盟技術機關は全國經濟委員會を以て樞軸とし、中央政府指導の下に支那各種の建設機關と合作を進める筈であり、斯の辦法は既に久しき以前より行はれ大なる効果を收めたる所であつて、將來と雖も繼續實施す可きものである。

如上の内容を綴るハース氏の報告書は國際聯盟の對支援助の限界を支那建設に對する技術上の協助に置き、その協助は歐米で經驗の結果を支那建設機關の參考に供するもの、此の協助を與ふる聯盟側の機關を國際聯盟行政院支那技術合作委員會とし、更に此の協助を受ける支那側の機關を全國經濟委員會とするものであることを説き、而して兩者の提携協調につき「中央政府は技術合作に當つて常に和氣の態度を持つ旨を余に告げたことがあつたが、これは實に感動の至りであつた。國際聯盟の支那建設に對する協助の態度、精神は支那人に切實な印象を與へてゐるを以て事業の前途は正に無限であると信する」と言つてゐる。斯かる技術合作による各省の建設事業は或は中央政府の計畫指導の下に推進され、或は地方政府独自の積極的工作に依て實施されてゐるとして其の實績を挙げ、また國家建設に關する各事業の進行も「深刻なる經濟恐慌、政治的困難にも拘らず少しも懈怠の色はない」と述べ、更に「余は南京に在つて中央政府工作員の興奮努力を目撃したが、實に人を感激せしめるものがあり、技術専門家は固より有ゆる工作員は皆熱誠信仰を以て只能率の増進を念願して居ることは明瞭であり、其の服務の價値は重視に値ひするものがある」と言ひ、「只現在の問題は是等工作者各個人の力量集中を如何に實現して其の工作を効果的ならしめるか、又工作の重複を如何に避けるかに在るが、支那政府組織の現状より論ずる時は、各機關工作員は相互の連絡を缺き、而も無用の競争をなしつゝあるものゝ如く、之等の傾向は今後、各個人が其の努力を共同行爲化して目標を一にし前進する様、改

めるの必要があらう」として建設關係各機關の連繫強化の必要を説き、支那建設の樞軸たる全國經濟委員會が「専ら各公私團體及び各部會間の聯絡に當り、建設計畫を全體的に順調進行せしめる様な役割を果すを適當と認める、斯の如くすれば全國經濟委員會は中央政府と各省との有效なる聯絡機關として現時政府機構の缺陷を彌縫し得るであらう。この點は南京に稍々長期に亘つて滞在する者の均しく感ずる所であつて、奧地訪問によつて其の感は益々深いのである」と述べてゐる。全國經濟委員會が一切の支那建設を統帥し之が國際聯盟と密接に結び付く時にその目標に到達できるものであり、斯くて支那建設の將來は極めて望み多きものとなるとしてゐる。此の機構の確立は歐米の對支投資に於ける支那政府の保證を設定するにも役立つものであり、「嚴に技術援助」の限界を越えてこれ等の機構による調査研究の成果は、資本の強大な聯盟加盟の少數國に依て採收され、それ等少數國資本の對支進撃となつたのである。

(註五五) 東亞經濟調査局發行雜誌「東亞」(昭和十一年二月一日號)掲載「最近の支那建設事業の進行概況」(國際聯盟運輸組々長ハースの報告書)に據る。

ハース報告書の概要を摘録するに當り原文は専ら右掲の「東亞」掲載の譯述によつたものであるが、分類の項目は適宜挿入したものである。

## 第七章 支那事變を繞る歐米の新たなる攻勢と援蔣借款

### 第一節 概 説

滿洲事變後に於ける日本の聯盟脱退と共に從來兎角日本に對して遠慮勝ちであつた國際聯盟の對支援助は俄然露骨となり、事毎に對日攻勢に於て支那の經濟建設に技術的に參畫するのみでなく資本的にも參與するに至つたのである。即ち國際聯盟としては何處迄も嚴に技術合作の假面をもつたのであるが、併し前掲のライヒマン、ソールター及びハースの各報告書の内容にも徴し得られる調査研究の成果を以て歐米資本を誘ひ、また歐米資本も此の成果を土臺として投下するに至つたのである。而して此の場合の對支投資といふものは原と之を誘導する土臺となつた調査研究なるものが、對日攻勢なる支那經濟建設の目標から割り出されただけに、當然濃厚な對日攻勢の色彩をもつたのである。深刻な世界恐慌に襲はれた歐米金融資本にとつて豊富無限の天與資源を蔵し、而も四億と稱する絶大の民族を構成する未開拓市場支那の獲得に大きな期待をかけ得たことは餘りにも當然である。清朝末期に於ける歐米金融資本の支那進撃は恰も大河が氾濫して低地支那にも流れ込んだ如きものであつたが、併し第一次世界大戰後の好況反動として繼起したる世界恐慌に由る歐米金融資本の新たなる攻勢は決して支那が低地であるから氾濫した河水が流れ込んだと言ふ譯ではない。それは河流が急に閉塞されて了つた爲、山岳を開鑿して疏水しなければならなくなつたのである。此の疏水工事には幾多の困難があつた。世界の最も脆弱な地域に向つて疏水工事が進められた。即ち金融資本の擅場

として有利有望な諸條件を滿たす地域支那に向つて其の進撃路が切り開かれることになつたのである。既に歐米金融資本の對支新攻勢は坦々たる大道を求められるものでなく、その前途は開鑿さるべき峻嶒が遮ぎり、踏破さるべき棘の道である。自らその攻勢は積極的であり、各面に摩擦を惹起せしむるものでもある。そこにまた戰爭誘發の幾多の因素を内包する。此の情勢から滿洲事變が起り、遂に支那事變にまで發展したとも言へる。

新たなる對支攻勢に出た歐米の金融資本も亦猶太財閥に根をもつのであるには些の變化もない。十九世紀前半に於ける歐米の金本位制度の成立は金の塊の所有關係による國際金融資本を育成し、その部面に於ける猶太財閥の急激な發育を可能とした。世界恐慌の深化は生産部面に於ける金本位貨幣の重壓に原因するものであり、又自ら恐慌深化のうち金本位制度拋棄の方向に貨幣制度が移行した。是は猶太財閥に於ける大きな痛手であり、そこにまた積極的な歐米の金融資本の對支攻勢が由因つけられた。當時の國際聯盟に於ける人的構成を見ると、その中樞部は總べて猶太人に依て占められた。即ち國際聯盟の活動の中心である事務局の人的配置が悉く猶太人に重要椅子を與へるものであつた。ドラモンド、アブノール、アスカラーテ等歴代の事務局長を初め、前掲各報告書を作成した衛生部ライヒマン、財政經濟部ソールター、交通運輸部ハースの各部長も、更に政治部マントー、宣傳情報部コンメンの兩部長も總べて猶太人であり、國際聯盟と言へば猶太人の國際政治舞臺に外ならなかつたのである。國際聯盟から支那に送つた對支技術合作調査員はいづれも猶太財閥のために支那經濟建設の對象と方策とを調査研究する先遣隊であつた。従つて彼等の調査完了と共に道路、水利、鐵道、航空、農業、工業の各部門に亘る南京政府を傀儡として猶太財閥の支那經濟建設が開始されたのである。而してまた對支攻勢の猶太資本は英國系猶太人の金融資本を以て構成の主要素とするも

のであつた。斯くて猶太財閥の支那經濟建設に伴ふて必要な機關、即ち猶太金融資本の對支新攻勢に必要な機關が相前後して支那と英國とに夫々新設されることとなつた。右に由る支那側の機關として設立されたのが、前記の中國建設銀公司である。

英國側の機關としては輸出信用保證局 (Export Credit Guarantee Department) に於て支那に對する輸出信用保證を設定した。斯くて此の部に於ける英國側の中樞機關として輸出信用保證局を通ずる仕組みとしたが、英國政府はその設定に當り一九三六年十月「英國の輸出信用保證局に於て今春蘇聯邦に對し試験的に巨額のクレジットを許與したが、爾後その運用が極めて好調なるため、政府は同様のクレジット設定を他の貿易關係國にも及ぼしたき希望を有し、殊に支那に對してはその通商關係の重大性に鑑みその必要を痛感してゐたところ、最近國內一般產業界からもこの要望があり、遂に對支輸出に對する補償クレジット設定が具體化する譯である」と發表したところである。而して英國の右の對支攻勢の新態勢は英帝戴冠式參列の南京政府特派使節として渡英したる孔祥熙との間に下交渉を終り次いで駐英支那大使郭泰祺との間に正式の締約をなした一九三六年十月十一日倫敦で調印の對支輸出保證協定に由るものである。

英國側機關の輸出信用保證局は單なる輸出信用保證のみでなく、支那經濟建設資金をも廣く供給し得るものである。茲に英國は對支攻勢の基礎を造り上げ、進んで此の仕組みを支那に於て實際に運用する爲の機關の設置に著手したのである。即ち一九三六年十二月一日上海に於て駐支英國大使ヒューゲッセン氏司會の下に右機關事務所の開所式を舉げる運びとなつた。此の機關は駐支英國大使館所屬の商務官事務所 (Commercial Council)、英國財政顧問 (Fin-

ancial Adviser) と之に對支輸出信用保證局を加へた三者を一ヶ所に集めたもの、また之に依て英本國と現地支那との間の聯絡を保つたものである。別に資金取扱の機關としては支那から中央銀行、中國農民銀行または中國建設銀公司、英國側から滙豐銀行、英蘭銀行が各參加し、之に中國建設銀公司の事實上の親銀行たるサツスーン (Sassoon) が總括機關となつた。以上が英國の對支新攻勢態勢に於ける骨格であつて、例へば支那側で所要の鐵道材料を英國の輸出商社から買入れる場合、代金の支拂に對して輸出信用保證局が保證または立替拂を行ひ、南京政府との間の一切の金錢受拂はサツスーンの手を経るのである。而して此の場合サツスーンは英國の團匪賠償金を見返りとして南京政府の發行する建設公債を引受けて資金を融通する。更に其の場合全國經濟委員會、中國建設委員會、中國建設委員會購料委員會のうちの當該機關を経由して中央銀行、中國農民銀行、滙豐銀行、英蘭銀行または中國建設銀公司のうちの何れかを支拂銀行とするのである。

猶太財閥の世界的な活動の本據と言へば、勿論倫敦であるが、極東の本據は上海である。英國の對支新攻勢に於て諸機關の總元締となつたサツスーンは英國系猶太財閥であり、また上海に於ける猶太財閥の巨頭として世界に擴がる猶太財閥に對し恰も支那での扇子の要と云つた役を勤め三十億元の巨資を背景に南京政府をその膝下に屈せしめたのである。その他上海の猶太財閥としてはサツスーンの番頭格であるアーノルドを始めとしてエヅラ、カドリ、トエグ、アブラハム、トツパス、レヴィー、コーヘン等指を屈するに追なく、支那の金融上の實權を掌握し、公共事業を獨占し、また土地建物投資に壓倒的優勢を占め、有利な煙草の輸入に深く喰ひ込み、勿論貿易一般にも手を伸べ、アパルトメント經營の王座までも占めたのである。斯かる猶太資本を以て血液とする英國の對支新攻勢は國際聯盟の對支援

助による調査研究の成果を地盤とし、その上に英國独自の打算に成る軌條を敷設して對支進撃を行つた。此の英國獨自の進撃路を設定するため一九三四年同國に於ける鐵道建設及び鐵道政策の權威者たるハモンド少將、次いで一九三五年財政・經濟の權威として世界に名聲をはせるサー・フレデリック・リース・ロスを相前後支那に特派したのである。更にリース・ロス卿の歸英と入れ代つて前述の輸出信用保證局駐支代表カーク・パトリック卿が來支し、爾後英國の對支攻勢は積極的となり且つ具體的となつた。即ち南京政府の武力強化と浙江財閥の經濟支配力の浸透とを高く評價したる英國は從來の擔保主義から漸次南京政府に深く喰ひ入ることによつて自國の利益の増大をはかる方向に對支活動を集中し、南京政府に對する信用貸に變化して來たのである。而も長期低金利を以て借款に應諾し、輸出信用保證局より對支投資に關し十年の長期保證を與へる等、支那市場に於ける英國の再制覇を目指して中南の兩支那から更に北支那までも活動の領域に包括せんと畫策するに至つた。次に斯かる英國の對支新攻勢に基礎を與へたハモンド少將、リース・ロス卿、カーク・パトリック卿の實地踏査の成果並にそれによる經濟建設の概要を記録しつつ、支那事變を繞る歐米資本の新たななる攻勢及び英米の援蔣借款に就て記述するであらう。

## 第二節 ハモンド少將の全支鐵道網完成計畫と歐米の援蔣鐵道建設

英國の對支新攻勢に好箇の目標となつたものは鐵道であつた。英國は鐵道の敷設に必要な資本、技術及び材料を供給する點に着目し、その完成による自國過剩製品の流通路線の掌握をも狙つた。ハモンド少將は此の意を受けて來支一九三五年八月十一日調査完了し、漢口から上海に飛來して報告書の作成に着手するまでの四ヶ月の任期間、親しく

實地に就き支那鐵道の現狀を調査するところがあつた。斯くて全支に亘る鐵道網完成の計畫を立案し、英國政府に建言するところがあつた。建言の内容に就き當時外間に傳へられた所では、既に完成間近に在つた粵漢鐵道を計畫立案の基底として尨大なる西南支那の鐵道建設の設計圖を成すものであつた。その計畫立案の基底となつた粵漢鐵道は廣東に發し武昌に到る間廣東、湖南、湖北の三省無限の寶庫を貫き農産、鑛産による天然資源の絶大な經濟價值を有する支那南北を縦貫の一大幹線としての重要性をもち、更に古くから深く織り込まれたる英國勢力の復活勃興としての完成には一層重大な意義が與へられたのである。

粵漢鐵道の敷設は一八九八年張之洞及び盛宣懷の發議による計畫に始まり、外國資本の激烈な利權競争を経て、一九〇五年九月成立の香港政府借款に依て英國との結びつきができ、その後再び外國資本の競争の對象となり、また民國革命の直接の導火線であつた四川省民の鐵道國有反對の飛沫を受けることゝなれる等、資金の調達も従つてまた軌條の建設も共に遅々として進まなかつた。南京政府成立後、鐵道部に於て逸早く之が全通を計畫し一九二八年十一月より工事を開始した。更に南京政府は一九三二年十月、歐米資本對支再攻勢の氣運を掴み英國より七十萬元を借款し、次いで一九三三年七月、中英團匪賠償金管理委員會として四百七十萬磅の借款を得、その後湘鄂段の材料購入のため十一萬磅、また一九三四年七月粵漢鐵道完成借款百五十萬磅を起債し、前後合計六百三十一萬磅の英國團匪賠償金擔保借款を得たのである(註五六)。斯くて粵漢鐵道は一九三六年九月一日全線開通することゝなつた。此の全通に引續いて英國は粵漢鐵道と廣九鐵道との接軌協定に成功、茲に英領香港を起點とする物資輸送の大動脈を完成したのである。ハモンド少將の立案作成したる西南支那鐵道建設の設計圖は右に見る英支間多年の懸案であつた粵漢鐵道の完成及

びそれと廣九鐵道との接轨を基底とするものであり、また前記英國政府への建言の内容は公表を避けたが、當時外間に傳へられたところでは、(一)長沙より揚子江南岸に沿ひ叙州(宜賓)を経て成都に至る線、従来の豫定線たる四川・漢口間の川漢鐵道は漢口より揚子江北岸に沿ひ重慶を経て成都に至らんとするものであつたが、粵漢鐵道との連絡上、湖南省長沙を起點とし揚子江南岸を西進し、貴州省を経て四川省の叙州に出で、更に成都に到達することに變更した、(二)叙州より昆明・大理を経て緬甸鐵道に聯絡する線、右記鐵道の英領緬甸への延長を計畫するもので、叙州より雲南省の首都昆明に到り、大理を経て雲南、緬甸の國境に近き騰越に於て緬甸鐵道と聯絡する、印度と西南支那とを結ぶ大横斷鐵道の建設を計畫した。是は往年英國が上海と南京を結び、延長して漢口に連なる一線及び香港より廣東に出で、湖南を経て揚子江に通ずる一線、更に四川、雲南を経て緬甸、印度に至る一線を敷設せんとする計畫を樹てたものゝ一部を成してゐる、(三)包頭と寧夏とを結ぶ包寧線、昆明より貴陽、長沙等を経て南昌に到る湘漢線、その他貴昆線、漢口・重慶、成都線、同蒲線、西安、昭化、成都線、粵漢線、福昌線など、幾多の新線を計畫する等、中南支を掩ひ印度にも通ずる未曾有の大規模な鐵道計畫であつた。

英國資本の對支攻勢を先導するハモンド少將の老大な鐵道計畫はその後のリース・ロス卿の活躍に根據を與へ、前記粵漢鐵道の完成、粵漢及び廣九の兩鐵道の接轨の如きリース・ロス卿の廣東省當局との交渉成果に歸せられてゐる。またハモンド少將の建言に依て英國の團匪賠償金が鐵道建設の部面に積極的に注ぎ込まれることゝなつた。之より先英國は自國の受取るべき團匪賠償金を投じて支那の鐵道を建設する企圖の下に當時の駐支公使ランブソン氏をして一九三〇年九月南京政府外交部長王正廷との間にその使途に就て大要下の如き協定をなさしめた。(一)英國は一九三二

年十二月以降受取るべき團匪賠償金を支那政府に返還す、(二)返還賠償金の大部分を年利五分の計算を以て支那鐵道の建設又はその他の生産事業に投資して利殖運用を圖り、之に依て生ずる資金を以て支那の教育事業に使用す、(三)右基金の管理分配及び處理のため支那政府は數名の英國人を包含する委員會を設くること、(四)支那鐵道の改良建設をなすに當りては英國の經濟的利益と特に關係深き鐵道を第一に考慮すべきこと、(五)返還賠償金は之を擔保として得たる借款を以て前記諸事業並にその他の生産事業用の材料を國外より求むる場合總べて英國より購入すべきこと、(六)支那政府は賠償金積立現在額の全部を倫敦に設置さるべき材料購入委員會に移管す、(七)右委員會は主席一名(倫敦駐在支那外交代表)支那鐵道部代表一名及び他の四名の委員(英國外務大臣の推薦)を以て組織す、(八)支那政府は將來支拂はるべき賠償金をその期限到來と同時に駐支英國代表者に交付し同代表は一半を材料購入委員會に、他の一半を支那の委員會に移管理せしむること等を内容とするものである。

英支兩國は右の協定に據り一九三一年三月支那に於て中英團匪賠償金管理委員會を設立し、次いで四月倫敦に於て材料購入委員會を創設したのである。斯くて英國の受取るべき團匪賠償金が支那の經濟建設特に英國の經濟的利益と關係深き鐵道建設の部門に積極的に放出されることゝなつた。此の事は同時にまた資金難に在つた南京政府鐵道部にとつて救ひの力であり、爾後鐵道建設も頓に活氣を呈するに至つたものである。同委員會の最初の鐵道投資としては前に觸れたように粵漢鐵道の完成に前後合計六百三十一萬磅が注入されたのであるが、それ以外に南京列車渡船二百八十萬磅、膠濟鐵道三十五萬磅、各鐵道借款整理五十萬磅、津浦鐵道二十四萬磅、杭江鐵道二十萬磅、隴海鐵道五十萬磅、滬杭甬鐵道十九萬磅等相前後して英國團匪賠償金擔保の借款が成立してゐる(註五七)。元來英國資本の對支攻勢は



専ら支那鐵道に目標を置き、傳統的に支那の鐵道交通に深く喰ひ込んで來たのである。即ち支那鐵道の幹線たる北寧、滬寧、滬杭甬、廣九、淞滬等の諸鐵道が盡く中英公司に借款を仰ぎ、また道清鐵道が福公司の借款で敷設され、その他京漢鐵道が英佛財團、津浦鐵道が英獨財團の借款で出來たものである等、支那主要鐵道の悉くが過去に於て或は全部的に英國の投資に依り、或は部分的に英國資本の参加に依て敷設されたのである。それがハモンド少將により龐大な鐵道計畫が提示され、既に英國團匪賠償金擔保といふ資金調達の方途も開かれてゐたため、自ら支那の鐵道建設に於ける英國の參畫の如きも積極的となり活潑となつたのである。それはまた英國猶太財閥サツスーンを中心とする英國資本の對支再攻勢に於ける目標であり方途でもあつた。

ハモンド少將による支那鐵道計畫作成に先だち英國團匪賠償金擔保の借款が相踵いで起されたこと右に見て來た如くであるが、更に同計畫作成後に於ける英國の支那鐵道に對する借款供與を見るに、その一は一九三六年六月十五日起債の滬杭甬鐵道完成借款百十萬磅である。此の鐵道借款は中英公司及中國建設銀公司の供與に成るもので、その擔保は英國團匪賠償金によらず、同鐵道の收入及び錢塘江鐵橋通行稅百分の七十となつてゐるが、借款用途の一項に英國團匪賠償金管理委員會（中英庚款委員會）よりの購車代金償還にその一部を充當することを規定してゐる（鐵道投資の部參照）。その二は京贛鐵道借款九十萬磅である。此の鐵道は安徽省宣城より江西省貴溪に至る路線であつて、南京、蕪湖を連ねる江南鐵道と宣城で結び、杭州、株州を連ねる浙贛鐵道と貴溪で結ぶ重要線であるが、英國は一九三六年十二月鐵道建設材料九十萬磅（孫家埠—貴溪間四八〇軒の建設に要する材料換價）を供給し（中英團匪賠償金管理委員會に附設の材料購入委員會及び滙豐銀行で折半引受け）、支那側銀行は一千四百萬元の現金出資をなす、而し

て中英團匪賠償金管理委員會は右滙豐銀行引受分四十五萬磅並に支那側銀行引受分一千四百萬元の雙方の償還資金として一千八百萬元を積立てるもので、同材料購入委員會の直接引受け分四十五萬磅と共に結局本鐵道建設工事費及び材料購入費全部を賄ふものであつた。その三は支那事變勃發後供與の滇緬鐵道借款である。

滇緬鐵道借款は右記ハモンド少將の計畫線中に在る長沙を起點とし叙州を経て成都に至る路線の緬甸鐵道（滇越鐵道）への延長線であり、それは叙州を起點とし昆明、大理を経て騰越（騰衝）に至るハモンド少將計畫線の前掲（一）のうち昆明を起點とし大理を経て騰越に至り緬甸の臘戍に於て緬甸鐵道と接続するものである。ハモンド少將計畫線の前掲（一）長沙—叙州—成都線は粵漢鐵道の長沙—株州間、湘黔鐵道の株州—貴陽間、川黔鐵道の貴陽—重慶間、成渝鐵道の重慶—成都間等の路線に依て略ぼ實現されることとなり、またその前掲（二）叙州—昆明—騰越線も叙昆鐵道別名川滇鐵道の叙州—昆明間、滇緬鐵道の昆明—騰越間等の路線に依て實現されることとなつた。これ等の諸線で鐵道聯絡を缺ぐのは重慶—叙州間及び貴陽—昆明間である。此のうち重慶—叙州間は右記叙昆鐵道の延長を以て鐵道聯絡ができることになる。叙昆鐵道は重慶と欽州とを結ぶ欽渝鐵道の一部に當るものであつて、叙昆鐵道の延長による欽渝鐵道の完成はまた重慶—叙州間の鐵道聯絡の達成となるのである。次にハモンド少將計畫の貴昆線、即ち貴陽—昆明間は滇黔鐵道の完成に依り實現されるのである。以上諸線の完成を見ると、此の方面に於けるハモンド少將の計畫も實現の運びとなる譯である。此のうち長沙—株州間の粵漢鐵道はハモンド少將の計畫立案以前、既に一九一一年その敷設を終つてゐたもの、従つてハモンド少將立案の計畫が略ぼ實現されたことと見ることのできるものは支那事變勃發の直前若くはその後、或は全通、或は一部開通、また或は敷設準備に着手した次の諸鐵道である（註五八）。

一、湘黔鐵道 最初中國鐵路公司がこの敷設を引受けて、長沙より貴陽を経て重慶の西南に到る路線とする議もあつたが、支那事變勃發の一年前即ち一九三六年六月湘黔鐵路工程局成立、本鐵道の敷設に當ることとなつた。株州より湘潭、湘鄉、新化、沅州を経て貴陽に至る全長約一千軒、建設費一億六千萬を計上したが、そのうち完全に敷設を終つたのは株州より湘潭を経て湘郷に至る約百八十軒である。此の鐵道はハモンド少將計畫の長沙—叙州—成都間の一部を成すものであるが、併しその建設に要する材料は既述（鐵道投資の部）の如く獨逸に仰ぎ一九三六年十一月、獨逸シンヂケートとの間に三千万のクレジットを設定したところである。

二、川黔鐵道 ハモンド少將の計畫では貴陽より叙州を経て成都に至るものであつたが、併し本鐵道は貴陽より桐梓、松坎、崇溪河を経て重慶に至る全長約六百軒である。此の鐵道は佛蘭西資本との合辦に依て建設されたものとなつて居り、既に全通してゐる。

三、成渝鐵道 重慶より成都に至る鐵道は原と川漢鐵道の西部線として計畫されたところであつたが、一九三六年三月、鐵道部が五中全會の決議に基き川漢鐵道計畫と切り放して成渝鐵道の敷設準備に着手したところである。本鐵道は重慶より成都に至る間四川省の豊富な天與資源を貫通する全長約五百二十三軒であつて、之に要する建設費約五千萬を計上された。此の建設費は中法工商銀行を代表とする佛蘭西シンヂケートより三千四百五十萬元、中國建設銀公司、四川省政府及び鐵道部より合計二千萬元の各出資を以て充當し（鐵道投資の部参照）、また川漢鐵路公司を創立して建設を擔任させ、一九三六年二月起工した。工事半ばにして支那事變の勃發に會し重慶政府の督促に依り既に全線の開通を見たことになつてゐる。

四、叙昆鐵道 別名川滇鐵道と稱する本鐵道は四川省の叙州（宜賓）と雲南省の昆明と結ぶ全長七百七十四軒の重要線として既に清朝末年にも之が建設を計畫されたところである。併し此の計畫は遂に實現に至らなかつたが、偶々支那事變の勃發に會するに及び急に敷設することとなり一九三八年十二月二十五日昆明に於て起工式を舉行した。その後一九三九年夏を以て全線の測量を終つたので引續き一九四〇年三月完成の目標（後に一九四二年夏完成豫定に変更）で區間を分けて敷設工事を進めることとなつた。尤も一部は既に測量と並行して敷設を續けてゐたもので一九三九年七月末現在で一五%の軌條敷設を終つてゐたことである。當時重慶政府（一九三七年十一月蔣政權重慶遷都）としては重慶中心の抗戰鐵道敷設に躍起となり、本鐵道起工以來二ヶ年三十萬人の工夫を動員したといふ程速急に敷設せんと努力してゐるものの如く、先づ昆明—楊林間の敷設を了し、次いで楊林—曲靖間を敷設し、一九四一年五月一日を以て昆明—曲靖間百六十二軒を正式に開通し營業を開始した。更に曲靖—宣威間も一九四一年中に敷設を終り、一九四二年夏までには全線の開通を行ふとしてゐる。而して此の鐵道はハモンド少將計畫の叙州—昆明—騰越線の一部を成すが、併しその建設資金は「一九三九年十二月、佛蘭西の對支經濟開發財團は重慶政府との間に叙昆鐵道建設のため關稅剩餘金を擔保として四億八千萬法の借款を供與し、その代償として同鐵道沿線の鑛山開發權を獲得する旨の協定を締結した」と傳へた。

五、滇緬鐵道 昆明より西進して騰越（此處より更に延びて雲南省内の緬甸境界南大に至るもの）に達し、緬甸鐵道に聯絡する本鐵道は全長八百六十餘軒であつて、一九三八年七月滇緬鐵道工程局成立、八月測量開始、十二月二十五日昆明に於て叙昆鐵道と聯合して起工式を擧げ、引續き二ヶ年以内に完成（その後一九四一年中完成の豫定に變更

した)を豫定して兩端より同時に敷設工事に着手した。蒋介石は本鐵道が揚子江と印度洋との間の主要交通線であり、長期抗戦中の軍事運輸の大動脈であるとして一九三九年七月を以てする計畫期間内に敷設を完了し叙昆鐵道と聯絡すべきを督勵したことがある。本鐵道はハモンド少將の西南支那鐵道網計畫に於ける基點の緬甸鐵道と聯絡して西南支那に延びる支那境域内最初の路線であり、英國にとつて最も利害の多い路線である。従つて外國より購入すべき材料費及び設備費を除く鐵道建設費約一億元を計上されてゐるが、英國は一九三八年四月、滇緬鐵道借款契約を締結して十四萬四千磅を前貸してゐる(鐵道投資の部参照)。

本鐵道敷設工事の進捗状況に就き一九三九年七月末現在に於て支那境域内の軌條敷設二五%完成を公表したが、併し其の後最初の豫定を變更して叙昆鐵道の完成に全力を傾注し、滇緬鐵道の方は滇緬公路に依存することとなつた。ところが更に叙昆鐵道の工事進捗に伴れて再び滇緬鐵道の工事進行に腰を入れ初め、或は「一九四〇年中工事は着々進行して居り、同沿線には伏在のトンネル數多くして工事は難澁を極めてゐるが、併しレールが入手可能ならば昆明より西方百二十軒の區間は一九四一年中に完成できるであらう」とか或は「一九四一年三月當時、滇緬鐵道當局は十五萬の工夫を動員レール、トンネル、橋梁の建築を行つてゐる。此の工夫のうち約六萬人は婦女子で、レール敷設は臘戌から東方に向つて建設される計畫であるとかの報道をなしつつ、他方英國に對して緬甸の臘戌より雲南國境に至る鐵道の敷設並に滇緬鐵道敷設資材、資金の協助を要請してゐた(註五九)。緬甸を雲南に繋ぎ四川に連ねる滇緬鐵道の建設は沿岸各援蔣ルートを完封された重慶政府として從來より一層の關心を持たざるを得ない立場に置かれ、援蔣英米兩國としても重慶政府との物資受渡しの唯一のルート、その完成の必要に迫られたのである。斯

くて滇緬鐵道借款に關する諸報道が漸次具體化し、英國は重慶政府に對して資材を供給する餘裕無く建設工事の方を引受けるとか、米國が一千萬米弗のレールその他建設資材を供給することとなつたとかと傳へられた。一方重慶政府は在米華僑の間に募集すると稱し、民國三十年滇緬鐵路公債條例を公布し(一九四一年五月二十一日)、一九四一年七月一日總額一千万米弗の滇緬鐵道公債を發行することを公表したのである。

六、滇黔鐵道 貴陽より昆明に至る全長七百五十軒の本鐵道は全線に互る測量を終つたといふが、將來完成の際には湘黔鐵道と接続することが豫定されてゐる。

以上の六鐵道はハモンド少將の來支後に於ける鐵道建設の所謂西南十一線に含まれるものであるが、これ以外西南十一線に含まれるものに川康、思普、湘桂(湘桂と桂越とも別たれる)、桂黔、川鄂の五鐵道がある。それ等五鐵道に就て述べれば次の如くである(註六〇)。

七、川康鐵道 四川省の成都を起點とし、雙流、新津、邛崃、名山、雅安、天全、瀘定を経て西康省の康定(打箭爐)に到る全長三百七十三軒の路線であつて、そのうち成都より雅安に至る百七十三軒は既に開通し、引續き雅安より康定に至る間を敷設中であるといふ。

八、思普鐵道 雲南省當局は嘗て錫の最大産地たる箇舊からの錫搬出路線として箇舊―碧色寨間の箇碧鐵道を建設しその後更に臨安―石屏間の臨屏鐵道を建設して蒙自―石屏間の鐵道交通を開いた。支那事變後一九三九年六月、雲南省當局は箇舊が錫の主産地であり、また普洱(海洱)及び思茅が國際要道であるに鑑み鐵道建設の必要を認め省務會議に提出し、一企業公司を創設して資本金五千萬元を募集、之を以て思普鐵道の建設と鑛産の開発とに使用す

ることとなつた。此の思普鐵道といふのは箇碧鐵道の終點石屏を起點として元江、墨江を経て普洱、思茅に達し、將來更に思茅より延長して緬甸若しくは佛領印度支那に通ずる國際鐵道たらしめんとするもの、既に敷設工作に着手したることである。

九、湘桂鐵道 粵漢鐵道の衡陽より桂林、柳州、南寧、龍州を経て廣西省と佛領印度支那との境界に在る鎮南關に達し、滇越鐵道の支線と接続する、全長九百五十杆の路線である。此の建設は左記の四區間に別ちて行はれ、一部別名を以て呼ばれる。

イ、衡陽—桂林間 全長三百六十杆は一九三七年八月支那事變の上海擴大と時を同うして建設準備に着手し、建設費三千六百萬を計上して同年十月起工し、一九三八年十月一日開通、粵漢鐵道と聯絡し、更に粵漢鐵道の株州を経て浙贛鐵道とも聯絡する。

ロ、桂林—柳州間 全長百七十五杆は建設費二千二百七十萬元を計上して一九三八年八月起工し、一九三九年十二月十五日開通した。

ハ、柳州—南寧間 全長二百六十五杆である。

ニ、南寧—鎮南關間 桂越鐵道とも呼び、南寧より龍州を経て鎮南關に至る全長百五十杆、建設費一千二百萬元を計上した。

此の鐵道は廣西省の鎮南關より佛領印度支那に入り諒山を経て河内に達する、南寧—河内間の全長二百五十八杆の一部を成すもの、従つて佛蘭西資本が投入されてゐる。即ち南寧—鎮南關間(支那境域内)の桂越鐵道建設に對して一九三八年四月湘桂鐵道借款一億五千萬法の佛蘭西中法組合公司融資を見てゐる(鐵道投資の部参照)。鐵道建設に先だち建設材料運搬の利便を目標としてその沿線に自動車道路の築造をなし、また鐵道の方も一九三九年五月を以て道床の完成を見、引續き軌條を敷設して一九四〇年秋には完成の豫定であつたといふが、併し支那事變の同地方への擴大に依て阻まれ、完成した部分としては佛領印度支那の敦且より支那の鎮南關に至る間が一九三九年五月四日開通したに止まる。

十、桂黔鐵道 湘黔鐵道を初め川黔鐵道、滇黔鐵道を結ぶ貴州省の貴陽より佛領印度支那に通ずる湘桂鐵道の要衝たる廣西省の柳州に至る全長八百杆の鐵道である。

十一、川鄂鐵道 成渝鐵道の簡陽を起點とし樂至、遂寧、蓬溪、南充、岳池、廣安、渠縣、大竹、梁山、萬縣を経て揚子江を渡り、湖北省の利川に達する全長約八百九杆の路線である。そのうち簡陽—渠縣間約四百七十杆及び分水場—萬縣間約四十五杆は既に開通してゐることである。

重慶政府が支那事變後計畫若しくは完成したる如上西南十一線のうち、戰事の上海擴大後最初の抗戰鐵道と言へば湘桂鐵道の衡桂線である。此の鐵道は既に柳州まで開通してゐるが日本軍の南寧占據以來その價値を失ひ、同じく湘桂鐵道の一部を成す南鎮線(桂越鐵道)も日本軍の佛領印度支那進駐と相俟つてその機能を斷られた。右桂越鐵道は佛蘭西の資本及び資材を注ぎ込まれたものであるが、雲南省の昆明より佛領印度支那の河内と結ぶ滇越鐵道(一九一〇年四月全線開通、佛蘭西の經營鐵道)も同様に日本軍の佛領印度支那進駐に依て重慶政府の抗戰鐵道としての價値を失つた。叙州—昆明間の叙昆鐵道及び昆明より緬甸に通ずる滇緬鐵道は尙ほ局部的な進行状態に在り、成都—重慶間の成渝鐵道は全線の開通を見たが此の兩都市に外部よりの鐵道聯絡が居いてゐない。要するに、以上見て來た西南十一線の新設抗戰鐵道は日本軍の強力な資材補給路の全面的封鎖と相俟ち重慶政府躍起の努力も水泡に歸し、僅かに緬甸線に資材搬入の一縷の望を繋いでゐるが、併し此の方面の鐵道敷設も遅々として進まざる現状に在る。

西南十一線を數ふる抗戰鐵道のほかに支那事變後建設を計畫若しくは完成したるものに庫上、伊烏、寶成、寶蘭、隴新、成同、川陝、川青、川甘の西北九線がある。此のほか連雲港、潼關を結び更に西安を経て寶鷄に延びる隴海鐵